

昭和52年 6 月23日開会
昭和52年 6 月28日閉会

和泉市議会第2回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY

和泉市議会第2回定例会会議録目次

昭和52年6月23日(木曜日)第1日目

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	2頁
○ 開会宣告(午前10時13分)	3頁
○ 永年勤続議員・職員表彰伝達(田中幸一君、松尾千代一君、田中計作君)	3頁
○ 全国議長会の模様報告	4頁
○ 局長就任あいさつ	18頁
○ 会議録署名議員指名(藤原要馬君、赤阪和見君、横田憲治郎君)	18頁
○ 市長開会あいさつ	18頁
○ 会期の決定(6月23日～6月29日 7日間)	19頁
○ 一般質問	
1番に15番 横田 憲治郎 君	20頁
2番に25番 竹内 修一 君	34頁
3番に13番 赤阪 和見 君	43頁
4番に22番 勝部 津喜枝 君	47頁
5番に20番 田中 包治 君	55頁
6番に21番 直村 静二 君	62頁
○ 散会宣告(午後4時50分)	72頁

昭和52年6月24日(金曜日)第2日目

○ 出席議員、欠席議員	73頁
○ 議事説明員、その他	75頁
○ 開会宣告(午前10時19分)	75頁
○ 一般質問	
1番に 2番 天堀 博 君	76頁

2 番に 12 番 藤 原 要 馬 君	88 頁
3 番に 6 番 大 谷 昌 幸 君	100 頁
4 番に 5 番 仁 井 明 君	108 頁
5 番に 3 番 橋 本 佳 行 君	112 頁

○ 散会宣告（午後 2 時 44 分）

昭和 52 年 6 月 27 日（火曜日）第 3 日目

○ 出席議員、欠席議員	117 頁
○ 議事説明員、その他	118 頁
○ 議事日程	119 頁
○ 開会宣告（午前 10 時 35 分）	120 頁
○ 日程第 1. 例月出納検査結果報告（収入役扱昭和 51 年 12 月分）	
○ 日程第 2. " (水道部企業出納員扱昭和 51 年 12 月分)	
○ 日程第 3. " (市立病院企業出納員扱昭和 51 年 12 月分)	
○ 日程第 4. " (収入役扱昭和 52 年 1 月分)	121
○ 日程第 5. " (水道部企業水納員扱昭和 52 年 1 月分)	—
○ 日程第 6. " (市立病院企業出納員扱昭和 52 年 1 月分)	
○ 日程第 7. " (収入役扱昭和 52 年 2 月分)	括
○ 日程第 8. " (水道部企業出納員扱昭和 52 年 2 月分)	}
○ 日程第 9. " (市立病院企業出納員扱昭和 52 年 2 月分)	上
○ 日程第 10. " (収入役扱昭和 52 年 3 月分)	
○ 日程第 11. " (水道部企業出納員扱昭和 52 年 3 月分)	程
○ 日程第 12. " (市立病院企業出納員扱昭和 52 年 3 月分)	
○ 日程第 13. " (収入役扱昭和 51 年 4 月分)	286
○ 日程第 14. " (水道部企業出納員扱昭和 52 年 4 月分)	
○ 日程第 15. " (市立病院企業出納員扱昭和 52 年 4 月分)	
○ 日程第 16. 定期監査（第 2 次分）結果報告）	
○ 日程第 17. 専決処分の承認を求めることについて（和泉市税条例の一部改正）	286 頁

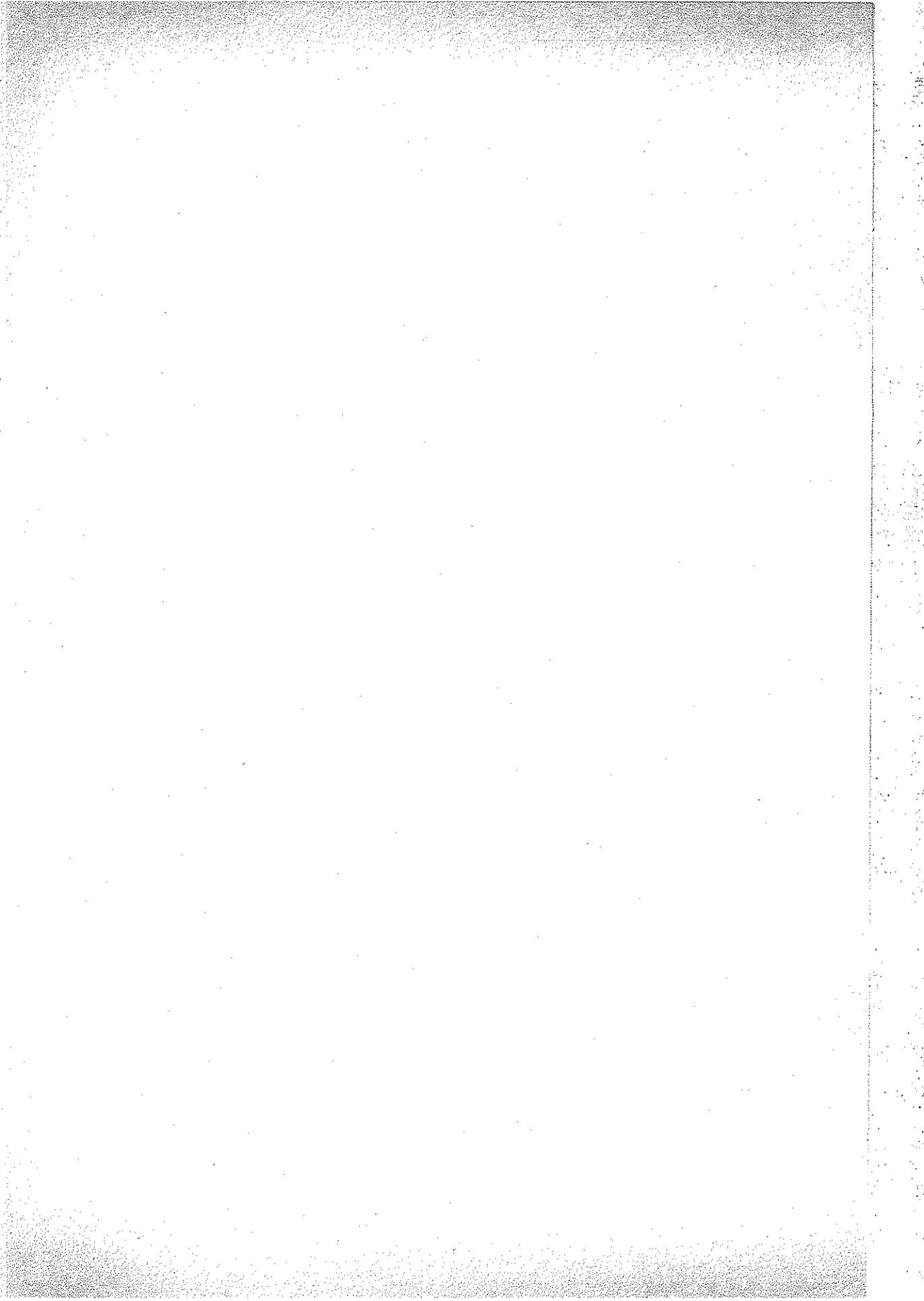
○ 市長閉会あいさつ

574頁

○ 議長閉会あいさつ

575頁

第 1 日



昭和52年6月23日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所に招集した。

出席議員(23名)

1番 寺田 茂君
 2番 天堀 博君
 3番 橋本 佳行君
 5番 仁井 明君
 6番 大谷 昌幸君
 8番 成田 秀益君
 9番 松下 定君
 10番 山口 義一君
 12番 藤原 要馬君
 13番 赤阪 和見君
 15番 横田 憲治郎君

16番 木下 甲子三君
 17番 富山 敏治君
 18番 池辺 秀夫君
 19番 貝淵 博治君
 20番 田中 包治君
 21番 直村 静二君
 22番 勝部 津喜枝君
 23番 三井 正光君
 25番 竹内 修一君
 26番 柳瀬 美樹君
 28番 坂上 國治君
 29番 藤原 利一君

欠席議員(3名)

7番 金沢 勝君
 27番 竹下 義章君

11番 上代 卯之松君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	同和对策部次長	生田 稔
助役	坂口 禮之助	市民部長	内田 繁
収入役	橋本 炳	市民部次長	中西 淳富
参与兼建設部長 事務取扱	中塚 白	福祉事務所長	青木 孝之
市長公室長	西川 喜久	産業衛生部長	山本 俊兼
市長公室次長 兼企画室長	杉本 弘文	産業衛生部次長	富田 宏之
秘書広報課長	竹田 明郎	建設部次長	森 保
財務部長	吉岡 昭男	改良事業部長	林 徳次
財務部次長兼 財政課長事務取扱	麻生 和義	改良事業次長	逢野 一郎
同和对策部長	佐原 行雄	解放総合センター所長 兼総務課長事務取扱	萩本 啓介

職 名	氏 名	職 名	氏 名
土地担当理事兼土地 開発公社事務局長	西川 武雄	教 育 長	葛 城 宗 一
土地担当参事兼土地 開発公社事務局次長	岩 井 益 一	教育次長兼管理部長	広 岡 史 郎
病 院 長	竹 林 淳	教育次長兼指導部長	乾 武 俊
病院事務局長	平 野 誠 蔵	管 理 部 次 長	松 村 吉 堯
病院事務局次長 兼庶務課長	藤 原 光 夫	指 導 部 次 長	橋 本 昭 夫
水 道 部 長	田 中 稔	選挙管理委員会 選挙管理委員会 選挙事務局長	味 谷 日 吉
水 道 部 次 長	福 本 喬 久	監 査 委 員	岸 田 秀 仁
消 防 長	和 田 増 義	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
消防本部次長 兼消防署長	湯 川 行 雄	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向 井 洋
教 育 委 員 長	堀 内 由 延	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※ 各課長級は議案等の説明の為必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長 宇 沢 清
次 長 吉 田 種 義
議 事 係 長 西 垣 宏 高
議 事 係 佐 土 谷 茂 一
議 事 係 山 本 雅 俊

(午前10時13分開議)

- 議長(坂上國治君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところ、御出席賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいまより昭和52年第2回定例会を開会いたします。

会議に入る前に去る5月31日、東京において開催されました第58回全国市議会議長会総会の席上において、永年勤続議員として田中幸一君、松尾千代一君並びに永年勤続職員として田中計作君の三名の方が表彰を受けられましたので、ただいまからその表彰状を記念品とともに贈呈伝達いたしたいと思います。

(表彰状伝達式)

- 議長(坂上國治君) この際、伝達受賞者のあいさつをお願いいたします。

(受賞者代表田中幸一君あいさつ)

受賞者3名を代表いたしまして一言、御礼を申し上げたいと思います。

非常に貴重なる議会の時間を割愛していただきまして、私ども3人のために表彰状の伝達式を行っていただきましたことを心から厚く御礼申し上げます。私どもが長年にわたりまして職務に励ませていただきましたのも、ひとえに議員、理事者の皆様方の絶大なる御協力、御支援、御指導のたまものでございまして、心から厚く御礼申し上げます。

なお、これを機会にこの光栄を心の糧といたしまして今後、本日の表彰を受けましたことを恥ずかしめないよう一生懸命努力いたしたいと存じておりますので、よろしく御指導、御鞭撻のほどを心からお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様、理事者の皆様方のますます御健康で御多幸のほどを市政のために御努力されんことをお祈り申し上げまして、御礼と感謝の言葉といたします。

どうもありがとうございました。

- 議長(坂上國治君) まことに御丁寧なるごあいさつ、ありがとうございます。はなはだ高座より恐縮でございますが、私より議会を代表いたしまして一言、お祝いを申し上げます。

田中幸一、松尾千代一、田中計作3氏、今回の受賞まことにおめでとうでございます。心からお祝いを申し上げます。今後ともいついつまでも御健康で、本市発展のため格段の御助力を賜らんことをお願いいたします。

これをもって伝達式を終わります。ありがとうございました。

- 議長(坂上國治君) なお、全国議長会の模様につきましては印刷物を配布したとおりでありまして、全議案を満場一致で可決いたしましたので、御報告にかえさせていただきます。

第 53 回

定 期 総 会 議 案

昭和52年5月31日

於・日比谷公会堂

全国市議会議長会

会長提出議案第1号

国、地方を通ずる行財政の改革に関する決議

新憲法下における地方自治制度が施行されてから、既に30年を経過し、この間国勢は飛躍的に進展した。これに伴い、行政の内容も拡大し、地方自治の責任分野もまた著しく増高した。この傾向は特に都市において顕著である。

しかるに、これに対応すべき適切な行財政体制が整備されず、常に弥縫策を繰り返したに過ぎない。

今や、国、地方を通ずる行財政の基本的改革を断行することが刻下の急務である。

よって、国はこの際地方自治の原点にかえり、現に国政推進の中核的な役割りを果している都市の位置づけを明確にするとともに、勇断をもってこれが改革を実施すべきである。

以上決議する。

昭和52年5月31日

第53回全国市議会議長会定期総会

会長提出議案第2号

全国市議会議長会会則施行規則一部改正

全国市議会議長会会則施行規則の一部を次の通り改正する。

第10条第1項中

「 (人 口)	(負担金)	(均等割)	(人口割)
35千人未満	168千円	140千円	28千円
35千人以上 50千人未満	198 "	"	58 "
50 " ~ 100 "	222 "	"	82 "
100 " ~ 200 "	304 "	"	164 "
200 " ~ 300 "	469 "	"	329 "
300 " ~ 400 "	633 "	"	493 "
400 " ~ 500 "	798 "	"	658 "
500 " ~ 1,000 "	962 "	"	822 "
1,000 "	1,784 "	"	1,644 "

を

(人 口)	(均等割)	(人口割)	(計)	(負担金)
35千人未満	154,700円	30.100円	184,800円	185,000円
35千人以上 50千人未満	〃	61,900〃	216,600〃	217,000〃
50〃 ~ 100〃	〃	88,400〃	243,100〃	243,000〃
100〃 ~ 200〃	〃	176,800〃	331,500〃	332,000〃
200〃 ~ 300〃	〃	353,600〃	508,300〃	508,000〃
300〃 ~ 400〃	〃	530,400〃	685,100〃	685,000〃
400〃 ~ 500〃	〃	707,200〃	861,900〃	862,000〃
500〃 ~ 1,000〃	〃	884,100〃	1,038,800〃	1,039,000〃
1,000〃	〃	1,788,100〃	1,922,800〃	1,923,000〃

に改める。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から適用する。

部会提出議案第1号

地方財政対策について要望 (近畿部会提出 説明担当 長岡京市)

今日の地方自治体は、重大な財政の危機に直面しており、この現状を打開するために、あらゆる努力を傾注しつづけているが、地方自治体独自では、打開し難しくなっている。

国の昭和52年度地方財政対策では、地方交付税交付金による増額及び建設地方債の増発で、その財源不足に対処しようとしており、前年度と比較すると、この内容はいくぶん改善されてきている。

しかしながら、地方財政計画では、地方交付税の伸びを10.0%にとどめたのに対し、地方税の収入は18.1%もの増加を見込み、さらに地方債の依存度も依然として高い。

この地方財政計画をめやすとしている地方自治体の昭和52年度予算の執行は、多様な行政需要をかかえている今日、財政運営上極めて困難な状況になることが予測される。

よって、国におかれては、地方自治体財政の健全化のため、下記事項について早急に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 地方交付税率を大幅に引き上げること。
2. 基準財政需要額の算定にあたっては、各種補正の割り落しを解消し、改善強化を図ること。
3. 地方債については、全国的な融資機関の設立及び抑制措置の緩和等充実強化を図ること。
4. 超過負担の完全解消とともに、補助金制度の拡充強化等、財政援助措置を講じること。

5. 事業所税の課税団体範囲の拡大等、税制度の充実を図ること。

部会提出議案第2号

地方財政の危機打開について (九州部会提出 説明担当 諫早市)

今や地方財政は、わが国経済の深刻な不況の影響を受け、地方行政の根幹をゆるがす危機に直面している。

この窮状を打開するためには、昨年度実施された資金運用部からの交付税特別会計への借入れ、地方債の増額という一時しのぎの応急措置でなく、抜本的な改善と強力な施策が痛感されるので、特に次の事項の実現を強く要望する。

記

1. 地方交付税率を大幅に引き上げること。
2. 特別交付税の交付時期を繰り上げること。
3. 超過負担の解消については、単価差、数量差、対象差の各面について、実状に則するよう処理すること。
4. 地方債の枠の拡大と貸付条件の改善をはかること。特に、昨年立ち消えになった「地方団体金融公庫」の創設をはかること。
5. 地方独立税源の充実強化について、抜本的な措置を講ずること。
6. 3千億円の所得税減税の上積措置に伴うしわ寄せを地方財政に持ち込むことなく、国において完全に措置すること。
7. 消防自動車等の自動車重量税の免税措置をすること。

部会提出議案第3号

都市税源の拡充強化について要望 (近畿部会提出 説明担当 芦屋市)

わが国経済の変動に伴い、都市財政運営も極めてきびしい状況に直面している。反面、都市が担当する分野即ち住民福祉、環境整備等の行政需要は今後ますます増大する傾向にある。

これら行政需要に対応して行くためには、地方財政を質、量ともに充実しなければ近い将来、破たんを来すことは必至である。

よって国においては、速やかに現行税制を抜本的に改正し、都市税源の拡充強化を図られるよう強く要望する。

記

1. 法人、個人の所得課税の都市への配分割合を拡充強化すること。

2. 高速自動車道に対する個定資産税の非課税措置を廃止すること。
3. 市町村道路目的税源の配分割合を大幅に引き上げ道路目的税源を拡充すること。

部会提出議案第4号

起債・国庫補助金の早期内示について (中国部会提出 説明担当 広島市)

起債及び補助事業の執行にあたっては、地方財政の健全な運営をはかる立場から、起債・国庫補助金の内示があったのち、事業にとりかかることが通例となっている。

しかしながら、この内示時期、特に地方債の内示時期が大幅に遅れるため、工事の着工時期も年度後半となり、多くの事業を次年度へ繰り越さざるをえない状態である。

よって起債・国庫補助金については、できる限り年度当初に内示されるよう要望する。

部会提出議案第5号

地方団体金融公庫(仮称)構想の早期実現について

(関東部会提出 説明担当 足利市)

最近の地方債の動向は、一般財源の低下により、必然的にその依存度が高まり、加えて民間資金のウェイトが高まりつつある。

このときにあたり、地方公共団体にかわって地方債資金を広く住民に公募し、良質な地方債資金を多量に供給し、もって地方財政の安定をはかるための一助となる、いわば地方債の共同融資機関ともいうべき「地方団体金融公庫(仮称)」構想は、まことに時宜を得たものであり、きわめて重要な施策である。

よって国においては、この構想の制度化を早期に実現されるよう、強く要望する。

部会提出議案第6号

豪雪地帯住民に対する税の適正化について (北信越部会提出 説明担当 福井氏)

わが国の国土面積の2分の1以上を占める雪寒地域の中でも、特に豪雪および特別豪雪地帯に居住する住民は、飛躍的發展を遂げた今日の近代社会で、自然環境の相違とはいえ、なお毎年降雪との戦いが繰り返され、大きな損失と苦しみから未だ解放されていない現状である。

特に近年の異常気象は、今冬のような記録的寒波と長期間にわたる豪雪をもたらし、地域住民の日常生活は勿論、地方自治体をはじめ地域の産業経済の全てに大きな損害と悪影響を与え、これまで長い間努力している地域の産業経済の発展を阻害する最大の要因となっているところである。

よって国におかれては、この現状を再認識され豪雪地帯の産業振興と民生安定向上のため、現行「豪雪地帯対策特別措置法」の抜本的強化拡充を図るとともに、これら地域住民の格差是正のため、特に所得税、住民税の特別控除制度の早期創設並びに固定資産税等の評価基準の改正などによる諸税の軽減措置の実現を図られるよう強く要望する。

部会提出議案第7号

国民健康保険税にかかる地方税法の改正について

(北信越部会提出 説明担当 福井市)

譲渡所得金額に対する国民健康保険税の賦課については、例えば公共事業の実施に伴う用地等の補償金も含めて譲渡所得を決定し課税しており、「租税特別措置法」の適用がない。

このことは「税負担の公平」の原則にも反し、かつ公共事業の推進にも支障となる。

よって国におかれては、国民健康保険税の賦課に際し、これら譲渡所得があった場合は「租税特別措置法」を適用し、特別控除後の課税譲渡所得金額によって賦課できるよう「地方税法」の改正を強く要望する。

部会提出議案第8号

工場誘致のための先行取得用地に対する財政援助方について

(中国部会提出 説明担当 倉吉市)

農村地域の自治体の多くは、農村地域工業導入促進法(昭和46年法律第112号)および工業再配置促進法(昭和47年法律第73号)など国の方針に基づいて工場用地の先行取得を行ったところである。

昭和48年秋のオイルショックによる経済不況は、工場の地方進出をはばむ結果となり、広大な土地を抱えた自治体は資金の調達(借換え)と金利の負担に苦慮しており、自治体の財政危機をますます深刻なものとしている。

これが打開のため、国において工場誘致のあっせん資金の融通および利子補給の改善など抜本的な対策を講じられるよう要望する。

部会提出議案第9号

同和对策事業について要望

(近畿部会提出 説明担当 近江八幡市)

同和对策事業特別措置法施行以来、各種施策が総合的に実施されてきたが、今なお多くの問題が山積している。

とりわけ、現在の逼迫した地方財政のもとでは、国の強力な財政的援助がなければ所期の目的を完遂することが困難となってきた。

よって緊急かつ適切に次の措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 同和対策事業として充当した一般財源（人件費を含む）については、すべてを特別交付税において特別な財政需要として算入すること。
2. すべての同和対策事業を国庫補助事業とし、補助単価は実施単価とすること。
又補助率2/3を確保されるとともほ面積制限を撤廃すること。
3. 同和対策事業債及び同和むけ公営住宅、改良事業、住宅債は、すべて特別措置法第10条（元利償還金の基準財政需要額への算入）対象とすること。

部会提出議案第10号

国民健康保険事業の財政健全化について（四国部会提出 説明担当 大洲市）

医療保険制度の中核として、重要な役割りを果たしている国民健康保険事業は、近時年を追って悪化し極度の財政難に直面している。

医療保険制度の抜本的改革は、いまなお進展を見ず、また事務費等の超過負担もいまだ解消されていないため逐年にわたる保険料（税）の増徴と一般財源の繰り入れなどによってかろうじて難局をしのいでいるのが実情である。このままで推移するならば人口の老齢下の拡大等により、医療費の増加にさらに拍車をかけ、今後の事業運営は崩壊の危機にさらされていると断ぜざるを得ません。

政府におかれては、かかる現状を認識され、次の事項について積極的な財政措置及び制度の改善を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 老人医療を国保制度から分離し、別建ての老人医療保険制度とすること。
2. 高額療養費国庫負担制度を早期に確立すること。
3. 財政調整交付金率を引き上げること。
4. 擬制世帯課税廃止にともなう財政措置を講ずること。
5. 保険者事務費を実質全額国庫負担とすること。
6. 国庫負担金、交付金および補助金の交付時期を繰り上げること。

部会提出議案第11号

国民健康保険財政の確立強化について (九州部会提出 説明担当 武雄市)

国民健康保険制度は、制度発足以来わが国の医療保険制度の中核をなし、地域住民の医療確保のため能うかぎりの努力を払ってきた。しかしながら、低所得者層を多くかかえ、財政基盤が脆弱なうえに、老人医療助成及び高額医療費支給制度の実施、また相次ぐ医療費の大幅引き上げ等の財政圧迫により、国民健康保険財政は極度の財政難に陥り、もはや自治体独自では解決しがたい危機に立ちいたっている。

よって、国においては、国民健康保険財政確立強化のため、次の事項を早急に措置されるよう強く要望する。

記

1. 療養給付費国庫負担の定率を50%に引き上げること。
2. 事務費にかかる超過負担の解消をはかること。
3. 財政調整交付金、臨時財政調整交付金を引き上げること。
4. 老人医療無料制度は、国民健康保険制度から分離し、福祉制度として国の責任において実施すること。
5. 高額療養費に対する補助金を負担金に移行し、全額国庫負担とすること。
6. 診療報酬改定による財政への波及分は、全額国庫負担とすること。
7. 第三者行為による医療は、国民健康保険給付の適用から除外するよう制度を改正すること。
8. 健康保険法第14条による認可行政の指導を緩和すること。

部会提出議案第12号

保育所の措置費及び施設の建築単価の引き上げについて

(東北部会提出 説明担当 いわき市)

市民福祉、とりわけ児童福祉の向上を図るための中心的施設として、保育所の整備と運営の改善は極めて重要な課題であります。市の財政負担は年々増高し、超過負担が増大するばかりである。

よって、政府は、市の財政負担の軽減、超過負担の解消を図るため、次の措置を講ずるよう要望する。

記

1. 保育所の措置費を引き上げること。特に現在の国の基準のうち、職員の給与基準については、経験年数によるスライドが少しもなされていないため、給与アップ分だけ年々超過負担となっ

ているので、実情にあった人件費の基準を設定すること。

2. 保育所施設についての補助建築単価を引き上げること。

部会提出議案第13号

水道事業の充実強化について (中国部会提出 説明担当 下関市)

今日、水道事業は生活の多様化、地域開発等に伴い水の需要は逐年増加の一途をたどっている。

水資源の確保、新規水道建設及び水道施設の整備、水質汚濁の防止、水道料金の高騰など多くの当面する問題点を抱えている。

これらを解決するためには巨額の経費を要し、極度に事業経営を圧迫する。

よって、国は次の事項を早急に実現されるよう強く要望する。

記

1. 時代に即した、新しい水道制度を確立するため、水道法を早急に改正し、併せて地方公営企業法等を改正すること。
2. 国は、総合的な計画を樹立し、水資源の確保は国の責任と負担において行うこと。
3. 河川流水の実態に合せた水利権の調整を図ること。
4. 水源開発施設整備費補助については、取水施設及び導水施設を含め、当面補助率4分の3とすること。
5. 水道建設資金における利率の引き下げ及び償還期間の延長を図ること。
6. 簡易水道施設整備費補助率を4分の3に改正すること。

部会提出議案第14号

一般廃棄物処理施設整備事業について (四国部会提出 説明担当 坂出市)

一般廃棄物の処理施設整備は、都市における生活環境保全のための重要かつ緊急を要するものである。特にし尿処理施設の整備は、公共下水道が整備され終末処理が完全に行われるまでの間必要欠くべからざるものであり、次の事項について早急に強力な国の財政措置を講ぜられるよう要望する。

1. 一般廃棄物処理施設整備に対する補助基本額及び補助率を大幅に引き上げるとともに、補助対象を拡大すること。また、施設の改良補修事業についても補助すること。
2. 一般廃棄物処理施設整備に係る周辺環境施設整備地元還元福利施設及び用地費を含め、補助制度を新設すること。
3. し尿処理施設整備事業に係る補助率を公共下水道事業並みにされたい。

部会提出議案第15号

し尿処理施設建設に対する補助制度の改善について

(北信越部会提出 説明担当 長野市)

市民生活環境保全のため、し尿処理施設の整備は必要不可欠の要件である。

しかしながら、今日国の補助制度は新設部分だけを対象とし、補助率は補助基準額の3分の1に過ぎず、大部分の経費は市費負担であり、さらに建設後の整備改修については補助対象でないため、多額の財政負担を余儀なくされている実情にある。

よって国におかれては、補助制度を是正し、補助基準額および補助率の引き上げを図り、また、整備改修等についても補助制度が適用されるよう強く要望する。

部会提出議案第16号

生活保護法による保護の基準級地及び地区別冬季加算額区分の改正について

(東海部会提出 説明担当 高山市)

生活保護においては社会経済情勢に対応して被保護世帯の最低生活を確保するため、基準生活費の級地及び地区別冬季加算など、必要な措置が行われているが、基準生活費の級地については都市化傾向、生活様式の多様化等に伴って地域間格差が著しく縮小の傾向にある。

一方、冬季加算については全体的に一律加算となっているため、地域の実情に即していない。

したがって、次の事項について気象条件等勘案の上、地域の実情に適応した適正な措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 基準生活費の級地の改正
2. 地区別冬季加算額区分の改正

部会提出議案第17号

季節労働者の雇用安定に関する要望について

(北海道部会提出 説明担当 苫小牧市)

昭和49年12月制定された雇用保険法は労働者が失業した場合に必要な給付を行うほか、求職活動を容易ならしめ、労働者の職業の安定を図ることを目的としたものでありますが、雇用保険法による失業者の給付日数は従前より40日も短縮されており、これは北海道の特殊事情を全く考慮しないもので誠に遺憾であります。

北海道は、積雪寒冷地のため冬期間はほとんど仕事がなく、季節労働者は、職のないまま雪に

閉ざされた長い冬を越すのが実態であります。

したがって、北海道労働者の冬期間の生活は誠に深刻なものがあり、雇用の安定と生活保障を要望する声が各地に高まり一刻も放置できません。

よって政府は、北海道の実態をは握し、十分認識されて、次の事項を早急に実施されるよう強く要望いたします。

記

積雪寒冷の長期にわたる北海道の特殊事情を考慮し、季節労働者の失業給付特例一時金を90日分とされるよう法の改正を行うこと。

なお、法の改正までは、冬期間可能な就労対策事業を全額国費をもって行い、季節労働者の生活の安定を図ること。

部会提出議案第18号

教育施設に対する財政援助等の強化について

(関東部会提出 説明担当 黒磯市)

益々複雑で多様化しつつある現在の社会情勢下における教育施設の整備充実は、地方自治体の緊急かつ重要な事業である。特に人口の集中による過密化対策また用地取得の財源対策とも相まって次の事項について特段の措置をされるよう強く要望する。

記

1. 小中学校の校舎及び屋内運動場の建築に当って現行の国庫負担は2分の1となっているが、その他地方債及び一般財源で補っているのが現状である。特に人口集中市町村においては、地方債の借入金が年々増加の一途をたどっており、今後も引き続くことになれば市町村財政は破綻しかねない。

よって早急に国庫負担率を全国一律2分の1から3分の2負担に改善されたい。

なお、建築基準単価についても実情に見合うよう改善されたい。

2. 用地取得費に対する児童生徒急増市町村の特別措置については、基準事業費全額に対する3分の1の補助を確立することとし、また既設校の校地拡張及び借地校地の買収についても、国庫補助起債の対象とされたい。
3. 学校プールについては、環境汚染等により各学校から設置要望が強くなっており、これが建設について現在国庫補助率が3分の1となっているが、現実には建設基準単価が低いこともあり、国庫補助4分の1位にしかならない現状にある。

よって早急に3分の1から2分の1に改善されたい。

4. 学校図書館のもつ機能を十分発揮せしめる為、学校図書館司書を必要とするよう速やかに法改正をされたい。

部会提出議案第19号

漁業専管水域問題に関する要望 (北海道部会提出 説明担当 釧路市)

北方漁場に大きく位存する北海道の水産業はアメリカに続くソ連の200海里漁業水域の設定により壊滅的な打撃を受けている。特に我国最大の漁業基地として国民食糧の供給の上で重要な役割を果たしている本道各都市が受ける影響は図りしれないものがある。よって国は緊急に次の施策を講ずるよう強く要請する。

記

1. 漁業交渉における基本的態度

強力な漁業外交を推進し、我が国固有の権益を守り、北洋漁業の実績を確保すること。

2. 救済対策

漁業及び関連業界の蒙る損失については、早急に国の責任において総合的な補償、救済等の措置を講ずると共に特別立法をもって恒久的な対策を確立すること。

3. 水産業の恒久対策

水産庁を水産省に格上げし、食糧産業としての水産業の位置付けを明確にすると共に新海洋法時代に即応した水産総合基本計画を早朝に樹立し沿岸漁業の振興拡大並びに新漁場の開発等を積極的に推進すること。

4. 水産都市財政対策

水産都市の税等の減収、並びに諸対策費に対する財源措置を講じ、その行財政の安定確保を図ること。

部会提出議案第20号

漁業専管水域設定に伴う漁業実績の確保等について

(東北部会提出 説明担当 八戸市)

漁業専管水域2000カイリの設定は、今や世界の大勢となっており、これが全面的に実施されると、わが国の遠洋漁業は、壊滅的な打撃を蒙ることになる。特に日ソ漁業暫定取り決め並びに漁業交渉が難航し、二度にわたる交渉中断のやむなきに至ったことは、わが国北洋漁業者に危機的衝撃を与えている。

よって、政府においては、漁業経営の安定と食糧政策の見地から次の事項の実現をすみやかに

講ずるよう要望する。

記

1. 強力な外交を展開し、外国の漁業専管水域内におけるこれまでの漁業実績を確保されたい。
2. 外国に対する入漁料は、国において負担するなどの保護制度を確立されたい。
3. 外国漁場から締出される漁船が生ずる場合は、これら漁船経営者、乗組員の転廃業について十分な助成並びに融資の措置を講ずるとともに、締出された漁船によって沿岸、沖合漁船が圧迫を受けることのないよう配慮されたい。
4. 水産加工業をはじめとする水産関連産業についても前記に準ずる措置を講ずること。

部会提出議案第21号

白ろう病対策について

(北海道部会提出 説明担当 北見市)

わが国経済の高度成長政策は、林業にも大きな変革をもたらし、林業の作業工程にも急激な機械化の導入を招きました。その中で、山林労働者は厳しい労働環境となり、特に民間山林労働者の中には、社会保険や退職金制度も適用されていない中で、チェーンソーや刈払機の使用によって振動病（白ろう病）、腰痛症の疾病が何の専門的予防、治療、検診施設のないままにまん延しております。

特に道東地方は北海道でも最大の森林地帯であり、多くの白ろう病認定患者が出ておりますので、一日も早く早期治療の体制確立をされますよう国および道においては次の事項について実現されますよう要望いたします。

記

1. 白ろう病の早期発見のため、専門医による精密検診を無料で実施すること。
2. 治療に対する医療施設の整備
3. 職業病研究センター等に対する助成の強化
4. 振動機械使用制限に対する指導の強化

部会提出議案第22号

下水道事業の整備促進について

(東海部会提出 説明担当 安城市)

水質の汚濁防止を通じ国民の生活環境の改善向上と、集中豪雨等による市街地浸水防止など下水道の果たす役割りは重要で、その整備促進が緊急の課題であります。

幸い国におかれては、昭和51年度を初年度とする第4次下水道整備5カ年計画に基づき事業の促進に力を尽されているところでありますが、地方財政硬直下のおりでもあり、地方自治体の

要求に比してはなはだしく不十分であります。

よって、政府は下記の点について早急に整備促進を図られるよう要望します。

記

1. 第4次下水道整備5カ年計画の完全実施を図ること。
2. 国庫補助金の補助対象枠を拡大し、新規採択箇所の増大を図ること。
3. 地方交付税基準財政需要額の算定における下水道費の増額を図ること。
4. 流域下水道の整備促進を図ること。
5. 地方債の充当率の引き上げ、融資条件の改善並びに充当率の満額を認めること。
5. 水洗便所の融資枠を拡大するとともに貸付額を引き上げること。

部会提出議案第23号

公共下水道事業における市財政負担の軽減について

(九州部会提出 説明担当 宇土市)

公共下水道事業は、都市における基幹的な施設であり、その整備促進が強く要請されているが、莫大な事業費を要し、厳しい経済下にある今日、地方財政にとって大きな負担となっている。

よって、国においては、特に次の事項について早急に措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 全体事業に対する補助対象事業枠の拡大を図るとともに補助率の引き上げを行うこと。
2. 下水道事業に対する地方債枠を拡大し、利率を引き下げ、償還期限を延長すること。
3. 交付税財源の充足交付税率の水準の引き上げをすること。
4. 下水道事業団委託の場合、処理場年度別実施計画を補助の対象とすること。
5. 下水道事業に対し、県費補助の制度を確立すること。

部会提出議案第24号

中小河川の緊急改修整備に関する要望について

(東海部会提出 説明担当 袋井市)

最近における台風や集中豪雨等による激甚な災害は地域の経済や産業の発展と国土保全に深刻な影響を与えている。とくに中小河川の改修の著しい遅れは上流部の開発と相俟って、その災害を著しいものにしており破堤に至らない場合においても、河川水位の上昇により流域河川の排水は不良となり、流域都市の住家は床上、床下浸水を繰返し住宅地域に与えている被害ははかり知れないものがある。

最近の降雨の状況が一時に局所に大量をもたらす傾向からして、その緊急整備は目下の急務である。よって昭和52年度より発足が予定される第5次治水事業5年計画においては災害復旧のみならず中小河川の改修を優先的に取り上げ早急なる改修整備を促進されるよう要望する。

部会提出議案第25号

内水排除対策の充実強化等について (四国部会提出 説明担当 高知市)

近時都市内の用水路、小河川に対する農業サイドの管理行為の後退により、河川のはんらんと生活環境悪化等不安の要因となっている。

特に浸水常襲地帯における内水排除対策は、住民の命とくらしを守っていくため緊急かつ重要課題であるが、巨額の財政負担を要するので、次の事項について早急に措置を講ぜられるよう強く要望する。

1. 単独事業として実施している排水機の新增設に対し公共下水道事業並みの国庫補助等の財政措置を講ずること。
2. 準用河川改修事業費及び国庫補助金を増額し、補助率を大幅に引き上げることともに、普通河川、水路等の改修に対し、国庫補助制度を創設すること。
3. 都市下水道整備事業の事業費、補助額を増額するとともに補助率を8分の2に引き上げ、地方負担は全額起債充当とすること。
4. 激甚災害対策特別緊急整備事業の早期立法化と事業費の大幅増額を図ること。

部会提出議案第26号

新幹線等の早期完成について (東北部会提出 説明担当 盛岡市)

国土の均衡ある発展と地域格差の是正等を図るため、新幹線鉄道や本線複線化の計画に基づきそれぞれ工事が進められておりますが、地域住民は、これが一日も早く完成することを待望しているところである。

これまでの進捗状況をみるに、工事費の削減や未解決の問題等により工事が滞滞していることは極めて憂慮にたえない。

ついで、国土開発の総合的見地からこれらの工事が計画どおり早期に実現するよう要望する。

- 議長（坂上國治君） 次に、4月1日付で前市会事務局長北野丈夫氏の後任の宇沢局長よりごあいさつ申し上げたいという申し出がありましたので、これを許可いたします。

（市会事務局長あいさつ）

- 市会事務局長（宇沢清君） 議会の貴重なるお時間を拝借いたしまして一言、おわびとごあいさつを申し上げたいと存じます。

私、4月1日議会の事務局長として勤めさせていただいたわけですが、何を申し上げましても浅学非才の私でございます。

今後、十分なる議員皆様方の御指導を得なければならないと存じております。

たまたま初めての議会ではございますが、5月23日に急激な腹痛を起こし、個人医師の診断によりまして十二指腸瘍という病に伏し、目下入院中でございますが、医師の診断によりますと、日に日に経過がいい、私自身も経過がよくなっているように思います。今後、十分健康に留意すべく努力し、本議会の運営に事務局長としての任を務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、過日来より議員皆様から過分なるお見舞いをいただきましたことを、この席をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございました。

○

- 議長（坂上國治君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（宇沢清君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは20名でございます。欠席の届け出ある議員さんは上代議員さん1名でございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、20名でございます。

- 議長（坂上國治君） ただいまの報告どおり、出席議員数20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長（坂上國治君） 会議録署名議員を藤原要馬君、赤阪和見君、横田憲治郎君、以上3名をお願いいたします。

○

- 議長（坂上國治君） この際、市長のあいさつを許可します。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 昭和52年第2回定例会の開催に当たり一言。ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席いただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会に御提案申し上げます議案は、昭和52年度一般会計補正予算外1件、専決処分の承認を求める報告4件、その他報告8件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、終わりに当たりまして、ただいま全国議長会より永年議員として表彰を受けられました前田中幸一議員、前松尾千代一議員、また事務局職員田中計作氏には、長年にわたり地方自治進展に御尽瘁賜りました御苦労に対しまして深く敬意を表しますとともに受賞を心からお祝い申し上げます。今後、ますますの御健康と御多幸をお祈り申し上げます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

-
- 議長（坂上國治君） 市長のあいさつが終わりました。

この際、お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき本日より29日までの7日間と決定いたしましたと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日より29日までの7日間と決定いたします。

なお、議場に出席を求めた者の氏名は印刷配布したとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより一般質問に入りますが、質問に入る前に毎回のことながら、理事者に一言お願いを申し上げておきたいと思っております。質問の要点を十分につかんで、明瞭に、誠意ある、的確なる答弁をされるよう御注意を申し上げ、なお、一般質問の要旨の中には、後ほど提案される議案と関連するものがあると思われませんが、これについては、議会運営を円滑に進めていただくためにも、それらについては、議案審議の中において答弁していただくようお願い申し上げます。

-
- 議長（坂上國治君）

それでは15番、横田憲治郎君。

○ 15番(横田憲治郎君) 質問の要旨のみを端的に申し上げますので、誠意のある答弁を要求いたします。

かってない行財政運営にとって厳しい折から、真剣に行政運営に取り組みねばならないときに至っております。その中でもきわめて一日もゆるがせにできない問題として、まず第1点に教育問題について、2、3点お伺いをいたします。通告1番の池上小学校の建設につきましては過年来、懸案になっておりまして、地域千草池を用地の中心としながら、53年度開校を目標に努力せられているところであろうと思いますが、これの進捗状況を次のポイントに従って御報告をいただきたい。

まず、用地確保はどうなっているか。開校目標53年度いつの時点で開校が可能かどうか。年度当初でないとするならば、それまでの過渡的措置をどのように考えているか等々、具体的に御報告をいただいております。

2点目の公立幼稚園建設についてでございますが、これもいまさら申し上げるまでもなく、幼児教育が強く叫ばれて数年来、しかし具体的裏づけのない中で末端自治体が苦慮する問題ではありますけれども、全市公平な行政を期す意味からも、公立幼稚園の均衡のとれた地域配置がぜひ必要でありますし、当教育委員会においても、1校区1幼稚園建設については絶対的な目標として取り組まれているところであろうと思いますが、これらについての具体的なプロセス・プログラムはいかようになっているのか。まず明示をお願いしたいと思っておりますし、第2点としては、特にその中でも人口増加地域、緑ヶ丘・青葉台・さらに黒鳥・芦部、さらに北信太、鶴山台を含めた北信太地域では、地域住民からの強い長年の要求のあるところではありますが、これら三地域についての重点的幼稚園建設への配慮はどのように具体化されているのか、この際、明確に御報告をいただいております。

2点目の環境問題について数点お伺いいたします。まず第1点は、生活道路対策でございますが、本件についても、過年度よりその実情調査を初め、これらが対策について事業部当局において具体的な対策がとられているところであろうと思いますが、この際、具体的に御報告を願っております。

まず、そのポイントの1点としては、生活道路のいわゆる市道認定外道路の生活に要する必要不可欠な、私の権利を含んだ私道からみの生活道路ということでの掌握をどの程度なさっているのか、個所数と、もし掌握されているならば、延長路線等々を明示していただきたい。

さらに、これらが対策についてであります。年次別あるいは当該生活道路の地域住民の利用度あるいは価値感等々を踏まえながらどのような整備を計画されているのか、お伺いしております。

次に、河川ため池等の雨期対策でございますが、いま、梅雨でございます。6月から秋にかけて集中的な台風を中心とした豪雨等も毎年予測される中で、本年もまた老朽ため池の危険箇所等数百カ所に上るこれらのため池、河川対策について、どのように基本的な対策をめぐらしておるのか。

第2点としては、本市域内での危険老朽化ため池あるいは河川の危険箇所が何か所あるのか、この際御報告を願っておきたいと思えます。

3点目の各種予防接種問題でございますが、市民の健康保持のために必要な医療対策の一つとして、法定接種あるいは任意接種等がありますが、まず第1点お伺いしておきますが、任意接種の日本脳炎、これらについては、就学前あるいは小学校生徒等は無料受診の配慮はできないのかどうか。これは予防接種法第23条、施行令第6条で実費徴収ができ得るという定めがあるわけでございますが、本市を取り巻く近隣各市では、ほとんど無料で行っているわけでございますが、本市の場合は300円徴収している。15歳までのこれら対象者に対する軽減措置として何らか具体的な予算措置ができないのかどうか。近隣との格差解消もあわせて検討課題としていくべきだと考えますが、これらに対する見解をお伺いしておきたいと思えます。

さらに、インフルエンザについても同様、これが小学校単位ぐらいでやっているわけですが、これらも実費徴収しているわけですが、これらの軽減措置を図る用意はないのかどうか、あわせて御答弁を願っておきたいと思えます。

さらに、二種混合接種の問題でありますけれども、本年度計画から市民会館一本となったところでありますけれども、市域交通の便あるいは遠隔等々も踏まえまして、何とか中学校区あるいは小学校区の近隣合わせたというような単位で住民が来やすく検診を受けられるような体制にしていくべきではないか。本年度とった措置はいかような理由のもとでとられたのかもあわせて御報告願っておきたいと思えます。

さらに3点目、予防接種に関連して御提案を申し上げておきますが、市民の健康、生命を守るため、あるいは文化的な生活を営むためにも、住民無料検診を積極的に実施する用意はないのかどうか。具体的に一つの提案を申し上げておきたいのは、勤め人の主人、男性はともかく、一家の中心として家庭を支える主婦はなかなか健康診断を受ける機会がないわけですが、発病発見が遅く、闘病生活を長期に余儀なくされるというこれらの家庭の主婦のために、一年に一度の誕生日を一定の基準日としながら、無料検診の市民の健康を守るための配慮をすべきであろうと考えますし、さらに男性とはいえ、零細あるいは自家営業等々で365日通じて健康診断を受け得る機会に乏しい人たちを対象にして、行政主体でもってこれら市民の健康を守るための対策の一環として実施していく計画はないのかどうか、あるいは検討する用意はない

のかどうか、あわせてお聞きしておきたいと思います。

4点目に、環境保安条例制定についてであります。市民の健康を公害から守るため、あるいはまた整備された美しい和泉市の町を保持するためにも、市民の協力を得る中で公害防止あるいは和泉市の美化、またごみの不法投棄、空き地、その他等々の雑草の除去等を踏まえながらの総合的な環境保全条例の制定を長年にわたって提唱し続けてまいっておりますが、これらへの具体的な対処は現在どのようになっているか、御報告いただきたいと思ひます。

3点目の福祉問題であります。これらも長年の懸案であります福祉総合会館の建設、福祉行政のメッカとして、さらに恵まれぬ、行き届かない人たちのために配慮するため福祉総合会館の建設、さらに、昭和20年代に建てられ、そのままになっている母子寮の充実等ともあわせて検討課題となつて久しく経過しておりますが、これらへの具体的な対処の実態をも御報告いただきたいと思ひます。

最後に、各種民生給付の拡充についてでありますけれども、本年度当初に見る限りでは、泉大津、高石、岸和田の本市を取り巻く近隣各市との格差がはなはだ激しいのであります。まず敬老祝金あるいは寝たきり老人の見舞い金、身体障害者(児)、精薄者(児)等々に対する給付がおしなべて50%台であることは、まことに憂慮にたえないのであります。したがって、具体的には再質問等で申し上げねばなりませんでしたが申し上げますけれども、物価高騰のしわ寄せをもらにかぶるこれら弱い人たちのために、厳しい財政運営の中ではあります。何がしかの何とかの温かい思いやりのある施策が待望されるわけでありまして、これらへの配慮について、市長初め市民部長等の誠意ある御答弁を要求いたしまして、再質問の権利を留保して要旨通告を終わります。

○ 議長(坂上國治君) 理事者答弁。

○ 教育次長(広岡史郎君) ただいま御質問いただきました教育問題の2点について御回答申し上げます。

まず、池上小学校の用地取得の状況でございます。(仮称)池上小学校の建設に当たりましては、千草池を含める九筆、15,674平米を学校敷地と定めまして、これの取得に努めてきたわけでありまして。千草池9,008平米につきましては、泉大津市を含む6町会並びに水利権者の皆様方の御理解と御協力を得まして3月29日、部落共有地処分の御議決を得たのち、3月末日に契約を締結し、4月21日、先行取得いたしました土地開発公社の方へ所有権の移転登記を完了しております。

千草池分を除く周辺地に七筆ございまして、これの面積は6,594平米で、そのうちの二筆1,890平米は昨年12月、契約が完了し、本年3月10日、所有権移転登記を完了しており

ます。

現状から見ますと、計画用地のうちすでに取得が完了しておりますのは四筆、10,970平米でございます。全体計画のすでに70%を確保いたしましたということでございます。

しかし、未確保地区は五筆ございまして、4,704平米でございます。

未確保地については、土地所有者の方たちの御協力を得たく再三、依頼にあがっております。申し上げるまでもなく、それぞれ土地の所有者にはいろんな家庭の事情もございまして、用地買収交渉が難航しているというのが現状でございます。端的に申し上げまして、売買単価の折れ合いがつかないというものでございます。御指摘でございますように、こと教育の問題で緊急を要する問題でございます。周辺地の未買収地につきましては、一刻も早く市の方で取得できるよう一定の手はずを整え、方針を立てて近くそれを明確にし、御協力をいただくように取り組んでまいりたいと思います。着々その準備を進めております。

第2点の池上小学校にまつわる問題で、53年度いつの時点で開校できるのか、また、年度途中の開校ならばいかに対処するかという御質問でございます。一刻も早く周辺地を含め、全体計画の全面積を取得するのが課題でございます。しかし、取得しても遺跡地の確認、試掘調査がございまして、用水路の改修工事、池の埋め立て等々いろんな事業がございまして、これらを早急に手がけまして52年度中に建設にかかれるように、53年度の繰り越し事業の形となる、最悪の場合でも53年度単年度事業の形で取り組んでまいりたいと思うわけでございます。

したがって、黒鳥小学校の分離も伯太小学校の中でプレハブ等を建設して分離したという経験もございまして、今回、池上小学校の校区には富秋町も含まれ、信太小学校の一部も編入し、いわゆる阪和線以西の住宅建設等に伴う児童増の発生に対処する中で取り組んでおりますので、分校を設置する場合、伯太小学校一校にまとめるとか、信太小学校一校にまとめるとかの難問題が生じてまいります。願わくば、54年4月1日の開校に取り組ませていただきたいとお願い申し上げるものでございます。

次に、公立幼稚園建設の御質問でございます。具体的には建設プログラムを持っているのかどうか。そのほか3校区3地区にどのような幼稚園建設を考えているのかということでございます。

幼稚園は御承知のように、就学前の幼児教育の重要性にかんがみまして、公立として建設、運営してまいっております。御指摘のように、一校区一幼稚園計画をすでに立てており、昭和47年以降これに向かって実施してまいっております。

御指摘のありました緑ヶ丘・青葉台・黒鳥・芦部・信太・鶴山台の中での取り組みでございまして、緑ヶ丘・青葉台につきましては、民間いわゆる私学幼稚園の設立を助成してそれに就園

していただくそういう計画を持っております。公立では全く考えておりません。

芦部・黒鳥校区でございますが、黒鳥校区は御承知のように公立の保育園、私学の幼稚園建設がございません。芦部についても私学幼稚園建設はなく、一園の公立保育所でございます。現在黒鳥の5歳幼児は伯太幼稚園へ就園しております。この伯太幼稚園は定員200名でございます。現在、236名の5歳園児が就園しております、その中で黒鳥の園児が75名就園しております。他に黒鳥の園児で私学幼稚園へ就園している事も3、40名あるように聞いております。ここから黒鳥だけを考えても、120名の5歳園児があるというように判断され、それに加えて芦部の校区問題がございます。

それから、鶴山台・信太の問題でございますけれども、鶴山台南北小学校、いわゆる鶴山台団地の中には、公立の幼稚園は設置しないということが基本方針でございます。鶴山台団地の日本住宅公団の進出に伴う事前協議の中で公立幼稚園は設置はしない、民間幼稚園の二園でもって対処していくんだという協議確認が整っておりますので、現段階では、鶴山台南北小学校区内に公立幼稚園は設置しないという基本方針は変わりございません。信太を含めて大きく信太中学校区ということになれば、いろいろと研究すべき問題が多々あると感じております。

これらの三校区の中で優先すべきは黒鳥・芦部というように考えており、次いで信太中学校区にぜひ一園建設したいと考えております。しかし、一園公立幼稚園を建設するに当たっても、定員120名と定めましても、建設事業費、備品整備費等々に約1億近い経費を必要とします。現下の財政事情から、財政再建に取り組む市政の中で、教育委員会は理想を掲げており、年末のビジョンを立てて取り組むべきであります。市全職員を挙げて財政再建に努力すべきであるという問題もありまして、その兼ね合いの中でぜひ建設したいという苦慮がございます。財政好転の暁にはぜひとも早急に建てていく計画もあわせて考えてはおりますが、現時点では、いつどこでどういうふうにやるかということは答えられないというのが現実でございます。どうぞよろしく願いいたします。

- 15番(横田憲治郎君) まず、池小の問題でございますが、いわゆる第2回定例会冒頭の一般質問でございますが、当初までは53年をあくまでも開校目標としておりましたが、いまの管理部長の答弁では54年、いわゆる後退としか受け取りようがないわけです。用地取得、その他でいろいろ相手さんのあることで御苦労なさってることはよくわかるし、それなりに多とするわけです。しかし、これは相手があって暇いってるさかいに遅くなってもええんやという考え方の発想ではちょっと困ると思います。やはり53年開校を目標にという設定をしているわけですから、いろんな諸般の情勢の中で当初開校は無理としても、1カ月でも、1学期でも早く開校しなければならぬんだという立場を堅持しながらやはり対処していただきたい。その結果の中でや

むを得ない場合はいたし方ないとしても結果論であって、それを想定して用地買収、その他に対する対処というのは、私はちょっと精神論を云々するつもりはさらさらありませんが、53年開校という教育委員会の当初の看板をおろすことを鮮明にされたと確認せざるを得ないわけです。その点、大変なことはよくわかります。理解もいたします。しかし、せめて53年2学期開校を目標に、母体がいろいろ分かれておりますし、むずかしいことはよくわかりますが、もう一度その辺確認させていただきませんか。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

いま次長からお答え申し上げましたのは、御承知の遺跡調査を含め、あるいはまた御審議をいただき、確定願わなければならんと予定する校区が2校区にまたがる。したがって、当然年度途中の開校は無理であろうという考え方でお答え申し上げたと思います。

はっきり申し上げまして、実際千草池を中心として周辺の用買に毎日取り組んでるわけですが、実は、千草池の処分をめくりまして、町会、水利権者の協力御議決をいただき、すでに所有権を移転しながら、水利権者の中で個人用地その価格の問題とからめて、池代の代金も収受願えないという難問題が起きてるわけでございます。せめて池敷だけでも明確に受け取ってもらい、境界明示に立ち合ってもらい、用排水路問題についても意見を聴するならば、直ちに工事に着工すれば53年度開校が目安がつく、あわせて周辺校の急増にも対処できるという考え方で取り組んでるのでございますが、実際は、池敷も所有権の移転登記をしながら代金を受け取ってもらえない、受け取らない、自分の思惑用地の価格とからんで受け取らんというような紛争が起こっておるのでございます。町会等も非常に熱意を持って日夜御協力いただいているのですが、その目安もつかない時点で現在、見通しの立たないことを明確に申し上げたと思います。

しかし、お説至極ごもっともでございまして、周辺の伯太小学校にしても来年度、どうしても教室不足を来すような現実の中で、あくまでも53年開校を基本的な見通しとして鋭意取り組んでまいりたい、かように考えるんでございます。

○ 15番（横田憲治郎君） これ以上申し上げませんが、大変な事情があるということは内容的には理解してるつもりでございますので、当初目標にのっとってひとつ最善を尽くして下さることを要望しておきます。

それから、幼稚園問題ですが、47年以降、一校区一幼稚園を何とかということで取り組んでいただいている。50、51年は停滞してるという状況の中で今後の計画をお伺いしたのですが、結論的には計画という計画は持っていない。ただ、御指摘申し上げた3地域については、このような考え方だということを報告していただいたにとどまったわけですが、一応、その中

で再度確認をしておきたいと思いますが、芦部、黒鳥については公立の必要性を管理部長、お認めになったという答弁と確認してよろしいですね。これが建設のためには、具体的な目標年次あるいは建設に必要な準備等々、その辺はいかがでございますか。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

御指摘の校区もさることながら、基本的な考え方としては、せめて5歳児だけでも、当初計画から後退するようでございますが、公立化したい、これが基本的な考え方でございます。

しかしその中で、当然新住市街地等については、当初計画どおり運営したい。すなわち公私立の競合という問題も避けなければならないであろう。なお、保育所の現状等を考えるとき、いま、次長からお答え申し上げた芦部、黒鳥等の状態は、3、4、5歳児の措置児だけで保育所がいっぱいになっておる事情等を勘案いたしまして、しかも、小学校に併設が可能かどうかを基本として考え、促進してまいりたい、かようは考えるんでございます。当然、用地を確保して積極的に対処することが基本的な理想ではございますが、財政の現実の上に立って、行財政計画とあわせて具体化を図っていきたい。かように考えるんでございます。

○ 15番（横田憲治郎君） 財政運営と相まってということはいやうわかりますが、教育委員会の主体性を問うてるわけでございます。細くなるので端折ってまいりたいと思いますが、黒鳥の件については、そのようなことで結構です。

全体的には公私立のバランスというか、既設の私立が現実にあるわけですから、これは当然よく理解できます。それとともに、やはり全市域均衡のとれた幼稚園の配置というものも当然のことだと思ふんです。そう意味から、私は教育委員会の主体性あるプログラムを当然立てなければならぬと思います。

これ以上は詰めませんけれども、そういう点を申し上げながら、さらに緑ヶ丘・青葉台・鶴山台、これは公団との当初のセッティング、協議があるので、ということでは、私は教育行政の一環としての幼児教育に対するとらえ方としては主体性がないと思う。鶴山台小学校南北二つだけで永久的にいけないんでしょう。さらにまた、鶴山台団地を取り巻く周辺の住宅造成等々、これは大変なものです。これに対する公立の配慮も、いみじくも管理部長がおっしゃいましたが、信太中学校区単位で考えなければならない。管理部長が言われたので申し上げるわけじゃありませんが、他の地域も同様、全体的な均衡の中で、人口増加に対処して教育委員会の主体性の中での配慮が当然なされてしかるべきじゃないかと思ふ。だからといって、財政の問題もありますので、よく理解もしながらの質問でございますので、むちゃを言ってるつもりではおまへんで、もう一度だけこの件について答弁いただいて終わりたいと思ふ。

既存の考え方を払拭する中で公私立の配置という立場から、主体性のある公立幼稚園の均衡

のとれた全市的な配置を練り直す必要がないのかどうか。

- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

御指摘ごもっともでございます。公団との協議で新住市街地云々と申し上げましたが、それは本市の都市計画事業として新住開発法に基づく基本構想の中では、当初から新住市街地については私学に依存するという方針を公共投資事業計画の中に明確にされてると申し上げました。

しかしお説のとおり、当然幼児教育の今日過熱化と申しますか、非常に保護者の期待する中では、その機会均等の保障の上に立って考えなければならぬということも重々わかるのでございます。一方また、府サイドにおいても、私学の幼児教育振興策として、府企画部私学課において取り組んでいる中では、地域の実態等の距離、幼児の発生数等を基本にした公私立の競合ということも協議の中で明確にする、競合を避けるという事も明確にされてるわけでございまして、お説の趣旨を踏まえながら主体性のある考え方についても明確にしていまいりたい、今後、計画、運営に当たってまいりたい、かよう考えるのでございます。

- 議長（坂上國治君） 次の答弁。

- 参与（中塚白君） 第2点の生活道路と河川、ため池の問題について、私から総括的にお答え申し上げます。

まず、第1点の生活道路でございますが、本件につきましては、早くからいろいろ問題点を指摘され、わが方もこの趣旨を受けて一応の調査はやってございます。まず、延長から申し上げますと、現在の調査結果では、道路位置指定に基づく道路延長が一万6千、全部私権が介在しております。

まず、これの特に生活道路ということでございますので、端的にお答えを申し上げますと、必ずしも道路だけの措置ではいかなない関係が多分にあります。排水問題も含めまして、これを一挙に解決することは非常に財政的な問題もございます。また、私権の介在する問題もございます。しかしながら、現状の行政から考えて何らかの措置をしなければならないことは重々承知しておりますが、本件につきましては前回の議会でお答え申し上げましたように、少なくとも、ある程度応分の御負担を仰がないと決してできるものではございません。一応、所属の委員会を通じて私の方の素案を御提案申し上げ、御論議をお願い申し上げたい、かように存じます。

以上、御質問の内容といささか異にするわけですが、その時点でいるんな御意見を承った上で今後の措置をやっていきたい、かように存じます。

それから、雨季を控えました河川、ため池等の対策でございますけれども、ため池の個所数等につきましては後で所管部長からお答え申し上げるとして、全般的な対策としては、特に河

川の場合、いわゆる2級河川が松尾川と横尾川の2川ございます。これは府の管理が未解決の分もございますが、ほぼ改修が完了してございます。

なお、私どもの準用河川、普通河川につきましては、一部東松尾川については改修工事をやっております。

ただ、雨期対策では、河川よりもむしろ排水路が問題になるのでございます。この排水路のはんらんに伴う浸水が私の方の一番の難点でございます。これにつきましては、少なくとも一挙に全水路を改修することは到底不可能でございまして、現実的には、いわゆる重点的に危険箇所について改修なり、応急の措置を講じてございます。

以上、簡単でございますけれども、2点の問題についてのお答えといたします。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） お答え申し上げます。

先ほど、中塚参与から雨期対策の関係の中での危険ため池の数につきまして御報告申し上げます。

現在、市内には600からの池がありますが、約1万トン級の貯水量を持つため池での危険箇所が約22カ所、われわれの現地調査で把握しております。

次に、各種予防接種の関係につきまして御説明申し上げます。日本脳炎、インフルにつきましては、昨年までは無料で実施してきたものでございますが、本年に至りまして、予防接種法の23条、施行令6条の関係の中で、住民の方々にも一部、財政事情勘案の中で御負担、御協力をお願いしたいということになったのが現状でございます。これらの無料化につきましては、われわれもよく御意見はわかるわけですが、現状の財政事情を御賢察いただきまして御協力のほどをお願い申し上げたい、かように存じます。

それから、二種混合関係につきましては、御承知のとおり、ジフテリア、破傷風、これらを二種混合ワクチンでやっていくわけでございます。御存知かと思いますが、昨年、予防接種法の一部改正がございまして、これらの予防接種の対象となる乳幼児が生後3カ月から24カ月までとなっておったのが、24カ月から48カ月ということに変更されたわけでございます。今年度に至りましては、以前の対象者でお子さんの御都合、体のぐあい等で受けられなかった方が本年は出てくる、こういう関係で人員にして推定約300人弱と見ておりますので、諸般の事情の中で本年に限り、この会場を市民会館ということにセットした次第でございます。

なお、次の住民の健康診断の関係でございますが、特に御婦人の健康管理についての御意見をいただいております。現在のところ、市主体での健康管理、健康診断はいたしておりませんが、御存知のとおり、大阪府の段階において子宮ガン検診を保健所で実施され、市もこの経費の一部を負担している。さらには、胃集団検診、結核検診等の問題につきましては、御希望に

よりまして、本市の事業として取り組んでるのが現状でございます。よろしく願い申し上げたいと思います。

それから、生活環境条例の制定問題についての御意見でございますが、本件につきましては御存知のとおり、これらの条例の内容等をいろいろわれわれも考えてるわけですが、相当幅の広い範囲にわたったものでなければその効果が上がらないという面もございます。

片や、これらの条例を制定した暁のことではございますが、これらの実行のためには人材、予算的な面等も並行して考えていかなければなりませんので、今後、御趣旨を体して十分検討してまいりたい、かように考えますので、よろしく願い申し上げます。

○ 15番(横田憲治郎君) 簡単に再質問いたします。

生活道路につきましては、当該委員会を中心にして御協議いただいて結構かと思いますが、基本的には、いままで利権のからんでる私道も生活道路という現実的な位置づけの中で、定期的な維持管理を行政でやっているとどこも何か所かあると思うんです。私は、それがいけないとか言ってませんが、そういうことを願っていながらできていないところという格差というか、否めない現実としてあるわけです。だから、一律にというわけにはいかんと思いますが、委員会に諮ってお決め願うのは結構ですが、素案云々という、むずかしい問題なので何年か経過してることはよくわかりますが、当該委員会を中心に積極的に御努力を願うようお願いしておきます。

ため池で22カ所の危険箇所があるという対処の仕方、対策の答弁がなかったのですが、それは後でちょっと教えてください。

それと、予防接種問題ですが、特に日脳の対象者が15歳、いわゆる義務教育終了前の対象者、これは乳児あるいは小学校、中学校というランクの中で幾ばくかの軽減措置など、私は検討に値するのではないかと。財政事情云々の答弁はよくわかるのですが、こっちもそれを踏まえた上です。1回300円、1回で済むのと違います。2回、3回やらんといかんわけです。特に就学前については一定の減額を図る、あるいは小学校、家庭の中でも2人、3人、4人と複数でお子たちを持つてる方もあると思います。そういう内容的な配慮の中で、軽減措置を図れないものかどうか。近隣各市の実態もありますが、そういう格差面から考えても、一律にいままで無料のやつをパッと上げたということではなく、やはりきめ細かい配慮があってしかるべきではないかと要望しておきますので、慎重にひとつ検討してください。

それと、混合二種はもうあきまへんのか、対象者が300人、本当ですか。今度は4歳までいくんですね。それで漏れてるのが300人ですか。もうちょっと具体的に教えてもらわんと理解しがたいので……。

それと、結核なり胃の検診等々もやってくれておりますが、どうも毎月の広報の中でしか市民には知らされておられません。具体的に何人ぐらい胃、結核検診を受診されてるのか。PR不足が多いのではないかと。私が提案する立場では、家庭の主婦等自家営業の方々の健康管理を完備するためにも、市が一定の主体性のある住民検診を打ち立てる中でたとえば誕生日を中心とした前後一週間の間に一年に一遍、健康管理のために積極的に受けてくださいという配慮、対策が必要ではないかと申し上げましたが、その点についてもう少し答弁してもらいたいと思います。

それと環境保安条例、幅広いさかいに云々とぼやかしてしまいましたが、後の質問通告にもたくさん出てますが、駅前自転車置き場問題等、行政サイドで自分たちの立場をきちんとなしければ、条例をつかって、まず自分で自分のけつを叩かないかとなるかもしれません。やはり行政の主体性の中で積極的に取り組んでもらいたい。長年、部長を中心に検討もしていただいている懸案だと思いますので、年度内を目標に実現できる方向で要望しておきたいと思います。ちょっと2、3点申し上げたことを先に答弁してください。

- 産業衛生部長（山本俊兼君） 22カ所の危険ため池の具体的な対策につきまして再度、御説明を申し上げます。

本件につきましては、過日も大阪府、和泉市ともども危険ため池の調査をしております。まず、具体的な対策といたしましては、事前にそれを把握し、大雨の直前、注意報といった状況等によりまして、まず、現地の水位の確認、余水吐の調整など具体的にやっております。

なお、これらのため池の管理者、水利権者にも常々機会あるごとにこれらの現状の管理、通報等についても関係をとるよう御協力をお願いしていきたいと思っております。

次に、予防接種の二種混合の関係でございますが、現在の法律では24カ月から48カ月、以前は3カ月から24カ月ということで、仮に該当者が全部受診されておったとするならば、実は、本年度はないということになるわけでありまして。しかし、先ほど申し上げましたように、子供さんの発熱、また家庭の御事情等によりまして漏れた方が今年を対象になってくる。具体的に申しますと、そういう内容でございます。そういうことから、1年間の出生人口が約2千人と見て、過去の実施してきた手だて等を勘案の中で、今年は約300人程度の該当者しか受けられないだろうと推定しておるものでございます。

それから、住民検診の関係につきましては、非常にPR不足であるという御指摘をいただいております。ごもっともな御意見だと思います。今後、これについても十分住民の方々が一人でも多く受診をしていただけるように、われわれも十分努めてまいりたいと考えております。

- 15番（横田憲治郎君） 危険箇所22カ所、水位の確認、管理者との提携等という答弁が

ありましたが、集中的な何百ミリという大雨が降ってからは遅いわけです。その2カ所と
いっても一定じゃなく、やはり住宅に近隣しているため池もあります。だから、具体的な手だ
てを強力に推進していただくようお願いするとともに、特に管理者との提携と言いますが、
水利組合、管理者と言っても、大変な管理能力の問題が現実異なっていると思います。公費、
その他の負担問題等々は別の機会に譲りますが、現実には管理能力が問題で、事故が起こつて
からどうしようもなかったでは後の祭です。2カ所わかっているんですから、ここからは絶対
に事故を出さないよう、具体的に応分の対策を施していただきたいことを強く特に要求しておきます。

それから確認ですが、二種混合は今年だけ落ちこぼれという点を確認していいんですね。有
料は検討していただけるということも確認していいですね。

- 産業衛生部長（山本俊兼君） はい。
- 議長（坂上國治君） 次。
- 福祉事務所長（青木孝之君） お答え申し上げます。

第1点目の福祉総合会館の建設につきましては、御指摘を賜りましたとおり、社会福祉、そ
の他地域住民の生活の維持向上の場として、その必要性は十分理解しておりますが、何分府、
国の補助対象額が低く、今日の財政危機の中での建設は非常に困難でございまして、今後、十
分その趣旨を踏まえまして、これらの制度強化と相まちまして、財政事情好転の中で積極的に
取り組んでいきたいと考えております。

次の母子寮の改廃につきましては、現行母子寮は三世帯を措置しておりますが、その増改築
は十分承知しておりますが、現段階での改廃は考えておりません。今後、財政事情並びに福祉
総合会館の動向を見きわめながら検討していきたいと存じております。

第2点目の各種民生給付の拡充については、御指摘を賜りましたとおり、本市の各種給付額
は、阪南各市と比較して最も低いお粗末なものでございます。受けられる方々に対しましては
まことに申しわけないと存じておりますが、何分財政事情から現状維持が精いっぱいではない
かと考えております。財政好転の時期におきまして十分考慮していきたい、かように存じてお
りますので、よろしくお願い申し上げます。

- 15番（横田憲治郎君） 福祉総合会館あるいは母子寮を一つにまとめて書いたんですが、
やはり時代が変ってますし、母子寮という立場もさることながら、やはり福祉住宅という方向
で、私は、母子寮は全然なくするというのではなくても、恵まれない人たちに対する福祉住
宅というものを建設していく。特に今回、府営住宅建設が予想せられる中で、やはりきめ細か
く府当局に対処すべきであろうと思うし、これらが福祉行政のメッカとしその福祉総合会館の
建設についても、母子寮を充実する方向での財源捻出措置もあわせて検討していただきたい。

金のないときですから、金がないからあかん、できんということでは何も話はできません。やはりその中で苦肉の策というか、努力が一番顕著に出るのが、こういう行財政運営の厳しいときにこそあると思いますし、国、府に対する補助の強力な取りつけもあわせながら進めていただきたい。かつての総合会館構想の一環として張りついているんじゃないかと承知はしてらんですが、その点も含めていかがでございませうか。企画あたりで計画があるのと違いますか。

○ 企画課長（大塚孝之君） 御質問のとおり、2年ほど前に大阪府の供給公社とのいろんな折衝の中で、市議会開発委員会の御尽力をいただきました約4千平米の土地が目の前にできております。その中の構想を発表させていただいた段階では、体育館あるいは図書館、勤労青少年センター、そして福祉総合会館の構想もその中には含まれてございます。当時の構想の実現に当たりましては、やはり国、府の財源措置が取りやすいところから、と言うと語弊がございませうが、できるだけ高率の補助がつく分から事業化していくというお答えを申し上げたと記憶しておる次第でございます。

○ 15番（横田憲治郎君） そのようなことで市長も先刻承知だと思いますが、ひとつ実現できるように努力を強く要望しておきます。

それから、最後の各種給付の問題、市長、助役も承知していただいているとは思いますが。たとえば65歳以上のお年寄りが、岸和田や大津に親戚があったら、そこへ住民登録を移して行った方が小遣いをよけいもらえる。これは悲しいことだと思う。いかに貧しくとも、私はお年寄りをいたわるために、あるいはまた身障者、精薄の人々を心から少しでも援助するために、近隣との格差は他のことで多少はあったとしても、こらいう恵まれぬ方々あるいは御老人に対する施策については格差をなくす方向で努力を願いたい。特にそれが顕著になってきてるんです。当初から予算委員会を通しても一定の論議があり、私たちもわかってます。しかし、財政厳しい折から、今回の予算でも待望しながら期待もしておったわけでございます。

たとえば詳しいことは言いたくおまへんけど、敬老祝金では、和泉市が77歳以上で一律5千円、お隣りの岸和田へ行くと8千8百円、金額ですべてが決まらないかもしれませんが、84歳から87歳は1万2千100円、88歳以上で少ないとは思いますが1万7千6百円ある。長生きしても、和泉市でおったら3分の1以下になる。これはやはり身体障害者についても同様の給付実態の現実があるわけです。金を上げるだけで温かいとか冷たいかは言えない面もあるかもしれません。しかし、やはりメインになっていくと思います。これに対する具体的な措置は、いろいろと今度補助金精査で問題もありませんが、何とか配慮してもらわなければなりません。身体障害者の1、2級についても、お隣りの泉大津では20歳未満については、

2万9千円、和泉市では一級だけ1万5千円、50%以下、全体を通ずると大きな格差になってしまう。これは市長、ひとつ今日の質問で一遍も答弁してもらってないので、この件については通り一遍、観念論ではなく、肝の入った考え方をしてもらいたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君）お答え申し上げたいと存じます。

非常に未曾有の財政難の中で思うようにならざる点御指摘いただき、本当に肝に銘ずるわけでございます。何とか市民皆さんの御理解挙げての御協力の中で財政再建に取り組んでるわけございまして、各種補欠金等についても精査をし、御提案を申し上げてる議会の中で、非常に厳しい財政実態にあることは、議員さん御理解のとおりでございます。やはり恵まれない人々に対する思いやりのある行政、おっしゃるように、財政が幾ら厳しくとも、やはりもっと誠意も配慮がなされるべきではないかとの御指摘は肝に銘じます。

ただ、財政実態の中でどう対処していくか、あるいは精神論を申し上げるわけではありませんが、金銭だけの配慮じゃなく、創意と工夫をこらし、当然行政としてはいろいろめぐらしかねばならん問題もあろうかと思えます。世の中のために働いてこられたお年寄りに対する処遇は非常にむずかしい課題でございまして、何とか理事者としても意を体して努力検討させていただきます、このように思います。

よろしく願いを申し上げます。

○ 15番（横田憲治郎君）この表を一遍見てください、市長。見舞い金にしても、財政厳しい泉南や堺市でも、寝たきり老人の見舞い金1万円と1万1千円と出てるんです。うちは2千6百円、高石8千円、岸和田7千2百円、貝塚8千円、羅列して申し上げたら切りがないので言いませんが、幾ら家貧しくても子供にひもじい思いをさせたくない。また、不自由な体の子供はよけいふびんというのが人情だと思います。財政が厳しいから福祉はしんぼうしてもらわなしょうまへんという論理は通してほしくないと思います。

だから、いろいろと全体的な精査の中で、恵まれない人々には十分とはいかんが配慮するんだという姿勢が伺える検討をお願いしたい。いま、6月議会で議案が提案されようとしておりますので、時間的にも、物理的にも残念ですがしょうがないとして、10月補正を目指して検討の上、一定のそういう方向での結論を出すんだということで、その検討の内容も確認させていただくということで終わらせていただいてよろしゅうございますか。よう考えたっくたはれや。ややこしい言い方かしりませんが、ほんまでっせ。10月の宿題として残させていた

だきまして、以上で終わります。

(議長退席 副議長着席)

○ 副議長(木下甲子三君) 次に35番、竹内修一君。

○ 25番(竹内修一君) ただいまから一般質問を行います。

まず、市政の基本姿勢について。最近、多くの市民さんから、池田市長さんが誕生してはや一年半たつが、公約並びに折にふれて市長さんのお話を聞き、大いなる期待感を寄せているが、数多くの提案事項のほとんどが未解決のまま放置されているが、どこに原因があるのであるのかという質問を受けます。先ほど、横田議員さんの質疑応答の間に出てきました。どこの近隣都市においても、特に泉佐野市においても財政難は御存知のとおりであります。あのように措置されておる。財政難のみで済まされない要因があると思われまます。市長さんは的確な指針を示して、真剣に市民要望実現に努力しておられるのか。ベテランの助役参与がこれを受けて懸命に処理に当たっているとすれば、かなりの懸案事項が処理されねばならないと思ひますが、具体例は幾らでもあるわけです。横田議員さんのときに出てきましたが、何ぼ言っても無理だと思われる節もあますけれども、やはり私は池田市長に期待したいと思ひますので、質問をしていきます。

昨年12月13日に、4年間も空ゆ家の団地外科診療所について善処するよう要望しましたが、何ら改善されておらない。また、昨夜は数名私の家へ押し寄せてきて、「歯医者さんは診療を拒否していいのですか」と、これも前々からこういう問題について課長にも申し上げておったわけです。歯医者があってもやはり診療拒否という問題が起きておりましたが、3月14日に、団地の歯医者が大挙して歯科医師会等に事情を話してもらっておると思ひますけれども、最近、名前を挙げて診療拒否、困っております。夏休みも近づいてくるので、その間に子供の歯を直したいというようなこととございます。まあ、歯科医師会に協力要請とかできるのか、できないのか。先ほど、公立幼稚園ではえらい公団との契約等にこだわっておりますが、一貫性がないと思ひます。それならば、公団に外科医、歯科者等を速やかに措置させるというようにやればいいんですが、何かちぐはぐな感じがするが、どこに問題があるか、そういうことを明確にお答え願ひたいと思ひます。

生活道路の舗装については、先ほど承りましたので省略いたしますが、光明池の駅が8月に

開通します。恐らく周辺用地の人は市に協力したと思うんですよ。土地提供等ですね。にもかかわらず、道路は10月開通、これはどういうことか、理解に苦しむわけです。こういうことでは、市民が市政に対して不満、不信感を抱いてくる、よく聞けば聞くほどそういう件が山積してありますが、近代都市として発展する和泉市は、やはり理事者、住民が一体になって脱皮をしたいと思います。そこらの基本姿勢について伺いいたします。

次は教育行政について。公立幼稚園問題については、51年6月16日の一般質問で新しい回答、いまは退職されましたけれども、時の教育次長、阪東さんから「中学単位で検討します」という、本当に期待感の持てる、地域住民も期待しておったわけですが、今日のお話では大分違うわけです。これも一貫性がないし、そのときに5千2百37名の署名を携えて代表が教育長のところをお願いし、理解をしてもらってあると思いますが、今日の答弁では期待していいのかどうか、わからないようなことであります。公団は、「市がお建てになるならば建てますよ」と言ってる。鶴山台地域にね。2万近い人口のある、1つの町としても成立可能な地域において、私立だけでやるというような考え方はおかしいと思うんですよ。何にこだわっておられるのか、本当に理解に苦しみます。これは時間をかけて掘り下げていこうと思います。しかし、市で決めたものは市で修正してもらいたい、このように思いますけれども、どうでしょうか。

2番目、これもお粗末至極の問題でござりますが、僕は責任問題だと思うんですよ。就学義務教育児童の把握と対策が全然ちぐはぐですよ。昨年6月、これも私は52年度対策として間に合うよう教室の増築、教職員の拡充についてお願いしてあります。そして、6教室と教員室の拡張については、財政難の折から公団の立てかえ施行もできるようになったと思うんですが、結果はどうでしたか。現在、鶴山北小学校に新しく建てた14教室のうち12教室が遊んでおります。片や、南小学校ではぎりぎりにプレハブ教室三つを建てて、そして、父兄、生徒、先生が困っており、不満の種になっておる。こういうことで教育行政はいいものでしょうか。教育長はどう答弁してくれますか。市民税のむだ使いと言われてもしょうがないでしょう。和泉市はともかくとして、これで国の会計検査院の監査が無事に通ると思ってるんですか。翌年から4年間、毎年平均500名の生徒増のデータをどう分析、対処されるのか。本年度、前前述したようなぶざまな繰り返しは許されないと、思います。どうしてももう一度増設の必要ありと思いますが、どうですか。

3番目、教育費の父兄負担の軽減、ただいまから申し上げることは、地元信太中学校以外の中学校のことでございます。はっきりしておきます。

義務教育における教育費の父兄負担軽減については、教育委員会においても留意されておるところであると思いますが、去る5月13日、ある中学の進路対策について3年生の保護者総会が行われました。11クラスもあるマンモス校でありますけれども、その結果月350円、10カ月もしくは6カ月分徴収することに決まったようです。総会の席上、他校に勤務する教師の発言等があったわけです。しかし、決まったならば出すと、渋々この不況の折に父兄はわが子かわいさの余り出すことに決まったようでございますけれども、他中学校とのバランスもあろうと思いますし、父兄の二重負担、PTAの二重負担にもつながります。必要であるならば、何とか教育委員会で予算措置をする気があるのかどうか。お尋ねいたします。

次に、住民サービスセンターですが、数年来要望してきたことであり、1つのチャンスの時機だと思います。来年4月、光明台団地が整備され、恐らく泉北ニュータウンの他市においては、やはり住民本位に出張所を設けてるわけです。和泉市に住むがゆえに不便を感じるわけです。山間部においても、やはり5ブロックぐらいに分けて考えようという声はあるんですが、公室長、もういい考えがあるかどうかお聞かせ願いたいと思います。終わります。お昼から再質問いたします。

(副議長退席 議長着席)

○ 議長(坂上國治君) 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時55分休憩)

(午後1時5分再開)

- 議長(坂上國治君) 午前引続き会議を開きます。午前中の竹内議員に対し理事者答弁。
- 市長(池田忠雄君) 午前中の竹内議員さんの御質問の第一項目でございます市政の基本姿勢に関する厳しい御指摘、御質問でございます。お答え申し上げたいと存じます。

卒直な話、いろいろと御批判、御指摘をちょうだいして恐縮でございます。与り限りの誠意をもって、財政難の折からではございますけれども、創意と工夫をこらして、全職員打って一丸となって市政の執行に当たってまいりたいと存じます。それなりに行き届きませんが努力を重ねる中で御指摘をいただき、まことに恐縮に存ずるわけでございます。補助機関である助役、参与、各部課長の管理職を含めましてそれぞれの補佐体制をとりながら、各般にわたって市民皆さんの御需要にどうこたえていくか、行政一体化ご対処しているつもりでございますが、いろいろ具体的な御指摘のある中で細部につきましては担当からお答えさせますが、御指摘肝に銘じまして、今後ともより一層全職員が打って一丸となって、厳しい財政の中でいろいろな御指摘について誠意と創意工夫をこらして財政難を建て直してカバーをする中で、今後とも意欲をもって対処してまいりたいと存じますので、各般のおくれていることにつきましてもおわび申し上げますとともに、細部につきましては担当からお答えさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

- 議長(坂上國治君) 次。
- 教育次長(広岡史郎君) それでは、教育行政の御質問にお答え申し上げます。

第一点目の公立幼稚園設置の問題でございます。信太中学校区での一幼稚園設置は、重々緊急を迫られているというように確認をするものでございます。

なお、中学校区で一園設置する場合にも当然、信太小学校区、すなわち鶴山台南北団地以外の別途用地を求めていくべきだと考えております。定員も200名を超える規模の施設が必要だと考えております。

御教示のように、小中学校建設に当りましては、公団側に立てかえ施行を願っております。事業費の償還は、5年据え置き、20年間で年利6.5%の償還をする形式をとっております。これについては、幼稚園設置に鶴山台南北公団団地以外で求める場合の確認を取りつけてまいりたいと思っております。

一方、現状信太中学校区を見ると、その区域内に公立保育園が四園、私学幼稚園が三園設立されております。そこから見まして、教育行政の貧弱さを痛感するものでございます。私学幼稚園三園の定員は1,055名の施設整備をされておりまして、それに就園している児童が995名でございます。三園のうち二園に欠員が出ております。これから見まして、公立

幼稚園設置につきましては、文部省認可を受けるための公私立幼稚園の競争を十分勘案する必要がございます。当財政の現状の上に立って今後十分検討を加えて取り組んでまいりたいと存じます。

次に、2点目の通学児童の把握とその対策ということでいろいろと御指摘なり、御教示をいただいております。問題の6教室の増築等の中から、プレハブ三教室で現在補っておりますがそれらの問題、また、教職員室の狭わいの中での問題等々御指摘をいただきました。今日、御承知のように、プレハブ三教室で大変心痛を与えて陳謝申し上げておりますが、これについては、PTA役員の方々と十分協議、理解の上に立って、比較的強固で体裁のいいプレハブをもってこれに充てさせていただいた現状でございます。

教室は、ほかに特別教室として理科、音楽、図工、家庭、図書の5教室がございますが、他の学校の不足にあっては、すべて普通教室に転用していただいておりますが、本校におきましては、5教室はそのまますべて特別教室として存知しております。今後、鶴山台南小学校につきましては相当数の児童発生が予想されますので、それらの中で十分対処していきたいと思っております。

現状、53年から56年の鶴山台南小学校の発生状況を見ますと、56年には2,600名の児童が発生するというところでございまして、年間500人の誕生があるということは、コンピュータ等で実際に把握しております。

これらの中から考えると、鶴山台南北小学校の中で適正な校区再編成をして二校区に分離した場合でも、いずれの場合でも1,600名をオーバーするわけでございまして、教育条件の整備充実等にいろんな支障を来します。その中で三校、他に一校の御指摘のような考えも持っていくべきだと思っております。過般来、市長初め教育長が公団側と協議に入っております。そこらを御賢察いただきまして、早急に用地確保等の成果が見られるように、議員さんの御尽力も賜りたいと念願するものでございます。

それから、鶴山台北小学校の現在の空き教室の御質問でございます。御承知のように、本年4月に14教室の増築が完了いたしまして、すでにそのうち3教室を使用しております。356戸の分譲が5月より入居を開始し、60戸の売却ができておる中で児童41名が発生し、2丁目でございますが、鶴山台北小学校へ就学させております。

これらのいわゆる文部省補助金の補助対象3年前向きの中で、残る306戸、いわゆる212名の児童発生から7教室を必要とするのと、泉大津松原線のバラ建ち275戸等々を勘案してこれの3教室、合わせて14教室が使用完了になるという、いわゆる文部省補助対象の3年前向きで増築にふみ切ったものでございます。先ほど申し上げました計数上の誤りなき場合は、

それに当てはまるという確信の上で増築したものでございますので、よろしく御賢察賜りたいと存じます。

○ 議長(坂上國治君) 次。

○ 教育次長(乾武俊君) それでは、3番目の御質問に対してお答えいたします。

進路対象費というような名目で、学校が保護者から経費を徴収するようなことがあってはならないことと存じます。ところがともすると一部でそういう実態もあるやに聞き及びますので、常々学校長会等を通じて十分に指導しておるところでございますが、御指摘がございまして十分な調査の上、適切な指導をしたいと思っております。

○ 議長(坂上國治君) 次の答弁。

○ 市長公室長(西川喜久君) 3番目の住民サービスセンターの設置について私からお答え申し上げます。

過去竹内議員さんから住民サービスのための出張所あるいは連絡所等の設置につきまして、再三にわたり御要望いただいておりますところでございますが、その都度お答え申し上げてまいりましたとおり、住民サービスの向上からしても、連絡所あるいは出張所等の設置につきましては検討を重ねてるところでございますが、私どもといたしましても、設置していかなければならないという姿勢だけは持っております。

しかし、過去におきまして廃止してきた経過もございまして、開発により新しい町ができたから、出張所をつくるということではなく、過去、再三お答え申し上げましたように、中央丘陵、すなわち山間部の開発等々も十分考慮した上で、市域全般にわたりまして、地域的な条件あるいは、交通条件あるいは設置した場合の事務内容等についても一歩突っ込んだ中で研究を重ねてるところでございます。いますぐというわけにはまいりませんが、私どもといたしましても、設置していかなければならないという姿勢だけは十分持っておりますので、この点ひとつ御理解を賜りまして、答弁にかえさせていただきたいと思っております。

○ 議長(坂上國治君) 次。

○ 産業衛生部次長(富田宏之君) お答え申し上げます。錫山台の歯科医療問題につきましては、公団並びに歯科医師会等関係機関と十分協議し、早急に善処したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 25番(竹内修一君) 市長さんから心を込めた明快な答弁がありまして気分をよくするわけでございますけれども、気分をよくしても後でできなかったらしようないので、強く重ねてお願いしておきます。

それでは、まず順を追いまして歯科医師会に対して3月14日、団地の歯医者がおらなくな

ったので診療拒否をしないで、公団とあるいは医者が見つかるまでというようなお願いというか、連絡をすることができるわけですね。してくれますな。これは医者がおった当時から派生してる問題なんですよ。おらなくなって通してきたという現状ですので、大きな社会問題にならないうちに対処してもらいたいと思います。

次に、公立幼稚園問題でありますけれども、阪東次長の回答に対して前向きに検討するということで結構なんですけれども、公団は小学校の場合でも同じ、鶴山台地域は、同じ兄弟団地ができる光明台に比して密度が大きい。だから周辺地域においても、市が前向きに市民のために用地を確保されるならば、立てかえ施行しますということなんです。だから、もう一度原点に戻って検討願いたいと思います。

なお、教育長等がまだ御理解が得られないならば、次の議会までに住民ともども説明にあがります。それから、見横りの問題でございますけれども、北小学校に3年先を考慮して対処してくれることは非常にありがたいんです。しかし、半年、一年先に困るであろうことを対処しないで、三年先を考慮することは矛盾したように思われませんか。これはちよっといまの御説明では理解しかねるわけでございます。それと、用地等を考えておるといふことだけでは来年また困るのではないか。来年はどうするんだという計画を持ってもらわな繰り返しじゃないかと思えます。もう半年ぐらいしかありませんからね。この点お答え願いたいと思います。

次に父兄負担ここにこの学校のプリントがありますから多くを言いません。善処してもらいたいと思います。必要な金であれば、中学校7校あるようですが、工面してでも出してもらいたいと思います。

次に、住民サービスセンターにつきましては、他の議員さんも長年にわたって要望してこられたわけです。職員の服務規律等は本当によく言ったと思います。これは理事者の努力のためものと思えますけれども、まだ、手持ちぶさたな態度をとってるのが散見できるわけです。やはり新しく発展するためにいろんな懸案事項がありますので、市長が指針を示し、命題を与えて、そして、若い優秀な課長あるいは係長がおると思うんです。命題ごとにプロジェクトチームを組ませて、むずかしい問題ですか、そういう手間も省いて経験豊かな部長がそれを適切に指導するという体制をとって一つ一つ片づけていただかないと、池上小学校問題だけでなくそれにかかわる特別委員会等の事業促進にも支障を来して来るのではないかと思います。

だから、とりあえず出張所等の問題について若手のプロジェクトチームを組み、横山、北池田とか、いま、公室長が言われた地域ごとに設ける場合にどういふ支障があるんだという、その障害を乗り越えるようなアドバイスをもって対処してもらいたいと思います。

先ほどの御答弁、半年、一年前と余り変わってないわけでございますので、この際4月1日

先ほど申したように、筋が通れば公団はいろんな面でそれなりにバックアップしてくれると思います。またバックアップしないような団地ならつくる必要がない。鶴山台に何かメリットがあると思う。それを有効に活用していただきたい。

なお、鶴山台でもう数年来言っておりますので、幸い建物もつくっていただきましたから、とりあえず、住民票等の軽易なものから民間で市の協力を仰ぎながらやっという声がありますが、そのときには協力体制をとってもらえるかどうか、お答え願いたいと思います。

- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。幼稚園設置につきましては先ほど次長からお答え申し上げたのでありますが、午前中、横田先生からも教育の現実と理想、すなわちその方法や改善によって財政の現実といかに結びつけるかの主体性を持つてという御叱正の言葉であったと思うんです。本校区における幼稚園についても御承知のように常々から先生より積極的な御批判を受けております。信太校区に幼稚園を設置することの必要性は、現在の保育所の設置状況から勘案いたしまして、3・4・5歳の措置児しか収容しておらないという実態の上立って、当然、5歳児の幼稚園設置の必要性が考えられるわけでございます。

しかし、御承知のように、小学校併設という基本的な考えの中で、向こうの小学校は御承知の人口急増過程にありまして、あそこに併設するということは許されない事情がございます。

加えて、新たに土地確保となると、いかに理想と現実をどう結びつけるかという改善、手段方法を講じて、現状では財政の状態が成り立たないという実態の中では非常に苦慮するものでございます。しかし、御趣旨を体しまして今後、さらに対処してまいりたい。かよう考えます。

なお、鶴山台南小学校の児童発生急増の対策でございますが、本校の児童発生は、御承知の非常に急増しております。毎年度、5月1日の教育人口統計資料と、さらに、すでに出生している就学前幼児の実態等の把握の上立って、施設設備の改善に向かって計画を整備するところでございますが、御承知の南においては、通常考えられないような児童発生数でございます。当初見込みました一世帯当たり0.45の発生数が現在7を上回っている実態でございます。

その中で実際、人口急増がいつの時点で定着するのか、ピークをいつとして、実際定着したときの本校の児童数はどうなるかということの見きわめ等を必要とするわけですが、現在、なお住宅を建てつつあるわけで入居の実態でございます。これに向かって数年度の妥当性を目指して現在、人口推計等の上立って取り組んでいることは事実でございます。しかし、これにどう対処するかにつきましては、総合的な見地の上立って、その定着率を見きわめることとあわせて分離か、さらに本校に増築かという基本的な方針を立てなければならぬということ、いろいろ府議に諮り、現在検討を重ねている現状でございます。いずれにしても、事務

教育でございますので、その規模の妥当性と円滑な実施のできますように当然、私どもの責務として対処しなければならない。かよう考え取り組んでいる実情でございます。

なお、保護者負担軽減問題につきまして、進路対策として保護者の方に補修授業等に必要な教材、学習ブック等を含めてのPTAの方々に質的なサイドによる御負担をかけているという御指摘でございますが、これについても毎年、校長会においてはその自粛と、事教育についての保護者への負担についてはいろいろお力をいただく半面、努めて御負担をかけないようにという事で指導いたすところでございますが、一部でそういう動きが見られるならばさらにその実態を調べ、御負担をかけないように、義務教育イ線にそって運用できるように対処してまいりたい、かように考えております。

以上のとおりお答え申し上げます。

- 助役（坂口禮之助君） 3点目の住民サービスの問題について再度、補足御説明を申し上げたいと存じます。

この住民サービスセンターの設置につきましては、ただいま公室長から基本的な考え方等についても御説明申し上げたとおりでございます。御提案いただきましたような、いわゆるこの問題に対します研究あるいは実施段階等における方法等を検討するためのプロジェクトチーム等につきましては、早急に設置をして実際の検討に当たらせていただきたいと存じております。

御提案がございました一部民間の方に委託して住民票等の発行ができるかというお話でございますが、これはちよっといろんな問題があると存じます。やはり市長の行方業務でございますので、市の職員という身分を持った上でないと市長の公印を押さなければいけないという問題がありますので、かなり困難な問題があると存ずる次第でございます。

なお、御提案いただきました点につきましては法律的に可能かどうか、事務的に精査してみたいというふうに存ずる次第でございます。

以上、簡単ですが、補足説明といたします。

- 25番（竹内修一君） 具体的な回答を得ましたが、今後、推進してもらいたいと思うのでございます。

2. 3回答に対して感ずることを述べますと、PTA問題につきましては、教育長、よく学校の実態をもう少し知ってもらいたいと思います。これ以上のことを僕が言ったらちよっと問題になると思います。ある説明者が説明をし、その説明を補足した勇氣ある態度で言うたもんだという実例がありますから、これは、これぐらいで止めておきます。

今立幼稚園問題にしても、公団等は市の態度、要望に全面的にこたえたいという態度は変ら

ないと思うんです。小学校問題にしても、公立幼稚園問題にしても、幸い、私の後輩が要職に
おるわけですから、その経過はつぶさに承知しております。再検討してやっていただくならば
財政難の折から黒鳥、芦部も必要だと思います。先ほど申されたように、5年据え置きで20
年賦という、こういうものは活用してもらわんといかんと思います。市長も5年たつたらもっ
とりっぱな市長になって、そんな返済ぐらいわけないと思います。これを活用しないでどうす
るんですか。よく皆さん、力を合わせてやってもらいたいと思います。和泉市全般のために強
くお願いして、これで終わります。

○ 議長(坂上國治君) 次に13番 赤阪和見君。

○ 13番(赤阪和見君) 通告に従って順次説明いたします。

身体障害者等に対する軽自動車税減免についてですが、大阪府の普通車を対象とした自動車
税は、本人が所有し、本人が運転の場合は1級から6級の障害者手帳を持っている人すべてに
適用している。しかし軽の場合は、下肢不自由のみ1級から6級であるが、その他の障害者は
その等級にあつては対象にならない。私は、そこに非常に矛盾を感じるわけでございます。
身体障害者が大きな車の場合減免され、軽の場合は減免されない。そのような不公平は変える
べきである。常に、身体に障害を有する者は、社会生活を営む上にあつて何らかの不自由を感
じておるわけですから、その点お考え願つて、当市においても府の普通自動車税に準ずるべき
お考えはあるかどうか。市長、関係各課のお考えはどうかという点をお聞かせ願いたいと思
います。

2点目に、現在、市において何名の身体障害者(児)がいるか。また、その身体障害者(児)
で何件ほどの軽自動車税の減免をされてるのか。また、阪南各市の減免対象はどうなってるか、
その点もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

次に、献血推進についてであります。近代医学の進歩と交通事故、産業事故等による血液
の必要性は年々増加の一途をたどっております。わが市においてもその需要は増大しており、
市立病院だけで51年度、保存血液が600本以上になんなんとするような数が必要になつて
おります。血液の対策は本当に一時的なものに終わらないのであり、将来の体系を立て、自分た
ち自身のものであることを認識し、お互いに助け合ひ気持と深い責任感の上で立つて、計画性
を持った献血と輸血受給の体制をつくり、だれでも、いつでもきれいな血液によって安心して
医療を受けられるような互助責任献血体制をつくるべきである。

そこで7月1日より始まる愛の血液助け合ひ運動に当たり、当市において発足している和泉
市献血推進協議会はどのようにこの月間を取り組みしていくのか、その点をお伺いいたします。

2点目に、51年度の献血推進協議会の活動実績等々はどうか。

3点目に、市内の病院において、市立等で血液は1年間にどのくらい要るのかどうか。

4番目に、献血協議会へ輸血での相談を受けられればどのような対策を立て、市民からの要望に推進協議会でこたえられているのか。また、協議会へ参集していないグループの献血活動に対する掌握及び援助はどういう形で行ってるのかどうか。

この献血というのは、本当に人工的につくることのできない、一人一人の温かい参加があってこそ初めて人の命を助けるものでございます。聞くところによると、私もいろんな形で相談を受けますが、各家庭で事故があり輸血が必要になったとき、親戚、友人、知人等に協力を依頼し、お願いにあがってすら集まらない。まして、このように青葉台、緑ヶ丘、鶴山台、その他で核家族の形で本当に単身とか夫婦一世帯だけでこちらへこられた方にとっては、そのようないざというときに困るわけでありまして。

そういう点で今回の7月1日から始まる愛の血液助け合い運動に当たっては、大きく推進協議会で盛り上げて、そして、市長が常に言われる創意と工夫ある和泉市、また、財政困難の折から、本当に市民と市民がつながりのある、血と血でつながり合う組織にしていってほしいと希望するわけでございます。

答弁のいかによりやしては再質問を許していただきます。

○ 議長(坂上彌治君) 答弁。

○ 財務部長(吉岡昭男君) お答え申し上げます。御承知のように、本制度の趣旨は、身体または精神に障害があつて、日常生活を営むにあたり歩行困難であるため、本人または生計を一にする者が、身体障害者または身体薄弱者のために使用する自動車が、日常生活にとって不可欠の生活手段となっていることにかんがみ、障害を克服して社会生活を営むことができるよう税制上の特例がなされてるものでございます。

御指摘では、障害者種別重軽度の別なく全員に適用するようにとの意見でございますが、これにつきましては、制度制定の趣旨から見ましても若干、疑問がございます。しかしながら、最近における他市の実態等を見ますと、御指摘の中身で実施されてるところもでございます。本市としてもその趣旨を踏まえ、今後の検討課題として取り組んでまいりたい、かように思う次第でございます。よしく御了解賜りたいと思ひます。

なお、2点目の減免の台数でございますが、現に減免を行った台数は51年度で60台、52年度80台が該当しております。以上でございます。

○ 議長(坂上國治君) 献血について答弁。

○ 福祉事務所長(青木孝之君) 献血推進についてお答え申し上げます。

第1点目の月間の取り組み方につきましては、和泉市の連合婦人会等によりまして、一応年

2回、取り組んでいきたいと存じております。

2番目の過去51年度における実績でございますが、年2回開催いたしまして、合計537名の献血をお願いいたしております。

それから、地域に対する共済会の補助金につきましては、一応、献血推進の御協力をいただいております中で、献血推進協議会の補助金の中でできるだけ補助を行っていききたい、かよう存じております。

それから、4番目の市民からの献血のお問い合わせにつきましては、一応、地域の献血協会等に紹介をいたしまして、そこにおいてお願いしておる次第でございます。以上でございます。

- 13番(赤阪和見君) 一番最初の身体障害者の減免でございますが、先ほどの答弁では、来年、再来年に早期に検討していただくということでご了解してよろしいですね。
- 財務部長(吉岡昭男君) 先ほども御回答の中で申し上げましたとおり、検討してまいりたいと思っておりますが、そのためには他市の実態、本市の該当人員、所有の実態等、種々調査が必要となってまいります。その資料に基づきまして、新年度に向かって鋭意検討していきたく思う次第でございます。
- 13番(赤阪和見君) ここにも資料はあるんですが、堺市、岸和田、貝塚等々では、すべて大阪府条例に準じた形で減免をされてる。僕の言うのは、普通車というのは自動車税が2万余から3万円、軽自動車は3千円から5千円という形で、本当に身体障害者は社会的にいろんな面で、職業にしる、生活にしる、制約を受けてる。その中であって普通車は乗れない、軽自動車しか乗れないという方もたくさんおります。その点でひとつ身体障害者の減免については大阪府条例に準じた形で確りと検討していただき、来年からの早期実現をお願いいたします。

次に献血につきましては、これは本当に遺憾に思うわけです。

なぜならば、献血協議会という形が本当に現実働いてるのかどうか。市長が会長さんでありますから、市長からのちょっとお言葉も聞きたかったのですが、この中で9回の移動採血車が来て530人取ったと言いますが、協議会に属したのは4回余りです。実際取ってるのは、537人と日赤大阪支部へ報告してるよりぐんと少ない半分以下の210余名、その他は鶴山、横山とか、献血協議会から行っていないので何もできないという形で先にやったグループが毎年、横山は年1回、鶴山台は年2回、それらの形で協力して活動をやってます。それも一緒に協議会の報告の数へ入れてるというのはもってのほかだ。本当に大阪府の日赤血液センター、また大阪府の献血協会というところから幾ばくかのお金をもらい、市からも11万円相当の委託料をもらいながら何ら効果は上がってないと思うんです。その点もう一度お答え願います。

- 市民部長(内田繁君) 御指摘まことに痛み入るわけでございまして、本市の献血推進協議

会につきましては、非常に不活発であるとわれわれも痛感するわけでございます。この推進協議会につきましても一応の組織を持っておりまして、今後、これらの組織を大いに活用し、やはり御指摘もありましたように、地域の献血をやっておられます会等の御協力も得、また、地域全体の協力を得ながら今後、協会をより活発に進めていきたい。その上でこの輸血の立体性をも認識してもらおうということもわれわれも了知しておりますので、今後の月間につきましては、普及推進のための計画等も立てまして、御趣旨にそえるよう活動の活発化を図ってまいりたい、かように考えておりますので、ひとつ御了承賜りたいと思います。

- 13番(赤阪和見君) ごとた言いませんが、「心の贈物、愛の献血」というところに、「献血輸血の御相談はそこえてください」各市町村献血推進協議会へ相談に行って5本要るんだ。3本要るんだと言っても集まるんだどうか、現実集らんと思います。推進協議会を通じて献血車を回していただいて、婦人会でやっていただいております。それらの人は献血手帳というものを一人一人持って帰って、そして、その取った血液は日赤を通じて大阪府下全部に回っておりますが、この手帳があれば200ㄘをもらえる。しかし、一人一人が持つてゐるためにどこかへ矢つたとかで、手帳をとりながら役に立っていない。血液は日赤から病院へいくから役に立ってるわけですが、そういう形があります。しかし、そういうグループをつくってやるところは、全部手帳を協会なら協会で集め、要るところには何卒までということ貸し出す。また、無料でやっておるといふ形があるわけです。

先ほども言ったように、和泉市立病院だけで保存血液が610本その他いろんな新鮮血などを合わせて700本近く要ってるが、和泉市で賄っているのは537本です。この実態を見ました場合、3分の1または半分以下が協議会から行く方で、ただ、献血車が来るから来てくれという形でやってるだけで何ら効果を発揮してない。だから、大阪府下の実態もあります、和泉市は目標に対して日赤の出された補助金とか、いろんな形もありますが、人口割りの目標からして45.1%しか達成していない。20万円もらっても、10万円の値打ちしか出されてない。何もお金の問題だけでなく、先ほども申しましたように、取れるということは結構なことです。どんどん市民にPRして協議会の名でここで要望しておきますが、和泉市の広報あたりで毎月、キャンペーンを張って、2ヶ月に1回ぐらいはどこかへ献血車が来て十分にやっておる。そして、和泉市民が市役所の献血推進協議会へ相談に来れば、200や300ぐらいの血液はすぐに集るといふ体制をつくるよう、どうか御尽力を願いたいと思います。

それと、和泉市献血推進協議会委員は市民部長からお答え願ったように、各グループの人々も入れていただき、それらの意見をどんどん聞いていただいているわけですね。

- 市民部長(内田繁君) おっしゃるとおり、地域エコノミーの問題でございまして、十分

そういうものを取り入れてまいりたいと思います。

○ 13番(赤阪和見君) 先任どもお願いしたように、広報にもひとつキャンペーンを張っていただき、いざというとき、血液は本当に使った人でないとその重要性はわからんと思います。だから、和泉市の広報あたりも毎月々々のキャンペーンを張っていただき、努力していただければ幸いだと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長(坂上國治君) 次に22番、勝部津喜枝君。

○ 22番(勝部津喜枝君) まず第1番目に、学童保育についてお尋ねいたします。ことし3月の予算委員会では、現在校長会より要望が二校、また議会へ住民の皆さん方からの請願が出されているところが一校ということで、今後の方向はどariusるのが強く問われております。新学期も始まってすでに数カ月経過しておりますけれども、教育委員会としてこの点どのように対処、またはお考えになっておるのか、ひとつお尋ねしたいと思います。

第2点に、ことし4月当初から各小中学校の父兄が新たに徴収されるようになった費用の明細をここでお尋ねしたいと思います。

第3点に、住民のかねてからの要望でありました図書館建設につきましては、いよいよ当初予算に計上されておりますが、建設の進捗状況を含めまして、現在の段階での経過を御報告いただきたいと思います。

次に福祉行政として第1点、保育所問題でございますが、とみに保育需要は高まってきておりますが、インフレと不況の問題進行という非常に複雑な経済情勢のもと、働く者の暮らしは大変苦しくなっております。しかし、一方で超過負担問題を含めまして、また、政府、自治省に働きかけて、電話交換や清掃、保育所等は、民間委託の方向に強く指導されているとも聞いております。こうした中で、本市もいよいよ民間保育の実施に踏み切る、今後、公立はなかなか建てにくいという基本的な方向を打ち出されております。

私は今回の一般質問で、こうした現在の保育行政の持つ実態と方向をひとつ数字の上からも明るみに出していきたいと思います。そうしたことから、まず第一に、本年度の和泉市全体の措置児童数と待機者の数を明らかにしていただきたいと思います。

さらにその内訳として、一般保育園と同和保育園の児童数を明らかにしていただきたいと思

います。
さらに、先般より各議員さんからも人口急増地を初め必要な地域として、信太、鶴山台地区も発言の中に上っておりますけれども、本年の信太第一、鶴山第一、第二の措置児童数と待機者数を明らかにしていただきたいと思

います。
さらに、ことしの保育料値上げにつきましては、4月20日付で保育課の方からそれぞれの

説明と等しい通達が出されておりますが、この中で、50年度決算で非常な超過負担の説明が行われております。しかしこの中には、いわゆる21園全体の超過負担をひっくるめて父兄に報告しておりますけれども、同和保育園と一般保育園の内訳を明らかにしていただきたいと思っております。

さらに続きまして、福祉関係では午前の一般質問で横田議員さんも各種給付金の内容充実について質問が行われておりましたが、その中で、福祉事務所長自身が最も低い、お粗末なものとして認めており、しかも、財政好転の時期が来たら考えていきたいという、これもまた全くお粗末な答弁がございました。他の議員さんの質問に対する答弁ではございますけれども、このようにことでは、池田市長がおっしゃる「住んでよかった和泉市」と言うにはほど遠いのではないかと思います。財政好転の時期を待っておれば、お年寄りやのいうんな施策や給付などが、果たしていつになったら充実するのかなと思っております。

そこで、私は障害者()に対する個人給付につきましてひとつお尋ねしたいと思っております。現在、阪南各市で三級までの給付は和泉市だけでございます。しかも、その内容の金額は非常に低く、また、精神薄弱者等を初めとするものは、IQなどは非常に厳しい状況になっております。現在、議会にも4級、5級にも給付してほしいという請願も出されておりますが、現在の和泉市の障害者の4級、5級の方々へ一定の割合で給付を行うとすれば、何名の該当者がいらっしゃるのか、教えていただきたいと思っております。

引き続きまして、再質問の権利を留保して終わらせていただきます。

○ 議長(坂上國治君) 理事者答弁。

○ 教育次長(広岡史郎君) 御質問にお答え申し上げます。

学童保育の件についてこの学校長から2件、それから、請願につきましては、ただいま厚生文教委員会で御審議を願ってる一件について、その後、いかに取り計らっているかということでございます。本市は現在、学童保育、いわゆるかぎっ子対策として4校ばかり運営しております。それらは学校の空き教育等を利用し、その中で2名の指導員を置いて運営してる形をとっております。当面、この3校につきましては、いずれも学校の空き教室がないという窮迫な事態の中でいろいろ御要望を聞いてるわけでございます。請願の件でも最近留守家庭児童会をつくる会という一つの組織体ができ、学校敷地の一部を借してほしい、自分らでプレハブでも建てて運営するんだという要望も出てるようでございます。

これらにつきましても、十分精査検討していく点が多いわけでございます。いわゆる行政財産の貸し付けから事件が発生しないか、また、事教育の場である学校敷地の使用許可によって本来の学校教育の運営に支障を来さないかという、行政財産の管理面にも問題が発生するので

はないかと愚念いたします。

いずれにしても、親の保護から手を離れて放課後、いろんな問題が懸念される児童対策につきまして胸を痛めてるところでございますが、府の補助等の取りつけもございまして当然、年度途中でも可能だと思いますが、そこらを十分実態把握の中で対処していきたいと考えております。

○ 議長（坂上國治君） 次。

○ 教育次長（乾武俊君） 第2点目のことし4月から保護者から集めておるお金の内訳ということでございますが、それにつきましては、ちょっと手元に資料の持ち合わせがございませんが、恐らく学校が集める、たとえば学級費とかは別として、大きなものとしては給食費があると考えます。この給食費につきましては、本年4月から燃料費を保護者に負担していただくということで、昨年度の小学校月額2,200円、中学校2,500円にプラスして月額80円ないし100円加えて徴収させていただいております。そういう実態でございます。

それから、3番目の図書館建設の問題でございますけれども、御議決をいただきました図書館建設の進行状況ということでございますが、現在、基本設計及び実施設計を設計業者に委託しております。

この設計が完了次第、所管の委員会で詳細に御報告させていただきたい。こういうに存じておりますけれども、いずれにしても、市民全体が教養を高めていく場として、十分活用できるものにしていきたいと考えておるわけでございます。

○ 22番（勝部津喜枝君） 再度質問させていただきます。学童保育につきましてお尋ねしたいんですけども、実態把握していきたいということですが、どういう実態を把握していくわけですか。

○ 教育長（葛城宗一君） 補足説明申し上げます。

学童保育につきましては、先生もかねがね御承知のように、現在実際は保育施策であるというのが論議されているような実態でございます。精査検討あるいは実態の調査と申し上げますのはこれらの現在まで運営してまいりました効果の検討、加えてその対象者等についてもいろいろ検討を加える。すなわち、特定の夫婦共かせぎの家庭のお子達をお預かり申し上げ保育することが果たして適切であるかどうかということが現在、われわれの段階でも論議されてるんでございます。あわせて所管についても当然、児童福祉法第24条、39条の規定の中で福祉施策ということが明確にされてる段階で今後、検討の上明確にしなければならぬと考えるんでございます。

なお、これらの実施状態についても、学校、幼児の方も同じですが、非常に人口急増で義務

教育施設そのもので精いっぱいでございます。それらの事情等を含めて、はっきりと現行制度の中での法制度の上に立っての所管を検討し、明確な位置づけをしなければならないということをお答え申し上げてのものです。

- 22番(勝部津喜枝君) 非常に一見、後退も感じられるような教育委員会としての答弁だと私は思うんです。国の方でも所管がどこかわからないという声も聞いてますが、50年度からは、国の一定の補助金も出るようになりまして、その制度の必要性も公然と認めただけで、和泉市の教育委員会がいまだもって所管もはっきりさせなければいけないという答弁は、私は納得できないと思うんです。

現在、子供たちを取り巻く環境というのは、決して安心できる状態ではないと思います。その意味では、共かせぎのお子さんだけを対象に考えないということにつきましては、子供の放課後の生活を考へてるといふ点で大変結構だとは思いますが、問題点をぼかしたお答弁では困ると思うんです。いま、学童保育として要求してるのは、働きに出て夕方まで親がいない子供たちの対策でございますので、その点についてのもっとはっきりした位置づけは、すでにできていなければいけないと思います。

実態把握ということをおっしゃったんですが、ことし請願が出されている緑ヶ丘校区の父兄の方は、すでに行政の措置を待たないということで、自主運営を個人の家庭を借りてやっておられます。これは非常に経済的な負担も大きい中で、物品販売などをやって何とか運営を続けておられるようですが、こうした問題については、それこそすでに把握しておられるのかどうか。また、このままで子供たちの放課後の生活を安全にしたいという父兄の願いについて、本当に深く認識しておられるのかどうか、この点を再度、お尋ねしたいと思います。教育委員会としては、こうした自主運営をしているところを直ちに見に行くぐらいの熱意をやはり行政の中で示していただきたいと思ひます。

- 教育次長(広岡史郎君) 再度の御質問でございますが、事緑ヶ丘留守家庭をつくる会にしろってお答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたように、学校の空き教室を利用して実施しているのが現状でございます。当然、この学校に空き教室があれば、それについてのいろんな検討を加えながら対処したろうと思ひますが、御承知のように、本校は急激な児童増がございまして、本年5月1日統計でも1,048名の児童数で26学級、教室不足でございます。ここへ向けて来年4月1日も6教室の不足が見込まれるという、はっきりした数字が出ております。また、この学校にはプール建設の必要もあります。それらの中から見ますと、いろんな安全面等も考慮する中で、現段階では許可しがたいというのが現実でございます。「それでは、私らがやるから場所の一部を

借してくれという問題につきましても、地方自治法第238条の4の行政財産の管理等の中でもなお検討を加えなければいけないと思っているわけでございます。

- 22番(勝部津喜枝君) 若干、聞き間違いがあるかと思いますが、この緑ヶ丘校区の父兄は、空き教室や小学校の校庭の一部を借りてやってるのではなくて、皆さん方の家庭を借りて行政の措置を待っておれないということで自主運営をやってるわけで、この実態を把握してるかということとこうまでしてやっておられる市民の御意見や実態を見に行くぐらいの熱意はないのかどうかを聞いています。

- 教育次長(広岡史郎君) ニュース等で拝見しておりますが、現場へ参り実態を見たことはございません。

- 22番(勝部津喜枝君) この問題だけでやりとりしても時間がありませんので次に進みますが、非常にこの方たちは行政の速やかな措置を要望しておられますし、自分たちとしてできることがあれば、ともに力を入れていきたいというふうにも言っておられます。この点については、ぜひ教育委員会の具体的な働きかけと実現のための措置をしていただくよう強く要望しておきます。

ことしから徴収されるようになりました小中学校の経費の中で燃料費の80円、それから、けさの横田議員さんからもお話が出ておりました、各種予防接種等のインフルエンザ、日本脳炎等も実費徴収されてるといふふうに聞いておりますが、これは間違いでございませぬでしょうか。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 朝から横田議員さんにお答えいたしましたように、日本脳炎インフルエンザ等につきましては、一部住民の方々の御協力をいただいております。

- 22番(勝部津喜枝君) これは先生方や父兄の間でも非常に残念がっていると申しますが、せっかく長年の要望で、実際に子供たちの口に入らない燃料費などについては公費負担でやっていくことに一昨年から予算に計上されておったにもかかわらず、ことしから父兄負担として徴収していくことは、これを皮切りに次々と父兄負担が大きくなっていくんじゃないかと心配されるわけです。

さらに、注射代の300円徴収についても、これは現在、注射代そのものになっておりますが、今後、人件費も含めて父兄負担になるのではないかとこの心配も出てくるわけです。この点についてのお考えを教育長さんからお聞きしたいと思います。

- 教育長(葛城宗一君) 御指摘ごもっともでございます。給食費につきましては、できるだけやはり教育の一環として実施するという見地から公費負担が望ましいということで、市の財政の許される範囲で燃料費等々、光熱水費すべてを公費でもってまいりました。

しかし、給食そのものの基本は、設置者の負担すべき費用として規定されている範囲は、職員に要する給与等の人件費あるいは給食施設に必要な設備の維持管理費等が設置者負担ということで明確にされているような事情でございます。

お説の趣旨を体しまして、諸般の事情等が好転のきざしが見える時点で再度、公費に切りかえてまいりたい。かよう考えるものでございます。

その他予防接種等の負担でございますけれども、当然、接種の薬品代程度は御負担いただくということでございますが、いずれも諸般の事情を御賢察、お許しいたい、かよう考えるものでございます。

- 22番(勝部津喜枝君) 図書館問題につきましては、私は要望だけにとどめておきたいと思いますが、一つは、先ほど御答弁にありましたけれども、ぜひ市民全体が利用しやすいような図書館を計画し、実施の中で組み入れていただきたいと思います。

さらに、最近の図書館利用は、非常に子供たちが多く利用しております。この辺は、テレビ子と言われる現在、非常にいいことだと思いますし、その意味では児童図書を豊富にそろえていただくよう、ぜひ要望しておきます。

さらに、これには一定必要な専門職の方々も必要だと思います。最近、図書司書を含めいろんな裁判ざたが起こっていることも見聞きしておりますが、本市においても図書館建設は建物だけではなく、そういう内容も含めりっぱなものというか、子供たちの読書意欲をかり立てるといふ面からも、そういう専門職の配置も含め要望しておきたいと思います。

教育行政はこれで結構です。

- 議長(坂上 昭治君) 次。
- 福祉事務所長(青木孝之君) 保育行政につきましてお答えいたします。

保育行政並びに措置問題につきましては、市民並びに議会皆さん方に御迷惑をおかけしておりますが、議員さんお尋ねの第一番目の児童数でございますが、申込者が2,645名、そのうち入所決定が2,123名、待機児童数が522名、同和園の申込者が431名、入所決定が418名、待機13名でございます。

それから、鶴山第一、第二保育園の児童数でございますが、これは信太第一も含め、信太第一では申込者195名、入所決定184名、待機11名、入所117名、待機51名、鶴山第二は申込者173名、入所117名、待機56名、以上が鶴山第一、第二、信太第一保育園の状況でございます。

それから、一般と同和保育園につきましては、現在のところいろいろと分析しておりますので、資料を持ち合わせておりませんので、御了解願いたいと存じます。

それから、5番目の身体障害者(児)給付金でございますが、これは年額500万円、51年度でお支払いしております。

それから、身障者(児)数は1,997名、うち4級、5級の方々につきましては、4級が398名、5級が348名でございます。

- 市民部長(内田繁君) ちよっと訂正いたします。

所長が申しあげました障害児の給付、4級から5級までの支給につきましてどの程度必要かあるいは人員等についてということでございますが、ちよっと所長が言い間違いましたが、これも非常に移動が激しく、はっきり把握するのは非常に困難でございます。

現在、4級、5級、6級、それからIQは75以上ということで、大体900人程度見込まれております。これに対する給付につきましては、額等によりますが、たとえば5,000円とすると、約450万円程度必要になるというふうに御訂正したいと思います。

- 22番(勝部津喜枝君) ことし4月20日付で各父兄に配られました保育料値上げ通知の中の問題を含めて、現在の和泉市の抱える保育行政の問題点をお聞きしていきたいと思うんですが、現在市内で21カ所、府下では第三位の施設数で、とりわけ保育所の充実に取り組んできたということですが、これは先ほどからお話も出てますように、非常に公立幼稚園が少ない中で依存度が高いことを示しており、決して就学前児童の大半が保育所ということではなく、やはり私立幼稚園に依存していることは、すでに御承知のとおりだと思います。

先ほど、資料を余り持っていないということでしたが、この2,123名の措置児童数のうち418名が同和保育園の児童ということになれば、保育所の運営に莫大な費用が必要だということ児童一人当たり年間472,000円となっておりますが、当然保育料も一般園と同和園とは大きな違いがありますので、すべての21園が472,000円ではないと思います。

その点をはっきりお聞きしたいと思うんです。

- 市民部長(内田繁君) まことに申しわけございません。同和園と一般保育園との分析の資料を持ち合わせておりませんので、お答えしかねるわけでございますが、後日お答えするとして、一応、私の方の保育料改定に伴うパンフレットは、御承知のように50年度決算でもって書いたものでございます。あれがおっしゃるとおり、全体の保育園経費を含めてのものであるということの理解も私の方でいたしております。同和保育園の分析はやってる最中でございますが、悪しからず御了承賜りたいと思います。

- 22番(勝部津喜枝君) なぜこれを取り上げたかといいますと、現在の国の保育料基準なりで地方自治体の方へ補助金が出されているところに大変大きな問題が一つあると思います。保育料の基準は、厚生省が一方的に実態を無視した形で非常に高く決めております。

しかし、なかなかこのとおり徴収できないということで、相当大幅な地方自治体の超過負担のもとで保育料が決められていると思います。半面、保育単価も非常に安く見積って、これ以上のことをやれば父兄負担になっていることはすでに御承知のとおりだと思います。

それらの問題を抜きにして、まるで超過負担の内容が、非常に何とというか、父兄から徴収する保育料だけではなかなかやっていけないということでは、この説明の中で納得できない部分が多いわけです。しかも、本市の特徴として、21園が平均的にこの形で472,000円ということにはならないと思うんです。保育料も同和保育園と一般保育園は違い、保育の配置基準も違うので、それをおしなべて、一般的に園児一人当たりこれだけ費用がかかっているということでは、説明不足で納得できないと思うんです。

さらに、国に向かって大幅な財政援助を働きかけていくと言っておりますが、実際にどういふことを国に働きかけていくかについても、単に超過負担の解消というだけでは説明不足で納得できません。ここに50年度決算で6億円余りの超過負担と明示しておりますが、児童数が明らかにわかっているわけですからはっきり分けて示さないと、何もかも一緒くたでは納得できないと思うんです。その点はどうでしょうか。

- 市民部長(内田繁君) その点につきましては、今後の分析結果をお示しするという姿勢でやっていきたいと考えております。
- 22番(勝部津喜枝君) 口を開けば財政好転すればと言われておりますが、この財政問題解決の大きな一つとして、不公正の是正ということ抜きにして福祉向上も考えられないということなんです。先ほども申し上げたように、政府が決めてくる徴収基準や保育単価に大きな問題がありますので、当然、国に向けて改正を要求する地方自治体の働きかけも必要でしょうが、地方自治体の中に不公正が大きく残っているということにつきましてもっと明らかにしないと、これだけでいかに市民皆さんの御協力というても納得できない実情です。後日、資料を提出するということが、私どもの方に明細な資料を速やかに提出していただけるでしょうか。その点はよろしいでしょうか。
- 市民部長(内田繁君) はい。
- 22番(勝部津喜枝君) さらにもう一つ、鶴山台と信太の待機数ですが、合わせて百2、30名近くになっておりますが、最近、また新しく鶴山台団地に何百戸かの入居も始まっております。また、3月議会でも富秋と葛の葉、池上地域の世帯数と就学前児童数の説明が教育委員会からなされておりましたが、ことしの状況から見ても、それでは来年度はどのような対策を立てられるのか、このことを市民部長さんからお聞きしたいと思います。このままではどうにもならないと思います。

- 市民部長(内田繁君) お答えいたします。

御指摘ごもっともでございます。私たち、保育を担当するものとして非常に頭の痛い点でございます。さりとて、福祉需要が多様化してまいっておりますけれども、何を申し上げても、市の財政事情悪化の中でこれらに対処していかなければならないことにつきまして、非常に頭を痛めております。やはり何とか福祉問題の解決に向かって考えなければならぬと理解するわけでございますが、これらの新增設も人口急増地帯に計画しておったのでございますが、情勢の変化等もございましてわれわれの財政事情も考え、今後、民間の保育等にも大いに依存し、何とか御趣旨にえられるような方向づけでもって解消に向けていきたいという考えを持っているわけでございます。そういう気持を十分持つておるといふことの御理解を賜りたい、かように考えるわけでございます。

- 22番(勝部津喜枝君) 来年度に向けては、特に信太、鶴山台地域の保育所の申込者の急増とことしの待機数を含めまして、非常に手のつけられない状況も予想されたのではないかと、思います。この点につきましては、単に理解にとどめず、どういふ対策を講じていくかをぜひ強く打ち出していただき、次の本会議では、内田さんの方から明快な御答弁をいただきたいと、思います。

さらに、障害者の給付問題では、たとえば5,000円を給付するとして約500万円必要だという概算が示されておりましたが、私はこれもぜひ実施してほしいと思います。

全体を通じて、非常に財政問題を口実になかなか措置しにくいというお答えが各所にあつたと思うのですが、再度申し上げるようにこの財政問題の一つの大きな原因として、当市の不公正な行政の是正なくして、これらの福祉充実は図れないということを明らかにしておきたいと、思います。

さらに、とりわけ保育所問題につきましては、国に向けて超過負担の解消などを働きかけていくということですが、父兄への一方的な負担増で国に働きかけるのではなくて、やはり住民の要望にそつた中で、住民とともに国への働きかけを強めていくという方向に切りかえていく必要がある。一方的に住民に負を押しつけ、それで国に対して超過負担の解消を求めるといふことでは、住民や父兄が行政に協力してやっていくことにはなかなかならないと、思います。

その点をはっきり申し上げ、私の質問を終わります。

- 議長(坂上國治君) 次に20番 田中包治君でございますが、質問の要旨だけをのべていただいて、休憩に入りたいと思います。

- 20番(田中包治君) 質問通告いたしました一については補正予算との関連があるので、この場で質問を削除したいと思います。

二点目の光明台団地についての質問をいたしたいと考えております。まず第一点に、光明台団地は、来年三月に入居するんだということが、新聞に書かれております。9月に入る予定だったのが、市がどうだこうだで何億円かの損失があるんだ、そういうふうに新聞が報道しております。ところが、この光明台団地が公団側とどういふふうに話が妥結したのか、あるいは幼稚園なり保育園なりが一体どうなってるんか。また、小中学校においては債務負担行為ということで6月補正予算に出ております。

こういう実態の中で、私も開発の副委員長として参加しておりますけれども、全然この問題は隠密にされてるということです。なぜこういう問題を隠密にしないでいいのかわかりません。

まず第一に、前のときに、大阪府の供給公社のときもあったと思うんです。青少年の憩いの場ですか、あの用地につきましても話が済んで宅造の地鎮祭が行われようとしておるときでも隠しておいてそして、何とか早く妥結してもらいたいという話があったと思うんです。このときにも最低の16億円という金で、いろいろ引いて現金何ぼもらうんだという話もあったと思うんです。

ところが、今回の場合は全然連絡もなし、報告もない。そして、来年3月入居を許すんだと言ってる。したがって、どういう方向で、どういう協定、いわゆる基本協定はあるとしても、具体的にどういふ話し合いで、今後、あの光明台団地をどうしていくんだという、こういうところの具体化が決まっている以上、私はあると思いますので、この場でははっきり言ってもらいたいと思います。したがって、この問題について御答弁をお願いしたいと思います。

(午後3時休憩)

(午後3時19分再開)

- 議長(坂上昭治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中包治君の質問に対する答弁を願います。

- 市長公室長(西川喜久君) 私からお答え申し上げます。

御指摘のように、確かに9月に800戸入居する予定でしたが、一定の協定内容の整備がきかない中で入居させるわけにはまいらず、6カ月延ばしたことは事実でございます。まず、私は経過から御説明申し上げ、御了解を賜りたいと思いますが、昭和45年10月23日におきまして、日本住宅公団と新住事業を相互に誠意をもって協力してやっていくより、いわゆる紳士協定を結んだわけでございます。その後、覚書を受けた中で、協定をも10月23日に結んでおります。

内容を申し上げますと、幹線街路事業の整備あるいは雨水、汚水事業の整備、義務教育施設

の整備、幼稚園、保育所の整備、上水道事業の整備等、つまり新住宅市街地開発事業の根幹に係ることが協定書で取りかわしておるものでございまして、この協定に基づきまして、諸事業の整備を集めておるものでございます。これらにつきましては、過般、52年3月30日現在の事業進捗状況につきまして、特別委員会にも御説明を申し上げてまいったものでございますが、その内容を簡単に御説明申し上げますと、宅地造成事業におきましては84%、上水道事業80%下水道事業91%、道路整備事業の地区内道路整備につきましては79%、幹線道路53%。入居開始、すなわち予定でございますが、810戸につきましては53年4月を目途に、その他未調整の事項につきましては市と公団で調整してまいるといふことで、御報告を申し上げたわけでございます。

したがいまして、協議が成立しているとか、いないとかではなく、公団とは、基本事項については昭和45年10月にすでに出来上っておりまして、今回の債務負担、すなわち小中の問題についても、基本協定の延長線上にあるものでございまして、このことをひとつ御理解いただきたい。かように考えるものでございます。

- 20番(田中包治君) 基本協定がどうだこうだという話は、宅造計画に基づいてやられることですから問題ないわけです。ただ、こういう団地をつくる場合、地方自治体の公共負担をどうするかが交渉の眼目だと思う。公団とは、官庁からの天下りの人間で、国家権力で地方自治体を圧迫しようという連中なんです。特に光明池団地は御存知のとおり、田中ファミリーで問題になった土地です。

その上に立って話し合いしていくならば、債務負担ができておるんだ。4月1日に入ります。小中学校もつくるんだと言ってるが、私たちがこれと関連して言うのはいわゆる宅造の指導要綱の中で、一般市民が一軒で50万円とか負担しているわけで、この関連の中でどう処理しようとしているのかということです。

もう一点は、府の供給公社の問題についても、これは最終的には16億円の金、現金9億とか学校用地あるいは公共用地としてね。この公団について幾らの公共負担金をもらうのか、もらわないのか。そしてすでに来年4月1日に入居するんだという前提ですが、こういう大きな問題をなぜ交渉組上に上げてやらなかったのか、その点ははっきりしてください。

- 市長公室長(西川喜久君) 本市の開発指導要綱につきましては、御承知のように49年4月1日より実施しております。それらの対象は民間企業を想定してつくられているものでございまして、公団なり公社等の開発事業は、別に協議しながら進めていくことになっております。御指摘のすべての協議が整っておるのかどうか、あるいは金額云々という御質問でございますが、現在、協議を進めておる項目につきましては、光明池和田線の延伸あるいは公共下水道

の使用料、不燃物処理場の建設あるいは光明台の小中学校の建設、近隣センターの問題、光明池春木線の延伸等について鋭意協議中でございますが、4月入居を目途に建設を予定されております小中学校の開校あるいは調整を整える中で入居させてまいりたい、かように考えております。

- 20番(田中包治君) ちょっとおかしいのと違いますか、この交渉は、すでに妥結点は決まってる。公団だから、あるいは民間だからといって、8月30日の時点が決まってる。そうでしょう。そして、ここで交渉してますとはどういう意味ですか。妥結しないとは言いませんよ。8月30日入ると言ってるが、どうなんですか。
- 市長公室長(西川喜久君) その点につきまして再度、お答え申し上げますが、昭和52年1月12日、市長より住宅公団関西支社長に対しまして、未調整の分について早急に協議を整えるべくこちら要望を出しております。先ほど申し上げましたように、未調整事項については、十数点ございまして、まず、第一点目…。
- 20番(田中包治君) それはどうでもええ。
- 市長公室長(西川喜久君) したがって、4月1日開校をめどとして着手を予定しております小学校についても、開校までに未調整部分については鋭意努力して解決を図ってまいりたい。かように考えております。
- 20番(田中包治君) おかしいですよ。はっきり言いましたら。そしたら、市長は公共負担金として何億要求してるんですか。
- 助役(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。

先ほどから公室長がいろいろ御答弁申し上げておられますとおり、基本的な光明台団地の開発につきましては、すでに本市と了解済みという前提に立って進めておまして、住宅公団側には、公団側の一定の公共関連事業に対しまする負担のルールというものがあるわけです。したがって、そのルールを中心にして公団側が各種の問題を整理してまいっておるわけなんですけれども、われわれ市当局といたしましては、やはりこの開発に伴う一般的な公共負担につきましても、公団側に負担させるべく現在、鋭意話し合いを進めておるわけなんです。言いかえまして、ある一つの理事と申しますか、時期はすでに3月31日に決定しておる。それを前提として交渉をやっているのはおかしいじゃないかという御指摘でございますが、実は、先方さんの開発入居計画は、9月に入居させていただきたいという要請があったわけなんです。それに対しまして、また具体的な公共関連施設に対する負担区分が明確になってない時点、同時にやはり公共関連施設の整備が完了するという見込みのない段階では入居を認めることはできないということで延期を要請したんです。

それに対しまして先方は、一応それでは来年3月31日までは入居できるように御協議にあずかってほしい。このような申し入れを受けておるわけでございます。

したがって、これは一応、その3月31日を目標として諸般の関係事項を協議整えるべく、双方ともに努力してまいるわけでございますけれども、事実上協議が整わない場合は、3月31日の入居につきましても弾力性が生まれてくる可能性がなきにしもあらずということでございます。

そういう状況でございまして、一つの前提を立てて公団側のベースに引きずられて、何が何でも3月31日に入居させるということでは毛頭ございませぬ。当然、今後の折衝の過程、経過等については、ある程度われわれの案がまとまった段階ではその都度御報告も申し上げ、御協議にもあずかりさらに有利な体制と申しますか、交渉を続けていく考え方で臨んでるわけでございますので、御了解願いたいと思います。

- 議長（坂上嗣治君） 理事者は、質問の意思を十分とらえてやってもらわんといかんと思います。田中議員のいわれることは、われわれ同じ議員として、鶴山台あるいは住宅供給公社等々の学校建設をしたときには、事前に委員会にひとつ協力をお願いしたいということで、これはお互いに市のプラスになるためにいろいろ努力してきたわけなんです。

ところが、今度の光明台の学校云々という問題については、十分委員会にも相談してなかったというところにいま田中議員さんの質問している根拠があると思うんです。当然、そうした委員会に諮り、これは理事者サイドに任せておけばいいんですが、どうしても理事者が交渉した場合手ぬるいということで、過去に何回か議会が出向いてやってきたわけなんです。

やはり市の有利なようにやるためにはそうすべきではないかという御意見やと思うんです。

- 20番（田中包治君） 私は非常に重要な問題がからんでると思うんです。よしんばどうあるとも、53年4月に入居が決まってるんですよ、新聞発表がうそというなら別ですが…。そして、公団側は、9月30日でも入居はできるが、市の立場を考えると遠慮してやってんや、こういうことですね、新聞発表は。私は、そこに問題があると思うんです。すなわち、何らかの方法ですでに妥結し、全部終わってるんです。終わっておりながらこれを公表しない。もしそれがうそとするならば、いま、教育委員会が出してある小中学校の債務負担行為は一体どうなるんですか。議会で承認せよといったってできませんよ。あなたがたのらりくらしと、一般質問だからと時間がたてば済むだろうという考え方があるから言ってる。すでにはっきり決まってるんです。それでは、はっきり教育長に聞きたいが、保育園と幼稚園は公立で建てるのか、建てないのか。

- 助役（坂口礼之助君） ただいまの幼稚園、保育園等につきましては、光明台団地内の建設

はすべて私立に依存する。こういう基本方針でまわっております。

- 20番(田中包治君) そういう方向なら方向で、結局、市の公共負担という問題がからんでくると思うんです。問題は、あなた方が言ってるのは、3月31日に入れますという、入れるということは、すでに公共負担が決まり、-その他の問題の解決も全部済んでということでしょう。

- 助役(坂口礼之助君) 再度お答えいたします。

3月31日までに入居させるということにつきましては、確定はいたしてございません。前回は御答弁申し上げましたように、先方さんの要請は9月に入居したいということでしたが、9月入居となりますと、公共負担等の負担区分が明確になってない時点では、とてもやないが受け入れられないということで延期方を市として要請した。それに対して先方は、ひとつ来年3月31日までに話をまとめて入居できるようにしてもらいたいとの要請がございます。

しかし、まだわかりましたことは申しておりません。当然、関連公共施設に対する負担区分を明確にしていけないといかん。先方は五省協定とかで負担区分はこうだと申しておりますが受け入れ側市町村としては、その五省協定だけで納得できない点が多分にありますので、和泉市としてある程度了解できるような負担をしてもらわない限り、3月31日の受け入れについても確答はできないというふうに話し合いをしております。

- 20番(田中包治君) それではもう一つ聞きます。

新聞に書いておいたからはっきり言います。総務部長ですか、「法的には、うちはいつでも入れることはできます。」これはどういうことですか。

- 助役(坂口礼之助君) 私、ちょっとその新聞の記事を拝見してないんですが、公団側は、法的には入居させることが可能だとおっしゃってるかもわかりませんが、事実問題として、地方市町村の受け入れ体制が整わずOKが出ない限り、公団が法律一本に基づいて入居させることは不可能だと私は判断いたします。したがって、入居者募集の段階では、小中学校が完備されておらなければならない。あるいは公共下水道等が使用できる。また、交通機関等の整備の見通しのない段階で入居を募集することは、法的には可能であっても事実上は不可能と存じますので、再三申し上げておりますように、3月31日は先方の要請であり、われわれも基本的には光明台を住宅開発するんだということにつきましては、45年に同意いたしております。そういう基本的な考え方に立って、3月31日までに先方の希望するように入居に持っていきたいという考え方で協議を進めてるのが実態でございます。

- 20番(田中包治君) それやったらおかし。指導要請の中では、もし分担金を出さなければ水道はつけませんとある。相手が公団なり、あるいは府の上部機関であるからということ

で水道などをするのか。そこらをはっきりしてもらわんとあかん。はっきり言って協定を結んであると思うんです。指導要綱と違うんだという話が出るかもしれない。しかし、一般市民の権利としてそれが問題になってくると思うんです。

- 議長(坂上通治君) 遅まきながら、やはり今後いつかの日を選んでいただいて開発委員会を開いていただき、委員の皆さんに御迷惑をかけると思いますが…。
- 20番(田中包治君) ちょっと待ってください。わしも副委員長ですし、開いていません。新聞報道しかわからないようなことで開いてくれとは言いません。ただ私が言いたいのは、6月補正の小中学校の債務負担行為にはどうしても理解できないと思うんです。そういうやみからやみへ葬ってその話を基準にして持ってきてるんです。やいやい言うてるけれども、すでに妥結の判は押してあるんだ。だから、法的に入れますと言ってる。そうでしょう。人をばかにすると言いたい。いまさら委員会を開いてどうだ。こうだと言っても仕方がない。
- 市長(池田忠雄君) お答え申し上げますが、田中議員さんの妥結云々の御指摘ですが、それは一切いたしてございません。したがって、先ほどから公室長並びに助役が御答弁申し上げておりますように、いま、協議を進めてる過程でございます。ただ、45年の基本協定あるいはそれ以降煮詰め協議をしておりますが、何ら妥結も何もいたしてございません。今後、協議を進めていく過程の中で、ある程度協議して煮詰めた段階で特別委員会もぜひお願いして御報告も申し上げ、御審議もいただきたいとは存じております。

ただ、議員さんの御指摘、先ほどから拝聴しておりますと、まだ協議ができてない段階での債務負担の小中学校についてはおかしいんじゃないかということにつながっているんだと思いますが、この辺はやはり地元、和泉市の言い分もあれば、住宅公団の言い分もある。相互の紳士的な基本協定の上ののっとなって煮詰めていくわけでございますので、ただ、学校の開設は時間の経過もござりますので、とりあえず債務負担ということにお願いだけさせていただきたいというのが理事者の本意でございまして、決してやみからやみということではございません。煮詰まってないということでございます。御了解いただきたいと思います。

- 20番(田中包治君) 何ぼ言っても仕方がないが、判を押しておったかて、押してないと言ったらしまいです。
- 市長(池田忠雄君) それやったら、何で債務者負担が出てくるんか。話し合いがついてないのになぜ議会へ出してくるんか。撤回するのか、どちらなのか。
- 助役(坂口礼之助君) お答えいたします。

再三申し上げておりますように決して最終的な結着がついてございません。はっきり申し上げておきます。無論、経過書類等はいずれすべて明らかになることでございますので、決し

てそんな協定を調印したりしてはございません。

過去の経緯も田中議員さん御承知のとおり、すべて最終的な結論を出す段階では、議会の開発事業特別委員会の方に御協議申し上げ、御了解を得た上で協定に踏み切っていくという方法をとってございます。この件についても、決してルールを逸脱して、理事者側だけでやるということはいたしておりません。

ただ、やはり基本的には、この開発は認めていくという方向で事を進めてまいっておる関係上、やはり教育委員会等からも要請もございますし、また、小中学校の建設につきましても、短期間でできるものではございませんので、今議会において債務負担、52年度から75年度までですが、長期にわたる期間に設定していただくようお願い申し上げてるのでございます。確定的なこととございましたら、あえて債務負担行為をとらなくても歳入歳出予算に計上できる方法もございますが、事実上は何ら最終結着はついてございませんので、その点はひとつ御理解いただきたいと思っております。

議長さんから御指しございましたように、いずれ早急に現在までの煮詰めの状況、計画の実態というものは議長さんなり、委員長さんなりと御協議申し上げ、特別委員会に早急に詳細に御報告申し上げ、御意見を賜うように運びたいと存じますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

- 20番(田中包治君) いま、助役がよっきり言ったが、教育委員会の要請に基づいて債務負担行為をやりますと。そうなってくると、ますます話は混同してくる。

交渉してるのは、企画でしょう。教育委員会は別に関係ないわけですね。交渉の当時者と違う。というのは、企画課で決定し、それを教育委員会なり保育課なり、すべてにそういう指示を流してるんでしょう。それだから私は言ってる。

もうよろしいです。時間がありませんから。問題は、こういうことをうやむやにして、こうなりました。やむを得ませんからお願いしますというような考え方なんです。はっきり言いまして、これが現在の市政のやり方ですよ。一つの団体と話をしたら、決まったことしか言わない。すでに公団とは話をしておいて、これは変えることはできませんよと言ってるのと同じことです。理事者権限とはどこにあるかと言いたい。もう終わりますが、何とか決まったことをごまかしてやろうという考え方で一般質問に答弁してると思う。こういうことはけしからんと思いますが、時間がきたので、一応やめさせてもらいます。

- 議長(坂上國治君) 次に21番 直村静二君。
- 21番(直村静二君) 質問通告してます順序で質問を申し上げますが、本議会は補正予算も出されておりますし、3月議会の延長の関連性もございますし、重複するなという議長さん

の発言もごさいますので、重複しないようにしていきたいと思ひます。

財政問題としても、6億9千5百万円の赤字が今年度の繰上充用、さらにまた、補正の中で見直した分の復活という点もごさいますが、補助問題として第一点浴場問題、それは同和対策の浴場として運営されてる問題につきまして担当係に聞いてほしいのですが、同和対策のために行っている浴場の数、名称、各浴場の名称に合わせての入浴料金、そして年間の料金収入額、それから経費、こういうものを個別にきちんとお答えしてもらいたいということです。

それから、それにあわせて一つは、同和対策の一環としての老人入浴券、一人月何枚で何円、それはどのように回収してるか。そのトータル、こういうものをお願いしたいと思ひます。

現在6月3日現在では、同和対策用の大衆風呂入浴料金が40円切と聞いておりますが、同和地区周辺一般の浴場さんの料金は、一番近いところで80円と聞いております。いま、府中の浴場関係で答申が出、府中なんかは130円となっております。そういう点で、この浴場組合の組合員で風呂の問題で困っております。たしか前の議会で質問しておきましたが、これがいまだに救済措置を訴えてるということです。だから双方の入浴料金の格差は正はどうか、さらに適切な救済措置はどうか、この点が私の質問のポイントでございます。したがって、市の適切な救済措置というものについてどのようにお考えか。また実情調査してるかどうか。しておれば、それを御報告願ひたい。

次に衛生行政。これは20日に一回くみ取りの体制でございますが、いまだに実施されておらない。これは3月議会の値上げのときに強く申し上げ、助役さんも「これはきっちりやらなければいけない」ということでしたが、その後どのように進展してるのか。つまり、われわれの家庭にその処分日程計画表がいまだにありてこない。これをどうしようとしているのか。お答え願ひたい。

次は、「一部条例の問題」と書いてありますが、これは条例別表の中のいわゆるクリーントイレ、水使用の問題、これは別に230円を取る。去年は200円でことしは値上げしておりますが、この中で水を使用しない型の無臭トイレができておる。これにつきましては事例があり、私も原課の方申し入れして一定の結論は出、終わっておりますが、これは別表に関係する問題を、明快に市としての改善並びに是正、これをひとつやってもらいたい。この点のお答えを願ひたい。

三番目の人事問題。これは解放センターの管理運営の件ですが、この中の第一点は、解放同盟の推薦する非常勤嘱託員、また現業員から合わせて12名、さらには、管理人、現業員も含めて19名ないし20名が解放センターに就職した。当然、市の職員になって、市長の命令を聞いて市の行政の一員として職務を執行する。この点についても、過日の総務委員会で確認を

取りました。

しかし、いま部落解放同盟と和泉市とは、憲法違反、条例違反の窓口一本化をしており、それから、そういう解放同盟推薦の職員になった場合、今度是对市交渉なるものを民間の任意の団体で行ったとき、そこに解放センターに就職した職員がは、すべて解放同盟と市との窓口一本化の三場から対市交渉に出席する権利義務、こういうものが明確にあるのか、ないのか、あればあるというふうに明快にお答え願いたい。

次は市同促。この市同促は、いまだにわれわれの目の前に何らの構成も発表されておらない。この市同促は市の責任でつくるべきだと思っておりますし、また、そういう御答弁をいただいておりますが、なかなかむずかしいということで事実上はとまっております。

しかも、われわれ議員の議会の中で準備委員会なるものの中に議員が参加してる。だから問題は、市の責任で、この市同促の構成についてお名前を発表するようにまずすべきだ。かように思いますが、いかがですか。

そこで、それがむずかしいとなれば、いま、準備委員になっておられる、名前はこの前にお聞きしておりますが、和泉市の市長として、この市同促についての基本的なあり方、つまり解放同盟と和泉市との窓口一本化に反対する立場を明快に出してある準備委員が参加してるのかどうか、この点を市長の方から御答弁を願いたい。

以上、非常に簡単ですが、明快な答弁をお願いし、答弁のいかんによっては再質問いたしますので、そのことを申し上げて質問要旨を終わります。

○ 議長（坂上國治君） 理事者答弁。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 直村議員さんの御質問に対しましてお答え申し上げます。

まず、浴場問題につきましては、同和地区内にある浴場の名称を申し上げます。王子温泉、これは王子町地内、旭温泉は幸町地内、中央温泉は山手町地内、丸笠浴場、これは伯太町4丁目地内でございます。この四浴場がでございます。

現在の入浴料金につきましては、中学生以上大人として30円、それ以下の子供さんは、20円、こういう現状でございます。

なお収支の実績につきましては、51年度の状況を御説明申し上げます。四浴場総計して、51年度の収入面は3千7百76万1千6百16円、支出につきましては4千3百95万2千6百1円という状況でございます。

それから、老人の入浴券の関係につきましては、入浴券を金額に換算して、1年間トータルで約281万9千円という状況でございます。この入浴券の関係につきましては、市民部扱いの所管として発行されております。

それから、周辺の浴場との入浴料金の格差問題でございますが、議員さんも御承知のとおり同和地区内の住民の健康管理、公衆衛生の向上等を目的といたしまして、本市に合併以前から開設されていたものでございます。現在も地元町会等の御協力も得まして開設しております。

お説の料金関係等につきましては、近年の実績を申し上げますと、一昨年一月にも改正、また、昨年5月にも改正をいたしまして、地元住民の方々の御協力をいただいているのが現状でございます。

なお、本年についても諸般の事情の中で、地区住民の方々の御協力を願うべく現在、検討を重ねてるところでございます。

それから、2番目の衛生行政の関係につきましてお答え申し上げます。過日の3月議会においてもいろいろ御教示をいただき以後、われわれも適正な業務執行につきまして、業者の皆さんとも協議を重ねております。直村議員さんのお説では、実際問題、最低20日に1回が励行されていないという御指摘でございますが、そういう面がございましたら、われわれとしても早急に是正をしてみたい。ただ4月以降、各地区住民の方々から一部改善された、非常によくなったという御意見もいただいている現状でございます。

それから、計画表の配布関係につきましては、3月以後、月例的に業者との連絡会議等を持っておるわけでございます。業者の皆さん方におかれましても、自主的に愛される業者ということを目標にいろいろ創意工夫を願っておりますが、いろいろ協議の中ではたとえば車輛の急な故障、それから従業員の関係、天候の関係等の問題で、むしろ計画表を出すまでに十分その辺の実態を把握し、検討する必要がある。当面の措置といたしまして、われわれの方に最低20日に1回収集すべく計画表の提出が自主的にありまして、この計画表に基づきまして、原課の担当者が随時、現地で指導を行っていくということをやっておるのが現状でございます。そういった中で、何となくも少なくとも最低20日に1回は絶対に励行していくということわれわれ業者ともどもお互い協議しておるという現状でございますので、いまだ改善されていない向きがございましたら、われわれもそうした方々の適正化に向かって指導してみたいと考える次第でございます。

なお、次に水使用、すなわち無臭トイレの関係につきましては御存知のとおり、最近、水を使用しない無臭トイレにつきましては、条例で決められております230円は徴収すべきでないことは当然でございます。2、3日前もそういう事例を耳にし、一部業者におきましては、これを改善していく、現実にはお金を返したという事例もございまして。

こういうことについても来る30日、業者との連絡会議を予定しておりますので十分話し合い市民ですからね。私が言いたいのは、それなりに理事者の方で格差是正をしなければいかんと

言うのは結構や。何ならただでもええと思うんです。衛生をよくするためにはね。

問題は、この同和対策の浴場があるがために、同和地区周辺の一般の風呂屋さんの収入減になってくることです。130円ですが、130円の料金は取れない。さらに、皆さん方に御迷惑をかけないように万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 21番(直村静二君) いまの答弁を聞いておりますと、同和浴場と一般の料金の格差は正については業者の陳情がございまして私がそうせよとは言っていないが、答弁の方では格差は正と言って、まあ、収入が少なければ、いい風呂にすることもできない。したがって、同和対策というものが市民を無視して行ったらいかんということです。同和対策のために市民が困るようなことをすれば、運差別の声が高まるのは当然なんです。料金を同じにせよということではなく、同和対策としてやってる同和の風習が、囲りの大衆風呂の収入減になる。だから80円今度は100円がいくらかどうかという問題です。これをどういうふうに救済するかということです。この点を私が取り上げてるんです。

だから、前にも言ったときに、いま入院されてる宇沢部長が、絶対に営業補償する気はさらさらないというお答えでしたが、陳情も原課に来ておりますし、私はヒントとして申し上げますが、大阪の西成区では、同和対策用の風呂のために周辺の風呂屋が収入減になったので、49年度から補助金という名目で予算科目に出てるわけです。49年何百万円、50年は何億と4年間の実績があるんです。

そこで、いまの産衛部長の答弁では、救済措置について何ら発言がなかった。この点につきまして、原課の方でそれなりに調査しておりますのでひとつお答え願いたい。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 答弁が漏れましてまことに恐縮に存じます。

浴場問題についての周辺浴場との関連、特に一般地区での浴場経営をなされている方々の救済措置、これらについての御意見は十分理解できます。しかしながら、やはり先ほど申し上げましたように、長年の歴史的な住民の健康管理、公衆衛生の向上という立場から、町役場あるいは村当時からこれをなされてきており、現時点においても、大阪府なり国では、この建設関係については一定の助成措置もとられております。これは一にかかって同和対策の観点であると私は理解するものでございます。周辺浴場の方々には非常にお気の毒だと思いますが、現状和泉市の財政事情等を考えるならば、当面はごしんぼうして御協力願いたい、かよう考える次第でございます。

なお陳情書も過日、私らもいただいております。

また、原課において周辺浴場の実態調査というお話もございまして、そのことにつきまして

は、われわれも報告を受けております。ただ、大阪府の入浴料金審議会の一定の物差しは聞いております。それによりますと、一浴場で約300人の入浴害によって維持ができるかどうかという観点から、昨年5月15日、130円という答申を出されたという状況もございます。そういった現況の中で周辺の方々にはいろいろ御迷惑をかけて申しわけありませんが、その辺御賢察賜りまして、当分の間ごしんぼういただきたくと考えております。

- 21番(直村静二君) 市長、西成区では浴場補助としてお金が出てるんです。私は、これは距離制限があるのかというと、距離制限はしない。同和浴場の周辺の風呂屋さんで実態調査して、150人とか200人以下とかのランクを決めている。いま部長が言ったように、300人あったら大体経営ができるんじゃないか。それで130円と書いてました。だから、同和浴場の周辺で実態調査して、150人なり200人という場合には、一定の補助金を出す。昭和49年が500万でしたか、1千万円でしたか出てます。だから、いまの産衛部長さんの答弁のように「しんぼうしてください」ではまかりならんと思うのです。大阪府下どこにも浴場の補助金を出してないというのなら、私は、和泉市が先頭を切ってやれと言いながらも、これは財政の問題もあるかと思えます。しかし、現に出してある。同和対策としては出てないが、行政全般として、浴場の困窮度と合わせて多くはありませんがね。市長、私は産衛部長の答弁だけでは絶対納得できない。こんな答弁では、あなたは明るい同和行政、市民を無視して同和行政をやったらいかん。市民に協力してもらえよう同和行政をやらないかんと云ってる。あなたの理論です。早急に原課で西成区役所なり大阪市へ行って参考にしてください。そして、陳情されるお風呂屋さんにも、説明して考えてもらわないか。30円の風呂やったら皆行きまっせ。老人入浴券も出てるんでしょ。しかも答弁があったように、300人やったら引き合いが、300人以下やったら赤字になるのはわかっています。たとい燃料費だけでも温かい施策が必要じゃないですか。市長、ひとつ答弁を願いたい。

- 市長(池田忠雄君) お答え申し上げます。

先ほどから担当の産衛部長からお答えしたことでございますけれども、いま御指摘いただいております点、実態について私もつまびらかでない点もございます。いずれよく担当セクションと協議し、実態についても聞きたい。かように思います。御意見は拜聴させていただきます。

- 21番(直村静二君) 再度要望しておきます。

現にそういう補助金が出てる。出てるだけやなく、具体的にランクを決めて出してますから、気がつくのが遅かったが、49年からやってますからね。大分損してます。和泉市は大阪府下でもたくさん同和対策がございしますが、住民サイドに立って十分円滑にいくような同和行政をやらないかんとするのは私の理論であり、あなたもおっしゃってる。

ただ拝聴だけやなく、一応調査もさせてもらうという答弁があつてしかるべきだ。拝聴してやらなんだらあきまへん。私はちやんと補助金も言うてる。それをひとつ聞かしてもろうて十分検討しますとね。産衛部長はごしんぼう、あなたは拝聴でしょう。

○ 産衛部長(山本俊兼君) 直村議員さんのご意見、十分われわれも勉強いたしまして市長にもとくと御説明申し上げたい。こういうふうに考えますので、いましばらくごしんぼういただきますと思います。

○ 21番(直村静二君) 調査をするのかということです。取り寄せたらいいでしょう。コピーをとって。委員会でもかめへんやないか。一応調査させますな、するな、取り寄せるんやな。

○ 産業衛生部長(山本俊兼君) 十分勉強して、ということは、そういうことも含んでおります。

○ 21番(直村静二君) 次は衛生行政。20日に1回、月に2回やったら年24回になるが私が言ってるように処分計画を出すべきだ。私の聞いているのは、ある一つの業者の体制が、できんだということです。三つぐらいはできるというわけです。この処分計画を出してこそ、初めて住民参加のもとにおける明るい衛生行政ができると思う。いまの産衛部長の答弁では、結局3月議会で指摘された、どこか文句あつたら言うてんか、直ちにやりますと。これも実際は後退してる。あなたの答弁では、基本的には処分計画を出しますが、処分計画どおりいかな場合がある。雨降ったとかね。ただし書きで多少二、三日おくれますと、させてくれということだった。

業者としては、本当に困るんです。やはり処分計画があつたら行けと言われる。だから、衛生課に置いておいて、業者と衛生課が何とかしようということなんですが、そんなことじゃなくこれからも、人口はまだまだふえてくるし、下水道も完備したわけじゃない。簡易水洗といつても、いつまでもいけるわけやなく、くみ取りの全体の比率は下がるが、まだふえるかもしれません。

その点、処分計画をこしらえて各町内に張っておく。何も一軒一軒配らんでもええ。その区域ということで40日に1回とか、この区域は金曜、土曜ぐらいにはするとか、紙もよけい要らん。問題は、そういうふうにしなれば、20日に一回の体制で私なんかで議会で気づけ菜みたいに言わんとあかん。そのことを強く追ってますし、助役さんの答弁にもあるように決意を持ってやってもらいたいと思います。処分計画も要望して今後とも監視します。

水を使用しないものも230円、この私の事例では最近ではなく、かなり前から払つておつた。

全部返してくれとは言いませんが、わかつたものから返していくようにしてもらいたい。

いまだに衛生課の職員でも頭の中にこびりついてるのは、全部水を使ってるもんやと思ひ込んでることです。現場を何回も見て、初めてなるほどこうなっていると気がついた。それまで業者が全部お金を取っておった。これも本人が業者に言うたかて聞かん。今度は理屈がある。さすがに水を使わんから230円返さなあかんとなる。

ところが、普通のくみ取り口と違って、ホースを入れたときに奥まで入るからホースの先が汚れるからほしいと言ってる。それやったら、「汚れ賃」と書かないかん。私は条例なるものは、条例に基づく別表なるものは、厳正公正に実施しなければならないと思ひます。

だから、230円をとっていたものは、クリーントイレのナショナルD型のようにつまり水を使わないものについては全部返すべきだ。いま返せと言っても無理ですから、市の広報で書いて、水を使用しないものは230円は要りません。」と公表すべきだ。業者は、その時点までは取り得となりますが、この点ひとつ産業衛生部長、はっきりしてください。

- 産業衛生部長（山本俊兼君） 無臭トイレにつきましては先ほども申し上げましたように、水を使用しないものについては、230円を徴収することは間違いだということは十分承知しております。本件についても来る30日、業者と連絡会議を予定しており、その中で十分周知徹底して、かつまた、そういうトイレの御使用については、料金230円は不要ということについて十分PRしていきたいと思ひます。
- 21番（直村静二君） 業者に対する行政指導も公表する。それによって業者からの苦情もあると思ひますよ。入っておったやつが減るから…。しかし、それはしょうがない。そういう筋を通すためにも厳正にし、行政指導ではっきりするという勇氣と努力を要望注文しておきます。30日はがんばってもらはないかんね。強く申し上げておきます。
- 議長（坂上國治君） 次。
- 人事課長（稲田順三君） 過日の対市交渉に解放センター職員が出席したことは事実でございます。出席は、休暇処理してございます。休暇処理は、業務に重大な支障がない限り、本人の届け出によりこれを尊重すべきであるという考え方になっております。また、市職員であるとともに市民でもあり、市民的権利も行使できるという観点に立って、休暇の範囲内であればやむを得ない。ただ、公務という形で出席することははいけな。かように考えております。
- 21番（直村静二君） 私が総務委員会で市長からもらったお答えと、いまのお答えは全然違ひ。市長は、「そういうことはしないよう、特に遵守するようきちんとします。」と言ってる。だから、解放センターの職員が業務に支障のない限り、休暇をとって窓口一本の対市交渉に何回でも参加できるということですか。市長、よう聞いとときや、解放同盟は執行委員会で窓口一本を決めてる。わかってますな。職員になったんでしよ。

私は総務委員会で言ったように私が解放会館へ行ったら、「日共宮本一派、差別者糾弾」と職員から言われたらどうするんやと言った。例も出しました。職員たる者は、きちっとした態度をとらないかん。あなたは「そうさせます。」とね。対市交渉で執行委員の肩書のついたセンターの職員がどんどん来るんやったら、人数制限も考えないさまへんな。会館職員なる者は、市の職員として職務に専念する。それで、解放同盟と和泉市との対市交渉に職員が執行委員として出てくる。歯どめがなくなる。民間の任意の団体に補助金も出し、活動もしてくれるんでしょ。なぜ解放会館の市の職員が出てこなければいかんのかとなる。その辺はきちんとしてもらわんとそれを拡大解釈したらどこでも行けますよ。解放会館、和泉市の総合会館の職員は、和泉市と対市交渉をやるというルールをつくりませんか、どうですか。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

直村議員さん。先般の総務委員会協議会で私が申し上げた意味は、地方公務員法に照らして当然、服務規律もございますので、そういう態度としての取り扱いを御返答申し上げたわけでございます。

ただ、いま人事課長が申し上げた趣旨は、休暇をとって云々という話もございましたが、当然、公務員であり市民であるという立場、いわゆるそういうことでの答弁を申し上げたわけであって、全然基本的に違うという意味ではないと思うんですがね。

○ 21番（直村静二君） 市の職員が同和問題やったらいつでも行けるのかと、そうやないという。市長に話ができるかと言ったら、できまへんわな。同対室も解放会館もありますけど。その場合どこに歯どめがあるんか。窓口一本やさかいにあかんといってる。窓口一本であれば解放同盟と協議して同和行政を進めるというあなたの言い分ですからね。解放同盟自身が「いや、会館職員も来い。」となった場合、どこに歯どめがあるんか、何様でも行ける。市長が服務規律で何人まではええと書くんか。それもいちいち解放同盟と協議をしなければならぬ。一体、解放会館に行ってる職員は何してますのかと聞いた。

私が前にも云ったように、解放会館は市の行政の施設であるから、月給を出して働らいてもらっている。別に団体があるんでしょ。補助金2千7百万円出してね。まだ他に12万円出してやってもらってる執行委員もあるわけでしょう。私はあると思います。その場合に執行委員で職員であって、市長に対して対市交渉で発言してますわな。市長は職員に対して「いや、これは…」とやりますのか。こんな矛盾が出やせんかと、きっちりしておきなさいと言ったんです。「その点はよく心得てくれますやろう」と発言しておったが、あなたと解放同盟はツーヤからね。

地方公務員法は拡大解釈できる。実際、人事課長の答弁かてまんざらだめだとは言いません

よ。しかし、現下の情勢からいって、そんなことをしておって公正民主的な同和行政は全然できなくなる。この点について市長は、こういう対市交渉に市の職員である解放同盟執行委員が出向くことについてはひとつ御速感願いたいと市長から相手に言っほしい。執行委員もあるんですからね。適任者もおるんですから…。そうせんとあめかもちかもわからない。しかもその職員に、出る場合にいちいち聞かないかん。執行委員としてあなたと話すのか。職員として話すのかとね。いちいちそういうことを聞かないかん。日共宮本一派差別者糾弾と言われたらどないになりますかね。対市交渉に出て、帰って職員、そんなややこしいことはやめなさい。いま、事実関係について人事課長から言われたが、きっちりしてもらわないかん。市長、こういう問題についてはうやむやにしないという、政治姿勢の注意だけでよろしいわ。

○ 市長(池田忠雄君) 御意見は拝聴させていただいております。

先ほど来お答えいたしたとおりでございます。やはり公務員としての常識の問題であろうと存じますし、決意云々ということではなく、これは当然、お互いの良識の問題であろうと理解しておりますので、よろしく願います。

○ 21番(直村静二君) 聞きようによっては最初常識、後良識大いに結構です。そういう問題があるとうちはやりますよ。うちは市民宣伝してあめかもちかはやめとけとやりますよ。

しかし、たくさんの事例ではありません。今回初めて解放センターができて職員になって、窓口一本の団体の執行委員が出てきてやっとなるのは市民から見てもよろしくない。また、同和行政を進める上からもよろしくない意見申し上げ、良識と常識でやってもらいたいと思います。

○ 議長(坂上國治君) 次。

○ 市長(池田忠雄君) お答え申し上げます。

市同促の問題につきましては、先般来、いろいろと御指摘をいただいております。先般、御報告申し上げておりましたように、市同促設置準備委員会をお願いをいたしており、いろいろと御審議を煩わしているわけでございます。藤原議員さんが会長としていろいろ御努力をいただいているわけでございます。構成、人選について突っ込んだ御討議をいただいている段階でございます。準備委員会での御討議を経て答申がいただける。このように存じております。おくれて恐縮でございますが、準備委員会がいろいろお骨折りをいただいておりますので、いましばらくお待ち願いたいと思います。

○ 21番(直村静二君) 私の質問、よく御理解願えなかったかもしれないし、私もちよっと言い方がどうも…。窓口一本化に反対する立場の人が準備委員になってますか。市長の方からお答え願いたいと言いました。

○ 市長(池田忠雄君) ちよっと質問の趣旨がつかみかねるわけでございますが、準備委員会

8名で構成願ってることは先般、申し上げたとおりでございます。その中で反対されてる方という意味がちよっとわかりませんが、おられないんじゃないかと思いますが…。

- 21番(直村静二君) 保守の市長さんでも市民合意の同和行政をやる場合には、現在の和泉市は解放同盟と窓口一本になってますが、各市でもなってるところもなっていないところもあります。しかし、市同促をつくるについては、その構成の中には、現在の解放同盟と行政当局窓口一本に反対する団体はきちんと入ってくる。そこで初めて個人的な給付も申請して出て来る。だから、私は準備委員の中にそういう方がいてはりますかと聞いたんです。

それやったら構成の中に入れてもらいたいし、いまから入れてくれと言ってもなかなかむずかしいと思うので、市同促そのものには、きちんと窓口一本に反対しようと賛成しようと、それは市全体の市同促となれば当然構成に入れるべきだ。これは市長の側に責任がありますよと言った。それを準備委員会をつくったら市側に責任はない。準備委員会をつくってもろうたからと、そこに責任をかぶせたらいかんと言った。窓口一本によって、部落住民でも給付がもらえない人がおる。その人も部落住民として施策を受けられる場をつくらないかんので、そのための市同促でなければ、ないし、構成でなければいかんと言ってる。

いまのところ、準備委員さんにはそういう方はない。皆窓口一本賛成だということですが、今度の市同促には、窓口一本反対の人も入ってもらわないかん。泉南市の稲留市長のところでも全解連の鳴滝支部が市同促にちやんと入ってます。

そして、部落住民全体の意見が反映できるとなっています。私はすべてとは言ってません。

一つの例としてね。和泉市も市民合意の同和行政をやるのでしたらそういう立場をとらないかんと言ってる。先ほどの市長の答弁での責任は準備委員会へ持っていったらいかん。責任の基本本は市だという確認をしておきたい。その点を一応言うときます。

時間が大分迫ってますが、あらかたポイントはわかってもらったと思いますが、今度は補正の中で逐一やります。私はこれで終わります。

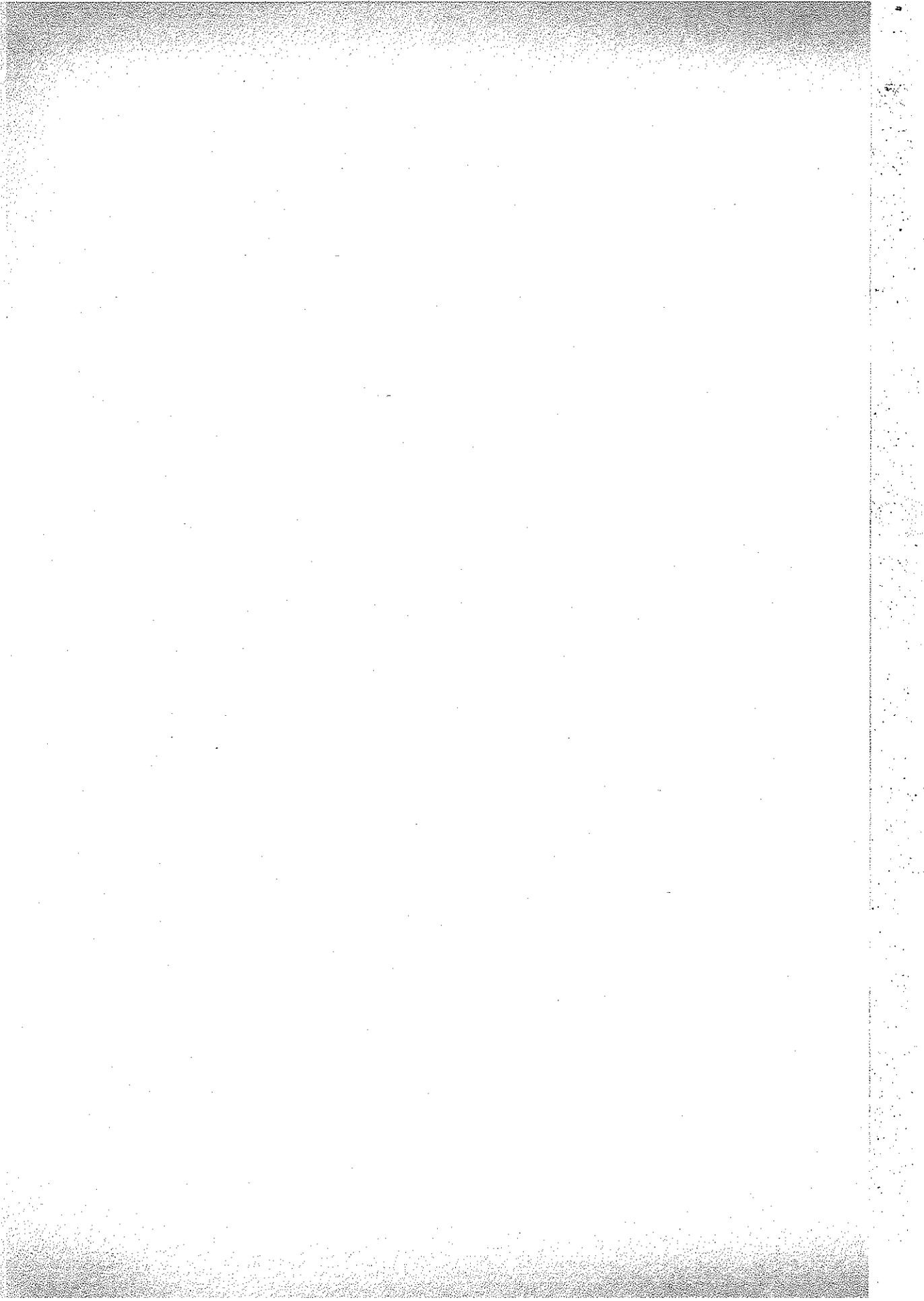
- 議長(坂上國治君) お諮りいたします。本日はこれにて一般質問を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議ないものと認め、これにて散会いたします。長時間まことにありがとうございます。明日も定刻御参集賜りますようお願い申し上げます。

(午後4時50分散会)

第 2 日



昭和52年6月24日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(出席議員 24名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	17番	富山敏治君
3番	橋本佳行君	19番	貝淵博治君
5番	仁井明君	20番	田中包治君
6番	大谷昌幸君	21番	直村静二君
7番	金沢勝君	22番	勝部津喜枝君
8番	成田秀益君	23番	三井正光君
9番	松下定君	25番	竹内修一君
10番	山口義一君	26番	柳瀬美樹君
12番	藤原要馬君	27番	竹下義章君
13番	赤阪和見君	28番	坂上國治君
15番	横田憲治郎君	29番	藤原利一君

(欠席議員 2名)

11番	上代卯之松君	18番	池辺秀夫君
-----	--------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	市長公室次長 兼企画室長	杉本弘文
助役	坂口禮之助	秘書広報課長	竹田明郎
収入役	橋本炳	財務部長	吉岡昭男
参与兼建設部長 事務取扱	中塚白	財務部次長 兼財政課長事務取扱	麻生和義
市長公室長	西川喜久	同和対策部長	佐原行雄

職名	氏名	職名	氏名
同和对策部次長	生田 稔	水道部長	田中 稔
市民部長	内田 繁	水道部次長	福本 久
市民部次長	中西 淳富	消防長	和田 増義
福祉事務所長	青木 孝之	消防本部次長 兼消防署長	湯川 行雄
産業衛生部長	山本 俊兼	教育委員長	堀内 由延
産業衛生部次長	富田 宏之	教育長	葛城 宗一
建設部次長	森 保	教育次長兼管理部長	広岡 史郎
改良事業部長	林 徳次	教育次長兼指導部長	乾 武俊
改良事業部次長	逢野 一郎	管理部次長	松村 吉
解放総合センター所長 兼総務課長事務取扱	萩本 啓介	指導部次長	橋本 昭夫
用地担当理事兼土地 開発公社事務局長	西川 武雄	選挙管理委員会 委員長	味谷 日吉
用地担当理事兼土地 開発公社事務局次長	岩井 益一	選挙管理委員会 事務局長	岸田 秀仁
病院長	竹林 淳	監査委員	西口 喜一郎
病院事務局長	平野 誠蔵	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
病院事務局次長 兼庶務課長	藤原 光夫	農業委員会事務局長	信田 種行

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	宇沢清
次長	吉田種義
議事係長	西垣宏高
議事係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

(午前10時19分開議)

○ 議長(坂上國治君) おはようございます。議員の皆さんにはお忙しいところ御出席賜りましてありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局次長報告)

○ 市会事務局次長(吉田種義君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは19名でございます。欠席届け出の議員さんはございません。遅刻届け出のある議員さんは藤原利一議員さんだけで、その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、19名でございます。

○ 議長(坂上國治君) ただいまの報告どおり、出席議員数19名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長(坂上國治君) 昨日に引き続き一般質問に入ります。それでは2番、天堀博君。

○ 2番(天畑 博君) 私の質問の観点は通告要旨にも述べてますように、住民本位の町づくりという点を基本にして、それぞれ具体的な質問も出ますけれども、その観点の中心はその点にありますので、理事者各位におかれましては、その点を十分把握していただいたの御答弁をお願いしたいと思います。

近年、行政は住民の生活を守り育てる立場から、ますますその重要性が認識をされ、特に都市化が急激に進む中で、過密過疎の現象から派生する諸問題は、生活のあらゆる部面にわたって緊急な解決を迫りつつある ということ、和泉市の総合基本構想の人間回復の町づくりという中で構想の目的が述べられております。

しかし、現実には外部から民間デベロッパーや住民公団、府の住宅供給公社等々、公営企業あるいは民間による開発によって、さまざまところでひずみや弊害が出てきていることも現実であります。さらに、近畿自動車道や第二阪和国道、外環状線等々の自動車道路が和泉市をすべて横断するという状況、通行の途中に和泉市が存在するという状況などから、さまざま今後の不安も予想されているところでもあります。

このように外部からのさまざまな開発事業の導入によりまして、一見すると、和泉市の開発事業あるいは町づくりというものが、ほかから振り回されているような感もするわけであります。そのためいま出てきているこういうひずみや弊害、トラブル等が放置同様にされてきていることも現実であります。

一方では、開発公社が信太山丘陵開発ということでこれを進めようとしているわけでありますけれども、このままでいけば、市長初め理事者は大きな構想を持っていると言いながら、現実にはその過程の中で、市民不在のばらばらのものが組み立てられていくという状況にさえないかねません。

そこで、なぜこのような状況になってきているのかという点をまず第一点目にお聞かせ願いたいと思います。しかし、これは私どもがそう考えていっわけでありまして、そうではないんだということでありましたら、うまくいっているというさまざまな根拠を具体的に示してほしいわけであります。

さらに第二点目でありますけれども、主に駅前整備の問題の中で信太山、北信太駅前の整備、その他が、いままでもたびたびこの議会でも取り上げられてきておりますけれども、私はここでは自転車の問題だけを取り上げ、少し掘り下げてみたいと思うわけであります。

和泉府中駅前、さらに信太山、特に府中駅前と北信太山駅前には自転車の洪水と化してきているわけであります。和泉府中駅前の自転車につきましては、最近、いま工事をしております店舗の横の部分に歩道が完成しておりますけれども、この歩道の上に自転車が並べられて、この

歩道が用をなしていない現実であります。なぜこのように自転車がふえてきたのかという点を理事者各位はどのように理解され、あるいはまた、この対処をどのように考えてきてこられたかという点を、非常に簡単な質問でありますけれどもその点をお聞かせ願ひ、あとの質問に継続させたいと思います。

さらに、地場産業の振興と町づくりについてでありますけれども、和泉市の地場産業と言いますと、繊維と農業が中心に挙げられます。もちろん、模造真珠、その他の産業もございませうけれども、いま、この和泉市の地場産業が非常に苦境に立っていることも事実であります。

ところが、それに対する具体的な市の対策や措置がなかなかされておられない。一応、基本構想やその他の出てくる文書ではそれぞれ位置づけがされておりますけれども、現実の中ではそういう点の位置づけが弱いために、どんどん繊維不況あるいは農業が大変な状況の中で農業を捨てていく、あるいは農業から離れていく農家の皆さん、あるいは倒産の繊維会社、これは市新等にも見られるわけでございますけれども、そういう大手、中小あるいは零細業者の方々が大変な状況に追い込まれてきているのであります。

これの具体的な対策と言いましても、基本的には国の繊維政策や農業政策の転換が図られなければなりません、もっと地方自治体である和泉市は、具体的に血の通った政策がなぜされないのか。たとえば和泉市で織られている綿布をいかに和泉市内あるいはその他の公共的なところで利用する方法等についても考えていかないのか。こういう点についてお聞かせ願ひたいと思います。

農業の問題でも、国の第二次農業構造改善事業等の国の施策にとどまり、特に財政措置だけでなく、たとえば技術面、営農、改良等々の指導援助面についても非常に弱体であります。こういう点もひとつ施策の具体的な措置をお答え願ひたいのと、さらに今後の方向と言いますか、そういう点についてもお聞かせ願ひたいと思います。

最後に、住民サービスについてであります、主に地域におけるサービス行政、前回の議会にも私が質問いたしました、光明台や泉北ニュータウンで和泉市の市域がどんどん外部の、たとえば堺市とか河内長野市とかの経済圏と結びついていくことが現実になってきております。和泉中央丘陵の開発が云々されておりますが、ここの開発によって鉄道が延伸されようでもしましたら、この辺に副市街地ができ上がっていくわけでありませう。そうしますと、この鉄道あるいは道路を利用しての堺市や大阪市に対する方向になってくるわけでありませうけれども、行政は和泉市ということで、さまざまな困難が生じてくることも現実であります。

昨日の竹内議長さんの質問にもありましたが、サービスセンターの設置という点が非常に重要な問題となつてきているところであります。昨日の御答弁では、プロジェクトチームをつく

っていくということでありませけれども、私はもう少し具体的にどのセクションで、どの部署へ人員を配置してチームをつくっていくのか、あるいはまた、どういう内容で検討し、いつまでにこのプロジェクトチームをつくってやろうと考えておられるのか、こういう具体的なことについても重ねてお聞かせ願っておきたいと思うわけでありませ。

最初に述べましたように、私の質問の観点は、住民本位の町づくりという点を中心的観点としておりますので、そういう点から具体的な質問についてもお聞かせ願いたいと思ひませ。再質問の権利を留保して私の質問を終わります。

○ 議長(坂上 國治君) 理事者答弁。

○ 市長公室長(西川喜久君) まず、第一点目の開発事業についての基本的なことについて私からお答えを申し上げます。

御指摘のように、本市総合基本構想には、本市のあるべき姿が示されております。今後、この基本構想に基づきまして、町づくりをどのように取り組むかが大きな課題でございます。

御承知のように、本市には現在進行中の大規模な開発事業は4つほどございまして、1つは、日本住宅公団の鶴山台団地、2つは光明池団地、3つは府住宅供給公社の4団地事業、4つは泉北ニュータウンの光明池地区の事業でございます。いずれも公共団体が施行しているものであり、国あるいは府の住宅施策の一環として、また、一部は市の住宅施策の代替として行われているものでございます。

私どもがこれらの事業を考えるに当たりまして、民間企業の営利を目的とした事業と違い、関連いたします基幹的な都市基盤の係る施設の整備があわせて行われることに大きな意義を見出しているものでございます。たとえば公団の例をとって見ますと、本来、市がやらなければならない幹線道路整備事業とか、あるいは下水道事業、公園緑地事業などが、関連事業として整備されていくことにプラス面を見ているものでございます。

御意見にありますように、主体性を持った町づくりはいまこそ必要であることは常々痛感しておりますが、市の独力で地域整備を行うことは、現下の状況では至難でございます。したがって、これら事業を和泉という地域社会に調和した形で、適切な計画的に、秩序ある町づくりを目指して誘導していくことが、本市の町づくりの基本につながっていくものと確信をしております。

一方、これらの事業は比較的規模が大きうございまして、また、期間も案外長くかかっているものでございます。その間の事業促進中におきましては、当初計画から変更とか、あるいは計画策定条件の修正とか、また、社会経済情勢の変化などによりまして、詳細な面においては、若干のひずみが出てまいることは否定できません。

私どもはそれらを総合的に調整を行いつつ、かつ適切な誘導をすべく努力をしまっているものですが、何分とも計画のおくれとか、計画調整とかの体制によって十分にできないことを反省しております。今後とも一層の努力を重ねてまいりたいと思いますので、よろしく御理解をくださいます、ひとつ今後とも御協力のほどをお願い申し上げたいと思います。

◎ 議長（坂上國治君） 次。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 天堀議員さんの駅前の自転車対策並びに地場産業振興の関係につきましてお答え申し上げます。

お説のとおり、自転車問題につきましては、常々頭を痛めておるところでございます。まず、府中駅前の対策につきましては、かねてから期待をいたしております国鉄和泉府中貨物駅の移転に伴いまして、その跡地を有効的に市の公共用地として利用すべく要望いたしておるところでございます。これが実現された暁には、府中駅前の自転車対策につきましては一定の解消ができる、かように考えておるところでございます。

また、北信太関係につきましては、御存知のとおり、駅前の市有地を一部自転車置き場ということで利用されておるところでございますが、根本的な原因は、やはり北信太駅前を中心とした開発、すなわち都市計画の実現がなければ自転車問題は解決しないだろうと考えております。当面の措置としては、随時、担当の係員が出向いて道路上の自転車等についても整備を図るという現状でございます。これにつきましては、やはり道路の整備等を待たなければ、正直言って解消策はないと考えてる次第でございます。

それから、地場産業の関係でございますが、現在の不況対策についても、いろいろ国においても繊維産業の答申、本市においても市並びに商工業振興会が中心となり、過日も関係業界との連係、御意見等いろいろいただき、さらに、それを踏まえて大阪府、通産局等に対しても、景気回復策についての具体的な要望をしておるところでございます。

本市の端的な施策の一つとしては、市単独融資の受託原資を4千万円から6千万円に引き上げるといったこと、さらに、各業界の横の連係、さらには、未組織企業の組織化、特産品の普及宣伝等を52年度中に実行してまいりたい、かように考えてる次第でございます。

なお、農業関係につきましては、第二次構造改善事業として、昭和50年度から一応、約9億8千万円の計画をもって取り組んでおるところでございます。これらの農業振興の技術援助等につきましては、御承知のとおり、本市の農林課職員はもちろんのこと、大阪府の出先機関である農業改良普及所の技術職員らが総力を挙げて本市に毎日のように入っていただき、技術の改良普及に取り組んでる現状でございます。

以上、簡単でございますが、御回答にかえさせていただきます。

○ 議長（坂上國治君） 次。

○ 市長公室長（西川喜久君） 5番目の住民サービスについてお答え申し上げます。

昨日、竹内議員さんからも出張所等の設置につきまして要望がございまして、プロジェクトチームを組んで対処する意思があるのかとの質問がございました。これに対しまして助役より、実施するに当たってはチームを組み、問題点について研究したいという御答弁を申し上げております。私たちもこの趣旨に沿って取り組んでまいりたいと存じておりますが、まだ昨日の回答の時点でございまして、チームをどのセクションで組織するのか、何人でやるか等の具体的な内容についてはいまのところ持ち合わせてございません。今後、その趣旨に沿って鋭意努力してまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○ 2番（天堀 博君） 質問に対して御答弁をいただいたわけでございますけれども、まず、第一点目の開発、その他に対して十分に対応できない点の反省とか、今後一層努力していくとか言われてるわけでございますけれども、実際には、私もいろいろ企画等の担当セクションあるいはそれに関係する建設、土木関係と話をさせていただくわけでありまして、実際には、現状はなかなかいま言われてるように進んでいない。いろんなひずみが出てきており、放置同然の形にされてる面も各所で見られるわけです。

確かに関連した事業というか、そういうもののプラス面ということはよくわかりますが、たとえば泉北ニュータウンが伏屋の地域に張り出してきております。ここではその接点の部分あるいはそのにはさまれた民家の方々はいろんな点で困っておられる。排水あるいは自分とこの家の横に大きく道路部分の盛り土が張り出してくるとか、いままでの環境ががらっと変わり、それが害を与える状況にまできてるわけです。そういう具体的な詰めが即座に措置されないという現状なんです。

たとえば企画に話をもち込んでも、総合的な計画の中で進めているんだということです。そこで直接関係する土木等に話すると、企画と調整して大阪府の企業局に来てもらうとかの話になってくるが、その間、たびたびそのことを話しても2カ月ほどかかるという状況です。いま雨期に入ってますが、幸いなことに大雨がなくて逃れてるわけですが、集中的な豪雨があれば浸水の恐れもあるということで、地元の方々には不安をおびえてるわけです。

さらに、民間デベロッパーが張り出しております青葉台、緑ヶ丘地域の青葉台地区を見ると、中学校区が石尾中学校です。これは教育委員会関係なんですが、石尾中学校 通学路はいままでからも問題になりましたが、松尾寺に抜けている部分、東海電線の下を通ってる道路が利用されてる。教育委員会では、こういうところは利用しないで納家の方を通りなさいと指導してるんですが、現実にはそうはいつていない。この道路は危険箇所が多く、冬場になると女子中

学生などは痴漢が出るかもしれないと父兄も心配している。こういう校区編成もそうです。

さらに、ちよつとなぜ自転車がふえたかという答弁がないんですが、私もどんどん開発が進む中で、それだけに限らないんですが、自転車を利用して府中駅まで出てくる人がふえてきたと思うんですが、それだけちよつと。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 自転車のふえてきた原因ということですが、一つには、やはり和泉市が臨海工業地帯の後背地で開発が進んでるという中での原因もあると思います。具体的には、ここの駅が快速がとまるといったところから、遠くは岸和田地区からも自転車に乗っておこしになっている。それから、国鉄運賃等も改正されましたが、以前は非常に低額であった等の関係から、バスを利用せず直接おこしになる。また、和泉市の近郊都市、泉大津市内で住宅公団の建物が建ってきた、比較的大規模な開発が進んできた、それが駅周辺の非常に近距離などころにできておるのが原因でなからうかとわれわれは考えてるわけでございます。府中駅の実態等をいろいろ調べましたところ、市外の方が3割程度自転車で利用されている、そういう関係で自転車がふえてきた理由でなからうか、このように考えます。

○ 2番（天堀 博君） 途中でちよつと御答弁願ったわけですか、自転車の増加の理由は市外からの持ち込みとかもあります、やはり住宅開発なり、さまざまの開発がかなり大きなキーになってることは事実だと思います。そういうことが見込まれなかったのかどうか。確かにいろんな点での見込み違い、狂いが出てきてるだろうと思いますが、そういう点に対する敏速な対処がいまの和泉市ではおけているんじゃないか。総合的にいろいろ計画を練ったり調整をする部門が市長公室であり、原課では企画だろうと思うんですが、実際には産衛部の方からお答えがありましたように、駅前整備交通公害課の関係で産衛部だということですね。そういう縦割り行政のひずみが非常に血の通わない行政になってるということが基本構想の中でも出されている。

その点から企画が所管する事項、これは例規集にも出てますが、やはり和泉市の開発も含めた総合的なものについては、そのためにも市長の女房役、補佐役として市長公室ができて、具体的な機能を企画が発揮していくということだろうと思うんです。ところが、実際にはその機能がフルに回転されてるかどうかは別として、余りにも膨大な規模のものがどんどん導入されてくるため、それに振り回されてしまって具体的な措置にまで手が届かないというのが現実じゃないかと指摘しました。その点今後、一層努力していくということだけでは具体的な答弁にはならないと思うわけなんです。

さらに、昨日の田中包治議員さんの質問にありました光明台団地の問題でございますが、現

在、開発事業対策特別委員会というのが設置されてますね。ところが、ここでいろいろ審議されること自体、すでに取り決めされたものであるとか、途中の経過も含めてですが、いろいろ事後的な承認経過報告が中心になってる。これに対してわれわれ議員が意見を述べたり審議をするが、実際には、この委員会はなかなか十分なことができないような状況です。

たとえば和泉中央丘陵の開発についても、すでに3月末の段階で市の報告が出るはずなんです。ところが、それからこの方、そのことについての委員会の開催もされてない。委員会の側にもいろいろあると思いますが、理事者側からそういう報告が具体的に明確にされて以来、開かれてないということは非常に大きな問題じゃなかろうかと思うんです。そういう点での権限をある程度持たせた委員会のあり方、理事者の怠慢だと思います。いろいろ口ではいいことを並べますが、現実にはそういう問題が数多くたまってきていると思います。そのひずみが全くないとは言われてないが、今後、一層努力ということだけでは具体的な答弁にならないので、その点での今後の具体策、こうやりたいというところへんも御答弁願いたいと思います。

○ 市長公室長（西川喜久君） いろいろご指摘をいただきましたが、やはり市の主体性による開発によって御指摘の点が解消できるものと私も確信をしております。

そこで、御指摘の主体性ある町づくりをいかに発揮するか、いずれにしても、本市の町づくりは総合基本構想に基づいて計画をいたしておるものでございまして、答申の趣旨にも示されておりますように、計画の策定、実施は住民参加に基づいて進めていけということも明記されております。積極的な市民参加による実際の町づくりを推進しようと指針にも示されており、この趣旨を十分生かして主体性を持った町づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○ 2番（天堀 博君） 住民参加、市の主体性ある開発ということですが、実際には、ちょっと助役さんにもお聞きしましたが、それ以外の民間も含めた審議会のようなものはないわけですね。この基本構想を策定するに当たっては審議会ができ、当時の藤本市長に対し、和泉市総合計画審議会会長横田儀治氏から答申が出まして、それが終わってる。その後は住民参加の町づくりと言われながら、いわゆるこれは基本構想であり、あるいはビジョンでもあると思います。

しかし、その途中の経過において、具体的な事業実施の段階での住民や知識人も含めた審議会等が設置されてない。こういうところにも問題があると思うわけです。

それともう一点は、開発事業対策特別委員会等における迅速な報告とか事前の協議、審議などをもっともっと積極的に理事者は図るべきじゃないかと思うんですが、その2点について御答弁をお願いしたいと思います。

○ 助役（坂口礼之助君） それでは、私からお答えをいたしたいと思います。

まず第一点のいわゆる和泉市の総合開発に関連いたします組織づくりの問題でございますけれども、御承知のとおり、本市には現在、都市計画審議会というものがございまして、いわゆる基本的な開発整備に関係する事項について付議し、その都度協議願ったり、現地調査も行ったたりしていただいているわけですが、議員さんの御提案は、その下部的な組織、いわゆる具体的な開発に関連する諸問題についても、住民の意志を反映する、あるいは議会の意志を反映したり、あるいは知識人の御意見も賜る機構をつくってはどうかという御提案でございます。

現在、われわれは直接住民の方々に参加していただいて個々の開発についての審議なり、御意見をいただくという方針は考えておらないわけです。議会内部に設置していただいております開発事業対策特別委員会に主として御協議、御審議を煩わして進行させていくという考え方でまいっております。第二点のその開発事業対策委員会が開かれる回数も非常に少ないという御叱 でございますが、昨日、田中議員さんからもそういう御要請がございまして、議長さんからも当然もつと開くべきであるという御指示もいただきました。今後、開発事業特別委員会の開催等につきましては、できるだけ御指摘のように計画自身の策定段階での委員会に対します意見の聴取あるいは進行の内容の審議等も諮っていただく運営をしていただけるように、議長さんなり委員長さんなりとも十分協議をして進めてまいりたい、このように存ずるわけでございますので、よろしく御理解願いたいと思います。

○ 2番（天堀 博君） 開発事業対策特別委員会の点につきましては、そういうことでぜひお願いするというよりも、そうあるべきだと思うんです。議会軽視とかいつもよく言われますが、昨日も出ましたが、副委員長さんが知らない状況の中でいろんなことが新聞に報道されるというようなことは余りいいことじゃないと思うんです。たびたび開くということは、具体的にそういうことが出てくるということだろうと思うんです。そういう点は確認しておきたいと思います。

さらに、前段のいわゆる住民参加、これはいまのところ具体的なものは考えておらんということですが、これはいますぐにどうのこうのということではなく、すぐに結論を出すことはむずかしいと思います。市長自身が住民参加の町づくりをモットーとしておられるのですから、その点ではいろんな和泉市内には各種の商工会を初め、民商とかさまざまな商業関係の団体、織物関係の団体、それに一般の小売商関係の方々もおられますが、そういう方々も御参加願った幅広いテーブルについて、いわゆる和泉市の未来というか、ここ2、3年あるいは5年先ぐらいの姿はどうなるという点のフソーな話し合いもできるような場所も考えなくてはならないんじゃないかと思うわけです。

この基本構想自体にもちょっと狂いが出ております。人口計画でも、すでに現在で15万人を突破してなくてはいかんわけですが、昭和55年で18万人です。経済の状況等とも相まって狂いも出てきていると思いますので、市長はよく中期のビジョンと言われますが、そういう中での問題については、市民の方々にも参加していただいて討議していくことも必要じゃないかと思えます。ちょっとその点だけ、今後はどうなんだということについてお聞かせ願いたい。

○ 助 役（坂口礼之助君） お答えいたします。

先ほど天堀議員さんがおっしゃったように、総合基本構想を策定の段階では、それを練るための委員会を組織していただき、あらゆる階層からの方々の参加を願いましたが、具体的な個々の開発計画を練る段階での問題はともかくとして、市の根幹になる、たとえば幹線道路とか土地利用計画、町づくりの構想であるとか、あるいは公園緑地等の配置の問題につきましても、御承知のとおり都市計画審議会によって審議され、現地調査等も行つていただいて進めてまいっております。この都市計画審議会の構成は、議会議員を初めとして、御指摘ございましたような商業団体の代表者とか商工会の会長さん、町会関係の代表者とか、各階層の代表者の方々から参加していただいております。

そうした組織が現にあるということと、具体的な開発計画の内容の細部にわたつてそれらの都市計画審議会なり、議会に設置していただいている開発事業特別委員会等との関係を十分に調整もしくは研究しないと、さらに他に一つの開発組織を設置していくことのような観点、どのようなものを所掌するかにつきましてかなり検討しなければいけないと存ずるわけでございます。したがって、既存のそうした組織以外のものを設置していくことにつきましては、そうした御提案もございましたように、今後、われわれの方でも既存のものとの関係を十分精査検討してまいりたい、かように思います。

○ 2番（天堀 博君） それは後でまた論議したいと思えます。

農業や繊維の面でも、たとえば農業振興地域整備計画の管理に関する学識経験者の助言指導報告書が、51年11月に近畿農政局が所管をしてそれぞれの学識経験者から意見を述べていただいているわけです。和泉市の農業振興地域整備計画の見直しとして阪大の里山教授の意見も出ておりますが、この中でも、都市化の進展する中で和泉市の農業は非常に重要な役割を果たしている。平たん部の花 栽培や中部丘陵部のみかん栽培に見られるように生産意欲の高い農家を多く抱え、府下でも有効の農村的性格の強いところとなっているということでもあります。

ところが実際には、市独自の具体的な施策はなかなかなされない。私はいままでもたびたび指摘しましたが、きょうの産衛部長の答弁でも、農業構造改善事業を中心とした御答弁なんです。もちろん、これはこれで中身で地元の方々の意見を十分聞いた中で、それらを反映して計

画を練っていくとは言われていますが、もっと細かい問題でたびたび出していますが、たとえば市単独の土地改良事業の補助金が今年度180万円、すでに5月末の段階で底をついてる。だから、申し込みがあってもこたえられないのが現状だということです。こういうことではちょっとお粗末ではないかと思えます。

さらに、営農指導その他についても、府の方からの指導も相まってやっているとありますが、実際には雑事に追われて、農林課の担当職員はきりきり舞いしてなかなか大胆な仕事ができないという現状です。農林課だけでなく他のセクションにも出てくると思いますが、そういう点では非常に施策が乏しいし、弱い。文章面での位置づけは強く出てますが、実際の具体的な施策は弱い。財政的な面だけではなく、実際の面でも御答弁はいいように言われますが、なかなか私もいろいろ話したりしてる中では弱いんじゃないか。

さらに、商工業面でも一例にすぎませんが、たとえば和泉市がいろんな行事に使う粗品等についても考えるべきじゃないか。これは一つの提案にすぎませんが、たとえば和泉市で織ってる綿布を利用した品物をそういうものを使うとか、そういう頭で血の通った行政をしていくんだという、和泉市でつくったものを和泉市の方々に使っていただくとか、市の中で使ういろんな備品等も考えていただくということです。そういうような観点を頭の中に入れていただくことが、いま、国の政策転換がなされなければ、なかなか繊維不況も農業の危機にしてもよくなるとは考えられない状況なんです。しかし、そういう中でこそ、血の通った行政が必要じゃないかと思えます。

これは、単に産衛部長の答弁だけではなく、先ほど言ったように縦割りのセクション、セクションでの答弁だけに終わるのではなく、市長初め、市長公室を中心として、そういう市の中心部がそういう観点をに入れて行政を進めていくことが大事なときではないか。それこそ住民参加であり、血の通った政治じゃないかと思えますので、その点だけちょっと御答弁願いたいと思うんです。

- 助 役（坂口礼之助君） 御指摘の点につきましては、当然、こうした産業関係なりの振興策につきましては、単に産衛部の所管している事項であるからということで産衛部任せという考え方は持ってごさいません。天堀議員さんがおっしゃっておられますように、現在の農業政策、特に和泉市を取り巻く地場産業の一番大きなウエイトを占めております繊維産業につきましては、全く構造不況と申しますか、国の政策なりによって転換していかなくては、とうてい現状を打開する方途は見出せないような状態に陥ってることは事実です。そういうことについての認識も、われわれ十分持ってごさいます。

それを一地方自治体の能力でどの程度の振興を図っていくことができるかについては、さら

に細部にわたって十分協議も重ね検討もいたしまして、市独自の施策等についても検討してまいりたいと存じます。現にそうしたことについても、われわれの及ぶ範囲の能力で積極的に取り組むようにまいってるわけなんです、こういう非常な不況の中、特に農業、繊維等が行き詰まってる現状では、このままの状態がいいという考え方は持つてごさいません。さらに一步を進めた積極的な考え方で対処していきたいと存じます。

○ 2番(天堀 博君) その点はそういうことで結構です。

最後に、住民サービス問題でサービスセンターの設置についてだけですが、これはプロジェクトチームをごしらえる云々という話が昨日出て、いまの答弁では、昨日出たところやさかいに、きょうすぐ内容は答えられんということです。実は、これは竹内議員さんも従前からいろいろ出しておられた問題なんです。私も去年の市会の改選時から言いますと、十月の議会で私が質問し、具体的ないろんな岸和田、高石なりのサービスセンターを見てきなさいという話もしたわけです。今度は12月の議会で竹内議員さんが出され、3月第1回定例会でまた私が出して、大体、岸和田、高石等も2千4、5百万円あれば2、3ヶ所できるんだというところへんまでの答弁でした。昨日やきょう始まったことじゃない。

ところが、現実に企画等で担当してるわけですが、いろいろ聞くとレールに乗ってるわけでも何でもなし、現実、そうだと思うんです。いまからプロジェクトチームをつくらうか、ということですからね。どういう内容まで検討してるのか、余りむずかしく考えなさんと言ってるが、何かしら、市の基本構想を考えるかのごとく非常にむずかしく考えておられるんじゃないか。たとえばプロジェクトチームなんてつくらなくても、やろうと思えば市民課、市民部の方でどないか話をすれば、ある程度基本的なものが出てくる。大層なものでもないと思うんです。

ところが、具体的にその話がいままであれだけ出てきてるのにかいもく頭の中に話が入ってこないということは、出張所に戸籍の原本などを置くと大変だからということの話がいろいろ各セクションあたりから出てくる。出張所に原本置けとも言っていないし、出張所が廃止されてきた理由もそれなりにわれわれもわかる。ところが市域が広く、さらに、公団等がやってきて多様化、多面化する中でそういうものが必要になってきてることは、その点がどうも頭の中に入っていないのか、やっとなプロジェクトチームをつくらうかとなってきた、昨日出たところなのでわからないということです。いままで何してたかと言いたい。この点どうですか。

○ 助役(坂口礼之助君) お答えいたします。

卒直に申し上げまして過般来、議員さん方からサービスセンター設置についての非常に強い要請がございましたが、私たちはかねてから各地にそうしたサービスセンターというか、出張

所の性格を持ったものを設置することの可否については、非常に否定的な考え方でまいつてきたことは事実なんです。市の合併した当時からの経過もございまして、各地域ごとにそうしたものを配置することは、非常に行政経費のかさむ面もあり、それから当時の考え方としては御指摘のように、戸籍の謄抄本あるいは印鑑証明、住民登録等に係るものを含めてという考えでおりましたので、それでは、特に印鑑証明等をめぐる財産所有権のトラブルも絶えない中で、一出張所にそうしたものを扱わせることにも疑問がございましたので、そうした考え方から、正直申して腰が重うございました。

しかし、最近の諸情勢は非常に変化も来しておりますし、御指摘でございますように、集中的に一地域の開発が行われ、かなりの新住民がそこに定着してる事実等も出てまいっております。

また、交通面でも、役所へ来られる住民負担も重なってくる。こうした社会経済情勢の変化に対応してこの際、サービスセンターにも積極的に取り組む必要が生じてきたという認識に改まってまいっております。

そういう観点から公室長も御答弁申し上げましたように、その必要性を感じまして、具体的に積極的にこの問題に取り組んでいきたいと考え、そのことのためには、単にいま、簡単にできるんだというお話でございますが、やはりやる以上は、これは要望の強い地域だけをやるわけにもまいりません。市全体をながめながら今後の運営管理あるいは実質上の監督等の関係も十分精査検討しなければなりませんので、その意味で、関係部局の方々によってプロジェクトチームを設置して積極的に取り組んでいこうという考え方でございます。その内容あるいは期日等につきましては、もうしばらくお時間をいただきたい、このように存じます。

- 2番(天堀 博君) 以前から言ってますように、岸和田なんかに行って来られたということです。行って見てきただけやないと思う。いろいろ担当者からも話を聞き、調査も行って来たと思います。私も岸和田から出しておる広報も提示したり、コピーも企画課に渡したと思いますが、さらに、具体的に電電公社のテレックスを導入してやれば非常に簡単にできる。しかも、印鑑証明等も岸和田なんかでは、現に手帳やなくカードに印字したものを使ってる。委任される場合は、生年月日、その他を詳しく聞いてくればできるんだということです。確かに財産、その他の問題もあると思います。しかし、いろいろ改良する気でやればできるんじゃないか。それを非常に大層なことを考えてるらしいですが、私ども、当初から提案してますように、鶴山台地域、山間部にまずテストケースで設置されたらどうか、こういう点は再三再四 毎回の議会で私と竹内議員さんが交代で要望もし、提案もして、いろんな実例を挙げながらやってきてるのに、やつと重い腰を上げた。最初から申しますように、どうも住民本位の町づくりと言いながら、そういう点での機敏さが従来 of 古い感覚に阻まれたままにまいつてるんじゃないの。

そういう中で大きなものがどんどん導入され、それに振り回されて、具体的な細かい住民の方々が困っておられる問題に対処ができないという機構的なものが生まれてきてるんじゃないか。市長公室がより充実されようとしてるんですから、もっと積極的に対処していく必要があるんじゃないかと思います。

開発事業対策特別委員会などは今後、たびたび開いて、事前協議も含めて審議していただきたいという話もありましたので、そういう点では前進してきていると思いますので、そういうふうに受け取りたいと思います。今後の和泉市の総合的な町づくりという点は、やはり住民サイドでやっていただく。従来から和泉市に住んでる方々に加え、どんどん新しい方がふえてくる。そういう方々も和泉市民です。しかし、既存住民も同じサイドで考えていろんな総合的な町づくりを考えていくことが大事ではないか。祖先伝来の和泉市に住んで、負担だけは大きくなって横っちょにはねられてはかなわない。しかも、新しく越して来られた方々も青葉台、緑ヶ丘もそうですが、便利のいい、環境もいいところだという宣伝で来られたが、実際には便利も悪いし困っておられるのが現実です。そういうことに対するいろんなこたえを機敏にやっていく体制をつくっていただきたい。こういうことを最後に提言もして私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長(坂上国治君) 次に12番、藤原要馬君。

○ 12番(藤原要馬君) ただいまかう一般質問に入ります。時間もないので簡単にやりたいと思いますが、相当質問もしなければならぬ点がありますので、よろしく願いしておきます。理事者の方をお願いしておくことは、私の質問に対して簡単明瞭に答えていただきたいと思います。

財政問題についてでございますが、52年度当初予算については、予算委員会で私は予算書の科目を見ると、各公共料金が軒並み非常に上がっておる。そして、市民サービスの補助、助成等は減額または抹殺されております。そのような予算をわれわれ予算委員会で審議する必要はない、暫定的な予算は審議する必要はないのじゃないかと申し上げました。このとき助役さんは「いや、これにつきましては、6月の議会で十分納得のいくような復活補正をいたしますから、どうぞよろしく願います。」ということでしたので、その復活する予算額は何ぼほどかと聞きましたら、3億強になろうということだったと思います。それで再度、市長に「助役はああ言ってるが、6月補正でできるのか」と申し上げましたところ、「必ずやります。」という確約を取ったので、われわれは予算審議に入ったのでございます。

ところがあにはからんや、今度の補正予算につきましては、前に三月議会で申していた3億強の半分にも満たないものでございます。

それともう一つ、われわれ議会が考えなければならないことは、この補正の中へ入れているのは、ほとんど各種団体の補助の問題が上っております。だから、2か月の間にそういう財政的に操作ができるならば、なぜ当初にそれを計上しなかったか。昨日の新聞に載ったように、今度の補正は各種団体の補助金の補正だということです。主管官庁が見た場合、われわれ和泉市会は何してるんだと言われると思う。だから、われわれは、この補正についても十分審議を行わなければならないと痛切に感じております。市長さんは、この6月補正において、3月に言われたとおりの補正をしておらないということについては、あなたはどのように考えておられるのかをお聞かせ願いたいと思います。

市長さんは市民のためにやるんだ、住みよい町をつくるんだと、いろんな質問に対して申しますけれども、あなたのいまの手腕では、金がないから何もできないと言うだけです。実際、この議会で、一般質問はただ時間さえ過ぎれば済むんだという感覚しか持っておらんとするんです。真から和泉市を愛し、市民さんにサービスする、市民を愛するという真剣な気持があれば、そういう軽々しいことは言えない。もつと議会とも協力して金を得る、財源を得ることに努力しなければならないのでございますが、そういうことはちょっともやっておられない。これについてはまだまだ申し上げたいことはありますが、一応、これでこの問題は終わります。

次に、財政の中で一つ肝心なことでございますので、お聞かせ願っておきたいと思えます。何かと申しますと、鶴山台から北信太に通ずる道路建設のために公団から3億円いただいております。しかし、その道路はいまだにつかない。また、これは3億や5億ではつかないだろうと思います。鶴山台の方々がバスを降りるのは全部13号線のところ。ここに歩行者道路として3メートルぐらいつけたらどうかといっても、その計画もない、つきもしない。だから3億の金は余ってるはずでございます。

それと、大阪府の住宅供給公社から9億6千万円いただいておりますね。この3億と10億近い金、これも公社から学校敷地代としてもらってるのに買うておらないので、これも余ってるはず。その金は一体どこに保管してるのか、どういう方法で保管してるのか。その金利の取り扱いはどうしてるのか。そこらを明白に皆さんがわかるように御答弁願いたいと思えます。

それともう一つは、予算の内容でございますが、51年度でも雑入として16億2,148万7千円というのが出ております。その中で印紙代3億3,516万円、過年度収入3億4,184万円、52年度には雑入16億7,832万6千円、印紙代5億7,684万円、過年度収入3億7,762万9千円とありますが、印紙代は一応売って、そしてまた支出に出てるからわかりませんが、過年度分の収入とは、何をいつ、どういうところから収入したのか、私はどうしてもわ

からない。なぜ申し上げるかという、今度の予算にも雑収入として6億9,500万円上がっておりますが、これはどういう金なのか。これは予算の中でも質問もしたいと思いますが、これらのものは、どうも議会ごまかしのよう感じられて仕方がないです。市長さん、はっきりと明白に御答弁願いたいと思います。

それから、幼児教育全般にわたってでございますが、ここで一応、保育所問題についてお聞きしたいと思います。和気保育所についてですが、昭和51年3月の当初予算に債務負担行為で建設が決定したが、遺跡の指定を受けたために教育委員会で発揮調査をしなければならないというので、すでに52年度には園児が入園できておる予定であったが、その遺跡のために延びておった。ところが、昨年11月ごろから、これが民営にする、私立保育所にするんだということで理事者の方で協議しておったらしい。それも特定の人を挙げてやらすという。住宅供給公社からは土地はもらっておる、建物は市が半分補助する、府が50%補助する、建物、土地も何も要らない、無償なんですね。それをなぜ特定の人にやらせようとするのか。

また、これは議会で決議しておるにもかかわらず、議会に何の計らいもせず、議会を無視したままで公立から私立への変更はできるのかどうか。議会の審議とか決定というものは要らないわけですね。なぜ議会が審議しなければならないのか。この点についてはっきりと御答弁を願いたいと思います。

今後、もし民間の人が保育所をするといった場合、市が土地も建物も全部無償にしてやらすんかどうか、これもひとつあわせて御答弁願っておきます。

次に幼稚園の補助についてですが、和泉市の私立幼稚園に対していままで1ヶ月2,500円の補助をしておりましたが、財政難のために一応5歳児だけということで、私の家に来て教えてもらったのですが、これは私の意見だけではいきません。これは園にもらう金でもなければ、ほかに渡す金でもない。私立幼稚園に行ってる父兄の皆さんに補助として渡すんだ。この中には各党各派の支持者もおるわけです。その方々に対して今度はできないということです。そして、「3、4歳児は今度ではできませんから」と。「それはだめだ、一遍父兄さんに相談しておきましょう。」ということだったが、私は養生して帰っておったところに市長さんと教育長さんが、お見えになりまして、「どうか3、4歳児については月1,500円にしてほしい、取り計らいしてほしい」ということでありましたが、私は、「私の意見だけでいきませんので一遍話し合いをしておきます。」ということで別れたのですが、次に私の家に市長と教育長が見えたときには、「今年はどうしても財政の見通しがつかない。だから、3、4歳児は一応零にしてほしい」という申し入れがあったわけです。

そこで、市長さんにお聞きしたいが、やはり市長さんは和泉市の首長です。だから、1,500

円にするとやってきたときには、あなたは財政の見通しも何もつかずに言うてきたんですか。財源獲得ができたために1,500円にするとやってきたんでしょう、違うんですか。ただ、その場逃れのために言うてきたんですか。そうやってきておいて、今度は財政の見通しがつかないとはどういうわけなんですか。財政からだめだと言われた、あなたは市長でしょうが、財務部長の指示によって動くんですか。やはり市長なれば、もう少し的確な信念の上に立って、計画性の持ったものをやってもらわんと、いかに弁説を振っても口ではものはやれません。信念、実行、度胸という つを持たなければできないわけなんです。それをあなたはやっておらないということでございます。

だから、あなたはこの幼稚園に対してもどういう方法をとろうとしているのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

もう一つ、ここで申し上げておきたいことは、無認可保育所には今度はお出しておるんですね。ところが、私立幼稚園に行くのは出せないと、これはどというわけかということです。だから、そこらのことを明白にひとつ御答弁を願いたいと思います。

(議長退席、副議長着席)

- 副議長(木下甲子三君) 理事者答弁。
- 助 役(坂口礼之助君) 第一点の財政問題につきまして私から御答弁申し上げたいと存じます。

52年度当初予算の編成の内容につきましては、藤原議員さんの御指摘のとおりでございます。実際、公共料金は、昨年度に引き続いてかなり大幅な引き上げをお願い申し上げます。それに対応して、補助金等を初めとする、いわゆる住民に対する還元措置が非常に削減されており、住民の側に立って考えた場合には、まことにもって許しがたい予算だという御批判をいただくことも事実やむを得ない実態なのでございます。

これは正直に申し上げまして、ここ数年、かなり2、3年前から、和泉市の財政事情は徐々に徐々に困難を加えてまいっておったわけなんです。49年度までは、どうにか前年度までの蓄えをもって引き当てながら黒字の財政を保ってまいったわけなんですけれども、昭和50年度に至りまして遂に収支の均衡を保つことができず、御承知のとおり、単年度2億8,000万円になんなんとする赤字を出したわけなんです。

引き続きまして、昭和51年度の財政運営の実態につきましてもまことに厳しいものがありました。これは財政運営に基づく諸税の問題はございますけれども、一に和泉市のみの傾向だけでなく、地方自治体がいわゆる高度成長時代にふくらんでまいりました諸政策が、経済成長の停滞で税収等の伸びがすごく鈍化した関係上、行われなくなったというのが実態でございます。換言すれば、財政的能力に欠ける状態になってまいったわけなんです。

したがって、各自治体ともどもに行政自身の体質を改善しなければならないことに追い詰められ

てまいりました。

そういう観点から申し上げますと、入るを削って出るを制する方策に転換せざるを得ない実態でございまして、そうしたことが補助金等の削減につながったわけでございます。当初予算の段階から、これらの問題も十分に御審議を煩わすことができるようにわれわれ当局側が準備をすべきでございましたが、この補助金、その他の見直しの関係に対する市当局の考え方が、当初予算編成の段階ではまだまとまっていなかったことから、やむなく当初予算に計上できずに、6月の補正予算に計上せざるを得なくなったということでございます。

私も確かに予算委員会の席上でも申し上げましたように、いわゆる補助金等々として精査検討の対象になっております総額は、3億円以上になるということを申し上げてございます。3億円の精査をした結果、今回の補助金等を6月補正に計上させていただいたわけでございますが、3億円の中には、いわゆる泉北環境の負担金とか市立病院に対する補助金等をも加算されておりましたので、実際の今回の補助の計上額につきましては、3億円よりもうんと下回っております、一般補助金等で4,700万余となっております。これは後刻、御審議を煩わします議案の中で細かく御説明させていただきますが、そうした理由から、6月補正に計上させていただかざるを得なかったということは御理解願いたいと思います。

それから、鶴山台の住宅公園の団地造成に関連して、北信太駅前線にからんで3億円の公団側からの助成金はいただいております。これはその後、議会の御理解も得て予算化、計上いたしましたように、北信太駅前線の都市計画どおりの開通は至難な問題でございますので、当面、駅と現在の泉南線の間をつなぐための4メートルぐらいの道をまずつくること。それから北信太駅前でございます、将来の駅前広場に該当する土地の購入等々に関連した事業等々に対しまして約1億4,5千万円、ちょっと詳しいことは忘れましたが、残りの金額は、一般財源として使用させていただきたいということで補正予算に計上し、御議決をいただいておりますが、この3億円につきましては現在、消化しております。

ただ、駅前線等について予算は計上いたしましたけれども、用地買収等の困難のために執行を繰り延べてまいってる金額は、現在も収入役の手元で保管していただいております。

それから、供給会社の立地に伴う学校の建設のための9億余万円の金につきましては、確かに収受いたしております。現在、収入役さんの方で保管していただいております、これは銀行に預金してございます。金利等もそのまま全部収入役保管でございます。

それから、52年度の補正予算の雑収入等の問題の御指摘もございましたが、これはひとつ予算審議のときをお願いしたいと思います。

以上、取りとめのないことでございますが、以上のとおり概要の回答をさせていただきます。

ちよつと、鶴山台関係の3億のうちのと1億円は、現金保管をしていただいております。

- 12番(藤原要馬君) 和泉市の財政悪化は助役さんに聞かなくてもわかっております。和泉市は、われわれが出たときは赤字再建団体であった。それから復活したといっても、税収が大きくふえたのではないから、苦しい中でやっているとよくわかります。

各市に比較して、和泉市の1人当たりの税収が非常に低いので苦しいのはよくわかる。しかし、苦しい中でも市民さんにサービスしなければならないのは与えられた義務です。行政だということですから。それを怠つてからやかましく言うわけです。

もう一つ、われわれは市民の代表である議員ですから、議会こそつて理事者に協力し、そして財源を獲得して市民サービスをし、利益をもたらすことをやろうじゃないかといつも申し上げてるはずですが。ところが、そういう体制づくりはちよつともやっておらない。健全化委員会がつくったが、大学の先生に聞いたつてわからない。今度だつて公共料金をどんどん上げてるが、うちだけでしょう。議会も市民さんにサービスするためにはやむを得ないだろうということで承認してきてるわけです。

もう一つ、和泉市の財政悪化は議員全部わかつてる。だから、何をせよと言ってもできないことはわかつてる。それをするについてはどうして財源を求めるかを考えているのに、理事者は一向におみこしをお上げにならない。私はこうします、というだけで何にもやってくれておらないということです。だから、議会に対して、私はこうやっていますが、もう一步力が足りないで議会の力を借してほしいとなぜ言わないのかといつも申し上げてる。議員全部がそういう考えを持つてる。府会にしても衆議院にしても、各党の皆同志がおり、つながりがある。だから、理事者が行くよりも非常に強い線があると思う。それをあんたは利用しない。行政は雄井だけではやれません。やはり実際にやる熱意、どうしてやったらええかを真剣に考え議会とタイアップしていかんとだめ。今後、あんた方がどういう形でやるのかということです。

これは答弁をもらつてもしょうがないので意見だけにしておきますが、今後は、議会もこぞつて市民に利益をもたらすようにしていくことを根本に考えなければ、いかに健全化委員会をつくつても、税金は取れ、出すものは出すな、削つてしまえ、こんなことは子供でもやる、だめです。われわれは府、国からどうして金を多く取るかを根本に考えてもらわなければいけないと思います。

それと、3億のうち1億しか残つてないということですが、1億であの道がつくのかということ。なぜ、あの道のつく財源だけ残さずして2億円使つたか。ほかに使う金じゃないでしょう。鶴山台に住まわれる方々の駅に行く便利を図つてやる義務がある。それをやらずして、なぜほかに金を使つたかということです。

それと9億6千万円、1億円と10億6千万円の金は収入役さんの手元で預かってるということであれば、後刻、一応お示しを願いたい。定期預金したら書類もあるだろうし、金利の通知もあると思いますから、一応、見せていただきたいと思います。

1億残ってるというのが、早くあの区間、13号線と駅前をやらなければいかなのじゃないですか。公団でもらった金をほかに流用して、肝心の道は一銭も入れてないということはどういうお考えかとなる。ほかに使った明細も出てると思うが、ほかに使う金じゃない。どんな明細を出しても、あの金は道路をつけるべく公団からもらったんです。だから、しなければいけないということです。金額は半分であったところで、あの金は道路に使わなければいけないのに、使っておらんということです。

○ 助 役(坂口礼之助君) 私、申し上げましたのは、2億円消化してますが、そのうち1億5,300万円余の金は、いわゆる鶴山台に関係した経費に使用いたしております。北信太駅前線の終点、将来道路になる用地買収とか、あるいは駅前の自転車置き場の用地を買ったこと、それから、地区内の4メートルの道をつくるための予算というものも6千万円含んでおります。まだ使用しておりませんが、使用してない分は、現に繰越財源として52年度に送っております。実質上2億円は、すべてを他に流用したということではございません。北信太駅前線をめぐる諸経費に使わせていただいている現状でございます。誤解をいただいたらいけませんので、念のため申し上げます。

○ 12番(藤原要馬君) 誤解しておりませんが、そういうところに流用すべき性格のものではないと言ってる。まず道路をつけて、金が余ればほかに流用してもいいでしょうが、目的の道路はつかずして、つけずして、その金を先に使ってしまうのはどういうわけかということです。本筋はずしてんじゃないですか。やはり道路は道路でつけて、そして金が余ったら他に流用させてもらうというんならええ。もらってから何年になるんですか、いまだにやらない。そんなことはだめです。もう少しはつきりしないとね。

あんた方は、一般質問は時間がくればしまいだということでは困る。そんなことでわれわれは一般質問してるんじゃない。あんた方もども、われわれは血みどろになって和泉市の困窮を救うにはどうしたらいいかとやってる。もうひとつ議会に打ち解けて協議をしないか。それなら、こんだけ一般質問で口角あわを飛ばす必要はない。あんた方と抱き合い心中してええんですよ、市民のためですからね。われわれは市民の皆さんから、「お前、代行してやれ。」と出してもらったんだから、あくまでもやらざるを得ない与えられた義務がある。監督督励の義務があるといってるんですから履き違えないように。今後、もう一步進んで財源獲得をしないと、もうすでに赤字なんです。自主再建は絶対できないです。そこらをよく考えてやらんとだめ

だということを申し上げてる。これは終わります。

○ 副議長（木下甲子三君） 次。

○ 市長（池田忠雄君） 藤原議員さんの御質問にお答え申し上げたいと思います。

一点目についての御指摘、ただいま助役が答弁いたしました。いろいろと御指摘いただいておりますが、財政再建のために努力してまいりたいと思います。よろしく御支援、御協力のほどをお願い申し上げたいと思います。

二点目の幼児教育についての具体的な二点にわたる御質問でございますので、総論的な基本的事実なことだけ私からお答え申し上げたいと存じます。

まず、和気校区における保育園設置の経過と現状についてのお尋ねでございますので、お答え申し上げたいと存じます。御指摘のように昨年度、和気校区にぜひ一園を設置させていただかなければならないということの中で、三月議会で債務負担のお願いをさせていただいたのは事実でございます。

しかしその後、いろんな経過の中、未曾有の財政難でどうするかということ、昨年末からいろいろと協議をしたことも事実でございます。その中で、公立保育園設置の財政上の建てる問題、建ってから後の維持管理の問題、これらをめぐって、現状の和泉市の財政の中では、保育園の設置はしなければならないが、どうしても公立ということは至難である。しかし、和気校区近辺をめぐる保育需要が増大していることを勘案し、建てられないからといってほっとくわけにはいかんということで、何とか保育需要にこたえていかなければならないという精査の中で、他市もいろいろと困っておりますように、やはり公立並みの保育料を初め、はめられる措置の中で民間の保育ということに切りかえていかざるを得ないということで、本年度当初予算の中で民間保育園補助金の御審議をいただき、民間の御協力をいただく中、多様化する保育需要に対処してまいりたい、こういう気持で実は措置したわけでございます。

こういう中で、民間保育についての御批判もいろいろあろうかと存じます。地元からの陳情もいただいていることは事実でございますが、現状の財政難で保育需要におこたえしていく道は公立保育園を建設していくべきでしょうが、民間の御協力もいただき、保育料は他市の実例は御案内のとおり、公立並みとし、いろんな運営についても補助をすることによってやっていただくということでおこたえしたいということでお答えしたいということで議会に御提案させていただいたわけでございます。

藤原議員さん御指摘のように、51年度債務負担の御議決をいただいた中、52年度民間保育に切りかわったという御指摘、重々痛み入ります。説明不足もあつたろうと思いますが、現状和泉市の行財政の中で、幼児教育の重要性を考えて、公立保育園がどうしても至難だとすれ

ば、民間の御協力もいただくという発想の転換の上に立って、現実的におこたえしていく道はこれしかないということで数年前からいろいろ討議しておったのでございます。いわゆる採用第1号が和気校区の民間保育園設置ということで、いろいろと御指摘もあろうかと存じますが、ぜひひとつ御協力、御理解をいただきたい、かように存ずるわけでございます。

以上、第一点目の民間保育をめぐる問題について、基本的な考え方を申し上げて御理解をいただきたいと思います。よろしく願いを申し上げます。

- 12番(藤原要馬君) ただいま市長の御答弁をいただいたのですが、市長の答弁では、私は納得がいきません。ということは、この建物の補助は51年度から出ております。だから、今年だけ出たんではありません。

それと、議会で公立でやるんだということで議決までしておるにもかかわらず、理事者だけで、これを議会に何ら諮りもせず民間に切りかえるのはどういうわけか。

自治法のどこに出てるのか。ただ市長の裁量でやったというのはもつてのほかだ。

また、あなたは財源がないために、後の運営については非常に負担がかかるから私立にした、民間に頼んだということですが、この予算を組んだときにはそれがわからなかったわけですか。一遍に一月の間に悪化したんですか。財政が。この予算を組んだときはわからずして、5、6カ月の間にくるくる変わってしまうんですか。そんなに変わるもんですか、財源措置は。そんなもん納得いかんですよ。はっきりしなさいよ。

- 市長(池田忠雄君) お答え申し上げたいと存じます。

51年度当初予算の中で御案内のとおり、債務負担という形で対処させていただきたいということで御議決いただいたのは事実でございます。何とか和気校区の多様化する保育需要に対応するためには、一般の歳入歳出予算ではなく、債務負担という形の中で何とかして、この公社の土地のからみもございましたし、対応させていただかなければならないことは事実でございました。

その後、急激に悪化していく本市の財政実態をいろいろ精査検討を重ねる中、3月の当初予算の時点、秋以降年末ごろの時点、財政の悪いのは同じじゃないかという御指摘は私もわかります。しかし、真剣に財政健全化委員会、その他を通じ、あらゆる行財政の実態見直しの中で、どうしても公立で運営していくことの至難さということの壁に突き当たったわけでございます。

御指摘のように、半年や一年後に財政が悪化するのとは昨年も今年も同じではないかということとはわかりますが、どうしても公立に切りかえざるを得ないという財政上の見地から、52年度でどうしても公立ではできないからといって建てないではおけない。民間に切りかえざるを得ない。しかし、補助を出し、いろんな保育料金の格差があつたりしてはいけない、御迷惑を

かけてはならないという気持、その中で精査した結果、民間保育園といえども、公立並みの保育料をもって福祉事務所のチェックで運営ができるということで、結論的に52年度当初予算で民間保育ということで予算委員会の御論議を通じ、御議決をいただいた経過がございます。

その辺、債務負担の経過、昨年度の経過と本年度の審議の中で、藤原議員さんおっしゃるように、議会に対する考え方、運営の仕方等についての不十分さについては、卒直におわび申し上げます。

以上の経過によって民間保育で保育需要にこたえてまいりたいと存じております。

- 12番(藤原要馬君) 時間も迫っておりますので簡単に終わりたいと思いますが、市長の言うことは方便だけだと思います。財政難だからやるんだということではない。この土地は住宅供給公社がくれる、無償でございます、建物も市が4,600万円、50%、府が50%補助する、もらえるんです。土地も建物もただなんです。

ところが今後、ほかで民間保育でやるときは土地は無償でない、市が買ってやるんですか。そういうことは、いまの市の財政ではむずかしいんじゃないですか。だれかの質問で助役さんが言うておりましたが、光明台の幼稚園も保育所も民間でやらすんだという。幼稚園の敷地は買うんですね、民間でやってもね。保育所の土地は貸与してくれる、これも無償でやれる。この2ヶ所はいける。ところが、一般の住民から保育所を建ててほしいと言ってきたとき、その人は土地を買う金はない、建物もしてほしいとなったとき、あなたはどうするのか。はっきり確約しておいてもらわんと、いまやる人は楽だが、次は苦しむんだということです。

それともう一つ、公立と同じようにやるんだということですが、それはやれるはずがない。いま、公立がやってる保育料だけではやれない。園児1人当たり1年に40万円の持ち出しをしてる。この補助の持ち出しをやらなかった場合にやれるんですか。公立並みにね。保母もサービスも全部公立と同じようにやれるんですか。どんなテクニックでやるんですか。公私の格差が出て住民に迷惑になることは歴然としている。

私は何も無理言うてません。一応、公立でやると言っておきながら、なぜやらなかったのかということです。市長には何ほでも反論します。公立並みにやれんことははっきりしてる。市が40万円の補助をしてやらなかったら絶対にできない。今後も、この問題は一般質問だけではおさめません。やります。陳情して話し合いしてやりたいと思いますので、これだけははっきり申し上げます。

- 副議長(木下甲子三君) 次。
- 市長(池田忠雄君) 第三点の私立幼稚園の補助をめぐる問題について、幼児教育の考え方をお尋ねいただいたと思います。本件につきましては、後ほど御提案の議案の件でございます。

すので、総論的な経過と考え方だけを申し上げ、御理解をいただきたいと思います。

御指摘のように、私立幼稚園の運営について、昨年度まで補助させていただいた経過がございます。何とか今年もできることならば、幼児教育の重要性にかんがみまして補助させていただきたいと、実は行政なりに基本的には存じております。お会いしていろいろとお話した経過もございます。

しかしその後、あらゆる補助金等をめぐり精査検討を加えていく中で、どうしてもいまの財政実態からすれば、公私立の格差是正ということが、常々御指摘いただいている言葉ですが、これはよくわかっているわけでございます。

いわゆる和泉市の公立幼稚園の収容は5歳児でございます。こういう実質的な考え方からして、幾ら財政難の中でも、5歳児については昨年度並みの補助をさせていただくべきだと存じておるわけでございます。ただ、3、4歳児については、昨年並みあるいは補助の額を低めるとか、いろんな精査をしてきたことは事実でございます。しかし、現状の財政実態の中では、3、4歳児について補助することはどうしても至難な問題がございます。あるいは他市の実例等を見ましても、3、4、5歳児まで補助している市は、大阪府下31市のうち2、3の市だけでございます。5歳児だけの補助をしてる面もございます。3、4歳児の扱いは、比較的うちよりも財政実態のいい市でも例が少のうございます。

こういう精査検討の中、行政としての迷いがあつたことは事実でございます。御指摘いただきましたが、何とか幼児教育の重要性から、あるいは公私立の格差是正に対して、5歳児だけは幾ら財政が苦しくても昨年度並みに補助させていただきませんが、3、4歳児については、どうしても補助を御遠慮させていただかざるを得ないということで、非常に幼稚園児を抱える父兄のお気持、御期待にこたえなくて申しわけないと存じております。こうした財政実態からくる措置を御提案せざるを得なかったという考えでございます。よろしく御理解をいただきたいと存じます。

- 12番(藤原要馬君) 市長さんの申されることはよくわかるんです。財政が苦しくて出せないということはよくわかるんです。しかし、それだけではいけない。私が申し上げてるのは、昨年度も出しておつた。あなたは選挙戦においては、いまの格差是正の補助をより多く出しますと公約して出たんじゃないですか。それを増額はおろか、なくしてしまうということはおかしい。いままであるものをなくしてしまうのはどういうわけかということですよ。

それと、私は市長姿勢の不信を問うてる。一応、1,500円にしてほしいと言ってきながら、また、次には1,500円は出せませんと。それも予算書もできてから、まるで子供だましみたいな、いらわてるような形の政策だと思う。私は、それをただしてるんです。やはり市長と

いうものは、もう少しはっきりした信念を持ってやってもらわんと、私は関係ないんですが、言うております父兄の方々に申し上げたら、私がだましてるような、お前は市長にいらわれてるんじゃないか、と言われるような政策をしてもらったら困るということです。もう少しはっきりしてもらわんといかん。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

藤原議員さんのいろんな御指摘、私立幼稚園の補助の問題につきましては、行政として精査検討する中、卒直に申して迷いがございました。財政を再建していく上でいかにすべきか。公私立の格差是正という見地からは、後ほど御提案いただきますように、結論的には5歳児のみの公立では収容になっておりますので、幾ら財政が苦しくても、5歳児だけは出させていただくざるを得ないという結論でございます。

行政として、財政的な見地あるいは幼児教育の重要性からの教育的見地からの考え方の接点をどこに求めるか、卒直な話、私も迷ったことは事実でございます。そういう経過の中でお会いさせていただき、御迷惑をおかけしたことは事実でございます。結論的には、こういう措置しかとり得なかったということで御理解を得たいと思います。御指摘を肝に銘じて今後とも行政に取り組んでまいりたいと思います。

○ 12番（藤原要馬君） 迷われるような行政をやられては市民がたまらない。はっきりと筋を通した行政をやってもらわんといかん。もう少しすっきりしてもらわんとね。

それと、先ほど申しましたように、無認可保育所には出してあるのに、私立幼稚園には出さない。なぜそういうことになれるのかわからない。後でこのはっきりとしたデータを下さい。何がために向こうに出して、私立幼稚園には出せないのか。無認可保育所の父兄は税金を払って、私立幼稚園に行ってる父兄は税金を払わないのか。それがために財源がなくて出せないのか。後でデータを下さい。終わります。

○ 副議長（木下甲子三君） お昼のため午後1時まで休憩いたします。

（午後12時12分休憩）

(午後1時26分再開)

○ 議長(坂上國治君) 午前引き続き会議を開きます。

○ 議長(坂上國治君) 次に6番、大谷昌幸君。

○ 6番(大谷昌幸君) 通告に従いまして、一般質問の要旨を申し上げます。9人目になりますと、かなり出尽くして重複する問題もかなりありますので、別な視点から質問させていただきたいと思っております。

まず1番に「老人医療の適正化について」という表題になっておりますが、少し視点の関係でこの題目とはずれるかもわかりませんが、御容赦をお願いしたいと思います。来る7月1日より老人の医療証が変更されます。この老人医療証はもう相当長い間、当市では65歳以上の老人の医療を全部無料で行われているものでありますが、せつかくの老人医療をもらいながら、非常に医療機関までの距離があるために十分に診療してもらえない。たとえば南横山地区あるいは南松尾地区というあたりは、全くの無医地区の状態であります。わざわざ府中近辺まで出て参りまして医療を受けようとしても、往復に千円近い旅費と、ほとんど1日に近い時間を費やす関係で、老人の方々は、せつかくこの与えられた特権を十分に生かされない実情であります。

特にこのごろのように農繁期の状態になってまいりますと、どうしてもいろんな関係で、老人の方々は外へ出ることをおっくうがられるわけであります。そしてまた、農山村のことでございますので、そういう仕事にも携わるのでつい疲労も重なり、そして、高血圧に悩まされて不幸な一生を終えられる。せつかくこの楽しい老後が病魔に犯されるがために十分に味わっていただけないという状態にあるように思われます。このような状態を今後、当市としてどのように老人福祉の1番の大きな健康状態に留意されて市政を進められるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

次に、2点目の幼稚園教育についてであります。これは公立、和泉市立幼稚園の現状を見まするに、この5月1日の実質調査によりますと、定員をかなり割っている状態を見受けるのであります。条例で定められた定数の半数に近い状態のところはかなりあるように見受けられます。もし、現在当市で収容されている5歳児の保育を受ける者が不足するならば、学校教育法の幼稚園の項で決められております4歳児あるいは3歳児まで保育の範囲を広げられるようなことはできないものであろうか。せつかく幼稚園を設備し、教諭を確保しながら、その設備が十分に生かされないことは非常に遺憾に思うものであります。この点の見通しについてお伺いした

いと思います。

次に、3番目の教育現場における較差是正についてであります。ランク差と申しますか、「資格」の「格」という字でなく、「較」という字、要するに、これは比較して差があるということをも十分御認識いただきたいためであります。人の上に人をつくらぬ教育の現場におきまして、特に義務教育の現場におきましてランクなどあるはずはございません。したがって、私はほかと比較してその差をいかに是正していただくかということをお伺いしたいのであります。

この梅雨期に入りもうすでに3週間近くなるわけでありまして。ほとんど連日の降雨の状態になりますと、たとえばこの窓から見える国府小学校の運動場は乾く間もございません。この学校には30学級の児童が収容されております。現在、小学校の体育時間は週3時間、30学級で延べ90時間、そして、月曜から土曜までの正味授業を行える時間は、30時間ぐらいであります。したがって、連日第1時限より最後の時限まで毎時間、3学級が運動しております。

私も以前の議会で指摘しましたので、それ以上のことは申し上げたくございません。また、体育館の話であることはもうすでにお悟りであると思いますが、この近くに市民体育館が設備されております。学校が希望するかどうかはわかりませんが、この市立の体育館を何らかの方法において、せめてこの近くの国府小学校あるいは芦部小学校等によって利用させていただくようなよい方法をお考えいただくことはできないものか。現在まで雨天体育館を持つておらないところは、周辺市をながめたときにほとんどないように思われます。小学校の義務教育6年間を受けながら、雨天体育場の使用を知らない、1回も使用して運動したことがないという生徒さんがそのまま中学に進学されることを、お子様をお持ちの父兄はいかがお考えになるでしょうか。一方では、国府小学校の定員の2、3割にも満たない学校におきまして、全校の生徒が優に運動会でもできるような体育館が備えられている当市であります。このような状態にある当市で、なぜ古くからある学校にこのような体育館ができないのでしょうか。市長初め市政に携わる皆様方にもう1回深くお考えいただき、明確なる御返答をお伺いしたいと思います。

次に、地場産業の不況対策でございます。これもいままでに何遍も出ておりますので、私は要望にとどまるかもわかりませんが、現在、繊維産業は、国際貿易のいろんな面から起る構造不況と言われておるように、お先真つ暗な状況でございます。20年前には黒字を誇った当市も、いまここに市制20周年を迎えて転落の瀬戸際にさいなまれている状態です。これは政府レベルのことかもわかりませんが、市長さんには、この繊維不況を打開するために労使ともども一体になってかからなければいけない状態で、政府に対してどのように振興策を期待するために運動されるのか、その点をお伺いしたいと思います。

以上、要旨を申し上げまして、御答弁のいかんによりましては再質問させていただくことをお願いして終わります。

○ 議長(坂上國治君) 理事者答弁。

○ 市民部長(内田繁君) 老人医療の所管の立場からお年寄りの医療対策について、ちょっと私からお答えしたいと思います。

せっかくお年寄りに対する医療費の一部助成ということでやっておりますが、これらお年寄りの健康保持なり、あるいは福祉の増進という意味合いでもってやっております中で、御指摘のとおり、無医地区についての医療がしにくいという状況にありまして、われわれも痛感しておりますが、何分にも私の方としては、無医地区について何らかの所管する立場から、医療機関なり関係部局とも十分医療体制を考えていただけるよう働きかけていきたいと思っております。老人医療を所管する立場からお答えしたわけでございますので、ひとつ御了承賜りたいと思っております。

○ 6番(大谷昌幸君) いま、市民部長から御答弁いただいたわけですが、もう少し積極的な姿勢を示していただきたいと思うんです。現在、本市の場合、たとえばこの泉大津粉河線を見まするに、開業医と言われる方は、和田町でもって終点になります。その上にもう1軒ございましたが、最近、健康上の理由で閉院されております。緑ヶ丘とか青葉台の方にありますが、一応、交通の便を考えた場合、和田町でストップになります。

一方、こちらの松尾谷の方は、緑ヶ丘の上り口のところの一開業医でもって終わり、和泉地域の半分も行っていない。それから以後、相当のキロ数があるところで全然無医状態で、救急車を呼ぶにしても、消防車が出て南横山地区まで行くよう連絡をとっても最低1時間以上はかかると思っています。現在、南横山地区で横山農協さんをお願いしている診療所が開かれておりますが、これすらも十分でないと思っております。現在、この診療所はどのような利用状況になっているか、お伺いします。

○ 産業衛生部長(山本俊兼君) 南横山診療所関係につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、横山農協の格別の御高配をいただきまして、48年当時から南横山診療所として横山農協さんをお願いをしてる現状でございます。51年度の状況といたしましては、年間延べ約800人程度の患者さんを診療していただいております。週2回、月曜、金曜の午後から御協力をお願いしております。

○ 6番(大谷昌幸君) そうすると、年に大体100回、800人ということは、1日平均8人ですか。南横山地区の方が、たとえば水曜に急病になったら当然こちらまで来るわけですね。これにつきましては、横山農協さんに絶大な御尽力をいただいている。医師の確保もむずかしい中でやっていただいているわけですが、これは管理者はどちらになってますか。

- 産業衛生部長（山本俊兼君） 横山農協立病院さんと委託契約を結び、したがって、南横山診療所の開設者は横山病院ということでお願いしてる現状でございます。
- 6番（大谷昌幸君） その場合、もう少し横山農協さんをお願いし、せめて隔日ぐらい、月水金ぐらいはやっていただきたいと思うわけなんです。週2回、午後だけとなると、どうしても午後は仕事の関係もあり、ちよつとのことならしんぼうしようかとなってくると思います。このため予算のことは後になります、予算書を見ると、和泉市には南横山診療所と和泉診療所がありますが、和泉診療所はどなたに運営されてるんですか。参考のために。
- 産業衛生部長（山本俊兼君） 和泉診療所関係につきましては御承知のとおり、48年11月、和泉市におきましてその施設を設置し、地元運営委員会にこれを貸し付けております。したがって、診療業務の運営管理等は、地元運営委員会においてやっていただいている現状でございます。管理者は運営委員長、また、医療面の管理医師につきましては1名置き、現在、卓先生をお願いしております。管理委員会は11名で構成、委員長はここにお見えの橋本議員さんでございます。
- 6番（大谷昌幸君） 向こうの診療所は知りません。南横山の診療所も知りませんが、こちらは便利のええところにあるわけです。そういう面から、よけい力を入れてもらいたいわけです。今後、そういう診療所を開設される計画を持っておられるかどうか。
それと、もう一点お伺いしましたが、老人で一番多いのは血圧関係の病気です。そういう管理をするために健康診断を一定の日を決めてやられるかどうかあわせてお伺いしたいと思います。
- 産業衛生部長（山本俊兼君） 住民の健康保持、特に大谷議員さんの老人の健康管理についての御質問でございますが、昨日も横田議員さんから関連した御質問をいただいております。特に山間地域における医療施設が非常に少ないということは、われわれもよく承知しております。ただ問題は、医師等の人材確保の状況から、今後できる限り、そういう施設が拡充整備されるように努力してまいりたいと思います。
- 6番（大谷昌幸君） 確実に設置されるよう努力したいということですが、全然いつかはわかりません。老人医療については、同和地区は現在、60歳以上の方は無料になってますね。そういうふうには一方ではできるんですからね。何も65歳でもよろしいから何とかの方法、そういう機関ができるまで開業医さんなり医師会の方々にお願いし、何とか老人の方が日を決めてそこへ出向き、受診、検診をしてもらう方法はとれないものですか。
- 産業衛生部長（山本俊兼君） 医師会の方々にも御協力をお願いするのは当然でございますが、また、そういう診療所を持っておられるところとも十分協力、お願いをいたしまして今後、

鋭意努力してまいりたいと考えます。

- 6番(大谷昌幸君) ついでにお聞きしますが、いまの68歳以上の「寿」の印のついた医療証は府が負担するわけですね。68歳未満については当市で負担するわけですか。
- 市民部長(内田繁君) 60歳から64歳については市費負担、65歳から69歳までは府が負担、70歳以上は国という区分けになっております。
- 6番(大谷昌幸君) そうすると、60歳から64歳までの当市で負担してる分は、予算のどの項目から負担してるわけですか。
- 市民部長(内田繁君) 老人医療費の扶助費から支出しております。国、府も同じ扶助費から出してございます。
- 6番(大谷昌幸君) そうすると、60歳から64歳までは全額当市から出してるわけで、国、府の補助は全くないわけですね。そういうことができるわけなんですね。私、言いましたように、果して山村地帯にどれぐらいの老人がおられるか、はっきりしたデータを持っておりませんが、そういう点を早急に調査していただき、今後、どのような対策をとっていくべきかを具体的に一遍お考えいただけるでしょうか。
- 市市民部長(内田繁君) 60歳から64歳の老人の方につきましては同和施策でやっておりまして、これを一般地域についても考えてみてはどうかというお話でございしますが、これもやはり市の政策的な問題がございますので、今後の課題としてわれわれも考えていかなければならない問題だと思います。市の施策が変わった時点で考えていきたいと思っております。
それと並行して、やはり御指摘のありましたとおり、そういう地域のお年寄りの人員等も把握していきたいと考えております。
- 6番(大谷昌幸君) ちょっと私の説明不足かもしれませんが、誤解してます。60歳から64歳まではいいんですが、せつかくの老人医療証が65歳以上で持つてはるのに、距離的、時間的な問題があると言ってるんです。府中近辺でしたら、朝、診察券をほり込んで一たん帰り、おおよそ時間がきてから行けばよるしいが、南横山、父鬼地区から来ると、バス代だけで往復700円近くかかる。しかも、朝9時ごろ府中へ来ると、府中地区の人は診察券をほり込んである。やっとな診てもらえるのは12時ごろ、府中で昼御飯を食べて帰ったら3時ごろやっただという。仮に医療費が無料でも1,000円以上かかるので、ついおっくうになってやめとこうかとなる。そして発作が起こってくる。そういう方がかなりあるとお聞きしてますので健康診断、はっきり言って健康診断となると医療証はちょっと問題が起きますが、何らかの方法で開業医さんの御協力を得、あるいは市立病院でも結構ですが、一定の日を決めて行えるような方法をとっていただけないものかどうか。具体的にはそういうことをお聞きしているわけです。

○ 市民部長（内田繁君） 非常に取り違えて申しわけございません。そういう実態は、実のところ、私の方では把握しておりませんが、今後、いろいろ把握した上で対処していくように、医療機関にも御協力願って対策も考えていきたいと思っております。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 教育次長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

御質問の市内の公立幼稚園の定員を割ってる状態から、3、4歳児を入園させられないものかどうか、また、その見通しについてということかと思っております。現状、幼稚園の設置条例の施行規則に基づきまして、原則としてということで5歳児を預かっているわけでございます。

御教示いただきましたこの際、4歳児を考えるといたしますと、いろんな問題が出てくるんじゃないかと思うわけでございます。現状から見ますと、市立8園の定員は1,080名で986名、91.2%の園児が就園いたしておりまして、94名の欠員があるということです。公立幼稚園の就学前1年の5歳児を対象として、別段、園区を設けなくて市内で就園を奨励しているという実情もございまして。

現状の欠員のある園は6園もございまして、2園にわたっては大きく定員を超過し、3園は大きく定員を割ってる現状でございまして。仮に4歳児を就園させるといたしますと、その5歳児とほぼ同数程度の園児の申し込みがあるんじゃないかと思うわけですね。そこらの点から、就園を許可する場合には抽せんをやるとか、いろんな方法もございまして、過去の例から見て、就園できなくて抽せん漏れした者の不満が出てきた事実もございまして。まして、わずかしか定員を割ってないという園については、年度内にかなり転入等によって5歳児の入園希望もあるわけですね。それらの状況から見て、現状では5歳児に限って入園を許可し、広く就園を奨励していきたいと考えております。

それから、二点目の教育現場の格差是正でございまして。当然、教育の機会均等の中から、教育環境施設整備では不平等なくやるべきだと私どもも信じております。御指摘のあります国府小学校体育館の運動場の状況からいろいろ御質問ございましたが、体育館は昭和27年に建てられたもので、面積も478平米しかなく大変狭いわけでございまして。これを改築ということでやっていく場合には、当然、耐力調査等の認定を得た後、財源等の手当が可能な時点において改築がなされる、小中学校の増改築、体育館も含めて、すべてそういう手法でもって対処してきたわけでございまして。

国府小学校は、大変狭い、古い体育館でございまして。加えて御要望もございまして市立体育館の利用等を御指摘されておりますけれども、ここらも体育館の現在の使用状況等をにらみ合わせて、広く周辺小学校のお子さんに使っていただくというプログラムを組みたい、そういうこ

とで再度、研究してみたいと思うわけでございます。

市内にも古く建設された体育館がございます。南松尾小学校なんかは特に古く、過去42年経過し、国府小学校も含め、小学校では4校程度古くて狭い体育館があるということでございます。

○ 6番(大谷昌幸君) 幼稚園問題について、部長の方から言われた数はそのとおりでございますが、そのうち伯太幼稚園は、例の教育委員会が目標にされている一校一幼稚園の黒鳥地区には幼稚園がないために、これがふえてるんじゃないかと思うわけです。そうすると、黒鳥校区と伯太校区の2校区で定員に対して236名という、かなり私立のお世話になっているわけです。落ちこぼれてる子供もあるんじゃないかと思うわけです。

そういう理由で定員オーバーはやむを得ないとして、その他の6園については、相当定員割れしているわけです。先ほど、途中の転居などの関係で入園される方もあるということですが、昨年の統計を私は持っておりませんが、私の記憶では、それがなかったように思う。あつても恐らく総数の1%にも満たない数だと思います。と申しますのは、それ以後にとるとということの揭示は、PRもどこにもされてないわけです。

私、以前の議会で幼稚園児1人につき年間20数万円要るということを指摘させていただきましたが、こういうせつかくの設備が、定員割れのために1人当たりよけいに金がかかってくるということです。先ほどから問題になっている財政の建て直しという面から考えても、これらの面をもつとシビアに考えていただき、定員のオーバーというところまではいなくても、せめて私立幼稚園のつめのあかでもせんじて飲んでいただき、もう少し企業意識に徹してもらいたいと思うわけです。ことしも一学期が間もなく終わらんとしておりますが、二学期以降どのような対策を立てられるか、定員割れを埋めるためにどういう施策を行うのか、その点の決意のほどをお伺いしたいと思います。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

御趣旨は至極ごもっともと考えるのでございますが、御承知のように、部長からもお答え申し上げましたように、公立幼稚園については、就園する区域というものを規定しておりません。希望する5歳児は、地区を越えても就園できるように配慮いたしているものでございます。

定員に満たない園について4歳児云々の問題でございますけれども、たとえば非常にオーバーして申し込みがあった場合の措置、すなわち抽せんによる等の手段を講じても、そこにまた不均衡が生ずるんじゃないかということも考えられるわけでございます。

なお、経常経基的に見て、定数いっぱい預かっても余り差がないんじゃないかというお説もごもっともではございますが、施設には余裕はありますが、通常、教職員の張りつけは、40

名を1クラスとしておりまして、最も経費のかさむのは、教職員の人件費でございます。御趣旨を体して検討を加えてみたいと思いますが、多くの4歳児の保護者が希望された場合、果たして抽せんによって円満な解決が得られるかどうか、そこに不信を持つものでございます。御趣旨を体して検討してみたいと考えます。

○ 6番(大谷昌幸君) 幼稚園はそれで結構です。

次に、体育館の問題ですが、先ほど部長からいろいろ御説明があり、私もその点は重々承知しております。しかし、現在小学校内で事故の一番多いのは骨接と聞いております。間違いかもしれませんが、骨接がなぜ多いか、いろいろ問題があるので、一概にこれだと片づけられません。やはり小学校における運動の不足、小学校というは何ですが、年齢における運動の不足、特にテレビなどによって運動が阻害されますので、そういうところからくるものだという事は一つの事実じゃなかろうかと思うわけです。

先ほども申し上げましたように、このような雨天が2、3週間も続くと全然運動したくてもできない。発育盛りの子供は自分の体をつくっていくのは、毎日相当速いスピードで体内の細胞がわずか3週間で全部新しいものになってしまう状態のもと、そういうかわいそうな骨接の多い子供の状態を、少しでも幸せに導くことができない学校があるんだということをわかっていただき、市民体育館を、これはあくまでも字が示すように市民ということですが、それを使わせていただけたらと思うわけです。一つの私案として、役所にあるマイクロバスで国府とか芦部とか、そういう近くで体育館をもっていない学校の希望があれば、往復わずか5分か10分で行ける場所ですから運んでやっていただけたらと思いますが、そういう点御考慮いただけるかどうか。

○ 教育長(葛城宗一君) お説至極ごもつともだと思います。市民体育館は常々、利用状況あるいは計画的な指導に基づいて運営いたしております、午前中は主として指導者の養成に力を入れて行っております。午後は一般に向けての申し込みによって指導を兼ね、利用を図るわけでございます。多くを期待することは非常にむずかしいと思いますが、週1回程度なら何とか曲げて運用も可能であろうと考えております。現場の学校長とも打ち合わせ、市民体育館の管理責任者とも十分日程を組んで、御希望のある場合の活用について努めてこたえてまいるように措置いたしたい、かように考えます。

○ 議長(坂上國治君) 次。

○ 産業衛生部長(山本俊兼君) 4番目の地場産業の不況対策について、今後の国に対する働きかけにつきまして御説明申し上げます。

御存知のとおり、現在吹きまくっている不況風を解決するためには、やはり国の基本的な技

本対策が肝要と考えております。かねてより企業関係の組合並びに商工会、市関係者、大阪府の関係者ともども、何回となく協議をいたしております。すでに大阪通産局なり大阪府商工部にも、強く一日も早く景気が回復する施策についての要望をしておるところでございます。

とりわけ、本市は本市なりに行う方法は、けさからも天堀議員さんにも御説明申し上げましたが、何を申し上げましても国に対する要望としては、まず金融面の問題、それから秩序ある輸入等の問題を中心としてかねがね陳情してきたわけですが、さらに、積極的に各団体とも連携を図りながら、この不況の克服、解決について陳情してまいりたい、かように考えてる次第でございます。

○ 6番(大谷昌幸君) もう一つ市長に御答弁をお願いしたいのですが、政府に対する働きかけについて。

○ 市長(池田忠雄君) お答え申し上げたいと存じます。

ただいま担当の産衛部長からお答えいたしましたように、非常に大きな課題でございまして、これはやはり業界ともどもに、強力に自治体として取り組んでいかなければならないと考えております。あらゆる方途を講じ、直接本省の方にも参らなければならない関係もございまして。こうした点について、なお、鋭意セクションと十分協議し、業界との協議あるいはいろんな御意見、御要望を開き、今後、意欲的に地場産業を守る立場で取り組んでまいりたいと思います。

○ 6番(大谷昌幸君) 終わります。

○ 議長(坂上国治君) 次に5番、仁井明君。

○ 5番(仁井明君) 下水道整備について、日常生活に欠かせない問題でございまして、地盤の低いところ、あるいは下水道整備のおくれて困ってるところ、三点ほど質問させていただきます。

一点は、和泉市和気町514番地の8、これは和気の墓地周辺一帯でございまして、ここに約60戸ぐらいの家がございまして、農業用水を下水がわりに使っておりましたけれども、これも途中切れでございまして。そこで、墓地の裏側に約1町ほどの空き地がございまして、ここは地主さんが5人おられまして、畑も何もつくれない。下水や雨水が全部そこにたまってどろどろの湖みたいになっておる。何とかこの下水を処理できないものかと、地主さんの方から私に相談がございました。私も現場に見ましたが、なるほど昔は、この阪和線の下に30センチほどのヒューム管もございまして、昔は、いま時分になると田植等もやりますので、農業用水路はきれいに水が流れておった。ところが、現在は田植もしていないし、そこが農業用

水路に変わってきておる。それも途中切れで、阪和線の下の30センチほどのヒューム管も雨水や泥でいっぱい詰まり、阪和線がまるで防波堤のようになってるという状態でございます。

もう一点は和気南住宅。これは約200戸、正確には189戸ですが、ここも建て売り住宅ですが、初めのうちは水もよう流れておった。ところが、このごろ建て売り住宅がどんどん建てきて、ここも下水の流れで困っておる。いろいろ調べますと、旧槇尾川に流れてる。ところが、下のヒューム管が非常に小さくてくねくね曲がり、何とか市の方でやってくれないかと何回も申し入れていると聞いております。ところが、一向に理事者の方としては計画があるのかわからないか知りませんが、非常に梅雨時期になって水が流れずに困ってるということでございますので、これの正確な答弁をお願いしたいと思います。

もう一点、和気町の通称桃山周辺と言っておりますが、これは槇尾川に沿った和気町の一角でございます。私がいろいろ調べたところ、ここに地図もありますが、昭和9年に室戸台風でこの槇尾川一帯が大水害に見舞われた。こういうことをしておつては、地盤の低いのと下水整備の悪いのとで、和気町の人たちが当時、60本のヒューム管を入れて何とか水はけをよくするようにしてきた。私も現場に行つて井ノ口の橋のところから見たらわかりますように、1メートルのヒューム管、これが一番根幹ですが、ここに流れております。

ところが、最近はどうどんアパートあるいは新興住宅が建てられ、あの近辺だけでも200戸ぐらい、和気の半分ぐらいがあそこに集中してるということでございます。そして、この梅雨期に入るとあの奥、市民グラウンドから手前200メートルぐらいの密集したところは、少しの雨でも家の庭に雨水が入り、昨夜のような雨が降れば長靴で歩かないと家のかどに行けないような低いところでございます。この60本入れたヒューム管も43年ほど前になりますが、詰まったり、使用されてないというところがたくさんあるわけでございます。非常に困っております。

和泉市にもまだまだ困つておるところがありますが、この和気南あるいは和気桃山周辺、それと和気の墓地近辺の方々、この下水道の整備についての計画について明確な答弁をお願いしたいと思います。追つて議席より再質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

- 議長（坂上國治君） 理事者答弁。
- 建設部次長（森 保君） 仁井議員の御質問に対してお答え申し上げます。

御質問 三点あろうかと思いますが、一番目の市新横の個所でございますが、御存知のとおり、非常に低地でございます。従来、農業用水路として使用してる現況でございます。以前からこの排水問題について何とか検討すべきだということで原課でやってはおるんですが、すぐに抜本的な解消はできません。

二点目の和気南ですが、これも議員さん御存知のとおり、旧澁川敷に流すに際しても、物理的にちょうど角の狭い住宅と住宅の間をどうしても水路ができないという難点もございます。

三点目の桃山周辺の件についても、非常に低地の関係もございまして、最終的には抜本的な対策として、私の方で計画しております大阪南流域下水道の計画案に沿ってすぐには実行できません。特にひどい箇所等については計画していきたい。かように考えております。ただ、暫定的にできる範囲は再度、原課にも申しまして、検討できる場所については検討していきたい、かよう考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 5番(仁井明君) ちょっとお聞きしたいんですけど、最近、建て売り住宅ですが、大和ハウスとか富士建設とか、初午さんが負けるほどのぼりが立っておりますが、予約を取ってどんどん建て、売約済みとかの張り紙もよくしております。ところが、先に市に確認証をもらいに来ない。買い手がちゃんとしてから家を建てて売る。それから、確認を取るわけです。私も開発でいろいろ聞いたのですが、法律的には、下水の件までは責任を持ってない。建て売り住宅の周囲だけ流れたら後の下水道はほったらかし。そうやられると、やはり地元の町会長とか議員に苦情がくるわけです。

現在、市新の横でもそうです。後からどんどん建て売り住宅が建って空き地に流れ込んでいく。地主さんが言うには、あんなことをされたら売りたいくても売られへん。買うてくれる人がない。仮に地主さんが流してもらうたら困る。埋め立てでもしてちゃんとせよと言われたら、直ちに困るのは理事者の方やと思います。

それと、もう一点聞きたいのは、阪和線の30センチのヒューム管、あれは完全に詰まっております。ちょうど阪和線が堤防になっており、隣の忠岡町はきれいに区画整理をやって下水もきちんとつくっております。その雨水、下水は全部繁和町、松尾川に流れてるが、この近隣町との話し合いはどうなってるのか、それも聞きたいわけです。

水は高いところから下へ流れるが、繁和町の場合は下から上へ流れてる状態です。両方に川があつて地盤も低いことはよくわかりますが、阪和線が堤防みたいになって流れてけえへんが、大雨でも降って阪和線を越したら全部繁和町へ流れてくる。忠岡町はどんどん開発する。毎日ほど家が建ってるが、その下水は全部繁和町に流れて、榎尾川に流れてない。榎尾川の方が低く、松尾川の方は高い坂になって全部和泉市の方へ流れてるわけです。そういう点の近隣町との下水道の話はどうなってるんかということも一遍聞きたいと思うんです。

次に、和気南の件ですが、これも役所に何回も町会長さんが足を運んでると思います。むずかしいとは聞いてますが、何とかこれもどんどん家が立っており、今後、今福団地も建つてくれば、どうせ団地なんか建てば、影響ないように下水道は完全にすると思いますが、それで

も和気南の人は心配しております。180軒余の人は地盤が非常に低い。そこに雨水がどつと流れてくるので、これもよろしくお願ひしたいと思います。

それと桃山周辺、これも一遍現地を見てやってほしいと思います。一番困ってるのは14、5軒ですが、長尾ですが、昨夜のような雨が降ると皮靴なんかはいて全然歩けない。5寸ぐらいの水が入り口の前でたまってる。はけ口がないわけです。この前も開発の課長と他の件ですが、一諸に見に行つて下水の流れるところも確認したんですが、全然あそこは流れない状態で非常に困ってるということです。この件についても、一遍現地を見てやってほしいと思います。

そこで、この忠岡町のことで、建て売り住宅が確認証を取りに来るときには、下水道までやってもらわんと地元は非常に迷惑するわけです。その点ひとつお願ひいたします。

- 参 与(中塚 白君) 和気町周辺の下水道のことでございますけれども、確かに御指摘のように、最近ミ=開発がかなり進められてございます。私の方もいろいろチェックしてるわけですが、なかなかこのごろの開発はかなり合法的な手段で、業者が知恵をしぼって出してきたのが現状でございます。一団地の開発であっても、二戸ないし一戸の分譲という個人住宅の形で出てきているのが実態でございます。この解決策につきましては、指導要綱の及ばない範囲でやってくるわけで、現在、検討中でございますけれども、指導要綱自体も手直ししなければならぬであろう。たまたま和泉市だけの現象でなく、各市ともそういう状態が起つてございます。われわれも常々、現地調査はやってるわけでございますけれども、悲しいかな、なかなかそこまで及ばないという実態でございます。

いま、御指摘の場所につきましては、全部低地に建つてございます。当然、1戸や2戸のときにはさして影響のないものが、戸数がふえてくるとそういう現象が出てくる。われわれ、何も手をこまねいているわけじゃございませんが、現実はお手上げの実態でございます。さりとて行政側としては、そのまま放置するわけにいかず、何とか解決策を考えていかなければならないわけですが、いろいろ御指摘ございましたが、この辺につきましては、一応、現地調査をさせていただき、応急措置のできるものはしたい、かように存じます。

- 5番(仁井 明君) ちょっと答弁が漏れたように思いますが、忠岡町の建設がどんどんふえてきてますね。それが和泉市へ流れてる。和泉市から大津へ流れてるのもあると思いますが、その辺の話はどうなってるのか。いまは3.0か4.0ぐらいですが、あそこは第二阪和国道からこっち、一つの町ができるぐらい建つてくると思います。いまの間に向こうの槇尾川の方に流してもらえよう、話し合いでやっていただきたい。何も忠岡町の下水の水を和泉市がもらうことはない、もらわんでよろしい。第二阪和国道を越えて向こうの広い槇尾川に流せる下水道をつくっていただきたい。こういう点について、卒直に忠岡町と話し合っていたきたい。

○ 参与(中塚 白君) 忠岡町との接点の問題ですが、当然、区画整理をする中で協議はなされてると思います。私の方の原課でどういう話し合いになってるのか、その辺の実態を調べて、もし私の方の意向と違っておりますれば是正させますし、その辺はひとつ現地調査をして実態に沿う方向でやっていきたい。何も忠岡町に対して遠慮はしておりません。現実には、繁和町と忠岡町の接点は、どこでも行政区域の境界線の問題はございますが、何も悪い水ももらってるわけじゃございませんので、その辺ひとつ忠岡町との話し合いは進めていきたいと存じます。

○ 5番(仁井 明君) 要望だけ。説明わかりました。和気町桃山周辺の困っておるところ、何回も申しますが、ひとつ現地を見ていただいて、応急措置のできるところはしていただきたいということをひとつお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○

○ 議長(坂上國治君) 次に、3番、橋本佳行君。

○ 3番(橋本佳行君) 一般質問の通告に基づきまして、同和行政の推進について質問をいたしたいと思います。

まず、質問に先立って、差別の実態の一部と、部落住民が現在、どのように考えておるかということにつきまして、先般行いました同和地区の実態調査から、若干でありますけれども触れてみたいと思います。まず、住環境の点にしばって御説明させていただきますが、その点の差別の実態を申し上げたいと思います。

長屋、文化住宅、アパートに居住する住民が約3,000世帯、約1万人が43ヘクタールの中にある。全体の約40%の指数を占め、2部屋、3部屋の小住宅に居住する世帯が約全体の50%。さらに、もっと詳しく御説明させていただきますならば、畳数で申し上げますれば、15畳以下の世帯数が全体の70%を占める状況があります。また、これらのために親と別居している世帯が全体の30%近く、別居の理由として、家が狭い、さらに経済的な理由ということで、まず、6割近い住民がこれらの実態調査の中で訴えております。

したがいまして、生活環境の中で一番困る問題は何かということが出てまいりますけれども、当然、このことから申しますと、まず第一点には道が狭いこと。火事が一たん発生すれば本当に心配する。非常に立て込んでるところから最も強く出されており、部落差別の結果、いかにこれらの劣悪な状況のままを放置されておるか、よくおわかりであろうと思います。

そして、総合実態調査の中で総合計画に関する部分的な住民の意見をまず第一点といたしまして、6割近い住民が事業が遅すぎると、この実態調査の中で答えております。この事業が遅

すぎるということについては、やはり60%近い住民が、和泉市の行政がおくれの根元をなしているということを強く指摘しておるのであります。

さらに、第二点目といたしまして、総合計画に関する要求では、住宅を建てよということとともに、とにかく早くやつてほしい、買収を早く、ということが多くの住民の声の中で出ております。

もとより、これらの調査は市もすでに承知しておるように、部落解放同盟の組織員を対象にすることだけでなく、地元町会や周辺の町会の御理解と御努力で43ヘクタール全体の住民を対象にしたものであり、約3,000世帯中2,500、2,600世帯のすべての皆さんの声をこの実態調査の中で集約しております。

いわゆる同対審答申が出されてすでに皆さんも御承知のように、ことしですでに12年目です。さらに、この同対審答申より同和対策事業特別措置法が制定されてすでに8年有余カ月を経過する状況の中で、なお、現にあるところの市当局は、新しくやるためにということで、特に市長以下理事者の皆さんには、これらの問題等につきまして、特に肝に銘じていただきたいというふうに思います。

さて、地方自治体であります、常に3割自治以下云々ということは、通常的な形の中で言われておりますが、これら等が財政難で、昨今の総需要抑制のもとに非常に緊迫した財政危機に見舞われていることは、先刻、皆さんもすでに御承知のことではあります、先ほど、あえて披瀝いたしました差別の実態の一日も早い解消に向けての事業を推進させることを明らかにしてもらいたいと思います。と申しますのは、まず、財政危機の名のもとに、和泉市の財政困難の原因があるかのごとき状況を故意につくり出し、市民要求が抑えられているということが同和行政のためであると印象づけるような、市民とわれわれの間に対決させ、事業促進を抑え、差別を温存してかのように思われるわけです。市長はそう思わなくても、結果的には、このような状況が非常に拡大されると考えざるを得ないのであります。

また、さらに答申にも示されておりますように、部落差別の解消は、まさに緊急を要することではあります、財政運営を理由として、事業をおくらせることは許されるべき問題ではないでしょう。行政の責任放棄につながり、また、怠慢と言わざるを得ないような状態だということになると思います。

たとえば、市行政の各分野にわたって見直し云々として部落解放行政をその枠内にはめ込み、市民にも協力を呼びかけるような、部落住民にも協力をしていただきたいというふうな論法で解放行政を積極的に推進する方向でなく、一般行政にはめ込み、金がないからということで無責任な状況をつくり出しているかのように思うわけです。

こうした市の姿勢が、和泉市のいわゆる同和対策事業の推進状況を見ますに、20%ないし30%という状況のままであり、他市との格差を生じてきておるわけであります。51年1月に市長の就任後、道路行政についての市長のお考えを聞かせてもらいましたが、地区内にまだ道路は1本も開通していないことの実態を物語るわけであります。

以上の点から、市長は、ことしから市長会の同和部会の部長になられたとお聞きしておりますが、府下の同和地域を有する市長の取りまとめ役として今後、どのようになされるか。また、今後国に対してどのように効果を上げる対処の行方についてひとつお伺いしたいと思います。

以上の観点に立つて、今後の問題を踏まえた中より、ひとつ市長さんの所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

以上、通告により一般質問をさせていただきます。答弁いかんによりましては、再質問の権利を保留させていただきますと思ひます。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 橋本議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

同和行政の推進あるいはそれとはうらはらに仕事がおこなわれているのではないかと、今後、どうするんだという点での御指摘でございます。御指摘を待つまでもなく、同和行政は国と地方自治体の責務で、差別をなくしていくことは、一億国民の国民的課題であります。民主主義を口にするならば、やはり民主主義の旨点と言うべき同和行政を解決せずして真の民主主義はない、こうした点についての行政としての理解のもとに、同和行政を国民的課題の最重点施策と位置づけて現在、行っていることは事実でございます。

ただ、同和行政推進の中で、特に生活環境改善の実が上がっていないんじゃないかという御指摘であります。私も就任以来、一番気になっているのは、やはり環境改善には道路が根底でなければならないという考え方で、道路改善のおくれに対して全力を挙げるように担当セクションに話をし、いま、鋭意取り組み中、今後、道路、住宅の改善に意を用いてまいりたいと存じているわけでございます。

ただ、御指摘をいただいておりますように、未曾有の財政難でございます。加うるに、橋本議員さんも御承知のように、10年の時限立法である特別措置法の中で、やはり率直な話、われわれ自治体側から見まして、非常にその運営の中で不備が多々ございます。こうした不備な点は国に対して働きかけ、特に6条、7条、10条規定の拡大というものは国に強く働きかけ中、解決を図っていかなければ、自治体に超過負担のしわ寄せが大きいと存じております。

したがって、同和事業を国民的課題として進める中でも、やはりこうした法の持つ実態運営

で自治体が非常に超過負担をこうむっていることについては、同和行政だけでなく、他の一般行政全般にもございますが、特に10年という時限立法の中での問題があることについては、御指摘の今回、大阪府市長会の31市のうち21市の所属する同和部会長に就任し、責任を感じておりますが、やはりこの市長会の中にあつて、和泉市の現実の上に立って国に強く6条、7条、10条規定の拡大を初め、超過負担の解消を求めることによって、私は何とか同和事業のおくれを取り戻す中、国民的課題、国がつくった法律でございますので、国との交渉をねばり強く進めてまいりたい、このように存じております。

したがいまして、生活環境改善のおくれはおおび申し上げますが、今後、国との負担の改善の問題等を通じて意欲をもって取り組みをさせていただきたいと存じます。

ただ、未曾有の財政難の中、やはり同和事業を最重点施策として位置づけながらも、この和泉市の財政をいかに建て直すか、和泉市の存立がかかっている時点におきましては、やはりいろんな点におきまして御理解をいただき、御協力もいただきたい、このように存じております。おくれを取り戻すためにはいろんな諸要件がございますが、環境改善、特に道路行政のおくれ等につきましては肝に銘じておりますので、その点意欲をもって対処させていただきたい、このように存じます。

- 3番(橋本佳行君) 非常に市長の強い、かたい決意の表明を聞かせていただきましたが、市長がそのような方針の中で同和行政を推進するんだという点につきましては、広く12万市民、また、職員が一丸となって市長の方針のもと、一年有余カ月の中での地域の環境改善等すべてを含めた総合事業計画の実現に向かって積極的な努力を要望して、私の質問を終わります。
- 議長(坂上國治君) ただいま橋本議員さんから特に特別措置法という重大な問題に関連した質問がありましたが、これらについては、以前から、われわれは、この道路行政については一日も早くやりなさいと理事者に申し上げておつたんですが、理事者は、現在までこうしておくれてきたことについては十分反省し、そして、今後の同和行政に取り組んでもらうことを、ひとつ私からもお願いを申し上げます。

以上をもちまして、一般質問も皆様方の御協力によりまして全部終了いたしました。

-
- 議長(坂上國治君) お諮りいたします。明25日を休会することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

それでは、25、26日を休会とし、27日より議案審議に入りますので、定刻御参集くだ

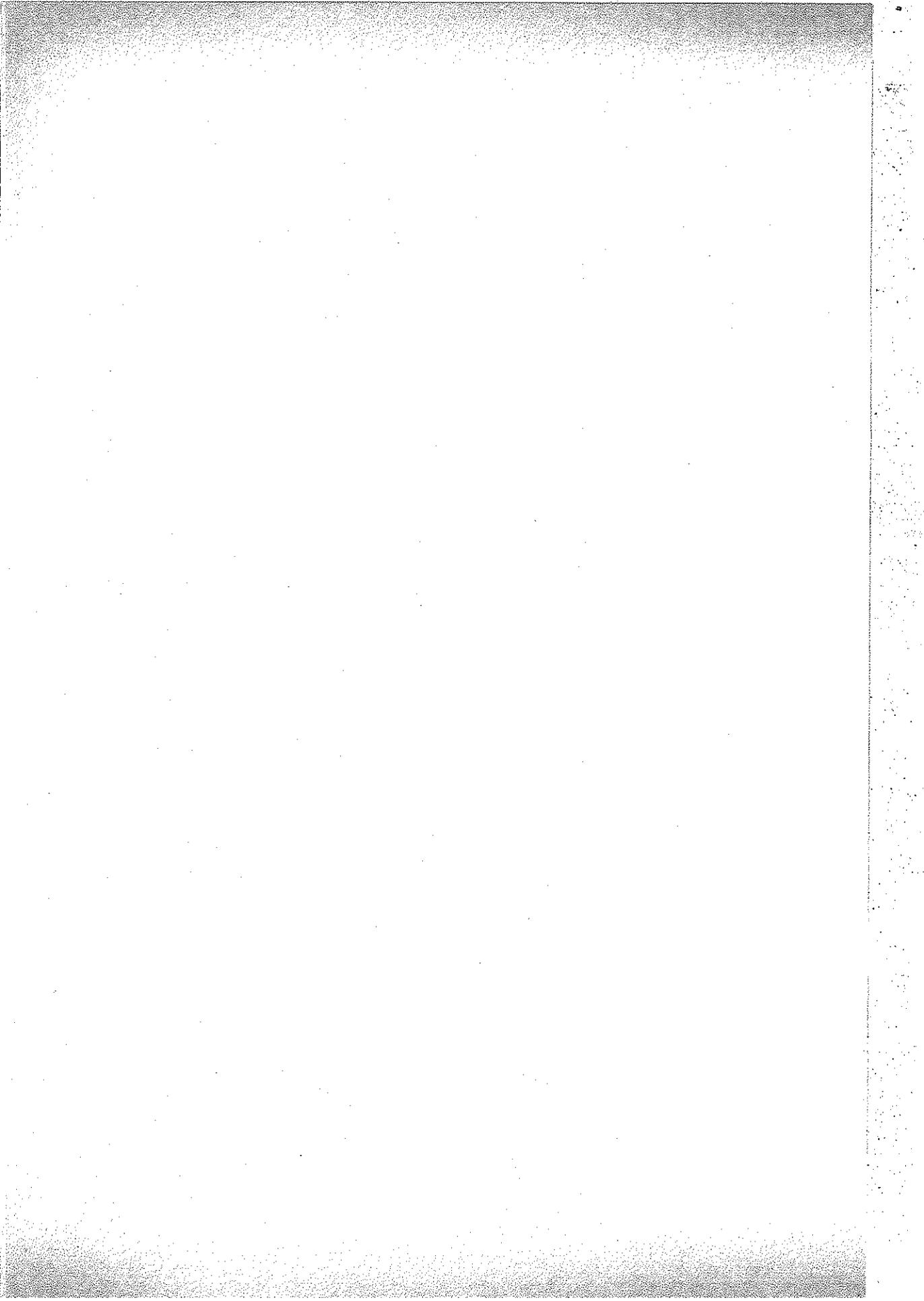
さいますようお願いを申し上げます。

以上で本日の会議を終わります。

どうもありがとうございました。

(午後2時44分散会)

第 3 日



昭和52年6月27日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	17番	富山敏治君
3番	橋本佳行君	18番	池辺秀夫君
5番	仁井明君	19番	貝淵博治君
6番	大谷昌幸君	20番	田中包治君
7番	金沢勝君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
11番	上代卯之松君	26番	柳瀬美樹君
12番	藤原要馬君	27番	竹下義章君
13番	赤阪和見君	28番	坂上國治君
15番	横田憲治郎君	29番	藤原利一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	同和対策部長	佐原行雄
助役	坂口礼之助	同和対策部次長	生田稔
収入役	橋本炳	市民部長	内田繁
参与兼建設部長 兼事務取長	中塚白	市民部次長	中西淳富
市長公室長	西川喜久	福祉事務所長	青木孝之
市長公室次長兼 企画室長	杉本弘文	産業衛生部長	山本俊兼
秘書広報課長	竹田明郎	産業衛生部次長	富田宏之
財務部長	吉岡昭男	建設部次長	森保
財務部次長兼 財政課長事務取	麻生和義	改良事業部長	林徳次

改良事業部次長	逢野一郎	教育委員長	堀内由延
解放総合センター所長 兼総務課長事務取扱	萩本啓介	教育長	葛城宗一
用地担当理事兼 土地開発公社事務局長	西川武雄	教育次長兼管理部長	広岡史郎
用地担当参事兼土地開 発公社事務局次長	岩井益一	教育次長兼指導部長	乾武俊
病院長	竹林淳	管理部次長	松村吉堯
病院事務局長	平野誠蔵	指導部次長	橘本昭夫
病院事務局次長 兼庶務課長	藤原光夫	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
水道部長	田中稔	選挙管理委員会 事務局長	岸田秀仁
水道部次長	福本喬久	監査委員	西口喜一郎
消防長	和田増義	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井洋
消防本部次長兼 消防防署長	湯川行雄	農業委員会事務局長	信田種行

※ 各課長級は議案等の説明の為に必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	宇沢清
次長	吉田種茂
議事係長	西垣宏高
議事係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和52年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月27日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告第7号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和51年12月分)	P. 1
2	監査報告第8号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和51年12月分)	P. 6
3	監査報告第9号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和51年12月分)	P. 12
4	監査報告第10号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和52年1月分)	P. 17
5	監査報告第11号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和52年1月分)	P. 22
6	監査報告第12号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和52年1月分)	P. 28
7	監査報告第13号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和52年2月分)	P. 33
8	監査報告第14号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和52年2月分)	P. 38
9	監査報告第15号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和52年2月分)	P. 44
10	監査報告第16号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和52年3月分)	P. 49
11	監査報告第17号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和52年3月分)	P. 54
12	監査報告第18号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和52年3月分)	P. 60
13	監査報告第19号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和51年4月分)	P. 65
14	監査報告第20号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和52年4月分)	P. 70
15	監査報告第21号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和52年4月分)	P. 77
16	監査報告第22号	定期監査(第2次分)結果報告	P. 82
17	報告第3号	専決処分の承認を求めることについて(和泉市税条例の一部改正)	P. 1
18	報告第5号	財団法人和泉市商工業振興会昭和51事業年度決算書類の提出について	P. 11
19	報告第6号	財団法人和泉市商工業振興会昭和52事業年度事業計画書類の提出について	P. 12
20	報告第7号	昭和51年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について	P. 13
21	報告第8号	昭和51年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について	P. 15
22	報告第9号	昭和51年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書について	P. 17
23	報告第10号	昭和51年度和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について	P. 19

日程	種別及び番号	件名	摘要
24	報告 第11号	昭和51年度和泉市一般会計事故繰越計算書について	P. 21
25	報告 第12号	専決処分の承認を求めることについて(昭和51年度和泉市一般会計補正予算(第5号))	P. 24
26	報告 第13号	専決処分の承認を求めることについて(昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第1号))	別冊 P. 1
27	報告 第14号	専決処分の承認を求めることについて(昭和52年度和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号))	別冊 P. 8
28	報告 第4号	和泉市土地開発公社昭和51年事業年度決算書類の提出について	P. 9
29	議案 第38号	昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	別冊 P. 13
30	議案 第39号	工事請負契約締結について(市立緑ヶ丘小学校プール新設工事)	別冊 P. 52
31	決議 第1号	市新企業再開の要望決議	別紙
32	決議 第2号	朝鮮の自主的平和統一の促進に関する決議	別紙
33	決議 第3号	同和对策事業特別措置法の根本的改正を含む強化延長を要望する決議	別紙

(午前10時35分開議)

○議長(坂上國治君) おはようございます。議員の皆さん方にはお忙しいところ、連日の御出席ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○市会事務局長(宇沢清君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは22名でございます。欠席届け出のある議員さんは富山議員さん、その他の方につきましては、ほどなくお見えになりますものと思います。現在22名でございます。

○議長(坂上國治君) ただいまの報告とおり、出席議員数22名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長（坂上國治君） それでは、これより議案審議に入ります。本日の議事日程は、お手元に印刷配布したとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第1より第16までは、いずれも例月出納検査及び定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

なお、報告は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

○

定期監査（第2次分）・例月出納検査結果報告書

監査報告第7号	例月出納検査	収 入 役 扱	昭和51年12月分	P. 1
“ 第8号	“	水道部企業出納員扱		P. 6
“ 第9号	“	市立病院企業出納員扱		P. 12
“ 第10号	“	収 入 役 扱	昭和52年1月分	P. 17
“ 第11号	“	水道部企業出納員扱		P. 22
“ 第12号	“	市立病院企業出納員扱		P. 28
“ 第13号	“	収 入 役 扱	2月分	P. 33
“ 第14号	“	水道部企業出納員扱		P. 38
“ 第15号	“	市立病院企業出納員扱		P. 44
“ 第16号	“	収 入 役 扱	3月分	P. 49
“ 第17号	“	水道部企業出納員扱		P. 54
“ 第18号	“	市立病院企業出納員扱		P. 60
“ 第19号	“	収 入 役 扱	昭和51年度4月分	P. 65
“ 第20号	“	水道部企業出納員扱	昭和52年 “	P. 70
“ 第21号	“	市立病院企業出納員扱	“ “	P. 77
“ 第22号	定期監産（第2次分）結果報告			P. 82

監査報告第7号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年2月9日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年2月9日
- 2 検査の対象 昭和51年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

12月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

收 支 計

区 分	收 入			支	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計	6,621,060,648	△ 1,631,430 1,503,257,603	8,122,686,821	8,514,369,708	△ 3,181,889 1,832,031,611
歳入歳出外現金	358,896,461	34,504,124	393,400,585	316,373,559	36,682,609
特別歳入歳出外現金	3,305,014,538	353,651,158	3,658,665,696	3,239,440,360	241,679,041
府 税	586,446,969	△ 294,986 47,813,945	633,965,928	552,349,601	68,860,017
特 別 会 計	国民健康保険	1,211,733,026	△ 1,655,052 56,499,371	1,266,577,345	1,021,519,018 △ 1,036,508 165,989,109
	土地区画 整理事業	1,075	0	1,075	11,782,703 0
	住宅新築資金 等貸付事業	0			0
	計	12,083,152,717	△ 3,581,468 1,995,736,201	14,075,297,450	13,655,834,949 △ 4,218,397 2,345,242,387
基 金	用品調達	14,995,904	500,454	15,496,358	12,931,324 454,340
	同資 和更 金貸 生付	54,364,555	20,794	54,385,349	2,850,000 2,100,000
	財政調整				
	土地開発	5,609,753	0	5,609,753	4,480,000 0
	住宅敷金	9,119,857	91,500	9,211,357	100,800 600,800
合 計	84,090,069	612,748	84,702,817	20,362,124 23,416,464	

算 書

昭和51年12月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
10,343,219,430	△ 2,220,532,609	2,802,000,000 △ 12,000,000	△ 12,037,943	575,429,448	
353,056,168	40,344,417			40,344,417	
3,481,119,401	177,546,295			177,546,295	
621,209,618	12,756,310			12,756,310	
1,186,471,619	80,105,726			80,105,726	
11,782,703	△ 11,781,628		12,037,943	256,315	
15,996,858,939	△ 1,921,561,489	2,808,000,000		886,438,511	
13,385,664	2,110,694			2,110,694	
4,950,000	49,435,349			49,435,349	
4,480,000	1,129,753			1,129,753	
600,800	8,610,557			8,610,557	
23,416,464	61,286,353			61,286,353	

現金の保

区 分	現 在 高	内		
		普 通 預 金	当 座	定 期 預 金
一 般 会 計	575,429,448	128,199,448		383,200,000
特 別 会 計	国 保 事 業	80,105,726	79,705,726	
	土 地 区 画 整 理 事 業	256,315	256,315	
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業			
	用 品 調 達	2,110,694	1,639,583	471,111
	同 和 更 生 資 金 貸 付	49,435,349	1,435,349	48,000,000
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	1,129,753	1,129,753	
特別歳入歳出外現金	360,268,353	177,546,295		
歳入歳出外現金	403,444,417	403,444,417		
府 税	12,756,310	12,756,310		
住 宅 敷 金	8,610,557	561,573		8,048,984
合 計	1,130,446,922	443,574,769	471,111	43,248,984

管 方 法

昭和51年12月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局		釣 銭	
52,000,000	10,000,000		2,030,000	
			400,000	
166,820,320	15,901,738			大阪公 137,159,000.898 大阪 24,223 840
218,820,320				
218,820,320	25,901,738		2,430,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 果 計	本 月 分
市 税	3,242,393,000	2,169,720,607	△1,610,334 181,902,171
地 方 議 与 税	588,000,000	18,220,000	0
自 動 車 取 得 税 金 交 付	96,900,000	35,806,000	33,898,000
国 有 提 供 施 設 所 在 地 市 町 村 助 成 交 付 金	50,326,000	0	50,326,000
地 方 交 付 税	2,478,412,000	2,575,586,000	95,293,000
交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	15,000,000	15,118,000	0
分 担 金 及 負 担 金	206,418,000	6,052,115	15,236,050
使 用 料 及 手 数 料	13,440,300	85,598,769	△21,092 13,577,072
国 庫 支 出 金	3,965,456,000	917,259,000	291,799,460
府 支 出 金	2,898,198,000	1,854,608,32	72,379,338
財 産 収 入	189,690,000	9,864,970	1,000
寄 附 金	74,641,000	17,441,000	12,100,000
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	2,214,933,000	408,657,315	△4 92,445,512
市 債	3,604,704,000	30,000,000	494,300,000
繰 越 金	241,807,000	91,807,000	150,000,000
合 計	19,472,181,000	6,621,060,648	△1,631,430 1,503,257,603

調 書

昭和51年12月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予 算 に 対 す る 収 入 割 合
	計	過 不 足	
2,350,012,444		892,380,556	72.47
18,220,000		40,580,000	30.98
69,704,000		27,196,000	71.93
50,326,000		0	100.00
2,670,879,000	192,467,000		107.76
15,118,000	118,000		100.78
75,757,205		130,660,795	36.70
99,154,749		35,248,251	73.77
1,209,058,460		2,756,397,540	30.48
257,840,170		2,640,357,830	8.89
9,865,970		179,824,030	5.20
29,541,000		45,100,000	39.57
0		100,000	
501,102,823		1,713,830,177	22.62
524,300,000		3,080,404,000	14.54
241,807,000		0	100.00
8,122,686,821		11,349,494,179	41.71

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	148,069,000	90,210,216	25,936,324
総 務 費	312,707,500	1,276,160,916	△2,020,424 333,056,494
民 生 費	3,653,446,000	2,252,217,588	△775,554 511,785,399
衛 生 費	1,369,796,000	798,383,677	173,701,493
労 働 費	64,537,000	37,803,436	△290,150 16,742,495
農 林 水 産 業 費	156,546,000	43,066,802	15,226,071
商 工 費	127,863,000	97,124,412	△ 68,044 15,899,516
土 木 費	5,437,612,000	990,114,545	△ 27,720 372,519,576
消 防 費	359,346,000	205,296,888	55,070,348
教 育 費	2,944,070,000	1,212,653,746	271,004,747
公 債 費	1,536,766,000	1,045,144,403	371,964,95
諸 支 出 金	167,870,000	166,870,000	0
災 害 復 旧 費	47,111,000	12,841,748	3,892,653
予 備 費	42,074,000	0	0
前年度繰上充用金	290,000,000	286,481,331	0
合 計	19,472,181,000	8,514,369,708	△3,181,889 1,832,031,611

調

書

昭和51年12月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
116,146,540	31,922,460	78.44
1,607,196,989	1,519,878,011	51.39
2,763,227,433	890,218,567	75.63
972,085,170	397,710,830	70.96
54,255,781	10,281,219	84.06
58,292,873	98,253,127	37.23
112,955,884	14,907,116	88.34
1,362,606,401	4,075,005,599	25.05
260,367,236	98,978,764	72.45
1,483,658,493	1,460,411,507	50.39
1,082,340,898	454,425,102	70.42
166,870,000	1,000,000	99.40
16,734,401	30,376,599	35.52
0	42,074,000	
286,481,331	3,518,669	98.78
10,343,219,430	9,128,961,570	53.11

監査報告第8号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年12月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年2月9日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年2月9日
- 2 検査の対象 昭和51年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1 2月分月次合計残高試算表

12月分月次合計残高試算表

昭和51年12月31日現在

借		方		勘定科目	貸		方	
残	高	計	本		本	月		計
				資産の部				
302333,953	302333,953		5,200,000	土地				
188852,469	188852,469			建物				
2268377,141	2268377,141			構築物				
283,494,574	283,494,574			機械装置				
73,508,654	73,508,654	390,800		量器				
11,522,753	11,522,753			車輛及運搬器具				
21,315,707	21,315,707			工具器具及備品				
1,738,260,700	1,740,034,700	623,080,35		建設仮勘定		1,774,000		
410,000	410,000			水利				
91,500	91,500			電話加入権				
310,000	210,000			現金				
164,860,629	4,718,902,908	20,481,8753		普通預金	180,027,689	455,404,2279		
	4,348,119,950	180,027,689		当座預金	180,027,689	434,811,9950		
145,507,427	578,379,020	45,422,969		未収	60,656,463	432,871,593		
37,557,916	222,268,552	5,872,310		貯蔵品	23,393,412	184,710,636		
				仮払金				
120,000	120,000			借地権				
135,000	145,000			投資有価証券		10,000		
230,000	230,000			保管有価証券				
350,000,000	600,000,000			短期貸付金		250,000,000		
				負債の部				
	205,050,098	25,235,670		未払金	5,872,310	209,788,008	473,7910	
				未払費用				
	1,820,000,000			一時借入金	100,000,000	324,760,000	1,427,600,000	
	15,211,000	2,620,000		前受金	618,650	44,296,700	29,085,700	
	93,562,571	9,211,550		預り金	8,336,150	96,290,621	2,728,050	
				預り担保有価証券		230,000	2,300,000	

				減価償却引当金				400,676,250	400,676,250
				退職給与引当金				4,196,000	4,196,000
				資本の部					
				自己資本					
				借入金				1,198,032,235	1,198,032,235
				資本剰余金				2,212,763,581	2,184,676,008
				利益剰余金				1,551,943,389	1,551,914,189
				費用の部					
				原水及浄水費				556,750	
				配水及給水費					
				受託工事費					
				業務費					
				総係費			6,500	8,900	
				減価償却費					
				資産減耗費					
				支払利息及企業債取扱諸費					
				雑支					
				その他の営業費用					
				過年度損益修正					
				収益の部					
				給水収益			45,361,699	482,482,055	481,790,565
				補償					
				受託工事収益				407,000	99,300
				その他の営業収益			23,520,370	188,072,580	188,072,580
				受取利息				3,183,375	3,183,375
				雑収			328,250	461,740	461,740
				固定資産売却益				592,340	592,340
				過年度損益修正					
				追加			4,000,000	6,809,000	6,809,000
				合計			651,072,912	18,412,862,652	6,473,326,612

1.2 月分予算執行報告書 甲

昭和51年12月31日現在

(収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 2 月	果 計	
① 水道事業収益	978,511,000	69,994,449	745,016,930	233,494,070
1 営業収益	817,311,000	65,666,199	670,856,145	146,454,855
1 給水収益	643,941,000	45,225,829	481,790,565	162,150,435
2 受託工事収益	20,000,000	△3,080,000	993,000	19,007,000
3 その他の営業収益	153,370,000	23,520,370	188,072,580	△34,702,580
2 営業外収益	161,200,000	4,328,250	74,160,785	87,039,215
1 受取利息	2,000,000	0	3,183,375	△1,183,375
2 雑収益	2,000,000	3,282,500	4,617,410	△2,617,410
3 加入金	147,200,000	4,000,000	66,360,000	80,840,000
4 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000

④ 資本的収入	1,350,066,500	18,923,730	513,514,386	836,552,114
1 企業債	825,000,000	0	0	825,000,000
1. 企業債	825,000,000	0	0	825,000,000
2 工事負担金	520,566,500	18,923,730	513,514,386	705,2114
1. 工事負担金	520,566,500	18,923,730	513,514,386	705,2114
3 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
収入合計	2,328,577,500	88,918,179	1,258,531,316	1,070,046,184

12月分予算執行報告書乙

昭和51年12月31日現在

(支出)

款	項目	予算額	執行額		予算残額
			12月	累計	
①	水道事業費用	1,127,010,000	1,067,427,666	723,954,344	403,055,656
1	営業費用	923,302,000	1,067,427,666	622,221,7886	301,084,114
1.	原水及浄水費	384,564,000	41,058,284	250,900,297	133,663,703
2.	配水及給水費	129,240,000	18,102,682	89,457,537	39,782,463
3.	受託工事費	20,000,000	0	576,600	19,423,400
4.	業務費	87,868,000	15,614,243	67,954,554	19,913,446
5.	総係費	68,442,000	11,420,171	51,838,936	16,603,064
6.	減価償却費	82,578,000	0	0	82,578,000
7.	資産減耗費	610,000	0	0	610,000
8.	その他の営業費用	150,000,000	20,547,386	161,489,962	11,489,962
2	営業外費用	202,708,000	0	101,736,458	100,971,542
1.	支払利息及 企業債取扱諸費	202,658,000	0	101,736,458	100,921,542
2.	雑支出	50,000	0	0	50,000

和泉市水道事業損益計算書（12月分）

（昭和51年12月1日より昭和51年12月31日まで）

1. 営業収益

① 給水収益	45,225,829円	
② 受託工事収益	△3,080,000円	
③ その他の営業収益	23,520,370円	65,666,199円

2. 営業費用

① 原水及び浄水費	41,058,284円	
② 配水及び給水費	18,102,682円	
③ 受託工事費	0円	
④ 業務費	15,614,243円	
⑤ 総係費	11,420,171円	
⑥ 減価償却費	0円	
⑦ 資産減耗費	0円	
⑧ その他の営業費用	20,547,386円	106,742,766円

営業損失

41,076,567円

3. 営業外収益

① 受取利息	0円	
② 雑収益	328,250円	
③ 加入金	4,000,000円	4,328,250円

当月分総損失

36,748,317円

4. 営業外費用

支払利息及び 企業債取扱諸費	0円	0円
-------------------	----	----

当月分純損失

36,748,317円

資 金 予 算 表

昭和52年1月10日

科 目		12月執行済額	1月予定額	2月予定額	3月予定額
前 月 繰 越 金		140,279,565 <small>円</small>	165,070 <small>千円</small>	18,796 <small>千円</small>	13,596 <small>千円</small>
収 入	営 業 収 益	83,352,473	68,000	68,000	70,000
	営 業 外 収 益	4,328,250	6,000	6,000	30,000
	前 年 度 未 収 金	27,280	2,000	1,000	700
	企 業 債	100,000,000	0	0	145,000
	工 事 負 担 金	15,843,730	10,000	0	20,000
	一 時 借 入 金	0	0	0	600,000
	預 り 金	5,060,000	1,000	1,000	1,000
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	618,650	1,000	1,000	1,000
	貸 付 金	0	150,000	0	200,000
計	204,676,383	238,000	77,000	1,067,700	
支 出	営 業 費 用	83,740,154	45,000	45,000	60,000
	営 業 外 費 用	0	14,523	9,179	75,886
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	67,508,035	105,000	13,800	258,800
	貯 蔵 品	25,235,670	32,751	4,629	87,665
	企 業 債 償 還 金	0	0	7,592	20,942
	一 時 借 入 金 返 還	0	185,000	0	565,000
	預 り 金 返 還	1,381,400	1,000	1,000	1,000
	前 受 金	2,020,060	1,000	1,000	1,000
計	179,885,319	384,274	82,200	1,070,293	
収 支 差 引 額		165,070,629	18,796	13,596	11,003

監査報告第9号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年2月9日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年2月9日
- 2 検査の対象 昭和51年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1 2 月分月次合計残高試算表

1 2 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和51年12月31日現在

和泉市立病院事業会計

残 高	借		貸		勘 定 科 目	貸		方	
	借	高	合 計	当 月		累 計	当 月		累 計
148,418,165	149,418,165				資 産 の 部				
240,415,659	240,415,659				地 物				
2,848,487	2,848,487				構 築 物				
1,240,000	1,240,000				車 輛				
47,254,025	47,254,025				機 械 及 備 品				
138,124	138,124				有 価 証 券				
9,499,235	9,499,235				投 資				
64,038,621	3,519,907,432	393,310,978			減 価 償 却 引 当 金	58,626,313	58,626,313		
127,763,700	541,104,573	64,188,892			普 通 収 金	3,455,868,811	3,455,868,811		
14,455,764	243,627,938	32,284,950			未 収 金	67,979,292	413,340,873		
2,411,723	3,679,070				貯 蔵 品	321,366,649	229,172,174		
33,100,000	33,100,000				前 払 金	1,267,347			
16,700,077	124,174,257				定 期 預 金				
					過 年 度 未 収 金	107,474,180			
					負 債 の 部				
	2,300,000,000	200,000,000			一 時 借 入 金	300,000,000	310,000,000	800,000,000	
	1,692,263,900	25,098,720			未 払 金	3,228,495	229,195,710	599,693,320	
					仮 受 金				
	743,286,210	1,056,888,883			預 り 金	1,429,580,400	84,741,700	10,418,079	
	8,025,000	843,000			予 納 金	830,000	9,221,000	1,196,000	
	924,102	308,034			固 定 負 債		19,098,107	18,174,005	
	2,024,000				公 立 病 院 特 例 債		323,920,000	303,680,000	
	67,099,969				過 年 度 未 払 金		67,099,969	0	

				資本の部				
				自己資本				
				借入	4,485,000			200,750,371
818,766,387	11,328,070			繰越欠損				485,165,394
	818,766,387			資本剰余			1,118,000	1,118,000
				収益の部				
				入院	206,271	436,049,26		363,385,369
	476,233			外来	4,211	27,424,742		23,735,497
	190,363			その他	1,500	1,744,817		15,923,184
	1,500			受取利息配当			84,7015	84,7015
				他会計補助				37,386,000
				患者外給食		57,6710		4,446,765
				その他		65,771		614,485
				国庫補助			1,457,000	1,457,000
				費用の部				
				給与	101,991,103			705
453,036,601	453,037,306			材料	338,155,33			
241,379,601	241,379,601			経費	7,870,163			
57,220,030	57,220,030			減価償却				
				資産減耗				
1,847,885	1,847,885			研究	372,755			
6,191,5767	63,962,342			支払利息及び企業債取扱諸費	43,30,794	97,7808		2,046,575
4,918,421	491,8421			患者外給食材料	517,301			
				建設				
222,712,403	222,712,403			期間外	2,100			20,240,000
				収益				
2,571,080,675	9,432,091,588	880,200,188	880,200,188	合計		880,200,188	9,432,091,588	2,571,080,675

1 2 月 分 予 算 執 行 報 告 書

和泉市立病院事業会計

昭和51年12月31日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 2 月	累 計	
病院事業収益	758,064,000	73,204,984	661,748,193	96,335,807
1 医 業 収 益	709,390,000	72,562,503	615,996,928	93,393,072
1. 入 院 収 益	383,161,000	43,398,655	362,909,136	20,251,864
2. 外 来 収 益	311,473,000	27,420,531	237,164,608	74,308,392
3. そ の 他 医 業 収 益	14,756,000	1,743,317	15,923,184	△1,167,184
2 医 業 外 収 益	48,694,000	6,424,81	45,751,265	2,942,735
1. 受 取 利 息 配 当 金	1,000,000		847,015	152,985
2. 他 会 計 補 助 金	38,386,000		38,386,000	0
3. 患 者 外 給 食 収 益	5,685,000	576,710	4,446,765	1,238,235
4. そ の 他 医 業 外 収 益	800,000	65,771	614,485	185,515
5. 国 庫 補 助 金	2,823,000		1,457,000	1,366,000
病院事業費用	1,106,468,000	147,919,841	820,318,305	286,149,695
1 医 業 費 用	971,639,000	144,049,554	753,484,117	218,154,883
1. 給 与 費	582,141,000	101,991,103	453,036,601	129,104,399
2. 材 料 費	290,642,000	33,815,533	241,379,601	49,262,399
3. 経 費	79,856,000	7,870,163	57,220,030	22,402,970

4. 減 價 償 却 費	15,131,000				15,131,000
5. 資 產 減 耗 費	1,000				1,000
6. 研 究 研 修 費	4,101,000	372,755		1,847,885	2,253,115
2 醫 業 外 費 用	13,452,900	3,870,287		6,683,418	6,769,481
1 支 私 利 息 及 公 司 債 權 取 扱 諸 費	1,281,140	3,352,986		6,191,567	6,619,823
2 患 者 外 給 食 材 料 費	6,415,000	517,301		4,918,421	1,496,579
3. 予 備 費	300,000				300,000
期 間 外 收 益	4,048,000			2,024,000	2,024,000
資 本 的 收 入	1,220,996,000			195,896,000	1,025,100,000
1 他 會 計 出 資 金	2,099,600			2,099,600	0
2 企 業 債	1,200,000,000			174,900,000	1,025,100,000
資 本 的 支 出	1,261,476,000	4,795,134		212,972,935	1,048,503,065
1 建 設 改 良 費	1,207,283,000	310,134		181,404,865	1,025,828,135
1 看 護 婦 宿 舍 割 賦 金	1,233,000	308,034		924,102	308,898
2 器 械 備 品 購 入 費	6,000,000			5,475,150	524,850
3. 病 院 增 設 事 業 費	1,200,000,000	2,100		175,005,613	1,024,994,387
2 企 業 債 償 還 金	13,763,000	4,485,000		11,328,070	2,434,930
3 公 立 病 院 特 例 債	4,048,000			2,024,000	2,024,000

1 2 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和51年12月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月		累 計
	当	月	
1. 医 業 収 益			
人 院 収 益	43,398,655		362,909,136
外 来 収 益	27,420,531		237,164,608
その他医業収益	1,743,317		15,923,184
計		72,562,503	615,996,928
2. 医 業 費 用			
給 与 費	101,991,103		453,036,601
材 料 費	33,815,533		241,379,601
經 費	7,870,168		57,220,030
減 価 償 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	372,755		1,847,885
計		144,049,554	753,484,117
医 業 利 益		△71,487,051	△187,487,189

3. 医業外収益					
受取利息配当金				847,015	
他会計補助金				38,386,000	
患者外給食収益	576,710			4,446,765	
その他医業外収益	65,771			614,485	
国庫補助金				1,457,000	
計			642,481		45,751,265
4. 医業外費用					
支払利息及び				61,915,767	
企業債取扱諸費	3,352,986				
患者外給食材料費	517,301			4,918,421	
雑損					
失					
計			3,870,287		66,834,188
当月分純利益			△74,714,857		
当月迄の純利益					△158,570,112
上記当月分収益中	健保未収金	64,188,892円			
上記当月分費用中	未払金	3,228,495円			

資 金 予 算 表

昭和51年12月末日

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	12月の執行済額	1 月 予 定	2 月 予 定
収	事業収益	78,185,174円	60,000,000円	60,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業負債			200,000,000
	過年度未収金			
	一時借入金	300,000,000		
	預り金	14,295,804	6,000,000	6,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	830,000	1,000,000	1,000,000
入	仮受金			
	合 計	393,310,978	67,000,000	267,000,000

区分	科 目	12月の執行済額	1 月 予 定	2 月 予 定
支	事業費用	116,972,982円	59,058,000円	47,099,000円
	建設改良費	2,100		20,000,000
	企業債償還金	4,793,034	1,578,000	857,000
	貯蔵品購入費	25,098,720	24,000,000	24,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返還	20,000,000		
	預り金還付	10,568,883	10,000,000	6,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	843,000	1,000,000	1,000,000
出	仮受金還付			
	合 計	358,278,719	95,636,000	278,956,000
差 引	収 支 差 引	35,032,259	△28,636,000	△1,195,600
	前年度又は前月より繰越	29,006,362	64,038,621	35,402,621
	翌年度又は翌月へ繰越	64,038,621	35,402,621	23,446,621

監査報告第10号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年1月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年3月5日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年3月5日
- 2 検査の対象 昭和52年1月分の出納状況
- 3 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

收 支 計

区 分	收 入 支					
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	8,122,686,821	△ 14,950,275 672,923,977	8,780,660,523	10,343,219,430	△ 3,181,331 751,013,258	
歳入歳出外現金	393,400,585	33,221,454	426,622,039	353,056,168	31,038,364	
特別歳入歳出外現金	3,658,665,696	403,353,687	4,062,019,383	3,481,119,401	538,565,010	
府 税	633,965,928	△ 81,121 95,081,261	728,966,068	621,209,618	37,434,403	
特 別 会 計	国民健康保険	1,266,577,345	△ 357,563 163,484,643	1,429,704,425	1,186,471,619	△ 685,929 160,316,523
	土地区画 整理事業	1,075	0	1,075	11,782,703	0
	住宅新築資金 等貸付事業	0	0	0	0	0
合 計	14,075,297,450	△ 15,388,959 1,368,065,022	15,427,973,513	15,996,858,939	△ 3,867,260 1,518,367,558	
基 金	用品調達	15,496,358	123,340	15,619,698	13,385,664	292,650
	同 和 更 生 資 金 貸 付	54,385,349	1,861,935	56,267,284	4,950,000	0
	財 政 調 整					
	土 地 開 発	5,609,753	0	5,609,753	4,480,000	0
	住 宅 敷 金	9,211,357	109,793	9,321,150	600,800	9,000
合 計	84,202,817	2,115,068	86,817,885	23,416,464	301,650	

算 書

昭和52年1月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
11,091,051,357	△ 2,310,390,834	2,530,000,000 △12,000,000	△12,037,943	195,571,223	
384,094,532	42,527,507			42,527,507	
4,019,684,411	42,334,972			42,334,972	
658,644,021	70,322,047			70,322,047	
1,346,102,213	83,602,212			83,602,212	
11,782,703	△11,781,628		12,037,943	256,315	
0	0			0	
17,511,359,237	△ 2,083,385,724	2,518,000,000	0	434,614,276	
13,678,314	1,941,384			1,941,384	
4,950,000	51,317,284			51,317,284	
4,480,000	1,129,753			1,129,753	
609,800	8,711,350			8,711,350	
23,718,114	63,099,771			63,099,771	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普 通 預 金	当 座	定 期 預 金
一 般 会 計	195,571,223	161,541,223		
特 別 会 計	国 保 事 業	83,602,212	83,202,212	
	土 地 区 画 整 理 事 業	256,315	256,315	
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業	0	0	
基 金	用 品 調 達	1,941,384	1,639,583	301,801
	同 資 和 更 生 貸 付 金	51,317,284	3,317,284	48,000,000
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	1,129,753	1,129,753	
特別歳入歳出外現金	91,857,542	42,334,972		
歳入歳出外現金	42,527,507	42,527,507		
府 税	70,322,047	70,322,047		
住 宅 敷 金	8,711,350	662,366		8,048,984
合 計	547,236,617	406,933,262	301,801	56,048,984

管 方 法

昭和52年1月31日現在(単位円)

記				備 考
農 協	郵 便 局		釣 銭	
22,000,000	10,000,000		2,030,000	
			400,000	
45,650,872	3,871,698			大阪公 137 3,871,113 大阪 24,223 585
67,650,872	13,871,698		2,430,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,242,393,000	2,350,012,444	△1,265,8095 441,133,581
地 方 譲 与 税	58,800,000	18,220,000	27,522,000
自動車取得税交付金	96,900,000	69,704,000	0
国有提供施設所在 市町村助成交付金	50,326,000	50,326,000	0
地 方 交 付 税	2,478,412,000	2,670,879,000	0
交通安全対策特別交付金	15,000,000	15,118,000	0
分担金及負担金	206,418,000	75,757,205	△43,150 12,214,475
使用料及手数料	134,403,000	99,154,749	△70,4330 12,786,680
国 庫 支 出 金	3,965,456,000	1,209,058,460	145,870,000
府 支 出 金	2,898,198,000	257,840,170	7,509,718
財 産 収 入	189,690,000	9,865,970	8,150
寄 附 金	74,641,000	29,541,000	0
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	221,493,300	501,102,823	△1,544,700 25,879,373
市 債	3,604,704,000	524,300,000	0
繰 越 金	241,807,000	241,807,000	
合 計	19,472,181,000	8,122,686,821	△1,495,0275 672,923,977

調

書

昭和52年1月31日現在(単位円)

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	不 過 足	不 足	
計			
2,778,487,930		463,905,070	85.69
45,742,000		13,058,000	77.79
69,704,000		27,196,000	71.93
50,326,000		0	100.00
2,670,879,000	192,467,000		107.76
15,118,000	118,000		100.78
87,928,530		118,489,470	42.59
111,237,099		23,165,901	82.76
1,354,928,460		2,610,527,540	34.16
265,349,888		2,632,848,112	9.15
98,741,200		179,815,880	5.20
29,541,000		45,100,000	39.57
0		100,000	
525,437,496		1,689,495,504	23.72
524,300,000		3,080,404,000	14.54
241,807,000		0	100.00
8,780,660,523		10,691,520,477	45.09

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	148,069,000	116,146,540	8,976,452
総 務 費	3,127,075,000	1,607,196,989	△510,000 358,088,008
民 生 費	3,653,446,000	2,763,227,433	△2387,900 189,254,143
衛 生 費	1,369,796,000	972,085,170	△45,185 481,30,941
勞 働 費	64,537,000	54,255,781	△162,766 1,452,772
農 林 水 産 業 費	156,546,000	58,292,873	45,69,224
商 工 費	127,863,000	112,955,884	3,765,973
土 木 費	5,437,612,000	1,362,606,401	260,40,439
消 防 費	359,346,000	260,367,236	20,967,904
教 育 費	2,944,070,000	1,483,658,493	△75,480 71,827,215
公 債 費	1,536,766,000	1,082,340,898	17,939,287
諸 支 出 金	167,870,000	166,870,000	0
災 害 復 旧 費	47,111,000	16,734,401	900
予 備 費	42,074,000	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金	290,000,000	286,481,331	0
合 計	19,472,181,000	10,343,219,430	△3,181,331 751,013,258

調 査

昭和52年1月31日現在(単位円)

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
125,122,992	22,946,008	84.50
1,964,774,997	1,162,300,003	62.83
2,950,093,676	703,352,324	80.74
1,020,170,926	349,625,074	74.47
55,545,787	8,991,213	86.06
62,862,097	93,683,903	40.15
116,721,857	11,141,143	91.28
1,388,646,840	4,048,965,160	25.53
281,335,140	78,010,860	78.29
1,555,410,228	1,388,659,772	52.83
1,100,280,185	436,485,815	71.59
166,870,000	1,000,000	99.40
16,735,301	30,375,699	35.52
0	42,074,000	
286,481,331	3,518,669	98.78
11,091,051,357	8,381,129,643	56.95

監査報告第11号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年1月分本市水道企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年3月5日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年3月5日
- 2 検査の対象 昭和52年1月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1月分月次合計残高試算表

1 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和52年1月31日現在

残	借			方			貸			高
	高	合	計	本	月	計	本	月	計	
302,333,953		302,333,953								
188,852,469		188,852,469								
2,268,377,141		2,268,377,141								
283,494,574		283,494,574								
73,899,754		73,899,754	391,100							
1,152,2753		1,152,2753								
21,985,707		21,985,707	670,000							
1,740,603,539		1,742,377,539	2,342,839							
410,000		410,000							1,774,000	
91,500		91,500								
210,000		210,000								
136,655,437		4,942,413,107	223,510,199				251,715,391		480,575,670	
144,851,949		4,599,835,341	251,715,391				251,715,391		4,599,835,341	
61,480,286		633,990,556	55,521,536				56,177,014		489,048,607	
		248,130,152	25,861,600				1,939,230		186,649,866	
120,000		120,000								
135,000		145,000							10,000	
230,000		230,000								
200,000,000		600,000,000					150,000,000		400,000,000	
		209,845,608	4,795,510				25,861,600		235,649,608	25,804,000
		2,005,000,000	185,000,000						3,247,600,000	1,242,600,000
		1,828,5090	3,074,090				1,832,000		4,612,8700	27,843,610
		97,925,075	4,362,504				62,704,04		102,561,025	4,635,950
									2,300,000	2,300,000

				減価償却引当金				400,676,250		400,676,250
				退職給与引当金				4,196,000		4,196,000
				資本の部						
				自己資本				1,198,032,235		1,198,032,235
				借入				2,212,763,581		2,212,763,581
				資本剰余				1,564,307,169		1,564,277,969
				利益剰余				12,363,780		
				費用の部						
				原水及浄水				556,750		
				配水及給水						
				受託工事						
				業務				8,900		
				総係						
				減価償却						
				資産減耗						
				支払利息及企業債取扱諸費						
				雑支						
				その他の営業費用						
				過年度損益修正						
				収益の部						
				給水				53,797,336		53,713,129
				補償						
				受託工事				4,073,000		993,000
				その他の営業				1,882,127,900		1,882,127,900
				受取				3,183,375		3,183,375
				雑収				4,935,350		4,374,850
				固定資産売却				592,340		592,340
				過年度損益修正				70,700,000		68,970,000
				加				2,610,000		
				合計				816,434,266		19,229,296,618
6,380,270,668	19,229,296,618	816,434,266								6,380,270,668

甲 書 告 報 行 執 算 分 月 1

現在 1952年1月31日

(入 収)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 月	累 計	
① 水道事業収益	978,511,000	57,848,376	802,865,306	175,645,694
1 営業収益	817,311,000	55,480,936	726,337,081	90,973,919
1 給水収益	643,941,000	55,340,726	537,131,291	106,809,709
2 受託工事収益	20,000,000	0	993,000	19,007,000
3 その他の営業収益	153,370,000	140,210	188,212,790	△34,842,790
2 営業外収益	161,200,000	2,367,440	76,528,225	84,671,775
1 受取利息	2,000,000	0	3,183,375	△1,183,375
2 雑収	2,000,000	△242,560	4,374,850	△2,374,850
3 加入金	147,200,000	2,610,000	68,970,000	78,230,000
4 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000

① 資本的収入	1,350,066,500	1,236,3780	525,878,166	824,188,334
1 企業債	825,000,000	0	0	825,000,000
1. 企業債	825,000,000	0	0	825,000,000
2 工事負担金	520,566,500	1,236,3780	525,878,166	△5,311,666
1. 工事負担金	520,566,500	1,236,3780	525,878,166	△5,311,666
3 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
収入合計	2,328,577,500	7,021,2156	1,328,743,472	999,834,028

1 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

昭和52年1月31日現在

(支 出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 現 額
		1 月	累 計	
① 水道事業費用	1,127,010,000	58,478,417	782,432,761	344,577,239
1 営業費用	928,302,000	43,955,815	666,173,701	257,128,299
1 原水及浄水費	384,564,000	25,809,912	276,710,209	107,853,791
2 配水及給水費	1,299,240,000	7,776,037	97,233,574	320,064,26
3 受託工事費	20,000,000	1,180,000	1,706,600	18,293,400
4 業務費	87,868,000	5,498,220	73,452,774	14,415,226
5 総係費	68,442,000	3,741,646	55,580,582	12,861,418
6 減価償却費	82,578,000	0	0	82,578,000
7 資産減耗費	610,000	0	0	610,000
8 その他の営業費用	150,000,000	0	161,489,962	△11,489,962
2 営業外費用	202,708,000	14,522,602	116,259,060	86,448,940
1 支払利息及債取扱諸費	202,658,000	14,522,602	116,259,060	86,398,940
2 雑支出	50,000	0	0	50,000

和泉市水道事業損益計算書（1月分）

（昭和52年1月1日より昭和52年1月31日まで）

1. 営業収益

① 給水収益	55,340,726円	
② 受託工事収益	0円	
③ その他の営業収益	140,210円	55,480,936円

2. 営業費用

① 原水及び浄水費	25,809,912円	
② 配水及び給水費	7,776,037円	
③ 受託工事費	1,130,000円	
④ 業務費	5,498,220円	
⑤ 総係費	3,741,646円	
⑥ 減価償却費	0円	
⑦ 資産減耗費	0円	
⑧ その他の営業費用	0円	43,955,815円

営業損失

11,525,121円

3. 営業外収益

① 受取利息	0円	
② 雑収益	△ 242,560円	
③ 加入金	2,610,000円	2,367,440円

当月分総利益

13,892,561円

4. 営業外費用

支払利息及び 企業債取扱諸費	14,522,602円	14,522,602円
-------------------	-------------	-------------

当月分純損失

630,041円

資 金 予 算 表

昭和52年2月10日

科 目		月 次	1月執行済額	2月予定額	3月予定額	4月予定額
前・月繰越金			165,070,629 ^円	136,865 ^{千円}	57,894 ^{千円}	0 ^{千円}
入	営業収益		556,116,239	68,000	70,000	5,000
	営業外収益		2,927,940	26,000	6,000	6,000
	前年度未収金		8,330	28,800	2,000	40,000
	企業債		0	0	151,000	0
	工事負担金		10,606,680	10,000	20,000	10,000
	一時借入金		0	0	360,000	360,000
	預り金		2,006,900	1,000	1,000	1,000
	前年度繰越金		0	0	0	14,681
	前受金		1,832,000	1,000	1,000	1,000
	短期貸付金		150,000,000	0	200,000	0
計		223,498,089	134,800	811,000	437,681	
出	営業費用		43,407,685	45,000	60,000	46,000
	営業外費用		14,522,602	9,179	75,886	3,493
	前年度未払費用及未払金		0	0	0	0
	建設改良費		3,012,839	95,000	82,000	12,000
	貯蔵品		4,795,510	55,000	37,785	8,000
	企業債償還金		0	7,592	20,942	0
	一時借入金返還		185,000,000	0	575,600	360,000
	預り金返還		99,000	1,000	1,000	1,000
	前受金		1,865,645	1,000	1,000	1,000
計		251,703,281	213,771	854,213	431,493	
収支差引額			136,865,437	57,894	14,681	6,188

監査報告第12号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年1月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年3月5日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年3月5日
- 2 検査の対象 昭和52年1月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1月分月次合計残高試算表

1 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和52年1月31日現在

和 京 市 立 病 院 事 業 會 計

借		方		貸			方	
残	高	合 計		勘 定 科 目	合 計	残	高	
		果	計					当 月
149,418.165	149,418.165			資 産 の 部				
240,415.659	240,415.659			土 地				
284,848.7	284,848.7			建 物				
1,240,000	1,240,000			構 築 物				
47,437.025	47,437.025		183,000	車 輻				
138,124	138,124			機 械 及 備 品				
9,499,235	9,499,235			有 価 証 券				
42,441.412	38,009.5843		280,998.411	投 資 金		58,626.313	58,626.313	
121,582,076	59,969,598		58,591,407	減 価 却 引 預 金	302,595,620	3,758,464.431		
14,341,921	261,837,688		18,209,750	普 通 収 入	64,773,031	478,113,904		
3,154,873	4,422,220		743,150	未 収 蔵 品	18,323,593	247,495,767		
33,100,000	33,100,000			前 払 金		1,267,347		
1,670,007.7	124,174,257			定 期 預 金				
				過 年 度 未 収 金		107,474,180		
				負 債 の 部				
	2,500,000,000	200,000,000	200,000,000	一 時 借 入 金	200,000,000	3,300,000,000	800,000,000	
	196,619,260	2,739,287	2,739,287	未 払 金	18,209,750	247,405,460	50,786,200	
				仮 受 金				
	85,198,191	1,086,957	1,086,957	預 り 金	7,398,370	92,135,070	6,936,879	
	8,730,000	705,000	705,000	予 納 金	955,000	10,176,000	1,446,000	
	924,102			固 定 負 債		19,098,107	18,174,005	
	202,400,000			公 立 病 院 特 例 債		323,920,000	303,680,000	
	67,099,969			過 年 度 未 払 金		67,099,969	0	

1 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和52年1月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 月	果 計	
病院事業収益	758,084,000	66,461,176	728,209,369	29,874,631
1. 医療業収益	709,390,000	65,833,326	681,830,254	27,559,746
1. 入院収益	383,161,000	38,511,784	401,420,920	△18,259,920
2. 外来収益	311,473,000	25,531,127	262,695,735	48,777,265
3. その他医療業収益	14,756,000	1,790,415	1,771,359	△2,957,599
2 医療外収益	48,694,000	62,785	46,379,115	2,314,885
1. 受取利息配当金	1,000,000		84,7015	152,985
2. 他会計補助金	38,386,000		38,386,000	0
3. 患者外給食収益	5,685,000	569,220	5,015,985	669,015
4. その他医療外収益	800,000	58,630	673,115	126,885
5. 国庫補助金	2,223,000		1,457,000	1,366,000
病院事業費用	1,106,468,000	79,440,471	899,758,776	206,709,224
1 医療業費用	971,639,000	63,915,457	817,399,574	154,239,426
1. 給与	582,141,000	38,326,625	491,363,226	90,777,774
2. 材料	290,642,000	20,122,342	261,501,943	29,140,057
3. 経費	79,623,000	5,402,720	62,622,750	17,000,250

4. 減價償却費	15,131,000				15,131,000
5. 資產減耗費	1,000				1,000
6. 研究研修費	4,101,000	63,770	1,911,655		2,189,345
2 醫業外費用	13,452,900	15,525,014	82,359,202		52,169,798
1 支払利息及 企業債取扱諸費	128,114,000	15,017,028	76,932,795		51,181,205
2 患者外給食材料費	6,415,000	507,986	5,426,407		988,593
3 予備費	300,000				300,000
期間外収益	40,480,000		20,240,000		20,240,000
資本的収入	1,220,996,000		195,896,000		1,025,100,000
1 他会計出資金	20,996,000		20,996,000		0
企業債	1,200,000,000		174,900,000		1,025,100,000
資本的支出	1,261,476,000	1760,911	214,733,846		1,046,742,154
1 建設改良費	1,207,233,000	183,000	181,587,865		1,025,645,135
1 看護婦宿舍割賦金	1,233,000		92,4102		308,898
2 器械備品購入費	6,000,000	183,000	5,658,150		341,850
3 病院増設事業費	1,200,000,000		175,005,613		1,024,994,387
2 企業債償還金	1,3763,000	1,577,911	12,905,981		857,019
3 公立病院特例債	40,480,000		20,240,000		20,240,000

1 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和52年1月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計
1. 医 業 收 益		
人 院 收 益	38,511,784	401,420,920
外 来 收 益	25,531,127	262,695,735
そ の 他 医 業 收 益	1,790,415	1,771,359
計	65,833,326	681,830,254
2. 医 業 費 用		
給 与 費	38,326,626	491,363,226
材 料 費	20,122,342	261,501,943
経 費	5,402,720	62,622,750
減 価 却 費		
資 産 減 耗 費		
研 究 研 修 費	63,770	1,911,655
計	63,915,457	817,399,574
医 業 利 益	1,917,869	△135,569,320
3. 医 業 外 收 益		

受取利息配当金			847,015	
他会計補助金			38,386,000	
患者外給食収益	569,220		5,015,985	
その他医業外収益	58,630		673,115	
園庫補助金			1,457,000	
計		627,850		46,379,115
4. 医業外費用				
支払利息及び 企業債取扱諸費	15,017,028		76,932,795	
患者外給食材料費	507,986		5,426,407	
雑損				
計		15,525,014		82,359,202
当月分純利益		△12,979,295		
当月迄の純利益				△171,549,407
上記当月分収益中	健保未収金	58,591,407円		
上記当月分費用中	未払金	18,209,750円		

資 金 予 算 表

昭和52年1月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	1 月 の 執 行 済 額	2 月 予 定	3 月 予 定
収	事 業 収 益	72,650,041 円	60,000,000 円	60,000,000 円
	固定資産売却代金			
	企 業 債			242,600,000
	過 年 度 未 収 金			
	一 時 借 入 金	200,000,000		50,000,000
	預 り 金	7,393,370	6,000,000	6,000,000
	他 会 計 繰 入 金			20,240,000
	前 払 金 戻 入			
	期 間 外 収 益			
	予 納 金	955,000	1,000,000	1,000,000
入	仮 受 金			
	合 計	280,998,411	67,000,000	379,840,000

区分	科 目	1 月 の 執 行 済 額	2 月 予 定	3 月 予 定
支	事 業 費 用	6,112,411.9 円	47,099,000 円	92,541,000 円
	建 設 改 良 費	183,000		242,841,000
	企 業 債 償 還 金	1,577,911	857,000	20,548,000
	貯 蔵 品 購 入 金	27,392,970	24,000,000	22,000,000
	過 年 度 未 払 金			
	一 時 借 入 金 返 還	200,000,000		
	預 り 金 還 付	10,869,570	6,000,000	6,000,000
	前 払 金	748,150		
	期 間 外 費 用			
	予 納 金 還 付	705,000	1,000,000	1,000,000
出	仮 受 金 還 付			
	合 計	302,595,620	78,956,000	384,930,000
	収 支 差 引	△21,597,209	△11,956,000	△5,090,000
	前年度又は前月より繰越	6,403,862.1	42,441,412	30,485,412
差 引	翌年度又は翌月へ繰越	42,441,412	30,485,412	25,395,412

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年2月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年4月5日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年4月5日
- 2 検査の対象 昭和52年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

収 支 計

区 分	収 入 支					
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	8,780,660,523	△ 1,285,708 626,565,497	9,405,940,312	11,091,051,357	△ 1,168,829 975,491,932	
歳入歳出外現金	426,622,039	33,418,128	460,040,167	384,094,532	39,517,538	
特別歳入歳出外現金	4,062,019,383	255,499,126	4,317,518,509	4,019,684,411	182,124,415	
府 税	728,966,068	△ 179,447 34,109,975	762,896,596	658,644,021	70,322,053	
特 別 会 計	国民健康保険	1,429,704,425	△ 8,263,551 43,511,239	1,464,952,113	1,346,102,213	△ 842,395 161,046,765
	土地区画 整理事業	1,075	3,356	4,431	11,782,703	0
	住宅新築資金 等貸付事業	0	0	0	0	0
合 計	15,427,973,513	△ 9,728,706 993,107,321	16,411,352,128	17,511,359,237	△ 2,011,224 1,428,502,703	
基 金	用品調達	15,619,698	2,688,803	18,308,501	13,678,314	26,600
	同和更生 資金貸付	56,267,284	5,697	56,272,981	4,950,000	0
	財政調整					
	土地開発	5,609,753		5,609,753	4,480,000	0
	住宅敷金	9,321,150	231,413	9,552,563	609,800	11,200
合 計	86,817,885	2,925,913	89,743,798	23,718,114	37,800	

算 書

昭和52年2月28日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 用
		一時貸付金			
12,065,374,460	△ 2,659,434,148	2,965,000,000 △ 12,000,000	△ 12,037,943	281,527,909	
423,612,070	36,428,097			36,428,097	
4,201,808,826	115,709,683			115,709,683	
728,966,074	33,930,522			33,930,522	
1,506,306,583	△ 41,354,470	55,000,000		13,645,530	
11,782,703	△ 11,778,272		12,037,943	259,671	
0	0			0	
18,937,850,716	△ 2,526,498,588	3,008,000,000		481,501,412	
13,704,914	4,603,587			4,603,587	
4,950,000	51,322,981			51,322,981	
4,480,000	1,129,753			1,129,753	
621,000	8,931,563			8,931,563	
23,755,914	65,987,884			65,987,884	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普 通 預 金	当 座	定 期 預 金
一 般 会 計	281,527,909	237,497,909		
特 別 会 計	国 保 事 業	13,645,530	13,245,530	
	土 地 区 画 整 理 事 業	259,671	259,671	
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業	0	0	
基 金	用 品 調 達	4,603,587	1,639,583	2,964,004
	同 和 更 生 資 金 貸 付	51,322,981	33,229,981	48,000,000
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	1,129,753	1,129,753	
特 別 歳 入 歳 出 外 現 金	164,873,579	115,709,683		
歳 入 歳 出 外 現 金	36,428,097	36,428,097		
府 税	33,930,522	33,930,522		
住 宅 敷 金	8,931,563	882,579		8,048,984
合 計	596,653,192	444,046,308	2,964,004	56,048,984

管 方 法

昭和52年2月28日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局		釣 銭	
22,000,000	20,000,000		2,030,000	
			400,000	
47,732,355	1,431,541			大阪公 137 1,431,421 大阪 24,223 120
69,732,355	21,431,541		2,430,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,242,393,000	2,778,487,930	△1,241,797 147,640,691
地 方 譲 与 税	58,800,000	45,742,000	0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	96,900,000	69,704,000	0
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	50,326,000	50,326,000	0
地 方 交 付 税	2,478,412,000	2,670,879,000	0
交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	15,000,000	15,118,000	0
分 担 金 及 負 担 金	206,418,000	87,928,530	△19,175 14,539,045
使 用 料 及 手 数 料	134,403,000	111,237,099	△21,040 11,014,075
国 庫 支 出 金	3,965,456,000	1,354,928,460	574,110,000
府 支 出 金	2,898,198,000	265,349,888	44,315,375
財 産 収 入	189,690,000	9,874,120	記 98,880 2,500
寄 附 金	74,641,000	29,541,000	18,604,100
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	2,214,933,000	525,437,496	記 △98,880 △3,696 33,038,711
市 債	3,604,704,000	524,300,000	300,000,000
繰 越 金	241,807,000	241,807,000	0
合 計	19,472,181,000	8,780,660,523	△1,285,708 626,565,497

調 書

昭和52年2月28日現在(単位円)

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
2,924,886,824		317,506,176	90.20
45,742,000		13,058,000	77.79
69,704,000		27,196,000	71.93
50,326,000		0	100.00
2,670,879,000	192,467,000		107.76
15,118,000	118,000		100.78
102,448,400		103,969,600	49.63
122,230,134		12,172,866	90.94
1,412,339,460		2,553,116,540	35.61
309,665,263		2,588,532,737	10.68
9,975,500		179,714,500	5.25
48,145,100		26,495,900	64.50
0		100,000	
558,373,631		1,656,559,369	25.20
824,300,000		2,780,404,000	22.86
241,807,000		0	100.00
9,405,940,312		10,066,240,688	48.30

歳 出

科 目	予 備 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	148,069,000	125,122,992	9,450,280
総 務 費	312,707,500	1,964,774,997	△337,373 2,995,780,70
民 生 費	365,344,600	2,950,093,676	△355,385 3,301,425,69
衛 生 費	1,369,796,000	1,020,170,926	△2,1960 7,174,303,4
労 働 費	64,537,000	55,545,787	△198,962 3,691,983
農 林 水 産 業 費	156,546,000	62,862,097	△4,050 7,277,419
商 工 費	127,863,000	116,721,857	6,141,318
土 木 費	543,761,200	1,388,646,840	△46,092 5,712,104,4
消 防 費	359,346,000	281,335,140	△8,690 2,359,275,9
教 育 費	294,407,000	1,555,410,228	△1,963,17 115,788,789
公 債 費	1,536,766,000	1,100,280,185	48,101,527
諸 支 出 金	167,870,000	166,870,000	0
災 害 復 旧 費	47,111,000	16,735,301	2,863,140
予 備 費	42,074,000	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金	290,000,000	286,481,331	0
合 計	19,472,181,000	11,091,051,357	△1,168,829 9,754,91,932

調 書

昭和52年2月28日現在(単位円)

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
134573271	13495728	90.88
2264015694	863059306	72.40
3279880860	373565140	89.77
1091892000	277904000	79.71
59038808	5498192	91.48
70135466	86410534	44.80
122863175	4999825	96.08
1445721792	3991890208	26.58
304919209	54426791	84.85
1671002700	1273067300	56.75
1148381712	388384288	74.72
166870000	1000000	99.40
19598441	27512559	41.60
0	42074000	
286481331	3518669	98.78
12065374460	7406806540	61.96

監査報告第14号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年2月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年4月5日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年4月5日
- 2 検査の対象 昭和52年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

2月分月次合計残高試算表

	1,332,518	1,332,518	減価償却引当金		400,676,250	399,343,732
			退職給与引当金		4,196,000	4,196,000
			資本の部			
			自己資本			
			借入金		119803235	119803235
	35,679,415	7,591,842	資本剰余金		2,212,763,581	2,177,084,166
	29,200		資本剰余金	23,134,040	1,587,441,209	1,587,412,009
	160,440,115		利益剰余金			
			費用の部			
			原水及浄水		556,750	
30,299,6012	303,527,62	26,285,803	配水及給水			
10,262,6762	102,626,762	5,393,188	受託工事			
3,194,600	3,194,600	1,488,000	業務			
78,882,645	78,882,645	5,429,871	総係		8,900	
60,456,736	60,456,636	4,876,154	減価償却			
54,9082	54,9082	54,9082	資産減耗			
125,509,025	125,509,025	9,249,965	支払利息及企業債取扱諸費			
181,518,065	181,518,065	2,002,8103	雑支出			
78,730	78,730		その他の営業費用			
			過年度損益修正			
			収益の部			
		3,4580	給水収益	44,882,470	582,855,831	581,979,181
	876,650		補償			
	3,080,000		受託工事収益	2,646,150	6,719,150	3,639,150
			その他の営業収益	22,176,340	210,389,130	210,389,130
			受取利息	2,223,550	5,406,925	5,406,925
	560,500		雑収	145,440	5,080,790	4,520,290
			固定資産売却益		592,340	592,340
			過年度損益修正	30,400,000	101,100,000	99,370,000
6,485,399,808	1,981,995,6398	590,659,480	加	590,659,480	1,981,995,6398	6,485,399,808
	1,730,000		合計			

2月分子算執行報告書甲

昭和52年2月28日現在

(収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		2 月	果 計	
① 水道事業収益	978,511,000	102,439,370	905,304,676	73,206,324
1 営業収益	817,311,000	69,670,380	796,007,461	21,303,539
1. 給水収益	643,941,000	44,847,890	581,979,181	61,961,819
2. 受託工事収益	200,000,000	26,461,500	3,639,150	16,360,850
3. その他の営業収益	153,370,000	22,176,340	210,389,130	△57,019,130
2 営業外収益	161,200,000	32,768,990	109,297,215	51,902,785
1. 受取利息	200,000,000	2,223,550	5,406,925	△3,406,925
2. 雑収益	2,000,000	145,440	4,520,290	△2,520,290
3. 加入金	147,200,000	30,400,000	99,370,000	47,830,000
4. 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000

① 資本的収入	1,350,066,500	23,134,040	549,012,206	801,054,294
1 企業債	825,000,000	0	0	825,000,000
1. 企業債	825,000,000	0	0	825,000,000
2 工事負担金	520,566,500	23,134,040	549,012,206	△28,445,706
1. 工事負担金	520,566,500	23,134,040	549,012,206	△28,445,706
3 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
収入合計	2,328,577,500	125,578,410	1,454,316,882	874,260,618

2 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

昭和52年2月28日現在

(支 出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		2 月	累 計	
① 水道事業費用	1,127,010,000	73,300,166	855,732,927	271,277,073
1 営業費用	923,302,000	64,050,201	730,223,902	193,078,098
1. 原水及浄水費	384,564,000	26,285,803	302,996,012	81,567,988
2. 配水及給水費	129,240,000	5,393,188	102,626,762	26,613,238
3. 受託工事費	20,000,000	1,488,000	3,194,600	16,805,400
4. 業務費	87,868,000	5,429,871	78,882,645	8,985,355
5. 総係費	68,442,000	4,876,154	60,456,736	7,985,264
6. 減価償却費	82,578,000	0	0	82,578,000
7. 資産減耗費	610,000	549,082	549,082	60,918
8. その他の営業費用	150,000,000	20,028,103	181,518,065	△3,518,065
2 営業外費用	202,708,000	9,249,965	125,509,025	77,198,975
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	202,658,000	9,249,965	125,509,025	77,148,975
2. 雑支出	50,000	0	0	50,000

3	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
1.	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
①	資本的支出	1,507,652,686	63,013,441	1,286,940,779	220,711,907	
1	建設改良費	1,451,032,686	55,421,599	1,251,261,364	199,771,322	
1.	事務費	1,250,1693	173,731	1,225,2125	249,568	
2.	擴張工事費	848,330,493	36,982,500	705,046,264	143,284,229	
3.	改良工事費	64,101,000	3,218,470	58,946,162	5,154,838	
4.	配水管整備事業費	10,418,000	0	565,000	9,853,000	
5.	光明台水道施設建設費	502,105,500	13,218,498	465,919,753	36,185,747	
6.	營業設備費	13,456,000	1,828,400	8,412,900	5,043,100	
7.	投資	120,000	0	119,160	840	
2	企業債償還金	56,620,000	7,591,842	35,679,415	20,940,585	
1.	企業債償還金	56,620,000	7,591,842	35,679,415	20,940,585	
	支出合計	2,634,662,686	136,313,607	2,142,673,706	491,988,980	

和泉市水道事業損益計算書（2月分）

（昭和52年2月1日より昭和52年2月28日まで）

1. 営業収益		
① 給水収益	448,478,900円	
② 受託工事収益	2,646,150円	
③ その他の営業収益	221,763,400円	69,670,380円
2. 営業費用		
① 原水及び浄水費	26,285,803円	
② 配水及び給水費	5,393,188円	
③ 受託工事費	1,488,000円	
④ 業務費	5,429,871円	
⑤ 総係費	4,876,154円	
⑥ 減価償却費	0円	
⑦ 資産減耗費	549,082円	
⑧ その他の営業費用	20,028,103円	64,050,201円
営業利益		5,620,179円
3. 営業外収益		
① 受取利息	2,223,550円	
② 雑収益	145,440円	
③ 加入金	30,400,000円	32,768,990円
当月分総利益		38,389,169円
4. 営業外費用		
支払利息及び 企業債取扱諸費	9,249,965円	9,249,965円
当月分純利益		29,139,204円

資 金 予 算 表

昭和52年3月10日

科 目		月 次	2月執行済額	3月予定額	4月予定額	5月予定額
前 月 繰 越 金			136,865,437 ^円	161,118 ^{千円}	0 ^{千円}	8,285 ^{千円}
収 入	営 業 収 益		84,831,104	75,000	5,000	25,000
	営 業 外 収 益		32,768,990	26,000	6,000	6,000
	前 年 度 未 収 金		29,023,380	2,000	40,000	25,000
	企 業 債		0	119,000	0	0
	工 事 負 担 金		23,126,040	0	10,000	20,000
	一 時 借 入 金		0	600,000	600,000	0
	預 り 金		3,011,300	1,000	1,000	1,000
	前 年 度 繰 越 金		0	0	15,785	0
	前 受 金		1,312,000	1,000	1,000	1,000
	短 期 貸 付 金		0	200,000	0	0
	計		174,072,814	1,024,000	678,785	78,000
支 出	営 業 費 用		41,984,362	70,000	45,000	45,000
	営 業 外 費 用		9,249,965	101,236	3,500	0
	前年度未払費用及未払金		0	0	0	0
	建 設 改 良 費		55,092,599	77,070	12,000	16,500
	貯 蔵 品		34,129,510	23,620	8,000	10,000
	企 業 債 償 還 金		7,591,842	19,807	0	0
	一 時 借 入 金 返 還		0	875,600	600,000	0
	預 り 金 返 還		1,580,400	1,000	1,000	1,000
	前 受 金		190,850	1,000	1,000	1,000
	計		149,819,528	1,169,333	670,500	73,500
収 支 差 引 額			161,118,723	15,785	8,285	12,785

監査報告第15号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年2月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年4月5日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年4月5日
- 2 検査の対象 昭和52年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日にやける収支の状況は、別表のとおりである。

2月分月次合計残高試算表

昭和52年2月28日現在 2月分月次合計残高試算表

和泉市立病院事業会計

残高	借方		勘定科目	貸方		高	
	残	合計		計	残		
		累					当
149,418.165	149,418.165		資産の部				
240,415.659	240,415.659		土地				
2,848,487	2,848,487		建物				
1,240,000	1,240,000		構築物				
47,437,025	47,437,025		車輻				
138,124	138,124		機械及備品				
9,499,235	9,499,235		有価証券				
			投資				
30,793,086	3,381,158,380	802,525,37	減価償却引当金		58,626,313	58,626,313	
118,744,224	659,034,266	59,338,286	普通預金	91,900,863	3,850,365,294		
143,428,883	281,545,848	19,708,160	未収金	62,176,138	540,290,042		
3,154,873	442,220		貯蔵品	19,707,198	267,202,965		
33,100,000	33,100,000		前払金		1,267,347		
16,700,077	124,174,257		定期預金				
			過年度未収金		107,474,180		
			負債の部				
	2,500,000,000		一時借入金		3,300,000,000	800,000,000	
	226,233,010	296,13,750	未払金	19,708,160	267,113,620	40,880,610	
			仮受金				
	92,722,248	7,524,057	預り金	7,664,556	99,799,626	7,077,378	
	9,660,000	930,000	予納金	765,000	1,094,000	1,281,000	
	924,102		固定負債		19,098,107	18,174,005	
	20,240,000		公立病院特例債		323,920,000	303,680,000	
	67,099,969		過年度未払金		67,099,969	0	

2 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和52年2月28日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		2 月	累 計	
病院事業収益	758,084.000	68,916.976	797,126.345	△39,042.345
1 医療業収益	709,390.000	67,528.433	749,358.687	△39,968.687
1. 入院収益	383,161.000	40,301.229	441,722.149	△58,561.149
2. 外来収益	311,473.000	25,236.205	287,931.940	23,541.060
3. その他医療業収益	14,756.000	1,990.999	19,704.598	△4,948.598
2 医療業外収益	48,694.000	1,388.543	47,767.658	926.342
1. 受取利息配当金	1,000.000	763.333	1,610.348	△610.348
2. 他会計補助金	38,386.000		38,386.000	0
3. 患者外給食収益	5,685.000	551.890	5,567.875	117.125
4. その他医療業外収益	800.000	73.320	746.435	53.565
5. 国庫補助金	2,823.000		1,457.000	1,366.000
病院事業費用	1,106,468.000	72,574.697	972,333.473	134,134.527
1 医療業費用	971,639.000	65,666.066	883,065.640	88,573.360
1. 給与	582,141.000	38,730.886	530,094.112	52,046.888
2. 材料	290,642.000	20,804.846	282,306.789	8,335.211
3. 経費	79,623.000	5,076.514	67,699.264	11,923.736

4. 減價償却費	15,131,000				15,131,000
5. 資產減耗費	1,000				1,000
6. 研究研修費	4,101,000	1,053,820		2,965,475	1,135,525
2 醫業外費用	134,523,000	69,086,311		89,267,833	45,261,167
1 支私利息及 企業償取諸費	128,114,000	6,404,839		83,337,634	44,776,366
2 患者外給食材料費	6,415,000	5,037,922		5,930,199	484,801
3 予備費	300,000				300,000
期間外收益	4,048,000			20,240,000	20,240,000
資本的収入	1,220,996,000			195,896,000	1,025,100,000
1 他會計出資金	2,099,600			20,996,000	0
2 企業債	1,200,000,000			174,900,000	1,025,100,000
資本的支出	1,261,476,000	897,404		215,631,250	1,045,844,750
1 建設改良費	1,207,233,000	40,610		181,628,475	1,025,604,525
1 看護婦宿舍割賦金	1,233,000			924,102	308,898
2 器械備品購入費	6,000,000			5,658,150	341,850
3 病院増設事業費	1,200,000,000	40,610		175,046,223	1,024,953,777
2 企業償還金	13,763,000	85,6794		13,762,775	225
3 公立病院特例債	4,048,000			20,240,000	20,240,000

2 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和52年2月28日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計
1. 医 業 收 益		
入 院 収 益	40,301,229	441,722,149
外 来 収 益	25,236,205	287,931,940
そ の 他 医 業 収 益	1,990,999	19,704,598
計	67,528,433	749,358,687
2. 医 業 費 用		
給 与 費	38,730,886	530,094,112
材 料 費	20,804,846	282,306,789
経 費	5,076,514	67,699,264
減 価 償 却 費		
資 産 減 耗 費		
研 究 研 修 費	1,053,820	2,965,475
計	65,666,066	883,065,640
医 業 利 益	1,862,367	△133,706,953
3. 医 業 外 収 益		

受取利息配当金	763,333		1,610,348	
他会計補助金			38,386,000	
患者外給食収益	551,890		5,567,875	
その他医業外収益	73,320		746,435	
国庫補助金			1,457,000	
計		1,388,543		4,776,658
4. 医業外費用				
支払利息及び諸費用	6,404,839		8,333,763	
企業債取扱費				
患者外給食材料費	503,792		5,930,199	
雑損				
失				
計		6,908,631		8,926,783
当月分純利益		△3,657,721		
当月迄の純利益				△175,207,128
上記当月分収益中	健保未収金	59,338,286円		
上記当月分費用中	未払金	19,708,160円		

昭和52年2月末

資金予算表

和泉市立病院事業会計

区分	科	目	2月の執行済額	3月予定	4月予定
収	事業	収益	71,822,981円	60,000,000円	70,000,000円
	固定資産	売却代金			
	企業	業債		22,400,000	
	過年度	未収金		606,000	5,400,000
	一時	借入金		850,000,000	50,000,000
	預り	金	7,664,556	600,000	600,000
	他会計	繰入金			
	前払	金戻入			
	期間外	収益		20,240,000	
	予	納金	765,000	1,000,000	1,000,000
入	仮	受金			
	合	計	80,252,537	116,184,600	118,000,000

区分	科 目	2月の執行済額	3月予定	4月予定
支	事業費用	52,935,652 円	100,130,000 円	52,075,000 円
	建設改良費	40,610	224,195,000	3,000,000
	企業債償還金	856,794	20,549,000	
	貯蔵品購入費	29,613,750	22,000,000	
	過年度未払金			40,000,000
	一時借入金返還		800,000,000	
	預り金還付	7,524,057	6,000,000	6,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	930,000	1,000,000	1,000,000
出	仮受金還付			
	合 計	91,900,863	1,173,874,000	102,075,000
	収支差引	△1,648,326	△1,202,800	15,925,000
差引	前年度又は前月より繰越	42,441,412	30,793,086	18,765,086
	翌年度又は翌月へ繰越	30,793,086	18,765,086	34,690,086

監査報告第16号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年3月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年6月3日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年6月2日
- 2 検査の対象 昭和52年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

3月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

收 支 計

区 分	収		入	支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	9,405,940,312	△ 2,253,902 3,117,038,725	12,520,725,135	12,065,374,460	△ 14,295,040 2,475,613,070	
歳入歳出外現金	460,040,167	41,550,754	501,590,921	423,612,070	40,351,841	
特別歳入歳出外現金	4,317,518,509	460,245,182	4,777,763,691	4,201,808,826	524,915,336	
府 税	762,896,596	△ 362,645 81,980,078	844,514,029	728,966,074	68,299,343	
特 別 会 計	国民健康保険	1,464,952,113	280,195,709	1,745,147,822	1,506,306,583	△ 479,165 150,075,576
	土地区画 整理事業	4,431	0	4,431	11,782,703	1,290
	住宅新築資金 等貸付事業	0	0	0	0	0
合 計	16,411,352,128	△ 2,616,547 3,981,010,448	20,389,746,029	18,937,850,716	△ 14,774,205 3,259,256,456	
基 金	用品調達	18,308,501	1,835,909	20,144,410	13,704,914	1,954,418
	同和更生 資金貸付	56,272,981	90,000	56,362,981	4,950,000	1,800,000
	財政調整					
	土地開発	5,609,753	11,970	5,621,723	4,480,000	0
	住宅敷金	9,552,563	554,630	10,107,193	621,000	0
合 計	89,743,798	2,492,509	92,236,307	23,755,914	3,754,418	

算 書

昭和52年3月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 用
		一時借付金			
14,526,692,490	△ 2,005,967,355	2,695,000,000	△12,037,943	676,994,702	
463,963,911	37,627,010			37,627,010	
4,726,724,162	51,039,529			51,039,529	
797,265,417	47,248,612			47,248,612	
1,655,902,994	89,244,828			89,244,828	
11,783,993	△11,779,562		12,037,943	258,381	
0	0			0	
22,182,332,967	△ 1,792,586,938	2,695,000,000		902,413,062	
15,659,332	4,485,078			4,485,078	
6,750,000	49,612,981			49,612,981	
4,480,000	1,141,723			1,141,723	
621,000	9,486,193			9,486,193	
27,510,332	64,725,975			64,725,975	

現金の保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	676,994,702	622,964,702		10,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	89,244,828	88,844,828	
	土 地 区 画 整 理 事 業	258,381	258,381	
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業	0		
基 金	用 品 調 達	4,485,078	1,665,059	2,820,019
	同 和 更 生 資 金 貸 付	49,612,981	1,612,981	48,000,000
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	1,141,723	1,141,723	
特別歳入歳出外現金	91,268,279	51,039,529		
歳入歳出外現金	37,627,010	37,627,010		
府 税	47,248,612	47,248,612		
住 宅 敷 金	9,486,193	12,170,79		8,269,114
合 計	1,007,367,787	853,619,904	2,820,019	66,269,114

管 方 法

昭和52年3月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局		釣 銭	
22,000,000	20,000,000		2,030,000	
			400,000	
40,150,514	78,236			大阪公 137 77,351 大阪公 24,223 885
62,150,514	20,078,236		2,430,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,617,802,000	2,924,886,824	△1,756,082 442,236,907
地 方 譲 与 税	58,800,000	45,742,000	0
自 動 車 取 得 税 金 交 付	96,900,000	69,704,000	26,434,000
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付	50,326,000	50,326,000	0
地 方 交 付 税	2,755,586,000	2,670,879,000	168,259,000
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付	15,000,000	15,118,000	0
分 担 金 及 負 担 金	205,688,000	102,448,400	△4,900 196,788,600
使 用 料 及 手 数 料	133,653,000	122,230,134	△492,920 14,732,290
国 庫 支 出 金	3,965,115,000	1,412,339,460	記 1,840,000 825,139,003
府 支 出 金	2,922,812,000	3,096,652,263	記△1,840,000 538,032,423
財 産 収 入	190,750,000	9,975,500	記 63,950 457,661
寄 附 金	75,641,000	48,145,100	4,000,000
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	2,102,201,000	558,373,631	記△63,950 336,113,581
市 債	3,753,804,000	824,300,000	74,195,000
繰 越 金	241,807,000	241,807,000	0
合 計	20,185,985,000	9,405,940,312	△2,253,902 3,117,038,725

調 書

昭和52年3月31日現在(単位円)

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
計			
3,365,367,649		252,434,351	93.02
45,742,000		13,058,000	77.79
96,138,000		762,000	99.21
50,326,000		0	100.00
2,839,138,000	83,552,000		103.03
15,118,000	118,000		100.79
122,122,360		83,565,640	59.37
136,469,504	2,816,504		102.11
2,239,318,463		1,725,796,537	56.48
845,857,686		2,076,954,314	28.94
10,497,111		180,252,889	5.50
52,145,100		23,495,900	68.94
0		100,000	0
894,423,262		1,207,777,738	42.55
1,566,255,000		2,187,549,000	41.72
241,807,000		0	100.00
1,252,072,513		7,665,259,865	62.03

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	152,127,000	134,573,272	△3,425 13,087,474
総 務 費	3,152,227,000	2,264,015,694	△416,890 435,929,471
民 生 費	3,911,493,000	3,279,880,860	△205,722 312,988,077
衛 生 費	1,425,378,000	1,091,892,000	△14,440 186,142,856
労 働 費	66,015,000	59,038,808	記△407,620 △188,669 4,522,239
農 林 水 産 業 費	160,681,000	70,135,466	37,918,851
商 工 費	141,094,000	122,863,175	93,832,93
土 木 費	5,551,307,000	1,445,721,792	記382,380 △2,000 488,801,332
消 防 費	360,473,000	304,919,209	△4,000 50,180,595
教 育 費	3,100,772,000	1,671,002,700	記25,240 △13,459,894 450,035,642
公 債 費	1,634,736,000	1,148,381,712	486,352,712
諸 支 出 金	167,870,000	166,870,000	0
災 害 復 旧 費	51,096,000	19,598,441	270,528
予 備 費	20,716,000	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金	290,000,000	286,481,331	0
合 計	20,185,985,000	12,065,374,460	△14,295,040 2,475,613,070

調 書

昭和52年3月31日現在(単位円)

額	予 算 残 額	予 算 対 対 する 支 出 割 合
計		
147657321	4469679	97.06
2699528275	452,698,725	85.64
3,592,663,215	318,829,785	91.85
1,278,020,416	147,357,584	89.67
62,964,758	3,052,242	95.88
108,054,317	52,626,683	67.25
132,246,468	8,847,532	93.73
1,934,903,504	3,616,403,496	34.85
355,095,804	5,377,196	98.51
2,107,603,688	993,168,312	67.97
1,634,734,424	1,576	99.99
166,870,000	1,000,000	99.40
19,868,969	31,227,031	61.11
0	20,716,000	
286,481,331	3,518,669	98.78
14,526,692,490	5,659,294,510	71.96

監査報告第17号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年3月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年6月3日

監査委員 西 口 喜 一 郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年6月2日
- 2 検査の対象 昭和52年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照会したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

3 月分月次合計残高試算表

	1,671,460	338,942	減価償却引当金	809,492,222	481,625,472	479,954,012
			退職給与引当金	3,000,000	719,600	719,600
			資本の部			
			自己資本			
			資本金		119,803,235	119,803,235
	56,619,835	20,940,420	借入金	786,000,000	2,998,763,581	2,942,143,746
	29,200		資本剰余金	8,269,500	1,595,710,709	1,595,681,509
	160,440,115		利益剰余金			
			費用の部			
			原水及浄水		566,750	
34,468,4592	345,241,342	41,688,580	配水及給水	1,6963	16,963	
124,333,031	124,349,994	21,723,232	受託工事			
4,417,360	4,417,360	1,222,760	業務			
88,398,458	88,398,458	9,515,813	総係	9,356	18,256	
70,650,929	70,669,185	10,203,549	減価却			
81,059,222	81,059,222	8,105,922	資産減耗			
551,634	551,634	2,552	支払利息及企業債取扱諸費			
225,610,792	225,610,792	100,101,767	雑支出			
			その他の営業費用	145,220	145,220	
21,295,8205	213,103,425	31,585,360	過年度損益修正			
82,620	82,620	8,890				
			収益の部			
	925,010	48,360	給水収益	500,372,87	632,893,118	631,968,108
			補償			
	3,080,000		受託工事収益	1,904,960	862,4110	5,544,110
			その他の営業収益	377,9095	248,168,225	248,168,225
			受取	23,406,146	28,813,071	28,813,071
	560,500		雑収	32,5870	5,406,660	4,846,160
			他会計補助金	10,000,000	10,000,000	10,000,000
			過年度損益修正		592,340	592,340
	1,730,000		加人	7,980,000	109,080,000	107,850,000
6,574,446,956	24,829,557,054	5,009,600,656	合計	5,009,600,656	24,829,557,054	6,574,446,956

3 月 分 予 算 執 行 報 告 書 甲

昭和52年3月31日現在

(収 入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		3 月	果 計	
① 水道事業収益	1,017,161,000	1,313,884,998	1,036,689,674	△19,528,674
Ⅰ 営業収益	876,461,000	896,729,882	885,680,443	△ 9,219,443
1. 給水収益	628,141,000	499,888,927	631,968,108	△ 3,827,108
2. 受託工事収益	3,800,000	1,904,960	5,544,110	△ 1,744,110
3. その他の営業収益	244,520,000	377,790,955	248,168,225	△ 3,648,225
2 営業外収益	140,700,000	417,120,16	151,009,231	△10,309,231
1. 受取利息	26,100,000	28,406,146	28,813,071	△ 2,713,071
2. 雑収益	4,600,000	325,870	4,846,160	△ 246,160
3. 加入金	100,000,000	7,980,000	107,350,000	△ 7,350,000
4. 他会計補助金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0

① 資本的収入	1,377,066.500	794,269.500	1,343,281.706	33,784,794
1 企業債	818,000,000	786,000,000	786,000,000	32,000,000
1. 企業債	818,000,000	786,000,000	786,000,000	32,000,000
2 工事負担金	554,566.500	3,769.500	552,781.706	1,784,794
1. 工事負担金	554,566.500	3,769.500	552,781.706	1,784,794
3 負担金	4,500,000	4,500,000	4,500,000	0
1. 他会計負担金	4,500,000	4,500,000	4,500,000	0
収入合計	2,394,227.500	925,654.498	2,379,971,380	14,256,120

3 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

昭和52年3月31日現在

(支 出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		3 月	累 計	
① 水道事業費用	1,164,920,000	296,931,296	1,152,664,223	1,225,5777
1 営業費用	938,195,000	196,829,529	927,053,431	1,114,1569
1. 原水及浄水費	345,852,000	41,688,580	344,684,592	1,167,408
2. 配水及給水費	124,996,000	21,706,269	124,333,031	662,969
3. 受託工事費	4,418,000	1,222,760	4,417,360	640
4. 業務費	88,802,000	9,515,813	88,398,458	403,542
5. 総係費	70,989,000	10,194,193	70,650,929	338,071
6. 減価償却費	82,578,000	81,059,222	81,059,222	1,518,778
7. 資産減耗費	560,000	2,552	551,634	8,366
8. その他の営業費用	220,000,000	31,440,140	212,958,205	7,041,795
2 営業外費用	225,725,000	100,101,767	225,610,792	114,208
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	225,675,000	100,101,767	225,610,792	64,208
2. 雑支出	50,000	0	0	50,000

3	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
1	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
①	資本的支出					
1	建設改良費	1,496,666.4686	1,249,103.35	1,411,851.114	84,813,572	
1	建設改良費	1,440,044.686	1,039,699.15	1,355,231.279	84,813,407	
1	事務費	1,250,169.3	136,415	1,238,854.0	113,163	
2	擴張工事費	848,330.493	76,483.000	781,529.264	66,801,229	
3	改良工事費	65,157,000	4,591,401	63,537,568	1,619,437	
4	配水管整備事業費	3,800,000	0	565,000	3,235,000	
5	光明台水道施設建設費	501,049,500	22,596,216	488,515,969	12,533,531	
6	營業設備費	9,086,000	1,628,833	8,575,783	510,217	
7	投資	120,000	0	119,160	840	
2	企業債償還金	56,620,000	20,940,420	56,619,835	165	
1	企業債償還金	56,620,000	20,940,420	56,619,835	165	
	支出合計	2,661,584,686	421,841,631	2,564,515,337	970,693,449	

和泉市水道事業損益計算書（3月分）

（昭和52年3月1日より昭和52年3月31日まで）

1. 営業収益		
① 給水収益	49,988,927円	
② 受託工事収益	1,904,960円	
③ その他の営業収益	37,779,095円	89,672,982円
2. 営業費用		
① 原水及び浄水費	41,688,580円	
② 配水及び給水費	21,706,269円	
③ 受託工事費	1,222,760円	
④ 業務費	9,515,813円	
⑤ 総係費	10,194,193円	
⑥ 減価償却費	8,105,922円	
⑦ 資産減耗費	2,552円	
⑧ その他の営業費用	31,440,140円	196,829,529円
営業損失		107,156,547円
3. 営業外収益		
① 受取利息	23,406,146円	
② 雑収益	325,870円	
③ 加入金	7,980,000円	
④ 他会計補助金	10,000,000円	41,712,016円
当月分総損失		65,444,531円
4. 営業外費用		
支払利息及び 企業債取扱諸費	100,101,767円	100,101,767円
当月分純損失		165,546,298円

資 金 予 算 表

昭和52年4月10日

科 目		月 次	3月執行済額	4月予定額	5月予定額	6月予定額
前 月 繰 越 金			161,118,723 ^円	0 ^円	8,285 ^円	12,785 ^円
収 入	営 業 収 益		90,608,350	5,000	25,000	50,000
	営 業 外 収 益		44,080,916	6,000	6,000	6,000
	前 年 度 未 収 金		115,600	40,000	25,000	10,000
	企 業 債		119,000,000	0	0	0
	工 事 負 担 金		8,269,500	10,000	20,000	20,000
	一 時 借 入 金		600,000,000	300,000	0	0
	預 り 金		655,700	1,000	1,000	1,000
	前 年 度 繰 越 金		0	73,403	0	0
	前 受 金		2,977,000	1,000	1,000	1,000
	貸 付 金		400,000,000	0	0	0
	計		1,265,707,066	436,403	78,000	88,000
支 出	営 業 費 用		69,618,100	45,000	45,000	72,600
	営 業 外 費 用		101,235,980	769	0	0
	前年度未払費用及未払金		0	55,070	0	0
	建 設 改 良 費		61,180,032	15,000	16,500	12,000
	貯 蔵 品		23,618,420	10,279	10,000	6,500
	企 業 債 償 還 金		19,806,207	0	0	0
	一 時 借 入 金 返 還		875,600,000	300,000	0	0
	預 り 金 返 還		1,425,450	1,000	1,000	1,000
	前 受 金		937,650	1,000	1,000	1,000
	貸 付 金		200,000,000	0	0	0
計		1,353,421,839	428,118	73,500	93,100	
収 支 産 引 額			73,403,950	8,285	12,785	7,685

監査報告第18号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年3月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年6月3日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年6月2日
- 2 検査の対象 昭和52年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

3月分月次合計残高試算表

3 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和52年3月31日現在

和泉市立病院事業会計

残 高	借		貸		勘 定 科 目	高	
	累 計	当 月	累 計	当 月			残 高
					資 産 の 部		
150,995,865	150,995,865	1,577,700			土 地		
240,415,659	240,415,659				物 物		
2,848,487	2,848,487				構 築 物		
1,240,000	1,240,000				車 輛		
47,502,525	47,502,525	65,500			機 械 及 備 品		
138,124	138,124				有 価 証 券		
9,499,235	9,499,235				投 資		
					減 価 償 却 引 当 金	73,670,840	
36,969,826	5,126,932,184	1,245,773,804			普 通 預 金	1,239,597,064	
126,614,871	724,163,365	65,129,099			未 収 金	57,258,452	
15,495,847	303,020,248	21,474,400			貯 蔵 品	20,321,436	
76,666,63	62,228,489	1,806,269			前 払 金	4,194,479	
3,100,000	33,100,000				定 期 預 金	30,000,000	
160,940,000	124,174,257				過 年 度 未 収 金	606,077	
					負 債 の 部		
	3,350,000,000	850,000,000			一 時 借 入 金	850,000,000	
	247,591,860	21,358,850			未 払 金	33,991,045	
					仮 受 金		
	100,711,848	7,989,600			預 り 金	10,627,383	
	1,086,300	1,203,000			予 納 金	1,185,000	
	1,232,136	308,034			固 定 負 債	190,981,07	
	4,048,000	2,024,000			公 立 病 院 特 例 債	323,920,000	
	67,099,969				過 年 度 未 払 金	67,099,969	
						0	

3 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和52年3月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		3 月	果 計	
病院事業収益	892,685,000	112,806,276	909,932,621	△17,247,621
1 医 院 収 益	804,327,000	71,509,897	820,868,584	△16,541,584
1. 入 院 収 益	473,127,000	40,363,305	482,085,454	△ 8,958,454
2. 外 来 収 益	310,442,000	28,260,523	316,192,463	△ 5,750,463
3. その他医療収益	20,758,000	2,886,069	22,590,667	△ 1,832,667
2 医 業 外 収 益	88,358,000	41,296,379	89,064,037	△ 706,037
1. 受取利息配当金	1,200,000	227	1,610,575	△ 410,575
2. 他会計補助金	76,808,000	38,422,000	76,808,000	0
3. 患者外給食収益	6,727,000	1,229,930	6,797,805	△ 70,805
4. その他医療外収益	800,000	278,222	1,024,657	△224,657
5. 国庫補助金	2,823,000	1,366,000	2,823,000	0
病院事業費用	1,145,280,000	160,669,623	1,133,003,096	12,276,904
1. 医 業 費 用	1,024,676,000	131,051,824	1,014,117,464	10,558,536
1. 給 与 費	609,931,000	79,144,582	609,238,694	692,306
2. 材 料 費	314,779,000	23,838,959	306,145,748	8,633,252
3. 経 費	80,803,000	12,480,941	80,180,205	622,795

4. 減價償却費	15,061,000	15,044,527	15,044,527	16,478
5. 資產減耗費	1,000			1,000
6. 研究研修費	4,101,000	542,815	3,508,290	592,710
2 醫業外費用	120,304,000	29,617,799	118,885,632	1,418,368
1 支私利息及 企業債取扱諸費	113,889,000	29,133,972	112,471,606	1,417,394
2 患者外給食材料費	6,415,000	483,827	6,414,026	974
3 予備費	300,000			300,000
期間外收益	4,048,000	20,240,000	40,480,000	0
資本的収入	101,000,000 1,222,574,000	225,578,000	101,000,000 320,474,000	902,100,000
1 他会計出資金	22,574,000	1,578,000	22,574,000	0
2 企業債	101,000,000 1,200,000,000	224,000,000	101,000,000 297,900,000	902,100,000
資本的支出	101,000,000 1,263,054,000	246,045,094	101,000,000 360,676,344	902,377,656
1 建設改良費	101,000,000 1,208,811,000	225,805,094	101,000,000 306,433,569	902,377,431
1 看護婦宿舍割賦金	1,233,000	308,034	1,232,136	864
2 器械備品購入費	6,000,000	65,500	5,723,650	276,350
3 病院増設事業費	101,000,000 1,200,000,000	223,853,860	101,000,000 297,900,083	902,099,917
4 用地費	1,578,000	1,577,700	1,577,700	300
2 企業債償還金	13,763,000		13,762,775	225
3 公立病院特例債	4,048,000	20,240,000	40,480,000	0

3 月 度 月 次 損 益 計 算 書

和 京 市 立 病 院 事 業 會 計

昭 和 5 2 年 3 月 3 1 日

科 目	当 月		計
	当	月	
1. 医 業 收 益			
入 院 收 益	40,363,305		48,208,454
外 来 收 益	28,260,523		31,619,246
そ の 他 医 業 收 益	2,886,069		2,590,667
計		71,509,897	82,088,584
2. 医 業 費 用			
給 与 費	79,144,582		60,923,694
材 料 費	23,838,959		30,614,574
経 費	12,480,941		8,180,205
減 価 却 費	15,044,527		15,044,527
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	54,2815		3,508,290
計		131,051,824	1,014,117,464
医 業 利 益		△59,541,927	△193,248,880
3. 医 業 外 收 益			

受取利息配当金	227		1,610,575
他会計補助金	38,422,000		76,808,000
患者外給食収益	1,229,930		6,797,805
その他医業外収益	278,222		1,024,657
国庫補助金	1,366,000		2,823,000
計		41,296,379	89,064,037
4. 医業外費用			
支払利息及び 企業債取扱諸費	29,133,972		112,471,606
患者外給食材料費	483,827		6,414,026
雑損			
計		29,617,799	118,885,632
当月分純利益		△47,863,347	
当月迄の純利益			△223,070,475
上記当月分収益中	健保未収金	61,382,989円	
上記当月分費用中	未払金	33,908,445円	

資 金 予 算 表

昭和52年3月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	3月の執行済額	4月予定	5月予定
収	事業収益	66,638,539円	7,000,000円	9,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債	224,000,000		
	過年度未収金	606,077	54,000,000	52,000,000
	一時借入金	85,000,000	50,000,000	
	預り金	10,627,383	6,000,000	6,000,000
	他会計繰入金	40,000,000		
	前払金戻入	2,476,805		
	期間外収益	20,240,000		
	予納金	1,185,000	1,000,000	1,000,000
入	仮受金			
	定期預金解約	30,000,000		
	合 計	1,245,773,804	118,000,000	68,000,000

区分	科 目	3 月 の 執 行 済 額	4 月 予 定	5 月 予 定
	事 業 費 用	112,854,551 円	52,075,000 円	64,000,000 円
	建 設 改 良 費	223,836,760	6,000,000	
支	企 業 債 償 還 金	20,548,034		
	貯 蔵 品 購 入 費	21,358,850		
	過 年 度 未 払 金		40,000,000	15,000,000
	一 時 借 入 金 返 還	850,000,000		
	預 り 金 返 付	7,989,600	8,000,000	6,000,000
	前 払 金	1,806,269		
	期 間 外 費 用			
出	予 納 金 返 付	1,203,000	1,000,000	1,000,000
	仮 受 金 返 付			
	合 計	1,239,597,064	10,707,500	8,600,000
差	収 支 差 引	6,176,740	1,092,500	△18,000,000
引	前年度又は前月より繰越	30,793,086	36,969,826	47,894,826
	翌年度又は翌月へ繰越	36,969,826	47,894,826	29,894,826

監査報告第19号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年度4月分収入役扱の出納について
検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年6月3日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年6月2日
- 2 検査の対象 昭和51年度4月分の出納状況
- 3 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なや、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

収 支 計

区 分		入			支	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		12,520,725,135	△ 3,206,189 948,034,438	13,465,553,384	14,526,692,490	△ 2,393,386 1,541,376,146
歳入歳出外現金						
特別歳入歳出外現金						
府 税						
特 別 会 計	国民健康保険	1,745,147,822	215,934,514	1,961,082,336	1,655,902,994	△ 450,529 137,930,770
	土地区画 整理事業	4,431	0	4,431	11,783,993	0
	住宅新築資金 等貸付事業	0	0	0	0	0
合 計		14,265,877,388	△ 3,206,189 1,163,968,952	15,426,640,151	16,194,379,477	△ 2,843,915 1,679,306,916
基 金	用品調達					
	同和更生 資金貸付	56,362,981	0	56,362,981	6,750,000	0
	財政調整					
	土地開発	5,621,723	0	5,621,723	4,480,000	50,299
合 計		61,984,704	0	61,984,704	11,230,000	50,299

算 書

昭和52年4月30日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
16,065,675,250	△ 2,600,121,866	2,195,000,000	(52年度一般より) 500,000,000 △12,037,943	82,840,191	
1,793,383,235	167,699,101			167,699,101	
11,783,993	△11,779,562		12,037,943	258,381	
0	0				
17,870,842,478	△ 2,444,202,327	2,195,000,000	500,000,000	250,797,673	
6,750,000	49,612,981			49,612,981	
4,530,299	1,091,424			1,091,424	
11,280,299	50,704,405			50,704,405	

現金の保

区 分	現 在 高	内		
		普 通 預 金	当 座	定 期 預 金
一 特 別 会 計	般 会 計	82,840,191	60,810,191	10,000,000
	国 保 事 業	167,699,101	167,299,101	
	土 地 区 画 整 理 事 業	258,381	258,381	
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業	0		
基 金	用 品 調 達			
	同 和 更 生 資 金 貸 付	49,612,981	1,612,981	48,000,000
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	1,091,424	1,091,424	
特別歳入歳出外現金				
歳入歳出外現金				
府 税				
住 宅 敷 金				
合 計		301,502,078	231,072,078	58,000,000

管 方 法

昭和52年4月30日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局		釣 銭	
10,000,000			2,030,000	
			400,000	
10,000,000			2,430,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,617,802,000	3,365,367,649	△1,228,850 215,598,737
地 方 譲 与 税	58,800,000	45,742,000	35,883,000
自 動 車 取 得 税 金 交 付	96,900,000	96,138,000	0
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	50,326,000	50,326,000	0
地 方 交 付 税	2,755,586,000	2,839,138,000	0
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付	15,000,000	15,118,000	0
分 担 金 及 負 担 金	205,688,000	122,122,360	△174,880 46,665,775
使 用 料 及 手 数 料	133,653,000	136,469,504	△128,490 5,777,695
国 庫 支 出 金	3,965,115,000	2,239,318,463	△1,673,967 383,576,477
府 支 出 金	2,922,812,000	845,857,686	42,657,561
財 産 収 入	190,750,000	10,497,111	32,482,452
寄 附 金	75,641,000	52,145,100	0
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	2,102,201,000	89,442,3262	△2 144,892,741
市 債	3,753,804,000	1,566,255,000	40,500,000
繰 越 金	241,807,000	241,807,000	0
合 計	20,185,985,000	12,520,725,135	△3,206,189 948,034,438

調 書

昭和52年4月30日現在(単位円)

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
3,579,737,536		38,064,464	98.95
81,625,000	22,825,000		138.82
96,138,000		762,000	99.21
50,326,000		0	100.00
2,839,138,000	83,552,000		103.03
15,118,000	118,000		100.79
168,613,255		3,707,474	81.98
142,118,709	8,465,709		106.33
2,621,220,973		1,343,894,027	66.11
888,515,247		2,034,296,753	30.40
42,979,563		14,770,437	22.53
52,145,100		23,495,900	68.94
0		100,000	0
1,039,316,001		1,062,884,999	49.44
1,606,755,000		2,147,049,000	42.80
241,807,000		0	100.00
13,465,553,384		6,720,431,616	66.71

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	152,127,000	147,657,321	1,222,191
総 務 費	3,152,227,000	2,699,528,275	△510,505 331,051,233
民 生 費	3,911,493,000	3,592,663,215	△1,330,032 51,930,910
衛 生 費	1,425,378,000	1,278,020,416	△7,200 38,069,045
勞 働 費	66,015,000	62,964,758	△190,224 72,187
農 林 水 産 業 費	160,681,000	108,054,317	25,351,866
商 工 費	141,094,000	132,246,468	4,652,867
土 木 費	5,551,307,000	1,934,903,504	記△94,916 839,818,378
消 防 費	360,473,000	355,095,804	2,483,157
教 育 費	3,100,772,000	2,107,603,688	△355,425 239,994,829
公 債 費	1,634,736,000	1,634,734,424	0
諸 支 出 金	167,870,000	166,870,000	0
災 害 復 旧 費	51,096,000	19,868,969	記94,916 6,729,483
予 備 費	207,160,000	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金	290,000,000	286,481,331	0
合 計	20,185,985,000	14,526,692,490	△2,393,386 1,541,376,146

調 書

昭和52年4月30日現在(単位円)

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
148,879,512	3,247,488	97.87
3,030,069,003	122,157,997	96.12
3,643,264,093	268,228,907	93.14
1,316,082,261	109,295,739	92.33
62,846,721	3,168,279	95.20
133,406,183	27,274,817	83.03
136,899,335	4,194,665	97.03
2,774,626,966	2,776,680,034	49.99
357,578,961	2,894,039	99.20
2,347,243,092	753,528,908	75.70
1,634,734,424	1,576	99.99
166,870,000	1,000,000	99.40
26,693,368	244,026,32	52.24
0	20,716,000	
286,481,331	3,518,669	98.78
16,055,675,250	4,120,309,750	79.59

監査報告第20号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年4月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年6月3日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年6月2日
- 2 検査の対象 昭和52年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

4月分月次合計残高試算表

4 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和52年4月30日現在

借		方		貸			方	
残	高	合	計	本	月	計	合	計
310,571,953		310,571,953						
188,852,469		188,852,469						
2,268,377,141		2,268,377,141						
2,830,435,74		2,830,435,74						
74,285,295		74,285,295	232,600					
11,521,553		11,521,553						
22,055,707		22,055,707						
1,927,959,148		1,927,959,148	38,193,378					
360,000		360,000						
91,500		91,500						
21,000		21,000						
51,622,782		694,397,546	621,203,596			642,774,764	642,774,764	
		642,774,764	642,774,764					
98,747,146		139,966,733	43,904,146			41,219,587	41,219,587	
29,811,799		44,067,809	3,361,710			142,566,010	142,566,010	
60,000		60,000						
135,000		135,000						
2,200,000		2,200,000						
200,000,000		200,000,000	200,000,000					
		56,000,640	56,000,640			3,361,710	58,431,440	2,430,800
		300,000,000	300,000,000			550,000,000	850,000,000	550,000,000
		2,058,000	2,058,000			1,822,000	31,711,610	29,653,610
		5,839,896	5,839,896			494,094,6	10,168,046	4,328,160
							2,200,000	2,200,000

				減価償却引当金			479,954,012	479,954,012
				退職給与引当金			7196,000	7196,000
				資本の部				
				自己資本			119803,235	119803,235
				借入			2942,143,746	2942,143,746
				資本剰余			5,588,220	1,601,269,729
				利益剰余				1,601,269,729
				費用の部				
				原水及浄水費		260,482,56		
				配水及給水費		5,157,785		
				受託工事費				
				業務費		5,613,246		
				総係費		4,713,097		
				減価却費				
				資産減耗費				
				支払利息及企業債取扱諸費		768,492		
				雑支出				
				その他の営業費用		12,741,150		
				過年度損益修正損		53,410		
				収益の部			438,709,96	438,709,96
				給水収益				
				補償				
				受託工事収益				
				その他の営業収益			14,166,470	14,166,470
				受取利息			5,744	5,744
				雑収			462,955	462,955
				固定資産売却益				
				過年度損益修正				
				加			3,420,000	3,420,000
				合計		1,968,664,166	7,505,829,108	5,800,905,447

4 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和52年4月30日現在

(収 入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		4 月	果 計	
① 水道事業収益	870,409,000	61,926,165	61,926,165	808,482,835
1 営業収益	704,809,000	58,037,466	58,037,466	646,771,534
1. 給水収益	666,309,000	43,870,996	43,870,996	622,438,004
2. 受託工事収益	30,000,000	0	0	30,000,000
3. その他の営業収益	8,500,000	14,166,470	14,166,470	△ 5,666,470
2 営業外収益	165,500,000	3,888,699	3,888,699	161,611,301
1. 加入金	150,000,000	3,420,000	3,420,000	146,580,000
2. 受取利息	2,500,000	5,744	5,744	2,494,256
3. 雑収益	3,000,000	462,955	462,955	2,537,045
4. 他会計補助金	1,000,000	0	0	1,000,000
3 特別利益	100,000	0	0	100,000

1. 過年度損益修正益	100,000	0	0	0	100,000
① 資本的収入					
1 企業債	662,500,000	5,588,220	0	5,588,220	656,911,780
1. 企業債	530,500,000	0	0	0	530,500,000
1. 企業債	530,500,000	0	0	0	530,500,000
2 工事負担金	90,000,000	5,588,220	5,588,220	5,588,220	84,411,780
1. 工事負担金	90,000,000	5,588,220	5,588,220	5,588,220	84,411,780
3 負担金	4,500,000	0	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	0	4,500,000
4 補助金	3,750,000	0	0	0	3,750,000
1. 国庫補助金	3,750,000	0	0	0	3,750,000
収入合計	1,582,909,000	6,751,438.5	6,751,438.5	6,751,438.5	1,465,394,615

4 月分予算執行報告書乙

昭和52年4月30日現在

(支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		4 月	累 計	
① 水道事業費用	1,140,242,000	55,095,436	55,095,436	1,085,146,564
1 営業費用	862,567,000	54,273,534	54,273,534	808,293,466
1 原水及浄水費	450,459,000	26,048,256	26,048,256	424,410,744
2 配水及給水費	116,124,000	5,157,785	5,157,785	110,966,215
3 受託工事費	30,000,000	0	0	30,000,000
4 業務費	100,153,000	5,613,246	5,613,246	94,539,754
5 総係費	76,653,000	4,713,097	4,713,097	71,939,903
6 減価償却費	83,668,000	0	0	83,668,000
7 資産減耗費	510,000	0	0	510,000
8 その他の営業費用	5,000,000	12,741,150	12,741,150	△7,741,150
2 営業外費用	276,575,000	768,492	768,492	275,806,508
1 支払利息及 企業債取扱諸費	276,525,000	768,492	768,492	275,756,508
2 雑支出	50,000	0	0	50,000
3 特別損失	100,000	53,410	53,410	46,590

1. 過年度損益修正損	100,000	53,410	53,410	46,590
4 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
① 資本的支出	781,269,000	38,425,978	38,425,978	742,843,022
1 建設改良費	722,812,000	38,425,978	38,425,978	684,386,022
1. 事務費	19,000,000	1,100,572	1,100,572	17,899,428
2. 擴張工事費	566,000,000	31,869,000	31,869,000	534,131,000
3. 改良工事費	35,000,000	745,290	745,290	34,254,710
4. 配水管整備事業費	26,900,000	0	0	26,900,000
5. 光明台水道施設建設費	54,000,000	4,478,516	4,478,516	49,521,484
6. 營業設備費	21,912,000	232,600	232,600	21,679,400
2 企業債償還金	58,457,000	0	0	58,457,000
1. 企業債償還金	58,457,000	0	0	58,457,000
支出合計	1,921,511,000	93,521,414	93,521,414	1,827,989,586

和泉市水道事業損益計算書（4月分）

（昭和52年4月1日より昭和52年4月30日まで）

	円	円	円
1. 営業収益			
① 給水収益	43,870,996		
② 受託工事収益	0		
③ その他の営業収益	14,166,470	58,037,466	
2. 営業費用			
① 原水及び浄水費	26,048,256		
② 配水及び給水費	5,157,785		
③ 受託工事費	0		
④ 業務費	5,613,246		
⑤ 総係費	4,713,097		
⑥ 減価償却費	0		
⑦ 資産減耗費	0		
⑧ その他の営業費用	12,741,150	54,273,534	
営業利益			3,763,932
3. 営業外収益			
① 加入金	3,420,000		
② 受取利息	5,744		
③ 雑収益	462,955		
④ 他会計補助金	0	3,888,699	
4. 営業外費用			
① 支払利息及び 企業債取扱諸費	768,492		
② 雑支出	0	768,492	3,120,207
当月分経常利益			6,884,139
5. 特別利益			
① 過年度損益修正益	0	0	
6. 特別損失			
① 過年度損益修正損	53,410	53,410	△53,410
当月分純利益			6,830,729

資 金 予 算 表

昭和52年5月10日

科 目		月 次	4月執行済額	5月予定額	6月予定額	7月予定額
前 月 繰 越 金			円 0	千円 51,832	千円 18,632	千円 8,032
入	営 業 収 益		14,166,285	15,000	50,000	50,000
	営 業 外 収 益		3,888,699	6,000	6,000	6,000
	前 年 度 未 収 金		40,195,592	25,000	10,000	5,000
	企 業 債		0	32,000	0	0
	工 事 負 担 金		5,588,220	10,000	20,000	20,000
	一 時 借 入 金		550,000,000	0	0	550,000
	預 り 金		542,800	1,000	1,000	1,000
	前 年 度 繰 越 金		73,403,950	0	0	0
	前 受 金		1,822,000	1,000	1,000	1,000
	計		689,607,546	90,000	88,000	633,000
支 出	営 業 費 用		40,250,124	45,000	72,600	45,000
	営 業 外 費 用		768,492	0	0	1,000
	前年度未払費用及未払金		55,069,730	0	0	0
	建 設 改 良 費		38,193,378	55,000	14,000	20,000
	貯 蔵 品		930,910	21,200	10,000	11,000
	企 業 債 償 還 金		0	0	0	0
	一 時 借 入 金 返 還		300,000,000	0	0	550,000
	預 り 金 返 還		1,441,750	1,000	1,000	1,000
	前 受 金		1,066,970	1,000	1,000	1,000
	特 別 損 失		53,410	0	0	0
	短 期 貸 付 金		200,000,000	0	0	0
	計		637,774,764	123,200	98,600	629,000
収 支 差 引 額			51,832,782	18,632	8,032	12,032

監査報告第21号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年4月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年6月3日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和52年6月2日
- 2 検査の対象 昭和52年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

4 月分月次合計残高試算表

4 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和52年4月30日現在

和泉市立病院事業会計

残高	借		貸		勘定科目	部	高
	合		合				
	累	計	当	計			
					資産の部		
150,995,865	150,995,865				土地		
240,415,659	240,415,659				建物		
284,848,7	284,848,7				構築物		
1,240,000	1,240,000				車両		
47,502,525	47,502,525				機械及備品		
138,124	138,124				有価証券		
9,499,235	9,499,235				投資		
					減価償却引当金		73,670,840
55,641,172	1,011,130,341	974,160,515			普通預金		955,489,169
61,228,950	61,248,048	61,248,048			未収金		19,098
15,535,810	4,081,294,7	25,317,100			貯蔵品		25,277,137
766,663	766,663				前払金		
23,100,000	23,100,000	20,000,000			定期預金		
84,147,706	142,708,871				過年度未収金		58,561,165
					負債の部		
	850,000,000	850,000,000			一時借入金		900,000,000
					未払金		25,317,100
					仮受金		
	1,025,833	10,258,333			預り金		7,646,531
	1,100,000	1,100,000			予納金		2,398,000
					固定負債		1,786,597
					公立病院特例債		283,440,000
	32,105,380	32,105,380			過年度未払金		58,512,805
							850,000,000
							25,317,100
							710,335
							1,298,000
							1,786,597
							283,440,000
							21,407,425

				質 本 本 部					
				自 己 資 本 金				202,328,371	202,328,371
				借 入 資 本 金				656,730,689	656,730,689
1,001,356,862	1,001,356,862			繰 越 欠 損 金					
				資 本 剩 余 金				1,118,000	1,118,000
				収 益 の 部					
	1,590	1,590		入 院 収 益			39,867,036	39,867,036	39,865,446
	17,132	17,132		外 来 収 益			26,838,670	26,838,670	26,821,538
	2,000	2,000		そ の 他 医 業 収 益			1,288,823	1,288,823	1,286,823
				受 取 利 息 配 当 金					
				他 会 計 補 助 金					
				患 者 外 給 食 収 益			5,060	5,060	5,060
				そ の 他 医 業 外 収 益			47,180	47,180	47,180
				費 用 の 部					
				給 与 費					
33,106,025	33,106,025	33,106,025		材 料 費					
24,712,134	24,712,134	24,712,134		経 費					
6,469,438	6,469,438	6,469,438		減 価 償 却 費					
				資 産 減 耗 費					
425,410	425,410	425,410		研 究 研 修 費					
1,981,161	1,981,161	1,981,161		支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費					
565,683	565,683	565,683		患 者 外 給 食 材 料 費					
				建 設 仮 勘 定					
446,628,893	446,628,893	22,020							
2,208,305,802	4,141,136,806	2,041,491,969		合 計			2,041,491,969	4,141,136,806	2,208,305,802

4 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和52年4月30日現在

和泉市立病院事業会計

款	項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
			4 月	累 計	
病院事業	収益	920,573 ^{千円}	68,026.047		852,546,953
1	医療収益	826,859	67,973.807		758,885,193
	1. 入院収益	486,336	39,865.446		446,470,554
	2. 外来収益	319,303	26,821.538		292,481,462
	3. その他医療収益	21,220	1,286.823		19,933,177
2	医療外収益	53,234	5,224.0		53,181,760
1.	受取利息配当金	1,300			1,300,000
2.	他会計補助金	38,707			38,707,000
3.	患者外給食収益	9,868	5,060		9,862,940
4.	その他医療外収益	900	4,718.0		852,820
5.	国庫補助金	2,459			2,459,000
3	特別利益	40,480			40,480,000
病院事業	費用	1,264,704 ^{千円}	67,259.851		1,197,444,149
1	医療費用	1,076,466	64,713.007		1,011,752,993
1.	給与	641,870	33,106.025		608,763,975
2.	材料	326,711	24,712.134		301,998,866

3. 經	費	87,007	6,469,438		80,537,562
4. 減	價值却費	15,637			15,637,000
5. 資	產減耗費	1			1,000
6. 研	究研修費	5,240	425,410		4,814,590
2	醫業外費用	187,937	2,546,844		185,390,156
1	支私利息及 企業債取扱諸費	181,108	1,981,161		179,126,839
2	患者外給食材料費	6,829	565,683		6,263,317
3	特別損失	1			1,000
4	予備費	300			300,000
	資本的収入	8,898,137 ^円			8,898,130,000
1	他會計出資金	20,813			20,813,000
2	企業債	869,000			869,000,000
	資本的支出	930,293	22,020		930,270,980
1	建設改良費	875,733	22,020		875,710,980
1	看護婦宿舍割賦金	1,233			1,233,000
2	器械備品購入費	5,500			5,500,000
3	病院増設事業費	869,000	22,020		868,977,980
2	企業債償還金	14,080			14,080,000
3	公立病院特別債	40,480			40,480,000

4 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和52年4月30日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計
1. 医 業 収 益		
入 院 収 益	39,865,446	
外 来 収 益	26,821,538	
そ の 他 医 業 収 益	1,286,823	
計	67,973,807	
2. 医 業 費 用		
給 与 費	33,106,025	
材 料 費	24,712,134	
経 費	6,469,438	
減 価 償 却 費		
資 産 減 耗 費		
研 究 研 修 費	425,410	
計	64,713,007	
医 業 利 益	3,260,800	

3. 医業外収益					
受取利息配当金					
他会計補助金		5,060			
患者外給食収益					
その他医業外収益		47,180			
国庫補助金					
計			52,240		
4. 医業外費用					
支払利息及び					
企業債取扱諸費		1,981,161			
患者外給食材料費		565,683			
雑損					
失					
計			2,546,844		
5. 経常利益					
6. 特別利益					
特別損失					
当月分純利益			766,196		当月迄の純利益
上記当月分収益中	健保未収金	61,248,048円			
上記当月分費用中	未払金	25,317,100円			

資 金 予 算 表

昭和52年4月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	4月の執行済額 円	5月予定 円	6月予定 円
収	事業収益	6,797,097	9,000,000	62,000,000
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金	58,561,165	52,000,000	
	一時借入金	900,000,000		50,000,000
	預り金	7,646,531	6,000,000	8,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	1,135,000	1,000,000	1,000,000
入	仮受金			
	合計	974,139,793	68,000,000	121,000,000

区分	科 目	4 月の執行済額 円	5 月 予 定 円	6 月 予 定 円	
支	事業費用	41,982,714	64,000,000	98,000,000	
	建設改良費	22,020			
	企業債償還金			4,793,000	
	貯蔵品購入費			22,000,000	
	過年度未払金	32,105,380	21,407,000		
	一時借入金返還	850,000,000			
	預り金還付	10,258,333	6,000,000	6,000,000	
	前払金				
	期間外費用				
	予納金還付	1,100,000	1,000,000	1,000,000	
出	仮受金還付				
	定期預金	20,000,000			
	合 計	955,468,447	92,407,000	131,793,000	
	収 支 差 引	18,671,346	△24,407,000	△10,793,000	
	前年度又は前月より繰越	36,969,826	55,641,172	31,234,172	
	翌年度又は翌月へ繰越	55,641,172	31,234,172	20,441,172	
	差 引				

監査報告第22号

定期監査（第2次分）の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項に基づく昭和51年度定期監査（第2次分）を別記要項により執行した。

その結果を同条第8項及び第9項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和52年3月31日

監査委員 西 口 喜 一 郎

同 藤 原 利 一

和泉監第 10 号

昭和52年3月31日

和泉市長 池田忠雄 殿

和泉市議会議長 坂上国治 殿

和泉市監査委員 西口喜一郎

同 藤原利一

昭和51年度定期監査(第2次分)結果報告

地方自治法第199条第3項の規定に基づく昭和51年度定期監査を実施したので、その結果を同条第8項の規定により次のとおり報告する。

1. 監査の対象

昭和51年度本市事務事業のうち今回は、次の各課(かい)を対象として監査を実施した。

- ◎ 市長公室 広報広聴課・人事課
- ◎ 財務部 資産税課・納税課
- ◎ 同和対策部 総合調整課
- ◎ 市民部 社会課・福祉課
- ◎ 産業衛生部 商工課・環境整備課
- ◎ 建設部 開発課・建設総務課・土木課
- ◎ 教育委員会事務局 社会教育課・指導課・同和教育室
- ◎ 水道部 総務課・営業課

2. 執行日程

昭和52年2月4日～2月25日

3. 監査の結果

各課(かい)の事務事業及び予算の執行状況については、おおむね適正になされていることを認めたが、詳細は次のとおりである。

○市長公室広報広聴課

1. 事務の概要

当課は課長以下6名の職員で市広報の発行及び世論聴取、市民相談等の公聴業務を担当しており、広報係、広聴係の2係で構成されている。

2. 事務の執行状況

課の予算執行及び各種団体に対する補助金の交付手続等財務事務の執行状況について関係諸帳簿を調査したが、おおむね適正に執行されていることを認めた。

○市長公室人事課

1. 事務の概要

当課は課長以下12名の職員で人事管理、諸給与の計算及び職員の福利厚生に関する業務を所管しており、人事係、給与係の2係で構成されている。

2. 事務の執行状況

(1) 課の予算執行及び職員給料、諸手当の計算業務等財務事務の執行状況について、関係諸帳簿を調査したところ、おおむね適正に行われていることを認めたが、なお一部検討を要する点がみられたので善処されたい。

(イ) 常直用務員については、基本的に勤務条件が事務関係職員と異なることから、時間外勤務手当の算定、支給に関しても、当然事務関係職員と異なった取扱いをすべきであると考えるが、一部施設の用務員に対して、事務関係職員と同様の取扱いを行っているものが見うけられた。今後は用務員等の勤務条件の明確化を図るとともに、現行の取扱いについて検討を行うこと。

(ロ) 職員が個人で加入している生命保険料、簡易保険料の納付、還付に関する事務について、現在会計人事両課で行っている。これら事務にかかる取扱手数料が保険会社等より支払われるが、当該手数料は職員厚生会へ繰り入れられている。

手数料を職員厚生会へ繰り入れる以上、本来の行政事務とかかわりのない当該事務についても厚生会独自の職員により実施する等、職員厚生会々計との区分の明確化を図るべく検討すること。

○財務部納税課

1. 事務の概要

当課は課長以下21名の職員で税の徴収、督促及び滞納処分等に関する業務を所管しており、

収納係、整理係及び庶務係の3係で構成されている。

2. 事務の執行状況

(1) 課の予算執行及び補助金の交付手続等については、関係諸帳簿を調査の結果、おおむね適正に執行されていることを認めたが、納税貯蓄組合に対する補助金については、補助金交付規則に基づく交付要件に充分留意し、執行にあたられたい。

(2) 本年度における税の差押処分の執行状況は次表のとおりであり、これら処分の内容について関係諸帳簿を調査したが、諸手続は適正に行われていることを認めた。しかし、差押期間が2年以上も経過しているにもかかわらず換価処分等の適切な措置がとられないままのものもみられたので、これらについては迅速、適切な措置を講じ市税の確保、徴収に努められたい。

昭和51年度差押処分一覧表(12月末日現在)

差押物件 月別	電話加入権	不 動 産	動 産	債 権	合 計
4	3 件	2 件	件	件	5 件
5	4	1			5
6	4	1			5
7					
8					
9	1				1
10	2				2
11	6	2	1		9
12	5				5
合 計	25	6	1	0	32

○財務部資産税課

1. 事務の概要

当課は課長以下22名の職員で固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に関する調査、賦課業務等を所管しており、土地係、家屋係の2係で構成されている。

2. 事務の執行状況

(1) 本市々税条例の規定に基づき本年度534件、18,407,230円(12月末日現在)の

固定資産税の減免を行っている。

これら減免手続について関係書類を調査したが、適正に処理されていることを認めた。

- (2) 本市手数料条例の規定に基づき証明、閲覧手数料を徴収しているが、これらの徴収事務については適正になされていた。なお、本年度の手数料徴収状況は次地のとおりである。

昭和51年度手数料徴収状況表(12月末日現在)

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
合計件数	617	540	599	635	559	536	543	598	541	5,168
有料件数	286	223	236	281	240	220	219	258	246	2,209
無料件数	331	317	363	354	319	316	324	340	295	2,595
金額	44,860	42,120	51,800	49,560	45,100	45,800	48,240	44,720	40,640	412,840

○市民部社会課

1. 事務の概要

当課は課長以下12名(府嘱託職員1名を含む)の職員で児童手当、老人医療、社会福祉関係諸団体及び同和更生資金に関する業務を所管しており、社会係、福祉医療係の2係で構成されている。

2. 事務の執行状況

- (1) 同和更生資金の貸付手続及び償還状況について、関係書類を調査した。本年度12月末日現在の貸付状況は17件、4,950,000円となっており、これらの貸付手続は例規に基づき適正になされていた。償還状況についても最近数年間に貸付けた資金の償還は比較的良好であるが、昭和48年度以前の貸付分において償還状況の悪いもののがかなりみられた。これらについては督促手続等適正な措置をとり償還の促進に努め基金の適正な運用を図られた。

- (2) 社会福祉関係諸団体に対する本年度補助金の交付状況は次表のとおりであり、その交付手続等について関係書類を調査したが、おおむね適正になされていることを認めた。

昭和51年度補助金交付状況一覧表(12月末日現在)

補 助 金	交 付 先	交 付 金 額
勤労感謝祭補助金	全織同盟和泉支部	200,000円
〃	和泉地区労働組合協議会	200,000円
〃	和泉市民共闘会議	200,000円
和泉市遺族会 〃	和泉市遺族会	134,400円
傷痍軍人会 〃	和泉市傷痍軍人会	144,000円
母子福祉協議会 〃	母子福祉協議会	165,600円
手をつなく親の会 〃	手をつなく親の会	72,000円
和泉地区保護司会 〃	和泉地区保護司会	216,000円
社会福祉協議会 〃	社会福祉協議会	4,425,000円

- (3) 課の予算執行等、財務事務の執行状況について関係諸帳簿を調査したところ、おおむね適正に執行されていることを認めた。

○市民部福祉課

1. 事務の概要

当課は課長以下20名の職員で生活保護及び老人福祉等に関する業務を所管しており、福祉係、保護係の2係で構成されている。なお当課の関係施設として、老人解放センター、身体障害者解放会館及び老人集会所(市内6ヶ所)が設置されているが、当該各施設については今回は監査対象より除外した。

2. 事務の執行状況

- (1) 課の予算執行、補助金の交付手続及び委託業務に関する契約手続等財務事務の執行状況について、関係諸帳簿を調査したが、おおむね適正に処理されているものと認めた。なお歳入の調定については、財務規定に基づき歳入調定簿によりただちに収入役に通知する等、適正な手続をとられたい。
- (2) 本市の制度として実施している敬老祝金、重度障害児童等給付金及び各種見舞金の支給について給付要件が満たされているが、給付手続が適正かどうかについて調査したが、おおむね適正に執行されていることを認めた。

なお本年度12月末日現在における各種見舞金の給付状況は次表のとおりである。

昭和51年度各種見舞金等給付状況一覧表(12月末日現在)

事業(制度)名	給付単価(円)	給付者数(人)	給付金額(円)
敬老祝金	5,000	1,440	7,200,000
重度障害児童等給付金	2,000~15,000	延 879	6,457,000
結核入院療養患者見舞金	(夏期) 9,000 (歳末) 13,000	延 116	1,268,000
生活保護法入院患者(一般)見舞金	(夏期) 8,000 (歳末) 9,000	延 114	963,000
生活保護法入院患者(精神)見舞金	(夏期) 7,000 (歳末) 8,000	延 172	1,290,000
社会福祉施設入所者見舞金	(夏期) 5,000 (歳末) 7,000	延 246	1,294,000
生活保護家庭(在宅)見舞金	3,000~4,000	延 557世帯	1,914,500
生活保護家庭小中学校入学祝金	6,000	72	432,000
老人見舞金(同和対策)	(夏期) 20,000 (歳末) 25,000	延 1,279	28,810,000
ねたきり老人見舞金(")	(夏期) 15,000 (歳末) 15,000	延 22	330,000
敬老祝金(")	1,250	625	781,250
身体障害者児童見舞金(")	(夏期) 17,500~20,000	延 162	3,090,000
" (")	(歳末) 20,000~30,000	延 168	4,415,000
生活保護家庭見舞金(")	世帯割 (夏期) 20,000 (歳末) 21,875	延 380	7,939,375
" (")	人員割 (夏期) 5,000 (歳末) 8,125	延 740	4,784,375

○産業衛生部商工課

1. 事務の概要

当課は課長以下18名(勤労青少年ホーム含む)で商工業の振興、金融あっせん及び消費者行政等に関する業務を所管しており、商工係、振興係、労働対策係の3係で構成されている。なお当課の関係施設である勤労青少年ホームの業務に関しては、今回は監査対象より除外した。

2. 事務の執行状況

- (1) 予算の執行及び委託事務事業の実施等財務事務の執行状況について関係書類を調査したが、おおむね適正になされていることを認めた。また補助金、助成金の交付手続についても適正

になされているが、団体活動助成金の交付時期について補助効果の面から年度当初に交付する方が適当と思われるものもあるので検討されたい。

- (2) 昭和46年度より、本市中小企業の振興及び経済的地位の向上を図るため、本市単独の融資あっせん制度を創設して、中小企業者に寄与している。融資あっせん状況を前年度と比較すると次表のとおりである。

本市単独融資あっせん状況一覧表

(金額単位千円)

年度 月	申込件数		申込金額		決定件数		決定金額	
	50	51	50	51	50	51	50	51
4		5		8,000		5		6,800
5								
6	3	7	5,000	12,400	3	7	5,000	8,900
7	6	5	9,500	12,000	6	5	8,500	8,000
8	7		11,900		7		10,900	
9		5		8,100		5		6,700
10	9		18,000		8		17,500	
11	5		7,000		5		5,700	
12		7		14,000		7		14,000
1	2		3,200		2		3,200	
2								
3	7		13,000		7		9,700	
計	39	29	67,600	54,500	38	29	60,500	44,000

(昭和51年度は12月末日現在まで)

○産業衛生部環境整備課

1. 事務の概要

当課は課長以下40名の職員で塵芥、し尿処理、市営葬儀及び火葬場の管理運営等に関する業務を所管しており、管理係、環境整備係の2係で構成されている。

なお当課の所管施設であるいずみ霊園については今回は監査対象より除外した。

2. 事務の執行状況

- (1) 塵芥処理については、不燃焼物等の一部市直営業務を除いて、すべて市内の6業者に処理

業務を委託しているものである。本年度委託料は1世帯あたり1ヵ月平地部で400円、山間部で430円となっており、本年度12月までの塵芥処理委託料の合計は123,255,380円である。

これら委託料の算定、支出状況について、契約関係書類と突合、調査したが適正に執行されていた。

- (2) し尿処理については、市内4業者に処理業務を委託しており、市民負担分(1人1ヶ月120円)以外に、平地部で70円、山間部で90円の助成金を業者に交付しているものであるが、これら助成金の算定及び支給手続についても適正になされていることを認めた。

○建設部建設総務課

1. 事務の概要

当課は課長以下18名の職員で工事請負契約、住宅管理、建設部の庶務及び一般公共用地買収等に関する業務を所管しており、庶務係、管理係及び用地係の3係で構成されている。

2. 事務の執行状況

- (1) 工事請負契約の入札手続及び契約締結手続について一件書類を抽出して調査したが、例規に基づき適正に執行されていることを認めた。

なお本年度における主な工事請負契約の状況は次表のとおりである。

事業(工事)名	契約金額(円)	業者名	契約方法
市立芦部保育園新築工事	97,834	小野林建設(株)	指名競争入札
市立緑ヶ丘小学校増築工事	91,000	大高建設(株)	〃
市立信太中学校運動場整備工事	37,649	(株)出原工務店	〃
市立幸小学校プール新設工事	56,950	(株)竹内建設	〃
市立緑ヶ丘小学校体育館新築工事	74,320	大高建設(株)	〃
市立幸小学校増改築工事(高学年棟)	457,000	(株)竹内建設	〃
市立鶴山台北小学校増築工事	168,000	〃	〃
市立富秋中学校プール新設工事	38,000	(株)榎並工務店	〃
市立富秋中学校講堂新築工事	205,000	〃	〃
市立北池田幼稚園新築工事	54,500	森本建設	〃
市立休日急病診療所新築工事	30,400	(株)福本工務店	〃
府中北幹線築造工事	37,000	(株)井阪工務店	〃
上代伏屋線道路改良工事	50,150	(株)竹内建設	〃

(契約金額は追加工事を含む)

(2) 本市の市営住宅戸数は本年度12月現在984戸であり、入居世帯数は912世帯となっている。これら市営住宅の入、退居手続及び管理についてはおおむね適正に行われているが、一部事務処理が適当でない面もみられるので改善に努められたい。

(イ) 入居者が退居してから、次の入居者が入居するまで3ヶ月以上も空家になっているケースがみられるが、事務手続を迅速に行い、空家期間の短縮に努めること。

(ロ) 住宅敷金は、入居時に住宅使用料の3ヵ月分を入居者より徴収し、退居時に精算還付することになっているが、敷金の受払状況については、受払簿を整理し受払残高等を常に明確にするよう、適切な事務処理を行うこと。

(ハ) 使用料の滞納が一部みられるが、適切な措置を講じ徴収に努めること。

○建設部開発課

1. 事務の概要

当課は課長以下11名の職員で再開発事業、土地区画整理事業の計画、実施及び開発指導、建築確認ならびに住居表示等に関する業務を所管しており、開発指導係、住居表示係及び開発係の3係で構成されている。

2. 事務の執行状況

(1) 優良宅地及び優良住宅の認定事務については、本市手数料規則に基づき、手数料を徴収しているが、本年度12月までの認定件数は11件、これらに関する認定事務及び手数料の徴収は適正になされていた。

(2) 葛の葉土地区画整理事業は、第2阪和国道の建設に関連して、沿道の整備を図るため計画された事業であるが、事業の進捗がえられないまま現在に至っているものである。今後とも格段の努力をかさね、事業の早期執行に努めるよう望むものである。

○建設部土木課

1. 事務の概要

当課は課長以下23名の職員で道路、河川の新設改良維持補修及び失対事業に関する業務を所管しており、工務係、維持係の2係で構成されている。

2. 事務の執行状況

(1) 失業対策事業の就労者に対する賃金の支給手続及び賃金の受払状況について、賃金台帳、金銭出納簿等の関係書類を調査したが、財務規定に基づき適正に執行されていた。なお本年度12月末現在の失業対策事業にかかる賃金の支給状況は次表のとおりである。

種目 年月	乙種(道)		乙種(水)		甲種(保)		合計	
	延人員	金額(円)	延人員	金額(円)	延人員	金額(円)	延人員	金額(円)
51/4	268	678,996	89	229,353	249	577,556	606	1,485,905
5	229	588,436	100	257,700	224	520,343	553	1,366,479
6	262	676,837	96	247,392	253	589,237	611	1,513,466
7	373	958,226	29	74,733	312	730,729	714	1,763,688
8	333	853,045	8	20,616	271	634,085	612	1,507,746
9	245	632,689	73	188,851	266	625,496	584	1,447,036
10	277	709,549	27	69,849	265	616,557	569	1,395,955
11	158	409,974	141	364,767	269	635,109	568	1,409,850
12	125	332,939	171	442,377	238	561,918	534	1,337,234
合計	2,270	5,840,691	734	1,895,638	2,347	5,491,030	5,351	13,227,359

(2) 道路等の新設、改良工事の実施状況について、工事関係書類を抽出して調査したが、おおむね適正に執行されているものと認めた。

○教育委員会事務局指導課

1. 事務の概要

当課は学校教育、幼稚園教育の指導、助言及び教職員の研修等に関する業務を所管しており、課長以下5名全員が指導主事として構成されている。

2. 事務の執行状況

補助金の交付、委託事務に関する契約手続等、財務事務の執行状況について関係書類を調査したが、例規に基づきおおむね適正に行われていた。

○教育委員会事務局同和教育室

1. 事務の概要

当課は同和教育の企画、調整及び社会同和教育の指導助言等に関する業務を所管しており、課長は指導部長が兼務し、他に指導主事1名と事務職員1名(指導課の事務兼務)が配置されている。

2. 事務の執行状況

補助金の交付、委託事務に関する契約手続等財務事務の執行状況について関係書類を調査したが、例規に基づきおおむね適正に執行されていることを認めた。

なお本年度12月末日現在における補助金交付状況は次表のとおりであるが、今後助成の意義、効果について十分に考慮し執行にあたられたい。

補助件名	交付先	交付金額(円)
保育活動行事費補助金	幸幼稚園	209,500
体育大会補助金	幸小学校	268,300
スキー教室補助金	〃	516,780
検尿費補助金	富秋中学校	18,400
体育大会補助金	〃	84,000

○教育委員会事務局社会教育課

1. 事務の概要

当課は社会教育施設の管理、社会教育団体の育成指導及び文化財の保存、保護等を所管する社会教育係と、社会体育施設の管理、社会体育団体の育成、指導を行う社会体育係及び青少年対策係の3係で構成されており、課長以下26名の職員が配置されている。

なお当課の所管施設である市民体育館、市民会館及び公民館については今回の監査対象より除外した。

2. 事務の執行状況

(1) 「南王子村文書」は、明治5年以降20年代にいたる間の被差別部落の生活実態を科学的に究明するための貴重な資料として、第1巻はすでに刊行され、本年度第2巻の編集委託を行っているが、当該文書の刊行にあたっては、今後次の点に充分留意し執行されたい。

(イ) 印刷業務の発注については、財務規定に基づいた適正な執行を行うこと。

(ロ) 「南王子村文書」の販売について、一部他の団体を通じて行っているが、費用分担については市の負担のみが重くなることのないよう充分配慮すること。

(ハ) 市販売分として300部の印刷を行っているが、販売の促進に鋭意努力すること。

(2) 南王子村文書は1部9,000円、和泉市史は1部2,500円で市民等に販売しているが、寄贈、販売及び残部数の内訳が常に明確になるよう帳簿の整理を行うとともに、管理の適正を期されたい。

(3) 各種事業に対する補助金の交付手続等財務事務の執行状況について関係書類を調査したと

ころ、おおむね適正に執行されていたが、サマースクール補助金については、今後指導員数活動内容等を充分検討の上執行にあたられたい。

○同和対策部総合調整課

1. 事務の概要

当課は同和対策部次長兼務の課長以下6名の職員で同和対策事業の総合企画、調整及び各部署との連絡調整等に関する業務を所管している。

2. 事務の執行状況

課の予算執行、助成金の交付手続等財務事務の執行状況についてはおおむね適正になされていたが、団体助成金については交付規程に基づき収支決算書とともに実績報告書もあわせて提出させるよう指導されたい。また収支決算書の内容についても充分調査し、予算の適正な執行に努められたい。

○水道部総務課

1. 事務の概要

当課は諸給与の支給、例規の制定、改廃及び管理カード作成、異動処理ならびに検針カードの作成業務等を所管する庶務係と財政、資金計画及び予算、決算の作成ならびに財産の取得管理、工事請負契約締結等を所管する経理系の2係で構成されており、課長以下12名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 工事請負の入札手続及び契約手続について、一件書類を抽出して調査したが、適正に執行されていた。

またこれら工事にかかる契約保証金の受払についても適正に行われていることを認めた。

なお本年度12月末日現在の主な工事の執行状況は次表のとおりである。

(契約金額1,000万円以上)

事業及び工事名	契約金額	業者名	契約方法
第3回拡張事業配水管布設工事	11,253,000 ^円	三林電気水道工業所・永野水道工業所共同企業体	指名競争入札
〃	15,200,000	鈴木水道工業所	〃
〃	14,390,000	銚中野組	〃
改良工事ポンプ自家発電設備工事	16,950,000	銚荏原製作所	〃
光明台水道施設建設事業配水管布設工事	14,703,000	銚井阪工務店	〃
〃	13,695,000	高田鉄工水道工業所	〃
〃	11,389,500	新陽電気水道工業所	〃
〃	19,880,000	貝淵組 銚	〃

(2) 給料、諸手当の支給事務、その他財務事務の執行状況について関係諸帳簿を調査したが、おおむね適正に執行されていることを認めた。

○水道部営業課

1. 事務の概要

当課は水道使用料の調定、徴収及び減免、滞納整理等の業務を所管する営業係と、使用水量の点検、認定及び給水装置の開栓等を所管する計量係及び給水工事の設計審査及び竣工検査等の業務を所管する給水係の3係で構成されており、課長以下25名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

- (1) 水道料金の本年度減免状況は12月末日現在106件で減免金額は795,550円となっており、これらの減免理由等について減免申請書等、関係書類を調査したところ妥当な措置と認めたが、今後とも検計時における漏水発見に努められたい。
- (2) 本年度11月末日現在における水道料金の過年度未収金は、2,767,956円となっているが、このうち2,189,420円については臨時給水予納金にかかる未精算分であり、実質的な滞納水道料は578,536円である。

これら滞納水道料のうち悪質なものについては、給水条例の規定に基づき停水処分等の厳正な措置をとり、回収に努めており、その執行状況はおおむね適正になされているものと認めた。

○ 議長(坂上国治君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、監査報告第7号より第22号までを承認することに決しました。

○ 議議長(坂上国治君) 日程第17「専決処分承認を定めることについて」(和泉市税条例の一部改正)を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第3号

専決処分の承認を定めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和52年6月23日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第2号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和52年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

和泉市税条例第15号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表中「40,000円」を「134,000円」に、「20,000円」を「40,000円」に、「12,000円」を「13,000円」に改める。

000円」に、「12,000円」を「13,000円」に改める。

第12条の2中「150,000円」を「180,000円」に改める。

附則第13条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第13条 道路運送志両法(昭和26年法律第185号)の規定により、昭和51年4月1日以降に適用されるべきもの及び昭和53年4月1日以降に適用されるべきものとして定められる自動車の排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る軽自動車税の標準税率は、昭和52年度分の軽自動車税に限り第32条の規定にかかわらず、和泉市税条例の一部を改正する条例(昭和51年和泉市条例第8号)による改正前の和泉市税条例第32条に規定する税率とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(市民税に関する規定の適用)

第2条 改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。)第12条第2項の規定は、昭和52年4月1日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度に係る法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の市民税については、なお従前の例による。

2. 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る地方税法の一部を改正する法律(昭和52年法律第6号)による改正後の地方税法第321条の8第1項の申告書(法人税法(昭和40年法律第34号)第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合をも含む。)の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市民税として納付した、又は納付すべきであった市民税については、なお従前の例による。

3. 新条例第12条の2の規定は、昭和52年度分の個人の市民税から適用し、昭和51年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する規定の適用)

第3条 改正前の和泉市税条例附則第13条の規定は、昭和51年度分の軽自動車税については、なおその効力を有する。

和泉市税条例の一部改正新旧対照表

新		旧	
<p>(均等割の税率)</p> <p>第12条 個人の均等割の税率は、1,200円とする。</p> <p>2 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本項において「法人等」と総称する。)の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p>		<p>(均等割の税率)</p> <p>第12条 個人の均等割の税率は、1,200円とする。</p> <p>2 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本項において「法人等」と総称する。)の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p>	
法人等の区分	税率	法人等の区分	税率
<p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(法第312条第3項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号において同じ。)及び保険業法(昭和14年法律等41号)に規定する相互会社で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けるべき役員を含む。)の数の合計数が100人を超えるもの。</p>	<p>年額</p> <p>134,000円</p>	<p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(法第312条第3項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号において同じ。)及び保険業法(昭和14年法律等41号)に規定する相互会社で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けるべき役員を含む。)の数の合計数が100人を超えるもの。</p>	<p>年額</p> <p>40,000円</p>
<p>(2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社で前号に掲げる以外のもの並びに資本の金額又は出資金額が1,000万円を超え1億円以下である法人</p>	<p>年額</p> <p>40,000円</p>	<p>(2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社で前号に掲げる以外のもの並びに資本の金額又は出資金額が1,000万円を超え1億円以下である法人</p>	<p>年額</p> <p>20,000円</p>

新		旧	
(3) 前2号に掲げる法人以外 の法人等	年額 13,000円	(3) 前2号に掲げる法人以外 の法人等	年額 12,000円
<p>(個人の均等割の税率の非課税の範囲)</p> <p>第12条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年中の所得の全額が<u>180,000円</u>にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては均等割を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第13条 <u>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定により、昭和51年4月1日以降に適用されるべきもの及び昭和53年4月1日以降に適用されるべきものとして定められる自動車の排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る軽自動車税の標準税率は、昭和52年度分の軽自動車税に限り第32条の規定にかかわらず、和泉市税条例の一部を改正する条例(昭和51年和泉市条例第8号)による改正前の和泉市税条例第32条に規定する税率とする。</u></p>		<p>(個人の均等割の非課税の範囲)</p> <p>第12条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年中の所得の全額が<u>150,000円</u>にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては均等割を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第13条 <u>昭和51年度分及び昭和52年度分の軽自動車税に限り、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(昭和50年運輸省令第4号)による改正後の道路運送志願の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第31条第2項の適用を受ける軽自動車のうち同項の表の1号に掲げるもの(同号に規定する2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)で、同項及び同条第3項の基準に適合するもの並びに電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するもの以外のものに対して課する税率は、第32条の規定にかかわらず、和泉市税条例の一部を改正する条例(昭和51年和泉市条例第18号)による改正前の和泉市税条例第32条に規定する税率とする。</u></p>	

○ 議長（坂上国治君） 報告の説明を願います。

○ 財務部長（吉岡昭男君） ただいま御上程いただきました報告第3号、専決第2号「和泉市税条例の一部を改正する条例」の専決処分につきまして、専決の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

この専決処分につきましては、3月開会の第1回定例会最終日におきまして、議長さんより御報告をお願いいたしまして御了解をいただきました、昭和52年3月31日に公布された地方税法の一部を改正する法律の施行により、これに伴う和泉市税条例の一部を改正するものでございます。

なお、御説明に入る前に恐縮でございますが、3ページの附則第13条並びに7ページの新旧対照表の附則第13条にプリントミスがありますので深くおわび申し上げ、お手元に配布いたしております正誤表のとおり、御訂正をお願い申し上げます。

それでは、改正いたしました事項につきまして、内容の御説明を申し上げます。市税条例第13条第2項でございますが、法人市民税の均等割の税率を表に掲げる法人等の区分に応じ、4万円を13万4千円に、2万円を4万円に、1万2千円を1万3千円にそれぞれ改めました。

次に、第12条の2でございますが、個人均等割の非課税の範囲15万円を18万円に改めました。

次に、附則第13条でございますが、軽自動車税に係る道路運送車両の保安基準に適合する車両の軽自動車税の軽減措置については、昭和52年度分に限り、昭和51年度及び昭和53年度排出ガス規制適合車に対して課税する税率については、改正前の標準税率を適用するべく改正するものであります。

次に、附則の説明でございますが、第1条につきましては、条例の施行期日を定めたものでございます。

次に、第2条でございますが、事業年度が4月1日以後に終了する法人については新税率を適用し、3月31日以前に終了する法人については、改正前の税率を適用いたすものでございます。

第2項でございますが、事業年度が4月1日以後に終了する法人の予定申告についての提出期限が3月31日以前である場合は、前項の規定によらず、その申告書に係る税として納付した、又は納付すべき市民税については、改正前の税率により算出するものであります。

第3項でございますが、新条例第12条の2の規定は、昭和52年度分から適用するものであり、昭和51年度分については、改正前の税率によるものであります。

次に、第3条でございますが、今回改正させていただきました軽減につきましては、改正前

の和泉市税条例附則第13条の規定は、昭和51年度分の軽自動車税についても、引き続き軽減措置を行うものであります。

以上が、今回改正させていただきました内容であります。何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(坂上国治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御意議ないものと認め、報告第3号を承認することに決しました。

○

- 議長(坂上国治君) 次に、日程第18及び第19「財団法人和泉市商工業振興会昭和51事業年度決算書類提出について」と「財団法人和泉市商工業振興会昭和52事業年度事業計画書類提出について」は、いずれも関連いたしますので、一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第5号

財団法人和泉市商工業振興会昭和51事業年度決算書類提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和51事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和52年6月23日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和51事業年度財団法人和泉市商工業
振興会事業報告並びに収入支出決算書

昭和52年5月16日

財団法人 和泉市商工業振興会

理事長 池田 忠雄 殿

財団法人和泉市商工業振興会

監事 橋本 炳 ㊟

監事 向井 洋 ㊟

昭和51事業年度財団法人和泉市商工業
振興会収入支出決算の監査結果について

寄附行為第10条第2項の規定により、昭和51事業年度財団法人和泉市商工業振興会収入支出決算及び証書類を審査した結果は次のとおりである。

記

理事長より提出された決算書に基づき関係帳簿並びに証書類を審査の結果、その収支は正確である事を認めます。

I 事業概要

1. 小規模企業共同利用工場（工場アパート）建設譲渡に関する調査事業。

昭和50年度に行なった真珠業界基本調査研究事業の実態把握をもとに今後事業化を進めるにあたっての適正なる具体的事業計画となりうるよう昭和51年度では事業手法の問題、費用負担の問題、公害対策の問題など、いわば事業化条件の検討をも含め調査の実施したものである。

これは、本来の目的でもある「住工混在」「過密地域の解消」「環境改善整備事業の受皿対策」「地場産業である真珠業界の振興と体質改善」等といった基本的方針とも合致するよう総合的観点から精査、検討を加えております。

なお事業化にあたっては市財政面に多大の累を及ぼさぬよう慎重に配慮するとともに地場産業振興対策として現行法制上至難な諸要因の打解には今後国及び府に対し、強力に働きかけてまいる所存であります。

2. 地場産業の振興に関する事業

(1) 地場産業の振興対策について

石油危機以降の深刻な不況は回復への足どりも依然として低迷状態にある。こうした情勢下において市の地場産業である繊維・人造真珠産業も例外でなく、折しも昨年末には国の繊維工業審議会において「新しい繊維産業のあり方」と題した提言がされております。

当振興会におきましても、地場産業振興対策と致しましてかねてより種々の施策を講じてまいりましたが、経済低成長期に入り従来の感覚から脱却した発想の転換を図ることが肝要と考え、本年度では殊に繊維関連産業を主軸とした異業種間連携の強化と組織化を推進するため、府・市・関係団体を交じえ「地場産業の現状と今後のあり方」をテーマとして関係者各位を招き意見交換を実施いたしました。

(2) 情報提供事業について

商工ニュース編集受託

商工会との共同編集により、主として国・府・市の施策の紹介や税務社会保険等に関する記事を掲載し市内事業所へ情報を提供する。本年度においては6回発行した。

3. 観光に関する事業

(1) 春、秋の行楽シーズンに、槇尾山において桜まつり、もみじまつりを恒例により実施した。

(2) 和泉市の観光史蹟、施設等を市内外に広く宣伝するため、本年度においては市内観光名所に交通案内を盛り込んだ観光パンフレットを刊行した。

発行 財団法人 和泉市商工業振興会

発行部数 5,000部

II 理事会並びに役員の任免に関する事

1. 理事会

(1) 第1回理事会(昭和51年5月24日)

(イ) 寄附行為の一部改正について

(ロ) 理事の選任について

(ハ) 昭和50事業年度 事業報告及び収支決算について

(ニ) 昭和51事業年度 補正予算について

(2) 第2回理事会(昭和52年3月28日)

(イ) 昭和52事業年度事業計画並びに収支予算について

2. 役員

就任

理事長 池田 忠雄 (昭和51年 1月14日就任)

専務理事 山本 俊兼 (昭和51年 1月14日就任)

理事 坂上 国治 (昭和51年 1月14日就任)

” 池 辺 秀 夫 (昭和51年10月25日就任)

” 坂 口 礼之助 (昭和51年 1月14日就任)

” 中 塚 白 (昭和51年 4月 1日就任)

” 宇 沢 清 (昭和51年 1月14日就任)

” 横 田 吉 雄 (昭和51年 1月14日就任)

” 池 上 茂 (昭和51年 1月14日就任)

” 池 内 貞 夫 (昭和51年 1月14日就任)

” 米 田 元治郎 (昭和51年 1月14日就任)

” 森 内 晋 (昭和51年 3月27日就任)

監 事 橋 本 炳 (昭和51年 1月14日就任)

” 山 本 亮 夫 (昭和51年 1月14日就任)

退 任

理 事 員 淵 博 治 (昭 和 5 1 年 1 0 月 2 5 日 退 任)

〃 山 口 昭 二 (昭 和 5 2 年 2 月 2 7 日 退 任)

3. 事務局に関すること

(1) 職員の構成

商工課兼務職員 9名

昭和51事業年度財団法人和泉市商工業振興会収支決算書

自 昭和51年 4月 1日
至 昭和52年 3月 31日

収入の部

款 項	目	予 算 額	節	収 入 済 額	予算額に対する過不足額	備 考
1.財産収入		79,000 ^円		159,777 ^円	80,777 ^円	
(1)基本財産		67,500		75,821	8,321	
	① 定期預金 利 子	67,500		75,821	8,321	
			定期預金 利 子	75,821	8,321	
(2)運用財産		11,500		83,956	72,456	
	② 普通預金 利 子	11,500		83,956	72,456	
			普通預金 利 子	83,956	72,456	
2.寄付収入		3,940,000		3,640,000	△300,000	
(1)指定寄付		3,940,000		3,640,000	△300,000	観光事業補助金 1,000,000円 産業構造改善基 本調査委託料 2,000,000円 情報提供事業 640,000円
	① 事業指定 寄付収入	3,940,000		3,640,000	△300,000	
			補 助 金	1,000,000	0	
			受 託 金	2,640,000	△300,000	
3.事業収入		680,000		48,150	△631,850	
(1)事業収入		680,000		48,150	△631,850	
	① 売払収入	680,000		48,150	△631,850	観光絵はがき 23,300円 特産品売払 24,850円
			パンフレット 売 払 収 入	23,300	△406,700	
			特 産 品 売 払 収 入	24,850	△225,150	
4.雑 収 入		11,000		0	△ 11,000	
(1)雑 入		11,000		0	△ 11,000	
	① 雑 入	11,000		0	△ 11,000	
			雑 入	0	△ 11,000	
5.繰 越 金		3,813,000		3,812,500	△ 500	
(1)繰 越 金		3,813,000		3,812,500	△ 500	
	① 繰 越 金	3,813,000		3,812,500	△ 500	
			前年度繰越金	3,812,500	△ 500	
合 計		8,523,000		7,660,427	△ 862,573	

支出の部

款 項	目	予算額	節	支出済額	不用額	備 考
1.事務費		800,000 ^円		445,485 ^円	354,514 ^円	
(1)事務費		800,000		445,486	354,514	
	①事務費	800,000		445,486	354,514	
			旅 費	800	89,200	
			食料費	19,230	80,770	
			消耗品費	50,379	49,621	
			印刷製本費	347,227	22,773	
			通信運搬費	0	10,000	
			備品購入費	27,850	102,150	
2.事業費		7,653,000		3,263,444	4,389,556	
(1)観光事業費		1,700,000		714,944	985,056	
	①さくらまつり	360,000		294,004	65,996	
			報償費	50,000	0	
			賃 金	20,000	0	
			食料費	191,000	0	
			消耗品費	924	54,076	
			借上料	29,080	119,200	
			負担金	3,000	0	
	②もみじまつり	310,000		129,040	189,060	
			報償費	0	50,000	
			賃 金	100,000	10,000	
			食料費	94,150	40,850	
			消耗品費	2,750	32,250	
			借上料	14,040	55,960	
	③その他観光費	1,030,000		300,000	730,000	
			消耗品費	0	10,000	
			印刷製本費	300,000	120,000	観光パンフレット
			委託料	0	100,000	
			工事請負費	0	500,000	

款 項	目	予 算 額	節	支 出 済 額	不 用 額	備 考
(2)特産品 宣伝事業費		1,330,000		8,500	1,321,500	
	①パンフレット 作成	550,000		0	550,000	
			印刷製本費	0	400,000	
			委託料	0	150,000	
	②特産品 普及宣伝	780,000		8,500	771,500	
			旅 費	0	50,000	
			商品買上費	8,500	291,500	
			借 上 料	0	30,000	
			備品購入費	0	300,000	
			負 担 金	0	100,000	
(3)受託事業費		4,623,000		2,540,000	2,083,000	
	①商工業 振興費	4,623,000		2,540,000	2,083,000	
			印刷製本費	0	83,000	
			委託料	2,540,000	2,000,000	
3.予備費		70,000		0	70,000	
(1)予備費		70,000		0	70,000	
	①予備費	70,000		0	70,000	
合 計		8,523,000		3,708,930	4,814,070	

収 入 総 額 7,660,427円

支 出 総 額 3,708,930円

次年度繰越額 3,951,497円

財 産 目 録

昭和52年3月31日現在

摘 要	内 訳	金 額
基本財産 備 品	定期預金 住友銀行	1,000,000 円
	観光行事用放送設備一式	128,790

報告第 6 号

財団法人和泉市商工業振興会昭和 5 2 年事業年度事業計画書類提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、財団法人和泉市
商工業振興会の昭和 5 2 事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和 5 2 年 6 月 2 3 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

I 昭和52事業年度財団法人和泉市商工業振興会事業計画

財団法人和泉市商工業振興会は設立以来、ここに第3年目を迎えるに至りました。

幸いにも、理事各位をはじめ関係官庁のご指導と業界専門家等の協力を得て、当法人の主たる設立目的であった小規模企業共同利用工場（工場アパート）建設譲渡事業のほか、特産品振興事業並びに観光事業等多岐にわたり精進を重ねてまいっております。

とりわけ、小規模企業共同利用工場建設譲渡事業につきましては一連の調査活動を完了し、目下事業化の検討段階にあります。

しかし、当該事業費の厩大化が予想せられるに堪がみまして、市財政面に多大の累を及ぼさないよう慎重に配慮いたしますとともに都市化の中での地場産業振興対策として、現行法制上至難な諸要因の打解には今後国及び府に対し強力に働きかけてまいる所存であります。

ご承知のとおり最近のわが国内外経済情勢は、低成長下と成まって長期的不況により企業の経営環境は寸分の余断をも許さない状況にあります。

殊に本市産業の構造的偏重は市財政構造面にも大きく波及し、また繊維関連業界の将来動向を顧りみますとき、今後、国の繊維工業審議会の提言内容に沿って具体的な対応策を構ずるとともに、泉北ニュータウン背後地開発に伴って将来の社会経済情勢の変化に対処しうよう市独自の産業振興策を樹立することが必要と考えられます。

こうしたなかで、当財団法人の昭和52事業年度予算編成に際しましては、これら諸般の事情を勘案のうえ本年度事業計画を策定し、その概要は次のとおりであります。

1. 地場産業振興に関する事業

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 産業構造総合調査 | (4) 商工施策に関する啓蒙、普及指導 |
| (2) 情報・資料の収集並びに提供 | (5) 開発地域における商業施設計画 |
| (3) 商工ニュースの編集、受託 | |

2. 特産品振興に関する事業

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 特産品業者の組織化 | (3) 特産品パンフレット |
| (2) 特産品の普及並びにあっせん紹介 | (4) 特産品まつりの開催 |

3. 観光に関する事業

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 槇尾山さくら祭行事の実施 | (3) 観光パンフレットの発行等普及宣伝 |
| (2) 市内観光めぐりの実施 | |

4. 小規模企業共同利用工場（工場アパート）の建設譲渡に関する事業

- (1) 建設事業化に対する指導

Ⅱ 昭和52事業年度財団法人和泉市商工業振興会収支予算書

自 昭和52年4月1日
至 昭和53年3月31日

1. 収入の部

科 目	本年度予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
① 財産収入	37			
(1)基本財産利子収入	67			
1.定期預金利子収入	67	1. 預金利子	67	年利6.75%
(2)運用財産収入	20			
1.普通預金利子収入	20	1. 預金利子	20	運用資金利息
② 寄附収入	820			
(1)指定寄附収入	820			
1.事業指定寄附収入	820	1. 補助金	500	観光事業補助金 500,000円
		2. 受託金	320	情報提供事業受託金 320,000円
③ 事業収入	410			
(1)事業収入	410			
1.観光事業収入	300	1. パンフレット売 払収入	150	観光パンフレット 観光絵ハガキ売払収入 150,000円
		2. 観光事業参加 者徴収金	150	観光事業参加者負担金 150,000円
2. 特産品売払収入	110	1. 特産品売払収 入	110	特産品売払収入 110,000円
合 計	1,317			

2. 支出の部

科 目	本年度予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
① 事務費	200			
(1) 事務費	200			
1. 事務費	200	旅 費	30	府内旅費
		需用費	140	消耗品費 70,000円 食糧費 20,000円 印刷費 50,000円
		役務費	10	郵便料
		備品購入費	20	図書購入費
② 事業費	1,050			
(1) 観光事業費	530			
1. 観光行事費	530	報償費	110	出演者謝礼 80,000円 観光案内謝礼 30,000円
		需用費	175	消耗品費 40,000円 食糧費 来賓、出演者等昼食 125,000円 印刷費 10,000円
		使用料及賃借料	245	市内観光めぐりバス借上料 150,000円 会場借上料 50,000円 臨時電話借上料 35,000円
(2) 特産品宣伝事業費	200			
1. 特産品普及宣伝費	200	商品買上費	100	展示用品買上費
		負担金	100	特産品展示会負担金
(3) 受託事業費	320			
1. 商工業振興費	320	委託料	320	情報提供事業委託料
③ 予備費	67			
(1) 予備費	67			
1. 予備費	67			
合 計	1,317			

3. 予算の流用範囲

予定支出の各項経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 事務費、事業費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

○ 議長（坂上国治君） 報告の説明をお願いします。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） ただいま一括御上程いただきました報告第5号「財団法人和泉市商工業振興会昭和51事業年度決算書類提出について」並びに報告第6号「財団法人和泉市商工業振興会昭和52事業年度事業計画書類提出について」の報告の内容を御説明申し上げます。

初めに、51事業年度関係で事業概要の小規模企業共同利用工場建設譲渡に関する調査事業につきましても、50年度に行った真珠業界基本調査をもとに事業化の手法の問題、公害防止対策あるいは費用負担問題等、建設計画に関する事項について行ったものであります。

次に、地場産業の振興対策につきましても、市の代表的地場産業である繊維関連業界の不況対策として、「現状と今後のあり方」というテーマで関係団体、業界の方々、大阪府、和泉市を交えて本年2月9日、意見の交換会を開催し、各業界の横の連携を密にすること、また、異業種間連携をとること、未組織部門の組織化、特産品の普及宣伝の強化、金融面、他産地との交流などを進める必要がある旨等、貴重な御意見を賜ったものでございます。

情報提業事業にありましては、商工会との共同編集により、市内の事業所に年6回商工ニュースを発行したものでございます。

観光に関する事業として、槇尾山にて桜まつり、もみじまつりを実施し、また、観光パンフ5千部を刊行したものであります。

次に、役員の任免に関することにつきましても、理事会は2回開催され、当振興会の事務事業等々に関する事項5件を御審議、御可決御決定され、また、役員関係では、年度中に御就任された理事1名、退任の理事2名で、51年度末での役員構成は、理事長を含めて理事12名、監事2名となっております。また、事務局は、商工課兼務職員9名で担当いたしております。

続きまして、収支決算につきましても候報告申し上げます。まず収入の部では、財産収入では、和泉市より100万円出資をしているものに対する期日指定定期預金利子として705,821円と、運用資金の普通預金利子803,956円であります。

寄付収入といたしまして、市から観光事業補助金100万円、産業構造改善基本調査委託料200万円、情報提供事業として商工ニュース編集委託料64万円であります。

事業収入といたしましては、観光絵はがき売り払いで23,300円、特産品売り払い24,850円。

50年度の繰越金3,812,500円。

収入合計7,660,427円と相なっております。

次に、支出の部でございますが、事務費といたしまして445,486円。

事業費関係では、桜まつりで294,004円。もみじまつりで129,040円。その他観光費として、観光パンフ作成経費として30万円、特産品宣伝事業費で商品買上費8,500円。受託事業費で商工ニュース編集委託64万円、小規模企業共同利用工場建設譲渡に関する調査委託料1,60万円、地域商業施設調査委託料として30万円。

支出合計3,708,930円となっております。収入支出差し引き3,951,497円を昭和52事業年度に繰り越しするものでございます。

なお、年度末の当振興会の財産目録は、設立したときに和泉市より出資いたしました基本財産100万円と、観光行事用放送設備一式128,790円となっております。

以上で報告第5号「財団法人和泉市商工業振興会昭和51事業年度決算書類の提出について」の報告の内容説明を終わります。

続きまして、報告第6号「財団法人和泉市商工業振興会昭和52事業年度事業計画書類の提出について」の内容の御説明を申し上げます。

まず、事業計画につきましては、地場産業の振興を図るため繊維関連業界については、国の繊維工業審議会の提言に基づく施策の対応、また、人造真珠関連業界につきましては、昨年引き続き小規模企業共同利用工場建設計画の事業化に係る協議検討、商業関係につきましては、泉北ニュータウンを初めとして、光明台団地、泉北高速鉄道光明池駅開設等に係る商業施設の適正配置等の検討を主要な柱として、地場産業振興に関する事業、特産品振興に関する事業、観光に関する事業、小規模企業共同利用工場の建設譲渡に関する事業を策定したものでございます。

次に、この事業計画を進めるための予算関係につきましては、収入の部では、財産収入8万7千円。これは市から出資していただいております100万円の定期預金利子と運用資金の普通預金利子でございます。

寄付収入につきましては82万円。観光事業補助金として50万円、情報提供事業として商工ニュース作成受託金32万円をそれぞれ市から受けるものでございます。

次に、事業収入といたしまして、観光パンフ、観光絵はがきの売り払い収入85万円、観光事業参加者負担金15万円、特産品売り払い収入81万円でございます。

続きまして、支出の部では、当振興会の事務費 20 万円。

事業費の観光事業として、榎尾山桜まつりの経費及び市内観光めぐり実施に係る経費として 53 万円、特産品宣伝事業費 20 万円、受託事業では、情報提供事業費 32 万円、事業費合計 105 万円。

予備費 6 万 7 千円。

支出予算総額は 131 万 7 千円となっております。

なお、予算流用の範囲といたしましては、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用ができることとしている次第であります。

以上、簡単でございますが、報告第 6 号「財団法人和泉市商工業振興会昭和 52 事業年度事業計画書類の提出について」の報告の内容説明を終わります。何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第 5 号、第 6 号を終わります。

○

○ 議長（坂上国治君） 次に、日程第 20 及び第 21 は「昭和 51 年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について」と「昭和 51 年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について」は関連いたしますので、一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第 7 号

昭和51年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定による昭和51年度和泉市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、同条第8項の規定により次のとおり報告する。

昭和52年6月23日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和51年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						企業債	工事負担金	借入金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	配水管整備事業	円 3,800,000	円 565,000	円 3,235,000	円 3,000,000	円 0	円 235,000	円 0	円 0	関連工事の遅延による
		光明台水道施設建設費	430,483,000	417,949,469	12,533,531	0	12,533,531	0	0	0	

報告第 8 号

昭和 51 年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 1 項前段の規定による和泉市水道事業会計継続費昭和 51 年度割額の繰越の使用に関する計画について、同項後段の規定により、次のとおり報告する。

昭和 52 年 6 月 23 日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和51年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	51年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要する、たな卸資産の購入限度額
				予算額	前年度繰越額	計				企業債	借入金	
1.	資本的支出	和泉市水道第8回拡張事業	3,187,000,000	842,000,000	18,882,186	860,882,186	793,917,804	66,914,382	66,914,382	29,000,000	37,914,382	0
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

○ 議長（坂上國治君） 報告の説明を願います。

○ 水道部長（田中稔君） ただいま上程されました報告第7号の予算繰越計算書、報告第8号継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

まず、報告第7号は、配水管整備事業並びに光明台水道施設建設事業のうち、関連工事遅延により、それぞれ繰り越すものでありまして、配水管整備事業により内容を申し上げますと、昭和51年度予算現額880万円に対し支払義務発生額56万5千円、残額323万5千円を52年度へ繰り越すものでございます。

この財源といたしましては企業債300万円、借入金23万5千円であります。

なお現時点におきましては、当該繰り越しにかかる事業はすべて完成しております。

次に、光明台水道施設建設費の内容といたしましては、51年度予算現額4億3千48万3千円に対しまして支払義務発生額4億1千794万9千469円、残額1,253万3千531円をすべて52年度へ繰り越すものでございます。

この財源といたしましては、全額住宅公団からの工事負担金であります。

なお、この工事の完成は7月末日の予定でございます。

次に報告第8号は、継続事業として施行いたしております第3回拡張事業費の51年度支出予定額のうち、工事工程のおくれにより年度内に完成しなかつた善正加圧ポンプ場築造工事並びに送配水管配布設工事と、その堀削跡復旧工事費を翌年度へ繰り越し支出するもので、内容といたしましては、継続費の総額3億8千700万円、51年度予算現額8億6千83万2千186円に対し支払義務発生額7億9千891万7千804円、残額6千691万4千382円のすべてを52年度へ繰り越すものでございます。

これらの財源としましては、企業債2千900万円、借入金3千791万4千382円です。

なお、現時点では、当該繰越にかかるすべての事業は完成しております。

以上が簡単ですが、報告第7号及び8号についての御説明を終わらせていただきます。何とぞ御承認下さいますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 説明終わりました。

本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見がないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第7号、第8号を承認することに決めます。

○

○ 議長（坂上国治君） 次に、日程第22「昭和52年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第9号

昭和51年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項前段の規定による和泉市病院事業会計継続費昭和51年度割額の繰越の使用に関する計画について、同項後段の規定により、次のとおり報告する。

昭和52年6月23日提出

和泉市長 池田 忠雄

昭和51年度和泉市病院事業会計継続経費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額			51年度継続費予算現額	支払義務発生(見込)額	残	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源予定額		の購入限度額 繰越を要するたな卸資産 翌年度繰越額に係る	
			予算計上費	前年度繰越額	計					企業債	千円		
1	1	資本的支出	千円	2,227,000	千円	1,200,000	千円	101,000	千円	千円	902,100	千円	0
		1		建設改良費									
				病院増改築事業									

- 議長（坂上國治君） 報告の説明を願います。
- 病院事務局長（平野誠威君） 報告第9号「昭和51年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書について」御説明申し上げます。

継続費で御議決いただいております病院の増改築事業の昭和51年度支出予定額は、1部年度内に支払義務が発生に至らず、残額を昭和52年度へ繰り越し使用させていただくことになりましたので、地方公営企業法第18条の2の規定により御報告申し上げます。

議案書18ページの継続費繰越計算書に記載いたしておりますごとく、継続費の総額は22億2千700万円、うち昭和51年度継続費の予算現額は当年度予算計上額12億円、前年度よりの通次繰越額1億100万円、合計13億100万円でございます。うち51年度に支払義務が発生いたしましたのは、8億9千890万円でございます。残額9億210万円につきましては、昭和52年度に繰り越し使用させていただくことにいたしました。

繰り越しの額は、全額起債決定済みの政府債でございます。融資先の近畿財務局の了解を得まして繰り越し承認済みでございます。

予算額に対しまして多額の残額繰り越しを生じたのは、当初の起債計画に対しまして、諸般の事情から事業進行が順延いたしましたためでございますが、以後、事業は順調に進んでおりまして、新館増築につきましては、計画工期内に完了の見通しでございます。

以上、大変簡単ですが、説明を終わります。何とぞよろしく本報告を御承認くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 説明が終わりました。

本件について、質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第9号を承認することに決めます。

-
- 議長（坂上國治君） 次に日程第23及び第24「昭和51年度和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について」と「昭和51年度和泉市一般会計事故繰越し繰越計算書について」は関連いたしますので、一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第10号

昭和51年度和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について

昭和51年度和泉市一般会計の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条の規定により報告する。

昭和52年6月28日

和泉市長 池田忠雄

昭和51年度和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源				
						国庫支出金	府支出金	市債	その他	
8.	土木費	2. 道路橋梁費	千円 335,84	千円 335,84	千円 16,000	千円 167,92	千円	千円	千円 792	
		5. 住宅費	157,9908	157,9908	7,400	169,467	889,440		49,887	
10.	教育費	3. 中学校費	189,488	189,488	62,455		121,400		5,688	
		5. 社会教育費	408,500	408,500			408,500			
		図書バス購入事業	5,000	5,000		25,000	18,000		700	
		計	221,1480	221,1480		188,749	916,140		5,7012	

報告第11号

昭和51年度和泉市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により、昭和51年度和泉市一般会計予算において、次のとおり事故繰越しをしたので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

昭和52年6月23日提出

和泉市長 池田 忠 雄

昭和51年度和泉市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		翌年度 繰越額	左の財源内訳				明 説	
				支出済額	支出未済額		既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
								国庫支出金	府支出金	その他		
2. 総務費	7. 同対策費	解放総合センター建設事業	74,933,000	56,898,000	18,035,000	18,035,000	円	円	円	円	館内の整備が年度内に執行できなかつた。	
3. 民生費	2. 福祉会費	身体障害者解放会館建設事業	175,872,000	175,872,000	175,872,000	175,872,000		175,800,000	72,000		用地買収の交渉が難航し、年度内に支出できなかつた。	
4. 衛生費	2. 清掃費	不燃性塵芥処理用地買収事業	77,284,000	77,284,000	77,284,000	65,084,000		122,000			用地買収の交渉が難航し、年度内に支出できなかつた。	
8. 土木費	2. 道橋梁路費	市道整備事業	118,800,000	118,800,000	118,800,000	98,810,000		20,000,000			信太2号線他、用地買収の交渉が難航し、年度内に支出できなかつた。	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		翌年度 繰越額	左の財源内訳				明 説	
				支出			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
				支出済額	未済額			国庫支出金	府支出金	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		北信太駅 前線整備 事業	64,090 000	31,372 043	32,717 957	32,000 000				717 957	道跡発掘調査等に より用地買収が難 航し、年度内に支 出できなかつた。	
		市道光明 池和田線 整備事業	69,846 000	26 000	69,820 000	68,820 000			1,000 000		地元と交渉を進め たが、代替地等 ついての交渉が難 航し、年度内に支 出できなかつた。	
	5.	(仮称) 第3団地 建設事業	64,232 000	50,405 000	13,827 000					748,366 000	594,419 000	建設用地の買収交 渉が、難航し、そ れに伴い建設着工 が、遅延して年度 内に支出できな かつた。
合		計	1,223,149 000	592,347 043	630,801 957	182,739 000	748,366 000	594,419 000	212,900 000		907 957	

- 議長（坂上國治君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（吉岡昭男君） それでは、ただいま御上程いただきました報告第10号並びに報告第11号について、この内容を御説明申し上げます。

まず、報告第10号「昭和51年度和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について」地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、去る3月の定例市議会において御議決を賜りました昭和51年度一般会計補正予算（第4号）のうち、第2条で図書バス購入事業費500万円を翌年度で執行できるように定めさせていただきましたのと、今回報告第12号で提出いたしております昭和51年度一般会計補正予算（第5号）のうち、第2条で定めさせていただきました（仮称）府立高等学校前線整備事業費3358万4千円、（仮称）和泉第4団地建設事業費15億7千990万8千円、富秋中学校講堂新築事業費1億8千948万8千円、池上遺跡用地買収事業費4億350万円、以上5件の繰越明許費の繰越計算書でございます。各事業の繰越額は限度額と同額でございます、総額22億1千148万円となっております。

財源といたしましては、既収入特定財源と未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。また、一般財源の5千701万2千円につきましては、51年度より繰り越すことといたしてございます。

以上が報告第10号の内容でございます。

続きまして、報告第11号「昭和51年度和泉市一般会計事故繰越し繰越計算書について」地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告申し上げるものでございます。

解放総合センター建設事業費につきましては、館内の整備事業が一部年度内に執行できなかったもので1千308万5千円、また、身体障害者解放会館建設事業1億7千587万2千円、不燃性塵芥処理地用注買収事業7千728万4千円、市道整備事業1億1千880万円、北信太駅前線整備事業3千271万7千957円、市道光明池和田線整備事業6千982万円、（仮称）第3団地建設事業費1億3千827万3千円。

これらにつきましては用地買収の交渉が難航し、年度内に支出できなかったため、地方自治法第220条第3項のただし書の規定により、事故繰越の措置をとらせていただいた次第でございます。

以上、7件の事故繰越の繰越計算書でございます。事故繰越額の総額は、6億3千80万1千957円となっております。

財源といたしましては、既収入特定財源と未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。また、一般財源の90万7千957円につきましては、51年

度より繰り越すことといたしてございます。

以上、報告第10号、第11号の内容でございます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂上國治君） 説明が終わりました。

本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見がないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第10号、第11号を承認することに決めます。

○議長（坂上國治君） 次に、日程第25「専決処分の承認を求めることについて」〔昭和51年度和泉市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

（市会事務局長朗読）

報告第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和52年6月23日提出

和泉市長 池田 忠 雄

専決第3号

昭和51年度和泉市一般会計補正予算

(第5号)

昭和51年度和泉市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ204,838千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,117,428千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和52年度3月31日専決

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正の額	計
2. 地方譲与税		58,800	22,825	81,625
	1. 自動車重量譲与税	39,200	20,027	59,227
5. 地方交付金	2. 地方道路譲与税	19,600	2,798	22,398
		2,755,586	83,552	2,839,138
7. 分担金及負担金	1. 地方交付税	2,755,586	83,552	2,839,138
		204,688	36,247	168,441
8. 使用料及手数料	1. 分担金	18,558	8,992	9,966
	2. 負担金	186,180	27,655	158,475
9. 国庫支出金		133,653	668	132,990
	1. 使用料	116,235	668	115,572
		371,175	56,712	365,504
	1. 国庫負担金	1,341,476	38,184	1,303,292
	2. 国庫補助金	234,300	18,528	232,447

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 府支出金		1,488,802	△ 149,447	1,339,355
	1. 府負担金	1,032,664	△ 5,240	980,244
	2. 府補助金	1,815,891	△ 143,788	1,171,608
14. 諸収入	3. 府委託金	69,727	△ 419	69,308
		2,102,201	△ 81,677	2,020,524
	4. 受託事業収入	91,250	1,724	92,974
15. 市債	5. 雑入	1,831,296	△ 83,401	1,747,895
		2,858,464	13,531	2,871,995
	1. 市債	2,858,464	13,531	2,871,995
歳入	合計	17,322,266	△ 204,838	17,117,428

(単位 千円)

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,370,830	△ 14,290	1,356,540
	1. 総務管理費	800,168	△ 4,453	795,715
	2. 徴税費	260,969	△ 9,540	251,429
3. 民生費	5. 統計調査費	10,730	△ 297	10,433
		3,730,621	△ 11,997	3,718,624
	1. 社会福祉費	1,113,513	△ 4,867	1,108,646
4. 衛生費	2. 児童福祉費	1,622,773	△ 7,130	1,615,643
		1,309,894	△ 7,297	1,302,597
	1. 予防衛生費	415,052	△ 10,185	404,867
6. 農林水産業費	2. 環境衛生費	811,959	2,888	814,847
		160,681	△ 15,647	145,034
	1. 農業費	159,584	△ 15,647	143,937
7. 商工費		141,094	△ 1,898	139,196
	1. 商工総務費	141,094	△ 1,898	139,196

8. 土木費		4,765,841	△	130,114	4,635,227
2. 道路橋梁費		643,117	△	86,319	556,798
3. 河川水路費		407,47	△	3,181	375,66
4. 都市計画費		859,125	△	40,614	818,511
10. 教育費		3,100,772	△	77,769	3,023,003
1. 教育総務費		332,440	△	21,160	311,280
2. 小学校費		1,035,811	△	19,704	1,016,107
3. 中学校費		761,360	△	35,248	726,112
4. 幼稚園費		247,754	△	937	246,817
5. 社会教育費		706,557	△	110	706,447
6. 保健体育費		16,850	△	610	16,240
12. 公債費		1,613,378		54,174	1,667,552
1. 公債費		1,613,378		54,174	1,667,552
歳出	合計	17,322,266	△	204,838	17,117,428

第 2 表 繰越明許費 補正

款	項	補 正		前		後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額		
上 木 費	道路橋梁費		千円	(仮称) 府立第119高等 学校前線整備事業	千円 88,584		
	住 宅 費	(仮称) 和泉第4団地建設事業	1,548,048	(仮称) 和泉第4団地建設事業	1,579,908		
教 育 費	中 学 校 費	富秋中学校講堂新設事業	228,760	富秋中学校講堂新設事業	189,488		
	社 会 教 育 費			池上遺跡用地買収事業	408,500		
合	計		1,771,808		2,221,480		

第 8 表 地方債 補正

起債の 目的	補正					後									
	補		正			補		正							
	限度額	起債の 方法	利率	資金 区分	償還 期限	償還 期間	償還 の方法	その他	限度額	起債の 方法	利率	資金 区分	償還 期限	償還 の方法	その他
老人憩の 家建設事 業	千円 21,300	年 以内 普通 貸借 又は 証券 発行	10.0	政 府 其 他	年 以内 25	年 以内 3	年賦又は半 年賦元利均 等又は当初 発行額の8 %年賦 償還	左記の条件 の範囲内に おいて借入 先が融通条 件がある場 合、に從う ること。政 府及び財政 都合により 償還期間を 短縮し若し は繰上償還 に借ること ができる。	千円 22,000	年 以内 普通 貸借 又は 証券 発行	年 以内 8.8	政 府 其 他	年 以内 3	年賦又は半 年賦元利均 等又は当初 発行額の8 %年賦 償還	左記の条件 の範囲内に おいて借入 先が融通条 件がある場 合、に從う ること。政 府及び財政 都合により 償還期間を 短縮し若し は繰上償還 に借ること ができる。
保育園 建設事業	千円 64,100	年 以内 同上	10.0	同上	年 以内 25	年 以内 3	同上	同上	千円 69,800	年 以内 同上	年 以内 8.8	同上	年 以内 3	同上	同上
共同浴場 整備事業	千円 1,200	年 以内 同上	10.0	同上	年 以内 25	年 以内 3	同上	同上	千円 2,201	年 以内 同上	年 以内 8.8	同上	年 以内 3	同上	同上
国民年金 保険事業	千円 1,386	年 以内 同上	無利子	大阪府	無		各年度の償 還額について は借入先 (大阪府)協 議の決定	同上	千円 0	年 以内 同上					

塵芥処理 運搬施設 整備事業	3000	同上	10.0	同上	7	2	同上	8.3	同上	5000	同上	同上	7	2	同上	同上
農道整 備事業	15200	同上	10.0	同上	25	3	同上	8.3	同上	17000	同上	同上	25	3	同上	同上
道路橋梁 整備事業	306900	同上	10.0	同上	25	3	同上	8.3	同上	285300	同上	同上	25	3	同上	同上
水路 整備事業	17200	同上	10.0	同上	25	3	同上	8.3	同上	61500	同上	同上	25	3	同上	同上
河川 整備事業	3700	同上	10.0	同上	25	3	同上			0	同上	同上				
環境改善 道路 整備事業	44800	同上	10.0	同上	25	3	同上	8.3	政府 その他	31266	同上	同上	25	3	同上	同上
都市計画 事業	142888	同上	10.0	同上	30	5	同上	8.3	同上	195674	同上	同上	30	5	同上	同上

左記の条件
の範囲内に
おいて借入
先が、その
条件に定ま
るものとし
、かつ、財
政上の都合
により、償
還期限が
長期にわた
り、償還の
負担が過重
となること
を避けるこ
ととする。

年賦又は半
年賦元利均
等、又は当
初発行額の
3%以上半年
賦償還

普通付
貸又は、
証券発行

起債の 目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額 千円	起債 の方法	利率 年%	債券 区分	償還 期間 年以内	償還の方法	償還 期間 年以内	債券 区分	償還の方法	そ の 他
消防施設 整備事業	千円 10800	普通 貸付又は 証券 発行	1.00	政府 その他	20 3	年賦又は半 年賦元利均 等、又はは 元金当初の 発行額の8 %以上半年 賦償還	年賦又は半 年賦元利均 等、又はは 元金当初の 発行額の8 %以上半年 賦償還	政府 その他	年賦又は半 年賦元利均 等、又はは 元金当初の 発行額の8 %以上半年 賦償還	左記の条件 の範囲内に おいて借入 先には融通 条件がある 場合、その とに併せて 、財政によ り、財政に の都合によ り償還期 及び償還 間を短縮し 若しくは繰 上償還又は 低利に借り 換えてくる 。
幼稚園 整備事業	千円 1500	同上	8.3	同上	20 3	同上	同上	同上	同上	同上

義務教育 施設 整備事業	円 529700	普通 貸又は証券 発行	年 以内 10.0	政 府 その他	年 以内 25	年 以内 8	年 賦又は半 年賦元均 等元均等 又は当 行額の上 半償還	左記の条件 の範囲内に おいて借入 先に融通条 件がある場 合、その条 件に従うこ とができる。 但し、財政 の都合によ り償還期限 及び据置期 間を短くは せず又は繰 上償還又は 低利に借り 換えること ができる。	同上	同上	同上	
災害復旧 事業	円 7200	同上	年 以内 10.0	同上	年 以内 25	年 以内 8	同上	同上	同上	円 6800	同上	同上
交通安全 整備事業	円 8000	同上	年 以内 10.0	同上	年 以内 25	年 以内 8	同上	同上	同上	円 0	同上	同上

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明 示
				区 分	金 額	
② 地方譲与税	千円 5,880	千円 2,825	千円 8,105		千円	
(1) 自動車重量 譲与税	39,200	20,027	59,227			
1 自動車重量 譲与税	39,200	20,027	59,227	1. 自動車重量 譲与税	20,027	自動車重量譲与税追加
(2) 地方道路譲 与税	19,600	2,798	22,398			
1 地方道路譲 与税	19,600	2,798	22,398	1. 地方道路譲 与税	2,798	地方道路譲与税追加
⑤ 地方交付税	2,755,586	88,552	2,889,188			
(1) 地方交付税	2,755,586	88,552	2,889,188			
1. 地方交付税	2,755,586	88,552	2,889,188	1. 地方交付税		特別地方交付税追加

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
⑦ 分担金及負 担金	204,688	△ 36,247	168,441			千円
(1) 分 担 金	185,58	△ 8,592	9,961			
1. 農林水産業 費負担	17,289	△ 8,592	8,697	1. 農業費分担金	△ 8,592	農道整備事業分担金更正減 △3 丸め池整備事業分担金更正減 △8,589
(2) 負 担 金	186,130	△ 27,655	158,475			
1. 民 生 費 負 担 金	120,362	△ 20,600	99,762	3. 児童福祉費負 担金	△ 20,600	保育所措置費負担金更正減
3. 土 木 費 負 担 金	68,823	△ 7,055	56,768	1. 都市計画費負 担金	△ 7,055	光明池公園団負担金更正減 △10,000 光明池地区公共下水道事業公団負担金 2,945 追加
⑧ 使用料及手 数料	133,653	△ 663	132,990			

①) 使用料	116,285 △	668	115,572					
2. 民生使用料	9,147	5,700	15,447	1. 児童福祉使用料	5,700	保育所私的契約児童保育料追加		
3. 衛生使用料	85,520 △	5,681	29,889	1. 環境衛生使用料	△ 5,681	葬儀使用料及び葬儀進行料更正減		
6. 教育使用料	44,545 △	732	43,813	2. 社会教育施設使用料	△ 732	市民会館使用料更正減 市民体育館使用料更正減	△617 △115	
⑨) 国庫支出金	371,1758	56,712 △	365,5041					
①) 国庫負担金	1,841,476	88,184 △	1,803,292					
1. 民生費国庫負担金	1,829,190	88,184 △	1,291,006	1. 社会福祉費負担金	△ 1,984	身体障害者措置費負担金更正減 老人福祉施設収容措置費負担金更正減 老人健康診査費負担金更正減	△1,022 △489 △478	

科 目	補正前の額	補 正 後	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				3. 児童福祉費負担金	△ 36,200	保育所措置費負担金更正減
(2) 国庫補助金	2,348,006	△ 18,528	2,324,478			
1. 総務費国庫補助金	31,948	△ 12,000	19,948	2. 交通安全施設整備費補助金	△ 12,000	府中駅前北通線整備事業補助金更正減
3. 衛生費国庫補助金	4,220	754	4,974	1. 休日診療所建設費補助金	754	休日急病診療所建設事業補助金追加
5. 土木費国庫補助金	1,963,545	△ 20,228	1,943,317	1. 都市計画費補助金	△ 14,000	肥子池公園整備事業補助金更正減 △1,000 光明池公園整備事業補助金更正減 △1,000 旭公園整備事業補助金更正減 △3,000
				2. 防衛施設整備費補助金	△ 8,228	上代伏屋線整備事業補助金更正減
				4. 河川整備費補助金	2,000	東松尾川河川改修事業補助金

6. 消防費国庫補助金	3948	1439	5387	1. 消防費補助金	1489	消防ポンプ自動車購入補助金等追加
7. 教育費国庫補助金	280,145	11,507	291,652	1. 小学校費補助金	10,091	要保護、準要保護児童援助費補助金更正 減 △1,062 幸小学校プール建設事業補助金追加 1,000 緑ヶ丘小学校屋内運動場新築事業補助金 追加 4,247 緑ヶ丘小学校々舎新増築事業補助金追加 5,906
				2. 中学校費補助金	1416	要保護、準要保護生徒援助費補助金更正 減 △612 南松尾中学校プール新設事業補助金追加 813 富秋中学校プール新設事業補助金追加 813 遠距離通学生徒費補助金 402
(0) 府支出金	1,488,802	△149,447	1,339,355			
(1) 府負担金	103,264	△ 5,240	98,024			

科 目	補正前の額	補 正 後	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費府負担金	10,251,400	△ 5,240	9,727,400	1. 社会福祉費負担金	△ 713	老人健康診査費負担金更正減 △473 老人日常生活用具給付費負担金更正減 △240
				3. 児童福祉費負担金	△ 4,527	保育所措置費負担金更正減
(2) 府補助金	1,315,391	△143,788	1,171,603			
1. 総務費府補助金	2,7568	13,527	41,095	4. 交通安全施設整備費補助金	13,422	府中、阪本線歩道設置事業補助金 6,340 焼津、池田下線歩道設置事業補助金 2,080 府中、阪本線踏切道改良事業補助金 5,022
				5. 統計調査費補助金	105	府統計調査員確保対策補助金
2. 民生費府補助金	256,840	△ 24,555	232,285	1. 社会福祉費補助金	△ 895	向老期健康診査補助金更正減 △667

						老人健康診査補助金更正減 △180 福祉手当診療費補助金更正減 △48
						保育所運営費補助金更正減 △1,2270 向和保育所運営費補助金更正減 △1,0711 簡易保育所対策費補助金更正減 △679
						休日急病診療所建設事業補助金追加 4,986
						農道整備事業補助金更正減 △10 丸め池整備事業補助金更正減 △6,670
						技能取得事業補助金更正減 1,124
						唐国、池田綱整備事業補助金更正減 △5,022
2. 児童福祉費補助金						
2. 休日急病診療所建設費補助金						
2. 農業費補助金						
1. 商工費補助金						
1. 道路橋梁費補助金						
3. 衛生費府補助金	34,650	4,986	3,9636	4,986	3,9636	
4. 農林水産業費府補助金	38,817	△6,680	32,137	△6,680	32,137	
5. 商工費府補助金	5,047	△1,224	3,823	△1,224	3,823	
6. 土木費府補助金	777,223	△8,5862	691,361	△8,5862	691,361	

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	金 額 千円		説 明
				区 分	金 額	
						千円 (仮称) 府立第119高等学校前緑整 備事業補助金 16792
				2. 河川費補助金	△ 3,000	東松尾川整備事業補助金更正減
				3. 環境改善整備 事業費補助金	92,882	地区内道路整備事業補助金更正減
				4. 都市計画費補 助金	△ 1,800	旭公園整備事業補助金更正減
7. 消防費府補 助金	2,015	△ 925	1,090	1. 消防費補助金	△ 925	防火水槽新設事業等補助金更正減
8. 教育費府補 助金	93,676	△ 9,078	84,603	1. 就学援助費補 助金	△ 5,696	高校、大学友の会等補助金更正減
				2. 小学校費補助 金	△ 1,000	幸小学校プール新設事業補助金更正減
				3. 中学校費補助 金	△ 813	富秋中学校プール新設事業補助金更正 減

						△	1,564	社会教育指導員設置費等補助金更正減
5. 社会教育費補助金								
9. 公害対策費府補助金	766	207	973	1,600	△	207	207	公害防止事務費補助金追加
10. 市町村振興府補助金	70,000	△ 54,000	16,000	16,000	△	54,000	54,000	市町村振興補助金更正減
11. 公債費府補助金	4,665	1,981	2,476	2,476	1,981	1,981	1,981	一般単独事業債利子補給金追加 2,366 改良住宅建設事業債利子補給金追加 1,744
(3) 府委託金	68,727	△ 419	69,308	69,308				
1. 総務費府委託金	68,777	△ 419	68,558	68,558	△	419	419	果樹基本統計等委託料更正減
(4) 諸収入	2,102,201	△ 81,677	2,020,524	2,020,524				
(4) 受託事業収入	91,250	1,724	92,974	92,974				
2. 教育費受託収入		1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	小中学校児童生徒受託収入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
(5) 雑 入	1,831,296	△ 83,401	1,747,895			20,000 光明池地区公共下水道事業収入更正減 △20,584 (仮称)光明台小・中学校建設事業収 入更正減 △13,998 そ 他雑入等更正減 △68,819
1. 雑 入	1,831,296	△ 83,401	1,747,895	4. 雑 入	△ 83,401	
(15) 市 債	2,858,464	135,311	2,871,995			
(1) 市 債	2,858,464	135,311	2,871,995			
1. 民 生 債	88,986	5,015	94,001	1. 老人福祉施設 整備事業債	700	老人憩の家建設事業債追加
				2. 国民年金債	△ 1,386	国民年金保険料納付資金債更正減
				3. 児童福祉施設 整備事業債	5,700	芦部保育園建設事業債追加 47,000 国府第1保育園整備事業債 1,000

					共同浴場整備事業債追加	1,001			
					災害援護資金貸付資金債更正減	△ 1,000			
2. 衛生債	57,900	△ 16,400	41,500		1. 休日診療所建設事業債	△ 18,400			休日診療所建設事業債更正減
					2. 塵芥処理運搬施設整備事業債	2,000			塵芥処理運搬施設整備事業債追加
3. 農業債	15,200	1,800	17,000		1. 農業道路整備事業債	1,800			農道整備事業債追加
4. 土木債	1,377,078	383,02	1,415,380		1. 道路橋梁債	△ 41,600			(仮称)府立第119高等学校前級整備事業債 16,000 市道整備事業債更正減 △57,600
					2. 河川整備事業債	△ 3,700			東松尾川河川整備事業債更正減
					3. 水路整備事業債	44,300			水路整備事業債追加

						幸下水道整備事業債更正減 △1,010 水路整備事業債 17,000
5. 消 防 債	1,0300	90	1,0390	1. 消防施設整備事 業債	90	消防施設整備事業債追加
6. 教 育 債	1,119,700	△1,1396	1,108,304	1. 小 学 校 債	△ 1,287	幸小学校プール新設事業債更正減 △987 鶴山台北小学校屋内運動場新増築事業 債追加 100 緑ヶ丘小学校屋内運動場新増築事業債 追加 1,200 緑ヶ丘小学校々々新増築事業債更正減 △5,100 横山小学校通学路新設事業債 2,500 南松尾小学校整備事業債 1,000
				2. 中 学 校 債	△ 13,409	南松尾中学校プール新設事業債追加 100 富秋中学校プール新設事業債追加 5,595 富秋中学校整備事業債更正減 △2,0104 石尾中学校整備事業債 1,000

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
				3. 社会教育債	1,800	図書バス購入事業債 千円
				4. 幼稚園債	1,500	南池田幼稚園整備事業債
7. 災害復旧事業債	7,200	△ 400	6,800	1. 災害復旧事業債	△ 400	東横尾川左岸災害復旧旧事業債更正減 △300 東松尾川右岸災害復旧旧事業債追加 700 松尾寺塔原瀬災害復旧旧事業債更正減 △100 国分倉ノ上線災害復旧旧事業債更正減 △100 福瀬警正線災害復旧旧事業債更正減△200 農業施設災害復旧旧事業債更正減 △300 東松尾川左右岸災害復旧旧事業債更正減 △100
8. 総務債	8,900	△ 348	5,420	1. 交通安全施設整備事業債	△ 800	繁和橋側道橋整備事業債更正減
				2. 隣保館整備事業債	20	王子会館令暖房施設整備事業債追加

歳入合計	17,322,266	△204,888	17,117,428	3. 庁舎整備事業債	4,500	庁舎整備事業債
------	------------	----------	------------	------------	-------	---------

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分	節 金額	明 説
				特定財源			一般財源			
				国府出金	地方債	その他				
② 総務費	千円 1370830	千円 △ 14290	千円 1355540	千円 1315	千円 △ 3480	千円 △ 12125	千円			
(1) 総務管理費	800168	△ 4453	795715	1629	△ 3500	△ 2582				
1. 一般管理費	610836	△ 289	610547		4500	△ 4789				
(2) 秘書費	7469	△ 289	7380			△ 289	9.旅 費	△ 289	更正 減	
2. 文書費	4248	△ 1250	2998			△ 1250				
(1) 法令等管理費	4092	△ 1250	2842			△ 1250	11.需用 費	△ 1250	印刷製本費更正減	
3. 広報公聴費	16712	△ 2330	14382			△ 2330				
(1) 広報公聴費	15794	△ 1770	14024			△ 1770	11.需用 費	△ 450	印刷製本費更正減	
							12.役務 費	△ 850	更正 減	
							13.委託 料	△ 470	更正 減	
(2) 市民相談費	918	△ 560	358			△ 560	11.需用 費	△ 560	印刷製本費更正減	
4. 財務会計管理費	6862	△ 584	6278			△ 584				

(1) 財務管理費	3104	△ 414	2090				△ 414	11.需用費 △ 414	印刷製本費更正減
(8) 行政健全 化委員會運 營費	1935	△ 170	1765				△ 170	11.需用費 △ 170	印刷製本費更正減
(2) 徵稅費	260969	△ 9540	251429				△ 9540		
1. 稅務總務費	175432	△ 97	175335				△ 97		
(8) 農地課稅審 議會費	588	△ 97	491				△ 97	12.役務費 △ 97	更正減
2. 賦課費	34465	△ 7843	26622				△ 7843		
(1) 市民稅賦課 費	21852	△ 7443	14409				△ 7443	11.需用費 △ 3129	消耗品費更正減 △582 食糧費更正減 △87 印刷製本費更正減 △2510
								12.役務費 △ 1600	更正減
								13.委託料 △ 2248	更正減
								18.備品購入費 △ 183	更正減
								19.負擔金補助 及交付金 △ 283	更正減
(2) 固定資產稅 賦課費	12613	△ 400	12213				△ 400	12.役務費 △ 400	更正減

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分	節 金額	明 説
				特 定 財 源			一般財源			
				国府支出金	地方債	その他				
3. 徴 収 費	千円 51,072	千円 △ 1,600	千円 49,472	千円	千円	千円 △ 1,600	千円			
(1) 徴 収 費	51,072	△ 1,600	49,472			△ 1,600	12. 役 務 費	△ 1,600	更 正 減	
(5) 統計調査代	10,730	△ 297	10,433	△ 314		17				
1. 統計総務費	10,730	△ 297	10,433	△ 314		17				
(2) 統計総務費	448	△ 120	328	105		△ 225	13. 委 託 料	△ 120	更 正 減	
(4) 大阪府農林業統計調査費	1,721	△ 177	1,544	△ 192		15	8. 報 償 費	△ 177	更 正 減	
③ 民 生 費	373,062.1	△ 11,997	371,862.4	△ 7,797.9	5,015	△ 14,900		75,867		
(1) 社会福祉費	111,351.3	△ 4,867	110,864.6	△ 3,592	△ 685	△ 590				
3. 身体障害者福祉費	35,507	△ 1,895	33,612			△ 1,895				
(1) 身体障害者福祉費	28,020	△ 1,895	26,125			△ 1,895	8. 報 償 費	△ 96	更 正 減	
							19. 負 担 金 補 助 及 交 付 金	△ 300	更 正 減	
							20. 扶 助 費	△ 1,499	更 正 減	

5. 老人福祉費	122910	△ 2972	119988	△ 2522	700	△ 1150						
(1) 老人福祉費	92472	△ 2972	89500	△ 2522		△ 450	13.委託料	△ 2000			更正減	
							20.扶助費	△ 972			更正減	
(2) 児童福祉費	1622778	△ 7180	1615643	△ 74387	5700	△ 14900						
3. 保育所費	1421365	△ 7180	1314235	△ 74387	5700	△ 14900						
(2) 保育所管理費	211013	△ 7130	203883	△ 64387		△ 14900	11.需用費	△ 3000			食糧費更正減	
							19.負担金補助 及交付金	△ 4130			更正減	
④ 衛生費	1309894	△ 7297	1302597	8040	△ 16400	△ 7231						
(1) 予防衛生費	415052	△ 10185	404867	5740	△ 18400	△ 1600						
1. 予防衛生総務費	237091	△ 614	236477			614						
(8) 母子衛生費	5964	△ 614	5350			△ 614	11.需用費	△ 192			食糧費更正減	
							20.扶助費	△ 422			更正減	
2. 予防費	177961	△ 9571	168390	5740	△ 18400	△ 1600						
(1) 結核予防費	3240	△ 559	2681			△ 559	8.報償費	△ 144			更正減	
							13.委託料	△ 415			更正減	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特定財源			一般財源			
				国府支出金	地方債	その他				
(2) 成人病予防費	千円 1535	千円 △ 200	千円 1335	千円	千円	千円 △ 200	千円 13.委託料 △ 200	更正減		
(3) 各種予防接種費	13142	△ 1286	11856			△ 1286	11.需用費 △ 1286	医薬材料費更正減		
(5) 休日急病診療所建設事業費	70510	△ 4172	66338	5740	△ 18400	8488	13.委託料 △ 813 15.工事請負費 △ 924 17.公有財産購入費 △ 2050	更正減 更正減 更正減		
(6) 休日急病診療所運営費	11929	△ 3354	8575			△ 1754	18.備品購入費 △ 265 24.投資及出資金 △ 120 1.報酬 △ 250 8.報償費 △ 490 11.需用費 △ 2514	更正減 更正減 印刷製本費更正減 △175 光熱水費更正減 △127 医薬材料費更正減 △2,212		

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特定財源		一般財源				
				国庫支出金	地方債	その他				
(2) 溜池事業費	千円 32383	千円 △ 7911	千円 24472	千円 △ 6670	千円 △ 1418	千円 172	15.工事請負費	千円 △ 7911	更正 減	
(4) 農免道路事業費	20836	△ 335	20302		1800	△ 2135	19.負担金補助 及交付金	△ 335	更正 減	
(5) 府営老朽溜池事業費	11898	△ 7196	4497		△ 7176	△ 20	19.負担金補助 及交付金	△ 7196	更正 減	
(7) 商工費	141094	△ 1898	139196	△ 1224		△ 674				
(1) 商工費	141094	△ 1898	139196	△ 1224		△ 674				
1. 商工総務費	57733	△ 1418	56315	△ 739		△ 679				
(4) 技能習得費	3806	△ 1418	2388	△ 744		△ 674	8.報 償 費	△ 382	更正 減	
3. 雇用対策費	13240	△ 480	12760	△ 476		△ 4	18.委 託 料	△ 1056	更正 減	
(1) 雇用対策費	2588	△ 480	2088	△ 476		△ 4	19.負担金補助 及交付金	△ 480	更正 減	
(8) 土木費	4765341	△ 180114	4685227	△ 152390	△ 7689	△ 8387				
(2) 道路橋梁費	643117	△ 86919	556198	△ 116590	△ 38834	48905				
3. 道路橋梁新設改良費	15070	24888	39458	11770	18500	△ 882				

(1) 唐国地田線 道路改良事 業費	15070	△ 9196	5874	△ 5022	△ 2500	△ 1874	15.工事請負費 △ 5000	更正 減
(2) (仮称) 府 立第119高 校前線整備 事業費		83584	83584	16792	16000	792	17.公有財産購 入費 △ 4196	更正 減
4. 環境改善施 設整備事業 費	223905	△ 106770	117135	△ 92892	△ 13594	△ 404	15.工事請負費 5459	道路整備工事費
(1) 地区内道路 整備事業費	176240	△ 106770	69470	△ 92892	△ 15888	1950	17.公有財産購 入費 △ 86175	更正 減
5. 防衛施設整 備事業費	74000	△ 3987	70008	△ 3228		4291	18.委託料 △ 322	更正 減
(1) 上代伏屋線 整備事業費	74000	△ 3987	70063	△ 3228		4291	17.公有財産購 入費 △ 3815	更正 減
(8) 河川水路費	40747	△ 3181	37566	△ 1000	24100	△ 26281		
2. 河川改修費	10647	△ 3181	7466	△ 1000	△ 3700	1519		
(1) 東松尾川河 川改修事業費	10647	△ 3181	7466	△ 1000	△ 3700	1519	15.工事請負費 △ 3181	更正 減

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	明 説
				特定財源			一般財源			
				国庫支出金	地方債	その他				
(4) 都市計画費	千円 859125	千円 △ 40614	千円 818511	千円 △ 34800	千円 52886	千円 △ 27639	千円 △ 81011	千円		
2. 公園費	292981	△ 20000	212981	△ 20800	10846	△ 10000	△ 46			
(4) 光明池公園整備事業費	30000	△ 20000	10000	△ 10000		△ 10000		13.委託料	△ 20000 更正減	
4. 下水道総務費	165575	△ 3099	162476		14200		△ 17299			
(2) 下水道総務費	150913	△ 3099	147814		14200		△ 17299	28.償還金利子 及割引料	△ 3099 更正減	
9. 公共下水道費	29407	△ 17515	11892			△ 17689	124			
(1) 光明池地区公共下水道整備事業費	29407	△ 17515	11892			△ 17689	124	13.委託料	△ 17515 更正減	
⑩ 教育費	8100772	△ 77769	8023003	2484	△ 11396	△ 6055	△ 62752			
(1) 教育総務費	832440	△ 21160	811280	△ 5696			△ 15464			
2. 事務局費	187668	△ 240	187458				△ 240			
(2) 一般管理費	3417	△ 240	3177				△ 240	11.需用費	240 印刷製本費更正減	

3. 教育指導費	85008	△ 1980	33073				△ 1980						
(1) 教育指導費	17089	△ 670	16419				△ 670	1.報酬	△ 100	更正減			
								11.需用費	△ 240	消耗品費更正減			
								13.委託料	△ 880	更正減			
(2) 研修費	17914	△ 1260	16654				△ 1260	14.使用材料及賃借料	△ 1150	更正減			
								19.負担金補助及交付金	△ 110	更正減			
5. 同和教育指導費	105658	△ 18990	86668				△ 18294						
(1) 同和教育指導費	6110	△ 420	5690				△ 420	1.報酬	△ 100	更正減			
								11.需用費	△ 150	印刷製本費更正減			
								12.役務費	△ 70	更正減			
								14.使用材料及賃借料	△ 100	更正減			
(2) 教育獎勵費	98548	△ 18570	80978				△ 12874	19.負担金補助及交付金	△ 18570	更正減			
(2) 小学校費	1086811	△ 19704	1016107				△ 24041						
1. 小学校管理費	400702	△ 2810	397892				8500		580				

科 目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	明 説
				特定財源		一般財源				
				国府出金	地方債	その他				
(2) 一般管理費	千円 76433	千円 △ 1080	千円 75353	千円	千円	千円 1580	千円 △ 1060	千円 △ 780	千円 燃料費更正減 △430 印刷製本費更正減 △300	
(3) 維持費補修費	98729	△ 1730	96999		3500		△ 5230	△ 180	修正減 修繕料更正減	
2. 学校保健費	108829	△ 3890	104939				△ 2328		修正減	
(1) 保健費	81648	△ 1870	80278				△ 1370	△ 1370	修正減	
(2) 給食費	77181	△ 2020	75161				△ 958	△ 250	修正減	
								△ 210	修正減	
								△ 820	修正減	
								△ 380	修正減	
								△ 410	修正減	

8. 教育振興費	27141	△ 410	26731				△ 410						
(1) 教材設備費	17518	△ 170	17348				△ 170	18.備品購入費	△ 170				更正減
(2) 就学奨励費	9028	△ 240	9388				△ 240	20.扶助費	△ 240				更正減
4. 学校建設費	493189	△ 18094	486045	10153	△ 4787	△ 4047	△ 14418						
(1) 幸小学校増築事業費	72265	△ 815	71450		△ 987		172	15.工事請負費	△ 815				更正減
(8) 鶴山台北小学校整備事業費	80747	△ 4006	76741		1400		△ 5406	18.委託料	△ 8816				更正減
(4) 緑ヶ丘小学校整備事業費	189187	△ 4228	184911	10153	△ 5200		△ 9179	18.委託料	△ 1740				更正減
(6) (仮) 光明小学校整備事業費	4887	△ 4047	840			△ 4047		15.工事請負費	△ 1216				更正減
(8) 中学校費	761860	△ 85248	726112	608	△ 18409	△ 1856	△ 20586	18.備品購入費	△ 1270				更正減
1. 学校管理費	198964	△ 1958	197006		8000	1144	△ 6102						
(3) 維持補修費	44445	△ 1958	42487		8000		△ 4958	11.需用費	△ 168				修繕料更正減
								18.委託料	△ 570				更正減

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節 分 額 千円	明 説 千円
				特定財源		一般財源 千円	節 金 額 千円		
				国庫支出金 千円	地方債 千円				
2. 学校保健費	40991	△ 1670	39321	△ 612		△ 1058	15.工事請負費 △ 1220	更正 減	
(2) 給 食 費	28478	△ 1670	26808	△ 612		△ 1058	11.需用費 △ 250 13.委託料 △ 170 15.工事請負費 △ 280 18.備品購入費 △ 520 19.負担金補助 及交付金 △ 70 20.扶 助 費 △ 430	消耗品費更正減 更正 減 更正 減 更正 減 更正 減 更正 減	
3. 教育振興費	23062	△ 580	22482	402		△ 982			
(1) 教材設備費	10621	△ 160	10461			△ 160	18.備品購入費 △ 160	更正 減	
(2) 就学奨励費	12441	△ 420	12021	402		△ 822	20.扶 助 費 △ 420	更正 減	
4. 学校設備費	498843	△ 31040	467803	813	16409	△ 3000	△ 12444		
(1) 南松尾中学校 校プール建 設事業費	47603	△ 8867	38736	813	100	△ 3780	13.委 託 料 △ 306 15.工事請負費 △ 8561	更正 減 更正 減	

(3) 富秋中學校 整備事業費	343203	△ 18548	324555		△ 2039	13.委託料	△ 548	更正減
				△ 16509		15.工事請負費	△ 14500	更正減
						18.備品購入費	△ 3500	更正減
(4) 鄉莊中學校 增築事業費	2390	△ 625	1765		△ 625	13.委託料	△ 625	更正減
(5) (仮) 光明 台中學校整 備事業費	8840	△ 3000	840			18.委託料	△ 3000	更正減
(4) 幼稚園費	247754	△ 987	246817	1500	△ 2437			
1. 幼稚園管理 費	243048	△ 678	242370		△ 678			
(2) 一般管理費	72973	△ 408	72565		△ 408	11.需用費	△ 408	燃料費更正減 △110 印刷製本費更正減 △230 光熱水費更正減 △68
(3) 維持補修費	12998	△ 270	12128	1500	△ 1770	18.委託料	△ 180	更正減
2. 幼稚園保健 費	2163	△ 259	1904		△ 259	18.備品購入費	△ 90	更正減

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節 金 額		明 説
				国府支出金	特定財源	地方債	その他		区 分	金 額	
(1) 保 健 費	千円 2163	千円 △ 259	千円 1904	千円	千円	千円	千円 △ 259	8.報 償 費	千円 △ 120	千円 更正 減	
								11.需 用 費	72	医薬材料費更正減	
								13.委 託 料	△ 67	更正 減	
(5) 社会教育費	706557	△ 110	706447	△ 1564	1800	△ 617	271				
2. 青少年対策費	8868	△ 110	8758				△ 110				
(1) 協議会委員及指導員費	1666	△ 110	1556				△ 110	11.需 用 費	△ 110	消耗品費更正減	
(6) 保健体育費	16850	△ 610	16240			△ 115	△ 495				
1. 保健体育費	16850	△ 610	16240			△ 115	△ 495				
(8) 同和地区社会教育費	1020	△ 170	850				△ 170	8.報 償 費	△ 70	更正 減	
								11.需 用 費	△ 100	消耗品費更正減	
(5) 市民スポーツ費	6985	△ 440	6545			△ 115	△ 325	11.需 用 費	△ 440	消耗品費更正減 △120 光燃水費更正減 △820	
⑫ 公 債 費	1618378	54174	1667552	19811			84868				

(1) 公債費	1618878	54174	1667552	19811			84868		
2. 利子	1140859	54174	1194583	19811			84868		
(1) 利子	1140859	54174	1194583	19811			84868	28. 償還金利子 及割引料	54174
歳出合計	17822266	△ 204888	17117428	△ 206159	18581	△ 44417	32207		

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

(単位千円)

区分	前々年度末現在高		前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込				当該年度中 現在高 見込額
	現在高	借入済額	事業費繰越 による延滞 分	計	当該年度中起債見込額		当該年度中 元金償還 見込額		
					補正前の額	補正額		補正後の額	
1. 普通債	7,370,066	1,594,847	895,840	1,684,381	2,678,064	13,981	2,691,995	38,273	1,915,358
(1) 総務	20,266	81,292	474,280	1,287,206	3,900	<	3,480	6,458	1,286,168
(2) 民生	912,264	1,254,105	180,800	1,434,905	88,986	5,015	94,001	63,450	1,465,456
(3) 衛生	237,776	757,151	1,220	769,351	57,900	<	16,400	15,500	795,351
(4) 農林	11,500	26,500		26,500	15,200	1,800	17,000	423	43,077
(6) 土木	862,589	1,101,704	599,600	1,161,664	515,348	3,302	553,740	79,027	1,636,977
(8) 消防	349,183	825,092		825,092	10,300	90	10,390	5,285	283,097
(9) 教育	309,078	909,482		906,948	1,119,700	<	11,396	1,108,304	1,005,494
2. 災害復旧	109,937	99,085		99,085	7,200	<	400	6,800	98,872
(1) 土木	20,639	18,990		18,990	6,300	<	100	6,200	22,272
(2) 農林	800	724		724	900	<	300	600	1,248
計	7,573,708	1,639,959	895,340	17,295,299	2,858,464	1,3581	2,871,995	417,986	1,974,938

○ 議長（坂上國治君） 報告の説明を願います。

○ 財務部長（吉岡昭男君） それでは、ただいま御上程いただきました報告第12号「昭和51年度和泉市一般会計補正予算」（第5号）について御説明申し上げます。

なお、御説明に入る前にまことに恐縮でございますが、一部ページの入れかわりがありますので、議員各位のお手元に別に御配布いたしております別冊81ページから89ページまで、お手数ですが差しかえ願いたいと存じます。

それでは、御説明を申し上げます。本件につきましては、昭和52年3月8日に専決処分分させていただきました。これは昭和51年度最終時点において、補助金、起債等の確定に伴う財源を主としておりますが、一部歳出につきましては、財政事情を勘案いたしまして補正させていただきます。

それでは、これらの内容につきましては御説明申し上げます。まず、第1条でございますが、歳入歳出からそれぞれ2億483万8千円を2億483万8千円、を減額し、補正後の予算額を171億1千742万8千円と定めたものでございます。

なお、補正の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費の追加及び変更でございます。また、（仮称）府立第119高等学校前整備事業費の追加、3千358万4千円、（仮称）和泉第4団地建設事業費の追加3千686万5千円、富秋中学校講堂新設事業費3千427万2千円の減額、池上遺跡用地買収事業費の追加4億350万円をそれぞれ第2表、繰越明許費のとおり定めさせていただいたものでございます。

第3条は、地方債の追加及び変更でございます。各種起債の限度額の補正並びに償還方法を変更させていただいたものでございます。その明細は、第3表のとおりでございます。

以上が予算の条項でございます。

続きまして、条項別明細書の内容について御説明申し上げます。まず、歳出の61ページをお願いいたします。

総務費でございますが、1千429万円の減額をいたしてございます。これらの内容を申し上げますと、総務管理費といたしまして、一般管理費28万9千円、文書費125万円、広報公聴費233万、財務会計管理費58万4千円をそれぞれ更正減額いたしまして、445万3千円の減額となる次第でございます。

また、徴税費につきましては、市民税及び固定資産税賦課費784万3千円、徴収費160万円をそれぞれ更正減額いたしまして954万円の減額と相なる次第でございます。

また、統計調査費につきましても、29万7千円の更正減額をいたしてございます。

以上が総務費でございます。

次に、民生費でございますが、1千199万7千円の減額をいたしてございます。この内容は、社会福祉費といたしまして身体障害者福祉費189万5千円、老人福祉費297万2千円をそれぞれ更正減額いたしました。

児童福祉費といたしまして保育所管理費718万を更正減額いたしました。

以上が民生費でございます。

次に、衛生費でございますが、予防衛生費といたしまして予防衛生総務費61万4千円、また、予防費として、結核予防費を初め休日急病診療所建設事業費及び運営費等合わせ957万1千円を更正減額いたしました。

次に、環境衛生費でございますが、塵芥処理費として、不燃物収集車購入費424万円を追加計上いたしておりますが、これは大阪府振興補助金、府貸付金の財源が確保できましたものであり、委託料の更正減額と差引きしますと、288万8千円追加計上と相なっております。

以上が衛生費でございますが、追加及び更正減額差し引き729万7千円の更正減額と相なる次第でございます。

次に、農林水産業費でございますが、1千564万7千円の更正減額となっております。これらの内容を申し上げますと、農業費の農業振興費15万5千円、畜産業費5万円のそれぞれ更正減額。また、農地賃として、老朽溜池事業費791万1千円、農免道路負担金、33万5千円、また、府営老朽溜池事業負担金、719万6千円それぞれ更正減額いたしました。

以上が農林水産業費でございます。

次に、商工費でございますが、技能取得費及び雇用対策費、189万8千円の更正減額と相なっております。

次に土木費でございますが、1億3011万4千円の更正減額と相なっております。これらの内容を申し上げますと、道路橋梁費につきましては、道路橋梁新設改良として唐国池田線道路改良費919万6千円更正減。また、(仮称)府立第119高等学校前線整備事業費として3千358万4千円追加計上いたしておりますが、これは昭和53年に開校予定でありまして府立高校工事用の進入路及び通学路であり、先般、府教育委員会と協議が整いまして、財源措置がなされたものであります。

環境改善整備事業費として、地区内道路整備事業費1億677万円、防衛施設整備事業費として、上代伏屋線整備事業費393万7千円をそれぞれ更正減額いたしました。

河川水路費につきましては、東松尾川河川改修事業費318万1千円更正減額いたしましたのでございます。

次に、都市計画費につきましては、公園費として光明池公園整備事業費2千万円、下水道総務費として甲斐田川幹線公共下水道事業償還金309万9千円更正減額また、公共下水道費として、光明池地区公共下水道整備事業費1千755万円を更正減額いたしましたものでございます。

以上が土木費でございます。

次に、教育費でございますが、7千776万9千円の更正減額と相なっております。これらの内容を申し上げますと、教育総務費につきましては、事務局費の一般管理費24万円、教育指導費193万円。また、同和教育指導費といたしまして、高校大学友の会補助金等1千899万円それぞれ減額計上いたしてございます。

小学校費でございますが、小学校管理費として、一般管理費及維持補修費で281万円。また、学校保健費339万円、教育振興費41万円それぞれ更正減額いたしました。

次に、81ページですが、このページより88ページまで、先ほどお渡しいたしました別冊で説明させていただきます。学校建設費として、幸小学校増築事業費81万5千円、鶴山台北小学校整備事業費400万6千円、緑ヶ丘小学校整備事業費422万6千円、(仮称)光明池小学校整備事業費404万7千円それぞれ更正減額いたしました。

次に、中学校費でございますが、学校管理費195万8千円、学校保健費167万円、教育振興費58万円それぞれ更正減額いたしました。

また、学校建設費として、南松尾中学校プール建設事業費886万7千円、富秋中学校整備事業費1千854万8千円、郷荘中学校増築事業費62万5千円、(仮称)光明台中学校整備事業費300万円それぞれ更正減額いたしました。

次に幼稚園費でございますが、幼稚園管理費として6千7万8千円、幼稚園保健費25万9千円をそれぞれ更正減額いたしました。

次に、社会教育費でございますが、青少年対策費として、11万円更正減額いたしました。

次に、保健体育費でございますが、同和地区社会教育費、1千7万円、市民プール費44万円をそれぞれ更正減額いたしました。

以上が教育費でございます。

次に、公債費でございますが、年度末資金に充当すべき一時借入金利子の追加でございまして、5千417万4千円を追加計上いたしました次第でございまして。

以上が歳出予算の内容でございまして、追加9千227万2千円、更正減額2億9千711万円、差し引、2億483万8千円の減額と相なる次第でございまして。

引き続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。39ページでございます。地方譲与税でございますが、自動車重量譲与税2千2万7千円、地方道路譲与税279万8千円の追加

計上でございます。

次に、地方交付税でございますが、特別地方交付税8千355万2千円の追加でございます。

次に、分担金及び負担金でございますが、分担金につきましては、農林水産業費分担金859万2千円の更正減額でございます。また、負担金につきましては、児童福祉費負担金2千60万円、土木費負担金705万5千円の更正減額でございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、民生使用料570万円の追加計上、又、衛生使用料563万1千円、教育使用料73万2千円それぞれ更正減額、差し引き66万3千円の更正減額でございます。

次に、国庫支出金でございますが、国庫負担金につきましては、民生費国庫負担金3千818万4千円の更正減額でございます。

次に、国庫補助金でございますが、総務費国庫補助金1千200万円の更正減額、衛生費国庫補助金75万4千円の追加、土木費国庫補助金2千22万8千円の更正減額、消防費国庫補助金143万9千円、教育費国庫補助金1千150万7千円のそれぞれ追加計上でございまして、差し引き1千852万8千円の更正減額でございます。

次に、府支出金でございますが、1億4千944万7千円の更正減額でございます。その内容と致しましては、民生費負担金524万円更正減額いたしてございます。また、府補助金につきましては、総務費府補助金1千352万7千円の追加、民生費府補助金2千455万5千円の更正減額、衛生費府補助金498万6千円の追加。また、農林水産業費府補助金668万円の更正減額、商工費府補助金122万4千円、土木費府補助金8千586万2千円、消防費府補助金92万5千円、教育費府補助金907万3千円それぞれ更正減額でございます。また、公害対策費府補助金20万7千円の追加、市町村振興補助金、5千400万円の更正減額、公債費府補助金1千981万1千円の追加計上でございまして、差し引きいたしますと、1億4千378万円の減額と相なる次第でございます。

次に、府委託金でございますが、統計調査委託金41万9千円の更正減額でございます。

次に、諸収入でございますが、受託事業収入872万4千円の追加、雑入で8千340万1千円の更正減額でございます。差し引き8千167万7千円の更正減額でございます。

最後に、市債でございますが、ほとんど全事業にわたって調整いたしており、差し引き1千353万1千円の追加計上でございます。

以上が専決処分をさせていただいた昭和51年度和泉市一般会計補正予算（第5号）の内容でございます。何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 説明が終わりましたか。

本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お語りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第12号を承認することに決めます。

- 議長(坂上國治君) 次に、日程第26及び第27「専決処分の承認を求めることについて」(昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第1号))と「専決処分の承認を求めることについて」(昭和52年度和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号))は関連いたしますので一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第13号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和52年6月23日提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第4号

昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第1号)

昭和52年度和泉市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ838,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,668,700千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2表 既定の地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

昭和52年5月20日専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算の補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 諸収入		1,912,138	695,000	2,607,138
	5. 雑収入	1,678,326	695,000	2,373,326
15. 市債		1,707,514	143,000	1,850,514
	1. 市債	1,707,514	143,000	1,850,514
歳入合計		15,849,700	838,000	16,687,700

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 公債費		1,838,684	143,000	1,981,684
	1. 公債費	1,838,684	143,000	1,981,684
15. 前年度繰上充用金			695,000	695,000
	1. 前年度繰上充用金		695,000	695,000
歳出合計		15,849,700	838,000	16,687,700

第 2 表 地方債の補正

起債の 目的	補 正				補 後				
	限度額	起債の 方法	利率	債 還			償還の方法	その他	
				資金分 区	償還 期限	償還 期間			
借換債	千円		年 % 以内	資金分 区	年 以内	年 以内	年賦又は半 年賦元利均 等元金均等 又は当初発 行額の8 % 以上半年賦 償還。	上記の条件 の範囲内に おいて借入 先に融通条 件がある場 合、その条 件に従うこ とができる。 但し財政の 都合により 償還期限及 償還期間を 短縮し、若 しくは繰上 償還又は低 利に借り換 えることが できる。	
				普通 貸借又は 証券 発行	8.8	政 府 其 他			17
計	1707514						148000		1850514

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区 分	額	
④ 諸 収 入	千円 1,912,188	千円 695,000	千円 2,607,188		千円	千円
(5) 雑 入	1,678,826	695,000	2,373,826			
1. 雑 入	1,678,826	695,000	2,373,826	4. 雑 入	695,000	雑入追加
⑤ 市 債	1,707,514	143,000	1,850,514			
(1) 市 債	1,707,514	143,000	1,850,514			
8. 借 換 債		143,000	143,000	1. 借 換 債	143,000	墓地整備事業借換債 26,400 26,400 黒島小学校用地取得事業借換債 116,600
歳入合計	15,849,700	848,000	16,687,700			

2. 歳出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	明 説
				国/枝出金	特 定 財 源	一般財源				
						地方債	その他			
⑬ 公債費	千円 1,838,884	千円 143,000	千円 1,981,884	千円 143,000	千円 143,000	千円			千円	
(1) 公債費	1,838,884	143,000	1,981,884	143,000	143,000					
1 元 金	396,197	143,000	539,197		143,000					
(1) 元 金	396,197	143,000	539,197		143,000		28. 償還金利子 及割引料	143,000	長期借入金償還金 追加	
⑭ 前年度繰上 充用金		695,000	695,000					695,000		
(1) 前年度繰上 充用金		695,000	695,000					695,000		
1. 前年度繰上 充用金		695,000	695,000					695,000		
(1) 前年度繰上 充用金		695,000	695,000				22. 補償補填及 賠償金	695,000	前年度繰上充用金	
歳出合計	1,584,970	88,800	1,673,770		143,000			695,000		

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する調

(単位千円)

区 分	前々年度末 現在高		前年度末現在見込額		当該年度中増減見込み				当該年度中 現在見込み
	借入済額	事業費繰越 による延伸 分	計	当該年度中起債見込額			当該年度 中元金償 還見込額		
				補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	18045496	1108040	19153536	1605614	143000	1748614	525923	20,976,227	
(3) 衛生	788151	12000	795351	3200	28400	29600	42500	782451	
(9) 教育	9528294	526700	10054994	758848	116600	875448	166208	10,704,234	
計	18641318	1108040	19749358	1787514	143000	1880514	539197	21,090,675	

報告第14号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の期定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の期定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和52年6月23日提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第5号

昭和52年度和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

昭和52年度和泉市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,178千4百円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,248千4百円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

昭和52年5月20日専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出の予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金			1,178千4百円	1,178千4百円
	1. 国庫負担金	700	1,178千4百円	1,178千4百円
歳入	合計	700	1,178千4百円	1,248千4百円

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰上充用金			1,178千4百円	1,178千4百円
	1. 前年度繰上充用金		1,178千4百円	1,178千4百円
歳出	合計	700	1,178千4百円	1,248千4百円

土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
② 国庫支出金	千円 1 1 7 8 4	千円 1 1 7 8 4	千円 1 1 7 8 4		千円	
(1) 国庫負担金		1 1 7 8 4	1 1 7 8 4			
1. 土地区画整理 備負担金		1 1 7 8 4	1 1 7 8 4	1. 第2版和国道 公共施設管理 者負担金	1 1 7 8 4	第2版和国道管理者負担金
歳入合計	7 0 0	1 1 7 8 4	1 2 4 8 4			

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分		明 説
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地方債	その他				
② 繰上充用金	千円	千円 11,784	千円 11,784	千円 11,784	千円	千円	千円			
(1) 前年度繰上 充用金		11,784	11,784	11,784						
1. 前年度繰上 充用金		11,784	11,784	11,784				22.補償補填及 賠償金	11,784	前年度繰上充用金
歳出合計	700	11,784	12,484	11,784						

○ 議長（坂上國治君） 報告の説明を願います。

○ 財務部長（吉岡昭男君） それでは、ただいま御上程いただきました報告第13号並びに第14号についての内容を一括して御説明申し上げます。

まず、報告第13号を申し上げます。昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第1号）は、去る5月20日に専決処分させていただきました。これは昭和51年度の一般会計におきまして6億9,500万円の歳入不足が生じたので、この不足額を補てんすべく、地方自治法施行令第166条2の規定により繰上充用措置を行った次第でございます。

繰上充用金につきましては、諸収入の雑入を充当いたしてございます。

公債費につきましては、昭和44年度に発行いたしました基地整備事業債2,800万円及び交付公債として発行いたしました黒鳥小学校用地取得債2億1,200万円の未償還元金1億4,300万円を、償還年度の到来に伴い償還期限を10年間延長いたすべく再度発行するものであり、歳入の借換え債の発行に伴い計上したものでございます。

以上が昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第1号）でございまして、歳入歳出それぞれ8億3,800万円の追加と相なるものでございます。

引き続きまして、報告第14号の説明を申し上げます。昭和52年度和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、去る5月20日に専決処分させていただきました。これは昭和51年度の土地区画整理事業特別会計におきまして1,178万4,000円の歳入不足が生じたので、この不足額を補てんすべく、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用措置を行った次第でございます。

これに必要な財源は、全額国庫支出金を充当するよう措置いたしてございます。

以上、簡単ですが、内容の説明を終わります。何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 説明が終わりました。

本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 21番（直村静二君） 51年度の専決処分については質疑がなかったのですが、52年度の5月20日の時点で6億9,500万円、前年度の赤字の充用という説明でございますので、一、二点お聞きしたい。

これは5月20日ですから、3月31日がすんで出納閉鎖が5月30日という中でこの赤字がはっきりした。この決算が11月ごろに出てくる。そこで、これは6億9,500万円が確実に赤字だということなのか。まだ、これにいろんな要素を含んでおりますので、これがふえるのか、減るか、その辺について、ひとつ助役さんの方からお答え願いたいと思います。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 助役（坂口礼之助君） それでは、私からお答えいたします。

ただいま御指摘のとおり、この補正予算に計上しております雑入の6億9千5百万円は、51年度の出納閉鎖を目前にした5月20日段階での歳入不足、いわゆる赤字額でございまして、51年度の最終見込み額はほぼこの範囲にとどまる、このように見込んでございます。6億9千5百万円よりもふえるということはありません。

それと、これはいわゆる50年度の一般会計で2億8千万余の赤字を出してございしますが、それとの累積した金額でございします。

以上です。

○ 議長（坂上國治君） 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第13号、第14号を承認することに決めます。

○

○ 議長（坂上國治君） 次に、日程第28「和泉市土地開発公社昭和51事業年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第4号

和泉市土地開発公社昭和51事業年度決算書類提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和51事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和52年6月23日提出

和泉市長 池田 忠 雄

報告第4号、報告第5号及び報告第6号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（財政状況の公表等）

第243条の3 略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるそ
(1) (2)
の経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に報告しなければならない。

注(1) 「第221条第3項の法人」とは、次に掲げるものである。

ア 普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

イ 普通地方公共団体がその者のために資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1に相当する額以上の額の債務（借入金の元金若しくは利子の支払の保証又は損失補償を行うこと等）を負担している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

注(2) 「政令で定めるその経営状況を説明する書類」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条に規定する書類すなわち当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

昭和 5 1 事業年度

和泉市土地開発公社決算書

昭和52年5月29日

和泉市土地開発公社

理事長 池田 忠雄 殿

和泉市土地開発公社

監事 橋本 炳 印

監事 田中 稔 印

昭和51事業年度和泉市土地開発公社収入支出決算の監査結果について

定款第7条第5項の規定により、昭和51事業年度和泉市土地開発公社収入支出決算及び証書類を審査した結果、次のとおりである。

記

理事長より提出された決算書に基づき関係帳簿並びに証書類を審査の結果、その収支は正確である事を認めます。

昭和51事業年度

和泉市土地開発公社事業実績報告書

1. 総 則

本年度も、昨年に引き続き、不況経済の情勢下における、地方財政が困窮状態の中で、非常にきびしい情勢ではありましたが、当公社は前年度に引き続き、和泉市等からの依頼に基づき、公共用地の確保に努力を重ねてまいりました。和泉市の最重点施策であります環境改善整備事業用地を年次別事業計画に基づき、重点的に買収を進めてまいりました。その結果、環境改善整備事業用地18,177.41 m^2 、1,860,411.874円、(仮称)池上小学校用地等、一般公共事業用地として3,921.141 m^2 、644,115,751円の用地を取得いたしました。尚、これに要した資金については、住友、泉州、両銀行をはじめ、大阪府同和对策施設建設用地先行取得資金、尼崎浪速信用金庫等の貸付金融機関から2,670,000.000円を借入れましたが、土地等の売却収入、前年度よりの繰越金等により6,542,004,814円を償還いたしましたので、本年度末の借入残高は1,075,050,000円(前年度末残高1,462,250,481円)となりました。

又、公共事業の促進を図るため、当公社で先行取得いたしておりました用地等を和泉市及び大阪府並びに公共用地の取得に伴う換地等に19,183.59 m^2 、2,220,214,789円で譲渡いたしました。

以上は本年度における事業概要であります。

昨今の厳しい行財政運営の折ではございますが、効率的な資金運用により、借入金残高に伴う金利負担の軽減と保育資産の効果的な処分の促進に全力を傾注し、和泉市の要望にそって、公共事業が円滑に推進できるよう努め、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与する所存であります。

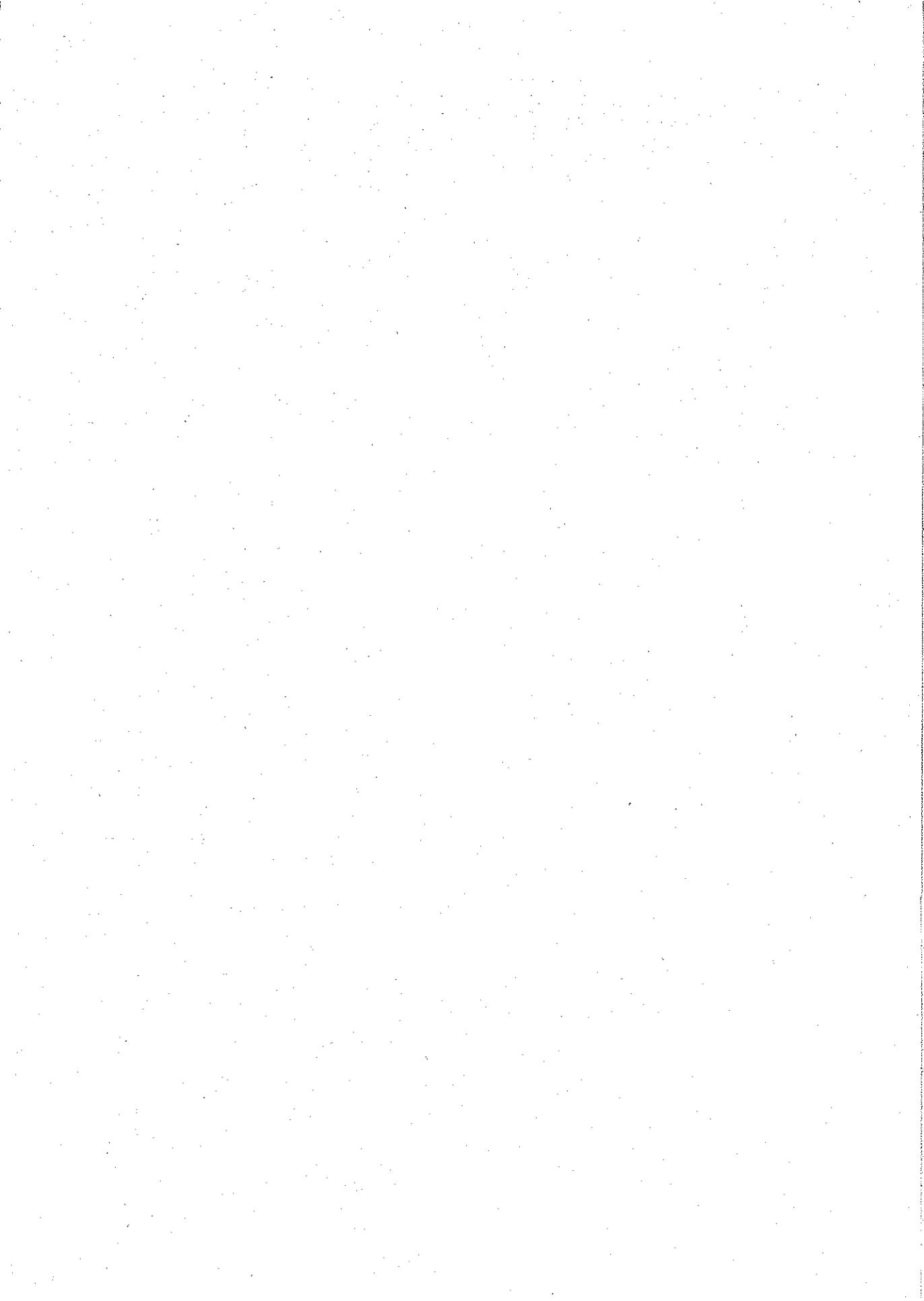
昭和51事業年度実績は次のとおりである。

1. 公共事業の促進を図るため、下記公共用地の先行取得を行なった。

事業名	土			地			建物			補償		合計金額
	筆数	面積	原価	筆数	面積	原価	筆数	面積	原価	件数	原価	
府施行事業	1	404.00 [㎡]	19,129,872									19,129,872
一般事業	16	388,074.1	608,335,879	1	1,711.30	7,500,000	1		9,150,000	1	9,150,000	624,985,879
環境改善整備事業	109	18,177.41	1,019,592,969	102	10,193.44	806,567,255	78		34,251,650			1,860,411,874
合計	126	57,388.82	1,647,058,720	103	11,904.74	814,067,255	79		43,401,650			2,504,527,625

2. 公共事業の促進を図るため、当公社にて先行取得した用地により売渡しを行なった。

事業名	土			地			建物			補償		合計金額
	筆数	面積	原価	筆数	面積	原価	筆数	面積	原価	件数	原価	
府施行事業	7	1,818.43 [㎡]	96,840,428									96,840,428
一般事業	16	1,331.42	806,155,299									806,155,299
環境改善整備事業	86	121,316.1	762,014,706	115	10,312.54	958,234,527	88		64,360,646			1,784,650,987.9
換地等事業	21	3,902.13	258,148,953									258,148,953
合計	130	19,183.59	1,197,619,616	115	10,312.54	958,234,527	88		64,360,646			2,220,214,789



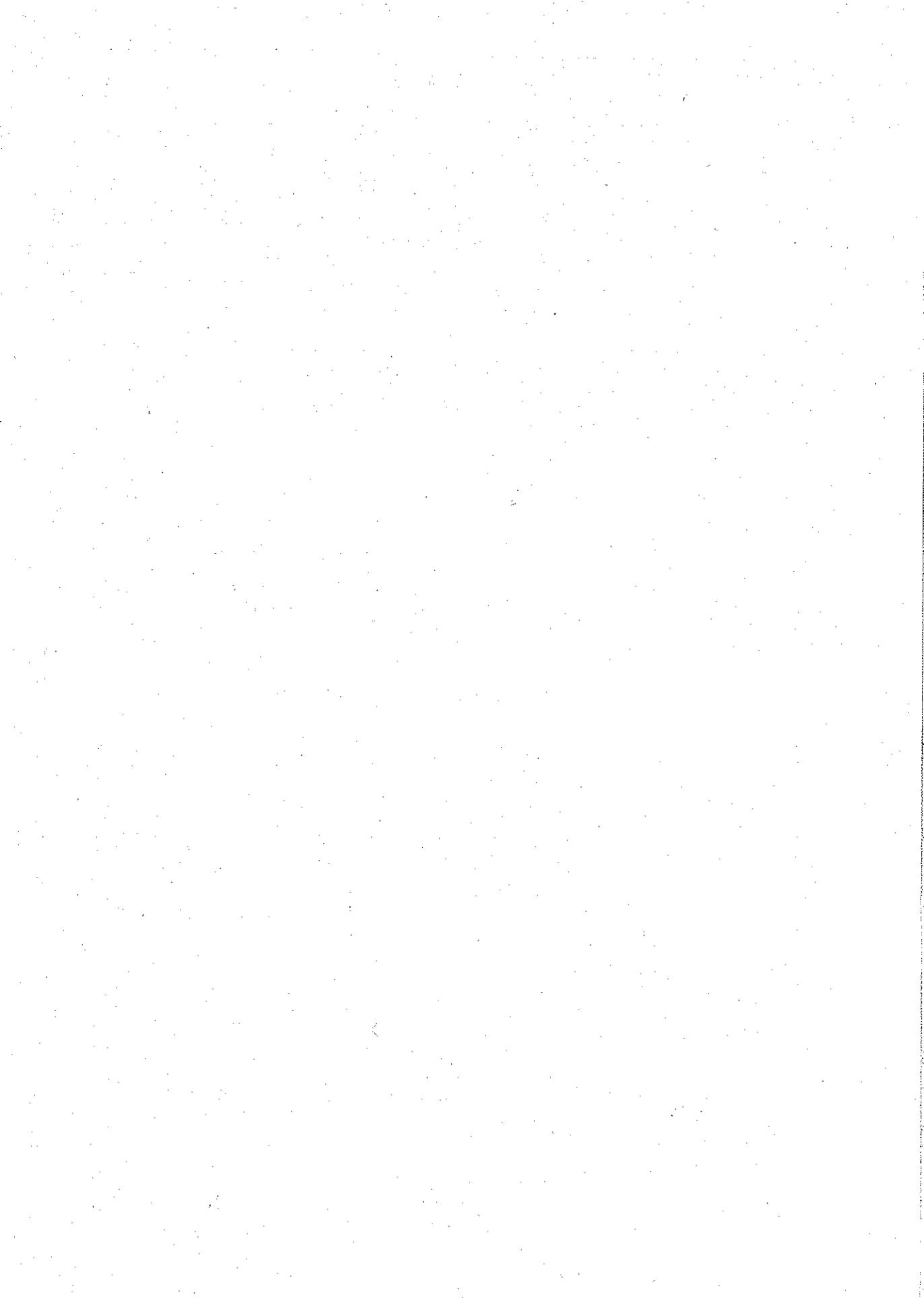
収 入

款	項	目	予			現		額		収入済額	予算額に対する 過不足額	備考
			当初予算額	補正予算額	計	区	分	節	金額			
1. 事業収入	1. 土地売却収入		2,255,706,000	△ 35,483,000	2,220,223,000				2,220,214,789	8,211		
			2,255,706,000	△ 35,483,000	2,220,223,000				2,220,214,789	8,211		
2. 借入金	1. 土地建物等 売却収入		2,255,706,000	△ 35,483,000	2,220,223,000				2,220,214,789	8,211		
						土地建物等 1. 売却収入	2,220,223,000		2,220,214,789	8,211	公共事業用地 109筆 1528146㎡ 19,620,658.36 換地对策事業用地 21筆 39,021.3㎡ 258,148,953	
2. 借入金	1. 借入金		4,080,431,000	△ 1,410,431,000	2,670,000,000				2,670,000,000	0		
			4,080,431,000	△ 1,410,431,000	2,670,000,000				2,670,000,000	0		
2. 借入金	1. 借入金		4,080,431,000	△ 1,410,431,000	2,670,000,000				2,670,000,000	0		
						1. 借入金	2,670,000,000		2,670,000,000	0	事業資金借入金	
3. 事業外収入	1. 利息収入		3,100,000	5,522,900	5,832,900				5,829,047	3,852		
			3,000,000	208,000,000	238,000,000				23,761,670	38,330		
3. 事業外収入	1. 利息収入		3,000,000	208,000,000	238,000,000				23,761,670	38,330		
						1. 利息収入	238,000,000		23,761,670	38,330	歳計現金預金利子 普通 2,419,643 定期 415,238 通知 10,391,860 貸付金利 10,534,929	
4. 繰越金	1. 繰越金		100,000	3,442,900	3,452,900				3,452,880	199		
			100,000	3,442,900	3,452,900				3,452,880	199		
4. 繰越金	1. 繰越金		500,000,000	5,336,819,000	5,836,819,000				5,836,819,725	△ 725		
			500,000,000	5,336,819,000	5,836,819,000				5,836,819,725	△ 725	利子補給金 285,530.00 繰越借入金 5,398,801 土地買付料 576,900	
4. 繰越金	1. 繰越金		500,000,000	5,336,819,000	5,836,819,000				5,836,819,725	△ 725		
						1. 繰越金	5,836,819,000		5,836,819,725	△ 725	前年度繰越金	
合	計		6,839,237,000	39,461,340,000	10,785,571,000				10,785,524,985	46,015		

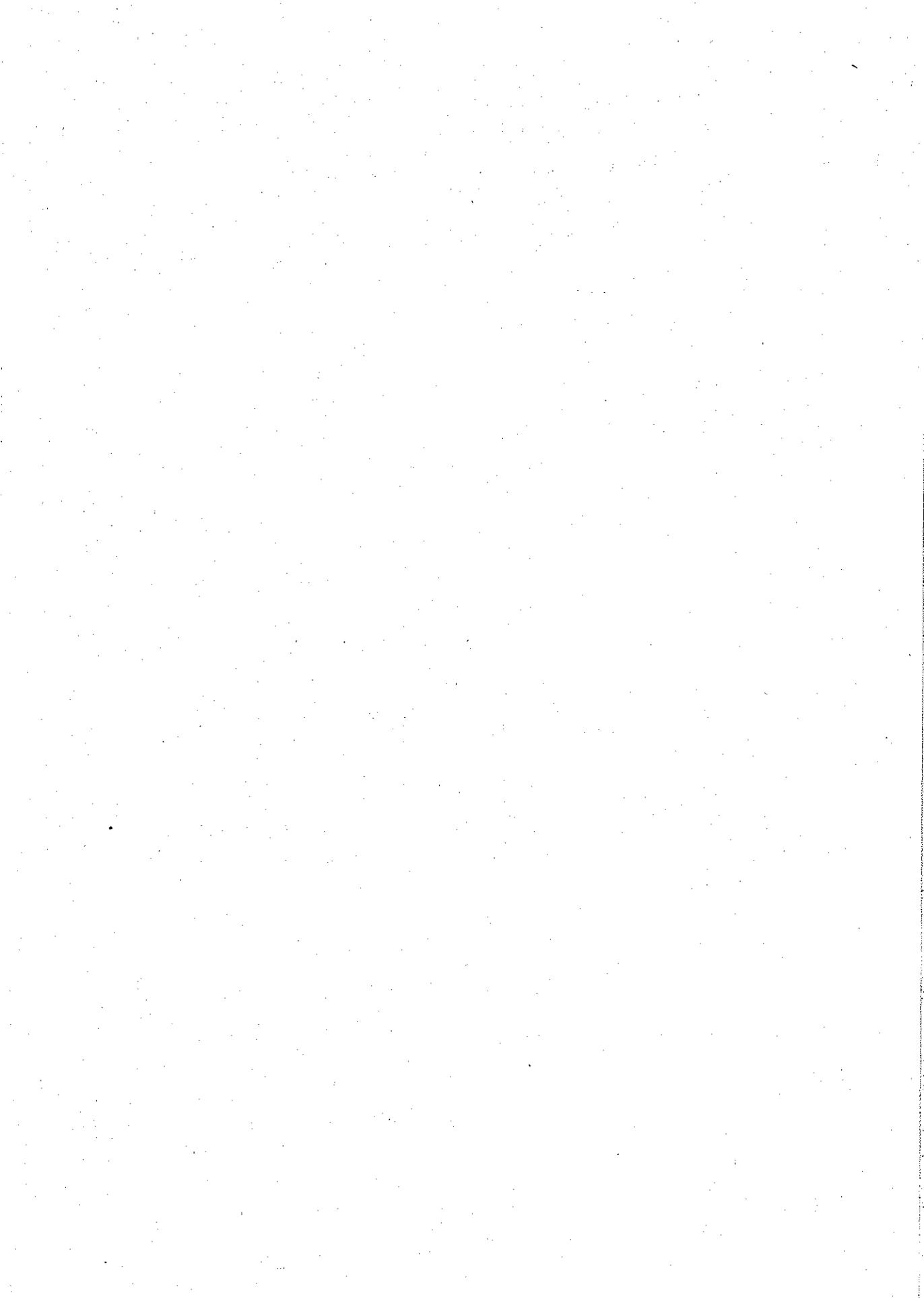


支 出

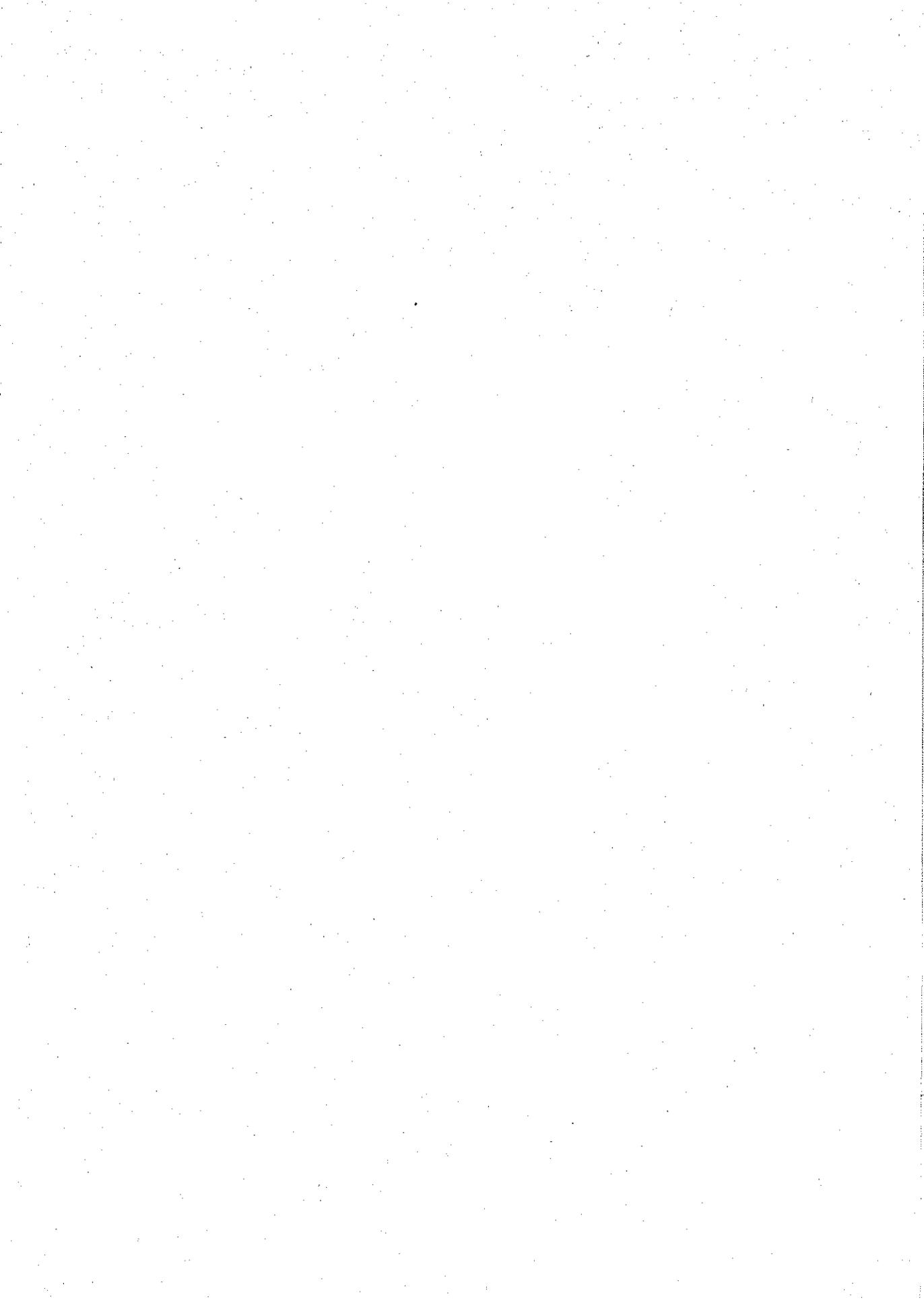
款	項	目	予 算		現 計	額		支 出 済 額	不 用 額	考
			当初予算額	補正予算額		区 分	金 額			
1. 事業費	1. 土地取得費		308,593,100	△54,480,100	254,133,000		円	25,412,064.13	121,587	
			2,335,431,000	178,653,000	2,514,084,000			円	25,140,386.25	45,375
		1. 土地取得費	2,335,431,000	178,653,000	2,514,084,000	1. 委託料	951,100	25,140,386.25	45,375	土地建物等鑑定委託料 土地16件 建物168件 その他
						2. 用地費	2,461,171,000	2,461,125,975	45,025	土地 126筆 57,388,882㎡ 1,847,058,720 建物 103筆 11,904,774㎡ 814,067,255
						3. 補償費	43,402,000	43,401,650	350	物件等移転補償費 79件
		2. 土地造成費	20,000,000	6,865,000	26,865,000			26,790,600	74,400	
		1. 土地造成費	20,000,000	3,860,000	23,860,000	1. 委託料	45,600,000	45,600,000	0	造成工事等設計委託料 302,200 伯太北港測量設計 538,000 (原)松浦上小学校的用地測量 1,000,000 宅地測量事務所協議委託 1,000,000
						2. 工事請負費	19,300,000	19,227,000	73,000	造成等工事費 伯太・旭上丁目造成工事 13,331,000 建物除却工事 15,840,000 その他造成工事 431,000
		2. 遺跡調査費	0	3,005,000	3,005,000			3,003,600	1,400	
						1. 賃 金	2,466,000	2,467,100	900	伯太北港調査人共費
						2. 使用料及び賃借料	507,000	507,000	0	伯太北港跡地調査用重機使用料
						3. 需用費	30,000	29,500	500	伯太北港跡地 消耗品費 写真フィルム代
	3. 借入金		7,305,000	△7,301,190	381,000			379,188	1,812	
		1. 借入金	7,305,000	△7,301,190	381,000			379,188	1,812	



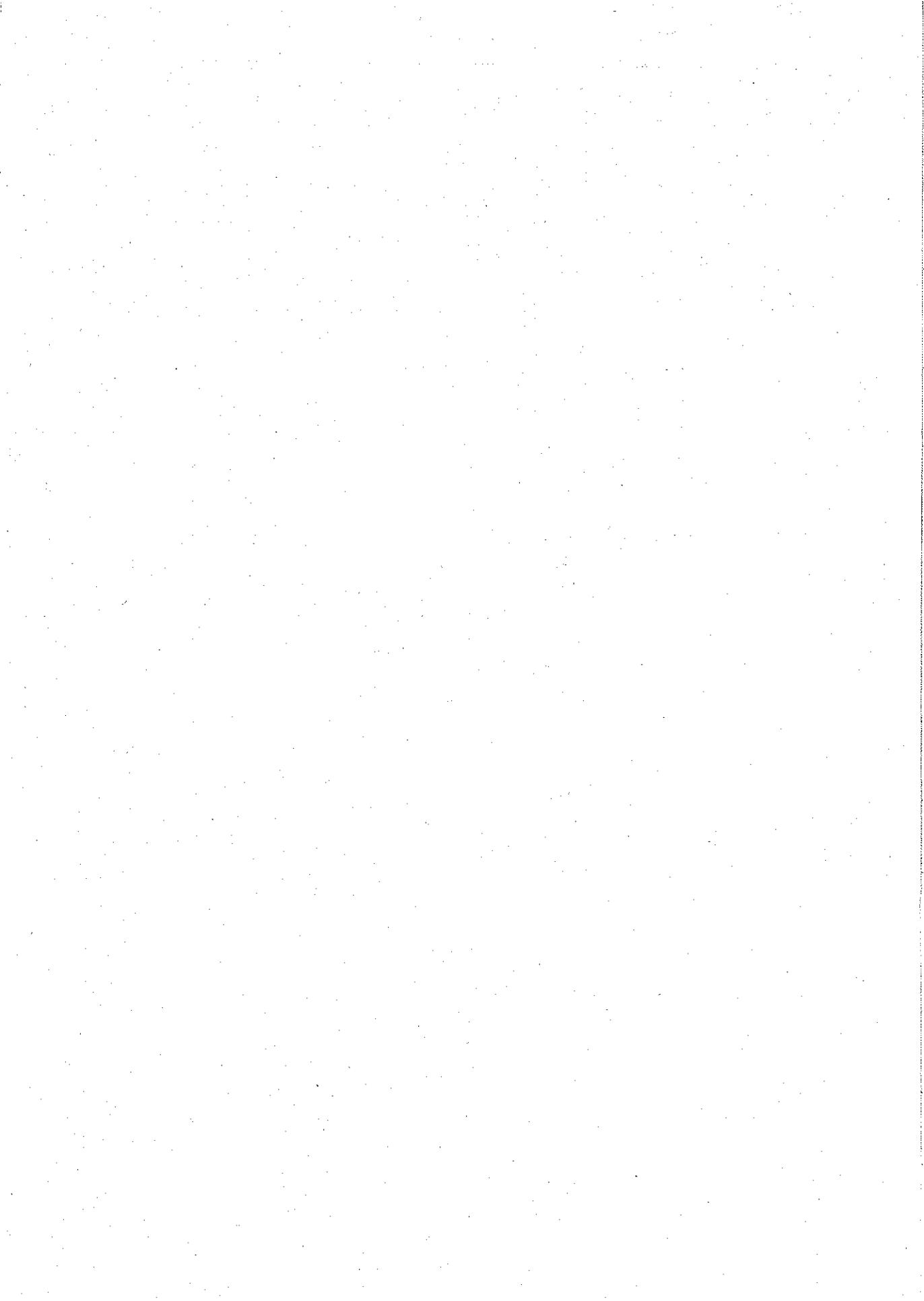
款	項	目	予			算			額	区	分	節	金	額	支	出	額	不	用	額	備	考
			当	補	計	予	予	予														
2. 管理費	1. 財産管理費		150,306,000	9,446,000	159,752,000				1. 旅費			141,000	140,200	800	府外旅費							
			5,470,000	836,000	6,306,000					2. 需用費			4,000	43,380	720	食糧費 米麦類						
			5,470,000	836,000	6,306,000					3. 交際費			196,000	195,708	292	交際費						
			144,836,000	8,610,000	153,446,000				1. 工事請負費		6,200,000	6,170,640	29,360	土地建物管理及び修繕工事費 水道、ガス工事 210,640 草刈工事、 外構、門戸工事 448,000, 195,400 公社事務所移転工事 355,800								
			144,836,000	8,610,000	153,446,000				2. 需用費		70,000	69,610	390	消耗品 測量杖、測量釘、スプレー等								
									3. 原材料費		36,000	35,675	325	標紙、コンクリート境界標、砂、 セメント、ブロック等								
			144,836,000	8,610,000	153,446,000							6,794	6,794									
			144,836,000	8,610,000	153,446,000				1. 報酬		430,000	430,000	0	顧問鑑定士報酬 240,000 (2名) 簿記職員報酬 190,000								
									2. 賃金		617,000	618,434	566	臨時職員賃金								
									3. 給料		73,606,000	73,606,000	0	職員給料 (37人)								
									4. 職員手当		56,383,000	56,382,986	14	扶養手当 管理職手当 調整手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外手当 期末勤務手当								



款	項	目	予 算			現 額		支 出 済 額	不 用 額	備 考
			当初予算額	補正予算額	計	節 分				
						金額	円			
			円	円	円	円	円	円	円	児童手当 80,000
										職員互助会負担金 442,849.3 職員共済組合負担金 7,080,430 職員健康保険組合負担金 462,867.2 職員団体定期保険料 42,570 職員災害補償負担金 109,020
										職員府外旅費 83,700 職員府内旅費 367,890
										公社交際費 974
										消耗品費 538,660 事務用消耗品、図書送料、 自動車消耗品、その他 燃料費 277,972 自動車がソリン代 食糧費 166,276 米容器 印刷製本費 95,887.4 字券等、決算書、伝票等印刷代 修繕料 95,050 自動車修理代
										自動車保険料 119,712 電話使用料 9,820.5 郵送料 9,770 クリーニング代 5,320
										道路通行料 91
										トランシット、電子計算機購入 200
										職員厚生会負担金 108,000 阪南公社協議会負担金 15,637 登記事務協議会負担金 5,000 研修会参加負担金 16,000
										使用料及負債料 44,000 商品購入費 233,000 負担金補助及交付金 145,000



款	項	目	予			算		額	備	考
			当	補	計	区	分			
			予	正	予	分	額			
			算	算	算	額	額			
			額	額	額	額	額			
			円	円	円	円	円			円
						13. 公 牌 費	9,000	8,800	200	自動車重量税
						14. 委 託 料	274,000	274,000	0	登記手続業務委託料 10,000×2人×12ヶ月=240,000 庁舎清掃業務委託料 34,000
3. 借 入 金			3,100,000,000	4,408,309,000	7,508,309,000			750,830,839	602	
	1. 借 入 金		3,100,000,000	4,408,309,000	7,508,309,000			750,830,839	602	
		1. 元 金	2,100,000,000	4,442,005,000	6,542,005,000	1. 元 金	6,542,005,000	6,542,004,814	186	
		2. 利 子	1,000,000,000	△ 33,896,000	966,304,000			966,303,584	416	借入金利息 銀行、農協、都市整備、信連
4. 予 備 費			3,000,000	0	3,000,000			0	3,000,000	
	1. 予 備 費		3,000,000	0	3,000,000	1. 利 子	966,304,000	966,303,584	416	
		1. 予 備 費	3,000,000	0	3,000,000			0	3,000,000	
5. 繰 越 金			500,000,000	729,800,000	729,800,000	1. 予 備 費	3,000,000	0	3,000,000	
	1. 繰 越 金		500,000,000	729,800,000	729,800,000			576,093,043	△ 3,113,043	
		1. 繰 越 金	500,000,000	729,800,000	729,800,000			576,093,043	△ 3,113,043	
		1. 繰 越 金	500,000,000	729,800,000	729,800,000	1. 繰 越 金	572,980,000	576,093,043	△ 3,113,043	
			68,382,370,000	39,461,340,000	30,785,371,000			10,785,324,885	46,015	
合 計										
										翌年度繰越金 ① 現金預金 306,765,159 ② 未収金 904,585,234 ③ 仮払金 1,000,000 ④ 未払金 636,257,350 ①+②+③-④ = 576,093,043



昭和51事業年度和泉市土地開発公社損益計算書
 (昭和51年4月1日～昭和52年3月31日)

(単位：円)

費用の部			収益の部		
科目	金額		科目	金額	
I 事業費用	2,324,975,122		I 事業収益	2,220,214,789	
土地建物等 売却原価		2,146,091,567	土地建物等 売却収入		2,220,214,789
土地取得費		9,511,000	II 事業外収益	58,290,471	
土地造成費		5,707,792	利息収入		23,761,670
追跡調査費		3,008,600	雑収入		34,528,801
信太山丘陵 開発費		379,188	III 過年度損益修正	5,102,165	5,103,165
財産管理費		6,275,925	IV 固定資産評価益	905,465,868	905,465,868
事務管理費		158,206,406	当年度純損失	81,426,500	81,426,500
減価償却費		799,644			
II 事業外費用	945,524,671				
支払利子		945,524,671			
合計	3,270,499,793	3,270,499,793	合計	3,270,499,793	3,270,499,793

昭和51事業年度和泉市土地開発公社貸借対照表

(昭和52年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
I 固定資産	10,125,784,624		I 固定負債	10,750,500,000	
土地		8,998,480,038	借入金		10,750,500,000
建物		1,026,407,005	II 流動負債	636,141,018	
補償		99,516,451	未払金		631,155,185
備品		1,280,530	未払費用		4,985,833
電話加入権		100,600	III 基本金	5,000,000	5,000,000
II 流動資産	1,252,321,607		IV 欠損金	13,584,787	
現金預金		306,765,159	繰越利益金		67,891,713
定期預金		5,000,000	当年度純損失		81,426,500
未収金		904,585,234			
仮払金		1,000,000			
前払費用		84,971,214			
合 計	11,378,106,231	11,378,106,231	合 計	11,378,106,231	11,378,106,231

昭和51事業年度和泉市土地開発公社剰余金計算書

(昭和51年4月1日～昭和52年3月31日)

(単位：円)

1. 前年度繰越別益剰余金	67,891,713
2. 当年度純損失	81,426,500
3. 当年度未処理欠損金	13,534,787

昭和51事業年度和泉市土地開発公社欠損金処理計算書

(昭和52年3月31日)

(単位：円)

1. 当年度未処理欠損金	13,534,787
2. 欠損金処理額	0
3. 翌年度繰越欠損金	13,534,787

財 產 目 録

1. 公共事業用地

種 別	面 積	金 額
土 地	2 1 2,3 2 9.4 8 ^{m²}	8,9 9 8,4 8 0,0 3 8 ^円
府 施 行 事 業 用 地	8,9 0 3.3 4	4 3 2,9 1 7,6 0 9
一 般 事 業 用 地	7 7,8 0 6.0 7	2,8 2 3,1 9 1,6 8 4
環 境 改 善 整 備 事 業 用 地	8 7,0 7 3.0 7	4,9 1 9,8 5 4,5 8 2
信 太 山 丘 陵 開 発 事 業 用 地	3 8,5 4 7.0 0	8 2 2,5 1 6,1 6 3
建 物	1 3,4 0 2.5 7	1,0 2 6.4 0 7,0 0 5
府 施 行 事 業 用 地	5 3 2.8 6	3 0,3 9 5,4 0 4
一 般 事 業 用 地	1,7 1 1.3 0	7,6 9 3,8 9 6
環 境 改 善 整 備 事 業 用 地	1 1,1 5 8.4 1	9 8 8,3 1 7,7 0 5
補 償	5 9 件	9 9,5 1 6,4 5 1
府 施 行 事 業 用 地	2 件	4 7 7,4 7 3
一 般 事 業 用 地	7 件	5 7.7 8 9,8 9 7
環 境 改 善 整 備 事 業 用 地	5 0 件	4 1,2 4 9,0 8 1
合 計	—	1 0,1 2 4,4 0 3,4 9 4
府 施 行 事 業 用 地	—	4 6 3,7 9 0,4 8 6
一 般 事 業 用 地	—	2,8 8 8,6 7 5,4 7 7
環 境 改 善 整 備 事 業 用 地	—	5,9 4 9,4 2 1,3 6 8
信 太 山 丘 陵 開 発 事 業 用 地	—	8 2 2,5 1 6,1 6 3

2. 備 品

種 別	数 量	金 額
備 品	1 0 4	8 3 6,5 4 2 ^円
車 輛	3	4 4 3,9 8 8
計	1 0 7	1,2 8 0,5 3 0

3. 基本財産

金額	備考
5,000,000 円	住友銀行和泉支店及泉州銀行和泉支店に定期預金

4. 現金預金

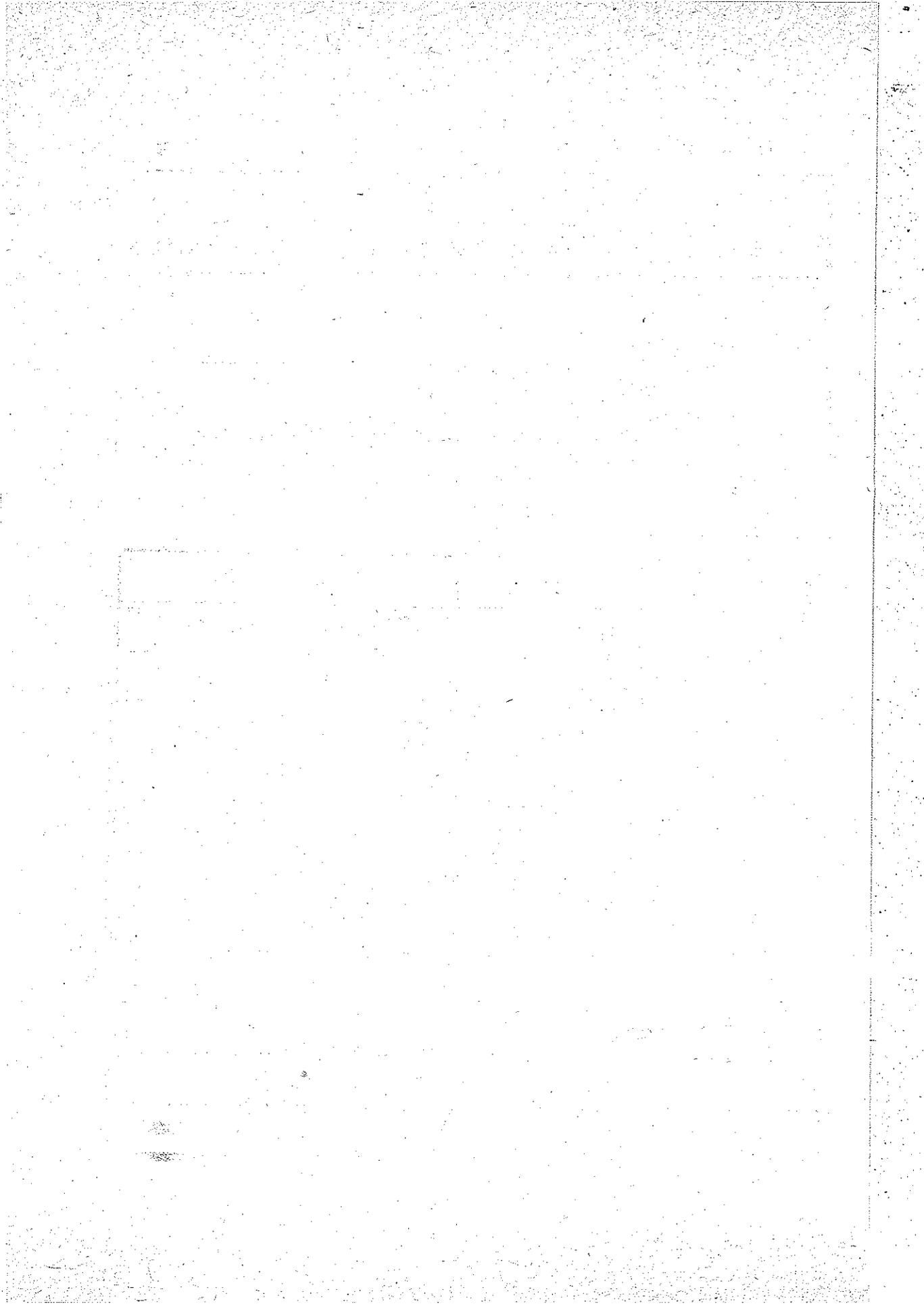
金額	備考
306,765,159 円	住友銀行和泉支店他6行に普通・通知預金

5. 借入金

借入先	金額
住友銀行	3,742,000,000 円
泉州銀行	3,685,500,000
大阪府都市整備協会	1,630,000,000
大阪府同和対策資金	2,870,000,000
尼崎浪速信用金庫	200,000,000
和泉市	90,000,000
計	10,750,500,000

6. 電話加入権

金額	備考
100,600 円	電話加入権



昭和51事業年度

事業実績報告書

昭和51事業年度和泉市土地開発公社事業実績報告書

1. 総 則

本年度も、昨年に引き続き、不況経済の情勢下における地方財政が困窮状態の中で、非常にきびしい情勢ではありましたが、当社は、前年度に引き続き、和泉市等からの依頼に基づき、公共用地の確保に努力を重ねてまいりました。

和泉市の最重点施策であります環境改善整備事業用地を年次別事業計画に基づき、重点的に買収を進めてまいりました。その結果、環境改善整備事業用地 18,177.41 m^2 1,860,411,874円、(仮称)池上小学校用地等一般公共事業用地として 39,211.41 m^2 644,115,751円の用地を取得いたしました。

尚、これに要した資金については住友、泉州、両銀行をはじめ、大阪府同和対策施設建設用地先行取得資金、尼崎浪速信用金庫等の貸付金融機関から 2,670,000,000円を借入れましたが、土地等の売却収入、前年度よりの繰越金等により 6,542,004,814円を償還いたしましたので、本年度末の借入残高は 1,075,500,000円(前年度末残高 14,622,504,814円)となりました。

又、公共事業の促進を図るため、当社で先行取得いたしておりました用地等を和泉市及び大阪府並びに公共用地の取得に伴う換地等に 19,183.59 m^2 2,220,214,789円で譲渡いたしました。

以上は本年度における事業概要であります。

昨今の厳しい行財政運営の折ではございますが、効率的な資金運用により、借入金残金に伴う金利負担の軽減と保有資産の効果的な処分の促進に全力を傾注し、和泉市の要望にそって公共事業が円滑に推進できるよう努め、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与する所存であります。

和泉市土地開発公社の昭和51年度事業実績は次のとおりである。

2. 公共事業の促進を図るため下記公共用地の先行取得を行なった。

事業名	土		地		建		物		債		合計金額
	筆数	面積 m ²	金額 円	件数	面積 m ²	金額 円	件数	金額 円	金額 円		
(府施行事業)											
池上、下宮線用地	1	404 00	19,129,872								19,129,872
合計	1	404 00	19,129,872								19,129,872
(一般事業)											
松尾寺公園緑地整備用地	4	26,438 00	79,444,325								79,444,325
黒島山公園緑地整備用地	1	198 00	5,999,994								5,999,994
唐国、池田線用地	3	67 41	2,122,580								2,122,580
(仮称)池上小学校用地	5	10,970 00	455,175,480	1	1,711 30	7,500,000	1	9,150,000			471,825,480
池上遺跡用地	1	147 00	5,880,000								5,880,000
その他公共事業用地	2	987 00	59,713,500								59,713,500
合計	16	38,807 41	608,335,879	1	1,711 30	7,500,000	1	9,150,000			624,986,879

事業名	土			地			建			物		補		合計金額
	筆数	面積 ㎡	金額 円	筆数	面積 ㎡	金額 円	件数	面積 ㎡	金額 円	件数	金額 円	金額 円		
													金額 円	
(環境改善整備事業)														
改良住宅用地	56	7,704	438,485,015	66	5,944	434,090,329	67	28,280,750	900,856,094					
地区内1号線用地	11	1,236	75,946,677	7	1,088	116,216,426	1	1,200,000	193,363,103					
地区内2号線用地	3	755	42,359,938	4	469	31,960,000	2	430,500	74,750,438					
地区内4号線用地	1	819	59,272,069						59,272,069					
地区内5号線用地	1	189	10,308,130	1	177	23,680,000			33,988,130					
地区内7号線用地	2	409	23,500,450	2	299	18,100,000	1	400,000	42,000,450					
幸小学校用地	3	706	46,030,067	7	621	53,838,000	1	200,000	100,068,067					
(仮称)青少年解放センター用地	1	9	392,070	1	7	50,000			442,070					
保育所用地	2	696	31,708,970	1	274	21,270,000			52,978,970					
身体障害者解放会館用地	3	296	19,725,420	2	241	25,096,000	3	1,500,000	46,321,420					
共同浴場用地	2	224	15,648,270	1	123	6,380,000			22,028,270					
公園用地	11	1,334	87,211,566	10	943	75,886,500	3	2,240,400	165,338,466					
代替用地	13	3,793	169,004,327						169,004,327					
合計	109	18,177	1,019,592,969	102	10,193	806,567,255	78	34,251,650	1,860,411,874					
総合計	126	57,388	1,647,058,720	103	11,904	814,067,255	79	43,401,650	2,504,527,625					

(1) 府施行事業
(池上下宮線用地)

所 在 地	地 番	地 目	面 積	単 価	取 得 金 額	契約年月日
伯太町5丁目	558-3	田	404 ^{m²}	円	19,129,872円	51. 7.29
合 計	土 地	1 筆	404		19,129,872	

(2) 一 般 事 業
(松尾寺公園緑地整備用地)

所 在 地	地 番	地 目	面 積	単 価	取 得 金 額	契約年月日
松尾寺町	1996-7	畑	3,629 ^{m²}	4,000円	14,516,000円	51. 8.30
鍛冶屋町	534-1	山林	19,001	3,025	57,478,025	51.10.15
"	"	"	2,700	1,518	4,098,600	"
"	534	"	1,108	3,025	3,351,700	52. 3.10
合 計	土 地	4 筆	26,438		79,444,325	

(黒島山公園緑地整備用地)

所 在	地 番	地 目	面 積	単 価	取 得 金 額	契 約 年 月 日
黒 島 町	1.670	原 野	198	30,303円	5,999,994円	51.9.2
合 計	土 地	1 筆	198		5,999,994	

(唐国池田線用地)

所 在	地 番	地 目	面 積	単 価	取 得 金 額	契 約 年 月 日
池 田 下 町	351	田	641	22,688円	145,430円	51.6.8
"	625	溜 池	32	18,150	580,800	"
"	"	堤 塘	29	18,150	526,350	"
"	609³₄		水利権		870,000	"
合 計	土 地	3	6741		2,122,580	

(仮称)池上小学校用地)

所 在	地 番	地 目	面 積	単 価	取 得 金 額	契 約 年 月 日
池 上 町	248-1	田	720	57,172円	41,163,840円	51.12.27
"	249	"	990	57,172	56,600,280	"
"	"	"	180	47,644	8,575,920	"

池	上町	393-1	溜池	7,758	38,418	298,046,844	52.3.31
"	"	393-2	堤	1,322	38,418	50,788,596	"
池	上町	248-1 249	建物	1,711	30	7,500,000	51.12.27
池	上町	248-1 249	補償			9,150,000	51.12.27
合	計	土地	5筆	10,970		455,175,480	
		建物	1件	1,711	30	7,500,000	
		補償	1件			9,150,000	
		計				471,825,480	

(池上遺跡用地)

所	在	地番	地目	面積	単価	取得金額	契約年月日
池	上町	73-1	田	147 [㎡]	40,000円	5,880,000円	51.10.1
合	計	土地	1筆	147		5,880,000	

(その他公共事業用地)

所	在	地番	地目	面積	単価	取得金額	契約年月日
伯太町	1丁目	330-2	田	494 [㎡]	60,500円	29,887,000円	51.12.28
"	"	330-1	"	493	60,500	29,826,500	52.3.16

所 在 地	地 番 地 目	面 積	単 価	取 得 金 額	契 約 年 月 日
合 計	土 地 2 筆	987 [㎡]		5,971,350.00円	

(3) 環境改善整備事業

(改良住宅用地)

所 在 地	地 番	地 目	面 積	単 価	取 得 金 額	契 約 年 月 日
幸 町	175	宅 地	72 [㎡]	63,525円	4,609,374円	51. 4.15
"	75-1	"	162	77	10,832,344	51. 4.28
"	148-5	"	71	60	4,115,210	51. 5.13
"	83-1	"	89	88	4,893,966	51. 5.27
"	85	"	172	95	10,254,205	51. 7. 8
山 手 町	71	"	203	30	11,684,667	51. 7. 9
幸 町	142	"	514	38	17,559,270	51. 7.15
"	"		借地権		1,785,432	"
"	"		"		1,785,432	"
"	"		"		7,811,971	"
王 子 町	186-4	宅 地	165	28	8,049,631	"
幸 町	138	"	158	67	8,927,726	51. 7.22

旭	町	188	宅地	137	32	57,500	7,895,900	51.7.22
"	"	189-1	"	99	17	57,500	5,702,275	"
幸	町	137	"	125	61		7,029,512	51.8.9
旭	町	218		借地権			2,601,885	51.8.19
"	"	"	宅地	125	61		3,902,828	"
山	手町	68	"	57	09	63,525	3,626,642	"
幸	町	117	"	112	36	21,175	2,379,223	51.8.26
山	手町	64	"	46	80	57,475	2,689,830	51.9.2
幸	町	84	"	65	88		3,945,882	51.9.17
"	"	141	"	150	41		8,189,974	51.9.22
旭	町	221		借地権			1,392,785	51.9.24
"	"	"	宅地	69	86		2,089,177	"
山	手町	63	"	49	45	57,475	2,842,138	51.10.14
旭	町	218	"	119	01		3,697,759	"
幸	町	138	"	42	97		2,417,750	51.11.26
"	"	"	"	56	20		3,162,149	"
"	"	81		借地権			7,896,666	51.11.30
旭	町	219		"			1,412,384	51.12.9
"	"	"		"			1,412,384	"

所	在	地番	地目	面積	単価	取得金額	契約年月日
幸	町	173		借地権	円	3,359,964	5.1.12/9
"	"	144	宅地	112.85	54,450	6,144,682	"
"	"	173	"	132.23		5,039,946	"
"	"	89	"	165.28		9,949,525	5.1.12.16
"	"	37-1	"	52.90		3,040,480	5.1.12.20
"	"	40	"	224	66,551	14,907,424	"
旭	町	218		借地権		2,465,173	5.1.10.14
幸	町	78	宅地	166.08	66,550	11,052,624	5.1.11.15
"	"	81		借地権		1,952,274	5.1.11.18
"	"	"		"		3,178,895	"
旭	町	218	宅地	173.88	51,785	9,004,378	"
"	"	"	"	79.34	51,785	4,108,621	"
幸	町	81	"	916.14	56,568	31,094,524	5.1.11.19
"	"	"		借地権		4,223,819	"
"	"	"		"		3,478,027	5.1.11.20
王子	町	193-3	宅地	167.51	52,000	8,710,520	5.1.12.23
幸	町	137	"	202.50		11,332,508	5.1.12.27
"	"	143	"	129.88		7,425,630	5.2.1.20

幸	町	81	宅地	171	90		10,191,951	52. 1.20
王	子	193-5	"	60	57	52,000	3,149,640	52. 2. 3
"	"	186-10	田	69	00	32,620	2,250,780	52. 2.12
幸	町	85	宅地	236	06	59,290	13,995,997	52. 2.17
"	"	"	"	79	32	59,290	4,702,882	"
"	"	173	"	125	78		7,990,174	52. 2.25
"	"	"	"	58	16	63,525	3,694,614	"
山	手	35	"	208	26	49,614	10,332,611	52. 3.10
"	"	34	"	221	48	57,800	12,801,544	"
王	子	196-3	"	185	12	70,500	13,050,960	52. 3.11
旭	町	218	"	83	97	51,785	4,348,386	52. 3.17
"	"	217	"	42	98	53,500	2,299,430	"
"	"	"	"	115	7.1	53,500	6,190,485	"
"	"	"	"	16	53	53,500	884,355	"
"	"	"	"	33	06	53,500	1,768,710	"
"	"	"	"	66	12	53,500	3,537,420	"
"	"	"	"	92	87	53,500	4,968,545	"
幸	町	182-1	"	151	57		8,711,485	"
"	"	143	"	84	26	57,173	4,817,397	52. 3.22

所	在	地番	地目	面積	単価	取得金額	契約年月日
幸	町	143	宅地	160	円	9,181,984	52.3.22
王子	町	188-7	"	49	51,500	2,550,280	52.3.28
幸	町	75-1	建物	89		8,668,000	51.4.28
"	"	148-5	"	55		3,200,000	51.5.13
旭	町	218	"	99		2,350,000	51.6.17
山手	町	71	"	4	29	74,600	51.7.8
幸	町	85	"	139	11	9,900,000	"
山手	町	71	"	125	40	6,000,000	51.7.9
幸	町	142	"	53	88	2,380,000	51.7.15
"	"	"	"	82	97	2,600,000	"
"	"	"	"	182	98	15,900,000	"
王子	町	186-4	"	187	85	13,000,000	"
幸	町	138	"	102	68	8,385,000	51.7.21
"	"	"	"	64	31	6,800,000	51.7.22
旭	町	188	"	80	50	6,200,000	"
幸	町	137	"	73	47	5,665,400	51.8.9
山手	町	68	"	80	14	5,173,400	51.8.19
"	"	64	"	35	22	1,670,000	51.9.2

山	手	町	64	建物	11	82		1,248,400	51.9.2
幸		町	84	"	2	37		100,000	51.9.16
"	"		"	"	39	28		2,755,000	51.9.17
"	"		141	"	128	85		1,135,979	51.9.22
旭		町	221	"	38	01		1,850,000	51.9.24
山	手	町	63	"	44	00		2,988,800	51.10.14
幸		町	138	"	49	39		2,850,000	51.11.26
"	"		"	"	30	12		1,800,000	"
"	"		81	"	296	31		23,200,000	51.11.30
旭		町	219	"	48	97		4,830,000	51.12.9
"	"		"	"	78	61		5,550,000	"
幸		町	173	"	99	39		7,600,000	"
"	"		144	"	168	36		16,130,000	"
"	"		89	"	71	63		6,020,000	51.12.16
"	"		40	"	238	93		24,060,000	51.12.20
旭		町	218	"	189	21		12,600,000	51.10.14
幸		町	78	"	135	69		7,600,000	51.11.15
旭		町	218	"	120	94		4,500,000	51.11.18
幸		町	81	"	137	75		8,640,000	"

所	在	地	番	地	目	面		積	單	價	取	得	金	額	契	約	年	月	日
						積	積												
旭	町	218		建物	52	42			円		3,150,000	00	00	00	5	1.1	1.18		
幸	町	81		"	3.9	50					1,900,000	00	00	00	"				
"	"	"		"	59	70					4,070,000	00	00	00	5	1.1	1.19		
"	"	"		"	21	63					2,220,000	00	00	00	"				
"	"	"		"	29	79					2,550,000	00	00	00	"				
"	"	"		"	95	66					6,800,000	00	00	00	5	1.1	1.20		
王	子	193-3		"	192	72					19,000,000	00	00	00	5	1.1	2.23		
幸	町	137		"	168	27					9,200,000	00	00	00	5	1.1	2.27		
"	"	143		"	81	38					7,805,000	00	00	00	5	2.	1.20		
"	"	81		"	154	05					13,400,000	00	00	00	"				
王	子	193-5		"	44	36					4,180,000	00	00	00	5	2.	2.3		
幸	町	85		"	143	75					11,300,000	00	00	00	5	2.	2.17		
"	"	173		"	32	61					3,381,000	00	00	00	5	2.	2.24		
"	"	157		"	84	97					7,105,000	00	00	00	5	2.	2.25		
山	手	34 35		"	116	93					11,400,000	00	00	00	5	2.	3.10		
"	"	35		"	42	62					1,870,000	00	00	00	"				
"	"	34		"	187	82					13,000,000	00	00	00	"				
王	子	196-3		"	108	84					8,430,000	00	00	00	5	2.	3.11		

旭	町	217	建物	17	76		1,000,000	52. 3.17
"	"	"	"	79	39		4,800,000	"
"	"	218	"	82	33		4,900,000	"
"	"	217	"	33	00		2,410,000	"
"	"	"	"	63	00		3,200,000	"
"	"	"	"	156	35		5,320,000	"
"	"	"	"	181	94		6,940,000	"
"	"	"	"	2	53		160,600	"
"	"	"	"	1	25		12,750	"
幸	町	182	"	137	84		19,750,000	"
"	"	143	"	100	02		6,763,500	52. 3.22
"	"	"	"	12	70		1,027,900	"
王	子 町	188-7	"	32	29		3,620,000	52. 3.28
幸	町	146	補償				1,400,000	51. 5. 6
"	"	85	"				201,000	"
"	"	148	"				500,000	51. 5.13
"	"	149	"				2,000,000	51. 6.15
山	手 町	71	"				1,200,000	51. 7. 1
"	"	"	"				160,000	51. 7. 8

所	在	地番	地目	面積	単価	取得金額	契約年月日
山手	町	71	補償	m ²	円	305,400円	51. 7. 8
幸	町	142	"			800,000	51. 7.15
"	"	"	"			405,100	"
王子	町	186	"			152,000	"
"	"	"	"			176,000	"
"	"	"	"			159,000	"
"	"	"	"			214,000	"
"	"	"	"			136,000	"
"	"	"	"			87,000	"
"	"	"	"			152,000	"
"	"	"	"			570,000	"
幸	町	138	"			166,800	51. 7.20
"	"	"	"			154,100	"
"	"	"	"			753,600	"
"	"	137	"			400,000	51. 8. 9
山手	町	64	"			171,600	51. 9. 2
幸	町	84	"			919,400	51. 9.16
王子	町	193-3	"			215,900	51.11.25

王	子	町	193-3	補償				220,500	51.1.1.25
"	"	"	"	"				184,000	"
"	"	"	"	"				182,000	"
"	"	"	"	"				173,000	"
幸		町	81	"				400,000	51.1.1.30
"	"	"	"	"				1,053,000	"
"	"	"	144	"				219,200	51.1.2.9
"	"	"	"	"				230,200	"
"	"	"	"	"				190,300	"
"	"	"	"	"				244,900	"
旭		町	219	"				176,800	"
"	"	"	"	"				198,100	"
"	"	"	218	"				148,900	51.1.0.14
"	"	"	"	"				279,000	"
"	"	"	"	"				155,200	"
"	"	"	"	"				190,400	"
"	"	"	"	"				244,000	"
"	"	"	"	"				143,800	"
"	"	"	"	"				176,900	51.1.1.4

所	在	地	番	地	目	面	積	単	価	取	得	金	額	契	約	年	月	日
旭	町	218		補	價	m ²			円		1,157,200	円		5	1	1	1	18
"	"	"		"	"						1,346,900			"				
"	"	"		"	"						338,800			"				
"	"	"		"	"						1,322,300			"				
幸	町	81		"	"						253,700			5	1	1	1	19
"	"	"		"	"						219,200			"				
"	"	"		"	"						197,500			"				
"	"	40		"	"						1,800,000			5	1	1	2	20
山	手	町	34	"	"						184,000			5	2	3	1	0
"	"	"		"	"						297,500			"				
"	"	"		"	"						329,300			"				
王	子	町	196-3	"	"						900,000			5	2	3	1	1
旭	町	217		"	"						145,800			5	2	3	1	7
"	"	"		"	"						166,300			"				
"	"	"		"	"						177,800			"				
"	"	"		"	"						109,200			"				
"	"	"		"	"						136,400			"				
"	"	"		"	"						156,100			"				

旭	町	217	補償				1,271,500	5.2. 3.17
"	"	"	"				379,900	"
"	"	"	"				190,400	"
"	"	"	"				440,700	"
"	"	"	"				346,350	"
幸	町	143	"				204,800	5.2. 3.22
合	計	土地	56筆	7,704	56		438,485,015	
		建物	66件	5,944	62		434,090,329	
		補償	67件				28,280,750	
		計					900,856,094	

(地区内1号線用地)

所	在	地	番	地	目	面	積	単	価	取	得	金	額	契	約	年	月	日
幸	町	175		宅	地	120 ^m	49	63,525	円	4,592,476	円			5.1.	4.15			
"	"	"				借地権				3,061,651				"	"			
"	"	75-2		宅	地	64	50	66,550		4,292,475				5.1.	4.28			
"	"	84		"	"	15	70			904,413				"	"			
"	"	85		"	"	193	95			11,499,295				5.1.	6.29			

所	在	地	番	地目	面	積	単	価	取	得	金	額	契約年月日
幸	町	84		宅地	13.7	04		円		7,848,640	円		51. 6.29
"	"	93		"	208	26		69,576		14,489,897			51. 8.19
伯太町4丁目		1081-2		"	155	36		45,000		6,991,200			51. 8.30
幸	町	88		"	56	19				3,450,515			51. 9.16
"	"	134-2		"	35	84		66,550		2,385,152			51.10.23
"	"	135		"	70	19				4,671,215			51.11.11
"	"	147		"	185	12		63,525		7,055,849			52. 3. 3
"	"	"			借地権					4,703,899			52. 3.10
幸	町	175		建物	117	55				1,000,000			51. 4.15
"	"	75-2		"	44	97				3,088,400			51. 4.28
"	"	85		"	195	98				23,260,826			51. 6.29
"	"	93		"	293	62				42,311,000			51. 8.19
"	"	88		"	81	74				10,260,000			51. 9.16
"	"	135		"	188	44				11,000,000			51.11.11
"	"	147		"	166	63				16,296,200			52. 3.10
幸	町	93		補償						1,200,000			51. 8.19

合 計	土 地	1 1 筆	1, 2 3 6	6 4	7 5, 9 4 6, 6 7 7
	建 物	7 件	1, 0 8 8	9 3	
	補 償	1 件			
	計				
					1 9 3, 3 6 3, 1 0 3

(地区内 2 号線用地)

所 在	地 番	地 目	面 積	単 価	取 得 金 額	契 約 年 月 日
幸 町	1 3 7	宅 地	3 2 3 ^{m²} 9 6	円	1 8, 1 2 9, 7 7 3 円	5 1. 6. 1 7
"	"	"	2 6 1	1 5	1 4, 6 1 4, 7 3 7	5 1. 7. 2 2
"	1 3 2	"	1 6 9	9 8	9, 6 1 5, 4 2 8	5 1. 7. 2 9
幸 町	1 3 7	建 物	8 8	1 6	6, 5 0 0, 0 0 0	5 1. 6. 1 7
"	"	"	3 8	7 3	5, 5 0 0, 0 0 0	"
"	"	"	1 8 8	0 7	1 2, 3 6 0, 0 0 0	5 1. 7. 2 2
"	1 3 2	"	1 5 4	5 8	7, 6 0 0, 0 0 0	5 1. 7. 2 9
幸 町	1 3 7	補 償			1 7 3, 7 0 0	5 1. 6. 1 5
"	"	"			2 5 6, 8 0 0	5 1. 7. 2 0

所 在	地 番	地 目	面 積	単 価	取 得 金 額	契 約 年 月 日
合 計	土 地	3 筆	7 5 5 ^{m²} 0 9	円	4 2,3 5 9,9 3 8 円	
	建 物	4 件	4 6 9 5 4		3 1,9 6 0,0 0 0	
	補 償	2 件			4 3 0,5 0 0	
	計				7 4,7 5 0,4 3 8	

(地区内 4 号線用地)

所 在	地 番	地 目	面 積	単 価	取 得 金 額	契 約 年 月 日
旭 町	9 5	宅 地	8 1 9 ^{m²} 8 3	7 2,2 9 8 円	5 9,2 7 2,0 6 9 円	5 1. 5. 1 4
合 計	土 地	1 筆	8 1 9 8 3		5 9,2 7 2,0 6 9	

(地区内 5 号線用地)

所 在	地 番	地 目	面 積	単 価	取 得 金 額	契 約 年 月 日
王 子 町	9 8 - 4	宅 地	1 8 9 ^{m²} 1 4	5 4,5 0 0 円	1 0,3 0 8,1 3 0 円	5 1. 1 2. 2
王 子 町	9 8 - 1	建 物	1 7 7 9 5		2 3,6 8 0,0 0 0	5 1. 1 0. 7

合 計	土 地	1 筆	1 8 9	1 4	1 0,308,130		
	建 物	1 件	1 7 7	9 5	2 3,680,000		
	計				3 3,988,130		

(地区区内7号線用地)

所 在	地 番	地 目	面 積	単 価	取 得 金 額	契 約 年 月 日
幸 町	8 6	宅 地	2 4 1 [㎡] 3 2	円	1 3,504,749円	5 1. 6. 2 4
"	8 5	"	1 6 8 5 9		9,995,701	5 1. 9. 3 0
幸 町	8 6	建 物	1 8 5 4 0		1 0,000,000	5 1. 6. 2 4
"	8 5	"	1 1 4 3 8		8,100,000	5 1. 9. 3 0
幸 町	8 5	補 償			4 0 0,000	5 1. 9. 3 0

合 計	土 地	2 筆	4 0 9	9 1	2 3,500,450		
	建 物	2 件	2 9 9	7 8	1 8,100,000		
	補 償	1 件			4 0 0,000		
計					4 2,000,450		

(幸小学校用地)

所	在	地番	地目	面積	単価	取得金額	契約年月日
幸	町	84	宅地	160.89	円	9,636,506	51.7.29
"	"	73	"	386.51	69,576	26,891,819	51.10.12
"	"	84	"	158.64		9,501,742	52.2.17
幸	町	84	建物	196.46		20,298,000	51.7.29
"	"	73	"	40.51		1,270,000	51.10.12
"	"	"	"	226.28		19,941,500	"
"	"	"	"	3.26		790,400	"
"	"	"	"	9.80		638,100	"
"	"	"	"	14.68		1,100,000	51.10.14
"	"	84	"	130.49		9,800,000	52.2.17
幸	町	73	補償			200,000	51.10.14
合	計	土地	3筆	706.04		46,030,067	
		建物	7件	621.48		53,838,000	
		補償	1件			200,000	
		計				100,068,067	

((仮称) 青少年解放センター用地)

所在	地番	地目	面積	単価	取得金額	契約年月日
山手町	125-4	宅地	97	39,325円	3,920,700円	51.8.5
山手町	125-4	建物	786		50,000	"
合計	土地	1筆	997		3,920,700	
	建物	1件	786		50,000	
	計				4,420,700	

(保育所用地)

所在	地番	地目	面積	単価	取得金額	契約年月日
王子町	742-1	畑	463	36,500円	16,899,500円	51.1.1.10
旭町	178	宅地	233	63,500	14,809,470	52.2.14
旭町	178	建物	274		21,270,000	52.2.14
合計	土地	2筆	696		31,708,970	
	建物	1件	274		21,270,000	
	計				52,978,970	

(身体障害者解放会館用地)

所	在	地	番	地	目	面	積	単	価	取	得	金	額	契	約	年	月	日
幸	町	56		宅	地	65	12		円			4,333,736	円	5.1.	9.30			
"	"	51		"	"	148	76					4,949,989		5.1.1	2.23			
"	"	"			借	地	権					4,949,989		"	"			
"	"	"		宅	地	82	52		66,550			5,491,706		5.2.	2.3			
幸	町	56		建	物	77	28					9,300,000		5.1.	9.30			
"	"	51		"	"	163	84					15,796,000		5.1.1	2.23			
幸	町	51		補	償							600,000		5.1.1	2.23			
"	"	"		"	"							400,000		"	"			
"	"	"		"	"							500,000		5.2.	2.14			
合		土	地	3	筆	296	40					19,725,420						
		建	物	2	件	241	12					25,096,000						
		補	償	3	件							1,500,000						
		計										46,321,420						

(共同浴場用地)

所在	地番	地目	面積	単価	取得金額	契約年月日
幸町	91	宅地	158 ^{m²} 14	69,576 ^円	11,002,748 ^円	5.1.10.14
"	92	"	66 77	69,575	4,645,522	5.2.3.19
幸町	91	建物	123 67		6,380,000	5.1.10.14
合計	土地	2筆	224 91		15,648,270	
	建物	1件	123 67		6,380,000	
	計				22,028,270	

(公園用地)

所在	地番	地目	面積	単価	取得金額	契約年月日
幸町	18	宅地	127 ^{m²} 27	66,550 ^円	8,469,819 ^円	5.1.5.19
"	132	"	101 52		5,742,783	5.1.5.20
"	"	"	105 78		5,983,763	5.1.8.19
"	"	"	98 86	56,568	5,592,314	5.1.9.9
"	21	"	176 95		12,311,473	5.1.10.21
"	128	"	113 81		7,918,444	5.1.1.18
"	14	"	204 37	69,576	14,219,247	5.1.1.2.23

所	在	地番	地目	面	積	単	価	取	得	金	額	契約年月日
幸	町	14	宅地	137	02	69,576	円	9,533,304	円			5.1.12.23
"	"	133	"	54	21			2,951,788				52.2.3
山	手町	112-2	"	79	64	63,525		5,059,131				52.3.17
幸	町	129	"	135	53			9,429,500				"
幸	町	18	建物	82	58			11,431,000				5.1.5.19
"	"	132	"	42	57			3,990,000				5.1.5.20
"	"	"	"	148	03			5,055,500				5.1.9.2
"	"	21	"	157	35			13,720,000				5.1.9.22
"	"	128	"	100	29			6,340,000				5.1.1.18
"	"	14	"	95	68			7,590,000				5.1.12.23
"	"	"	"	40	70			4,720,000				"
"	"	133	"	44	75			4,030,000				52.2.4
山	手町	112-2	"	107	39			6,710,000				52.3.17
幸	町	131	"	124	50			12,300,000				"
幸	町	132	補償					1,500,000				5.1.5.20
"	"	"	"					528,100				5.1.9.2
"	"	"	"					212,300				"

合 計	土 地	1 1 筆	1,334	96		87,211,566	
	建 物	10 件	943	84		75,886,500	
	補 償	3 件				2,240,400	
	計		2,278	80		165,338,466	

(代替用地)

所 在	地 番	地 目	面 積	単 価	取 得 金 額	契 約 年 月 日
王 子 町	1116-14	荒無地	297 ^{m²}	33,729円	10,017,513円	5.1.6.10
伯 太 町 6 丁 目	143	田	671	39,023	26,184,433	5.1.4.23
"	146	"	671	39,023	26,184,433	"
"	148	"	284	39,023	11,082,532	"
"	149	"	109	39,023	4,253,507	"
"	150	"	56	39,023	2,185,288	"
"	151	"	66	39,023	2,575,518	"
"	152	"	72	39,023	2,809,656	"
"	153	"	42	39,023	1,638,966	"
池 上 町	425-7	"	132	39,326	5,211,875	5.1.12.9
伯 太 町 6 丁 目	343-3	宅 地	694	66,551	46,200,369	5.2.2.24

所 在	地 番	地 目	面 積	単 価	取 得 金 額	契 約 年 月 日
伯 太 町 6 丁 目	3 4 1 - 2	田	1 8 ^{m²}	4 3, 8 6 3 円	7 8 9, 5 3 4 円	5 2. 3. 2 5
"	3 4 1 - 3	"	6 8 1	4 3, 8 6 3	2 9, 8 7 0, 7 0 3	5 2. 3. 2 5
合 計	土 地	1 3 筆	3, 7 9 3 7 4		1 6 9, 0 0 4, 3 2 7	

3. 公共事業の促進を図るため当公社にて先行取得した用地を下記により売り渡しを行なった。

事業名	種目	筆数 又は 件数	面積	譲渡 年月日	譲渡価格	取得価格	利子相当額	工事費	利子 相当額	事務費及び その他経費
府民センター用地	土地	1	145.43	51.9.24	7896736	4456517	978190			2462029
池上下宮線用地	"	4	871.00	52.3.18 52.3.26	45996592	36154779	7837377			2004436
府立高校建設用地	"	2	802.00	52.3.26	42947100	22038960	15153398			5754742
合 計	土地	7	1818.43		96840428	62650256	23968965			10221207
肥子池公園用地	土地	1	556.00	52.3.31	31908359	22177728	8908063			822568
北信太駅前線用地	"	1	366.00	"	31372043	19300000	11479543			592500
府中北通線用地	"	1	18.14	"	5256701	3868246	1200620			187835
池上遺跡用地	"	1	147.00	"	6411281	5880000	294881			236400
唐園池田線用地	"	12	244.28	"	5667145	4512677	840660			313808
合 計	土地	16	1331.42		80615529	55738651	22723767			2153111
改良住宅事業 第4ブロックA用地	土地	12	1771.03	52.3.31	113115331	101315940	8155674			3643717
第5ブロック用地	"	16	2661.04	"	177893734	159083683	13118038			5692013
環北 第8,9,10ブロック用地	"	14	1378.63	"	80329900	63812189	13920474			2597237

事業名	種目	筆数又は 件数	面積	譲渡 年月日	譲渡価格	取得価格	利子相当額	工事費	利子 相当額	事務費及び その他経費
改良住宅(第3団地) 改良住宅事業 第4ブロックB用地	土地	2	206.42 ^{m²}	52.3.31	15286958	14401618	375861			509479
	"	17	3081.97	"	176202626	127059088	44733412			4410126
北部第1住宅地 区改良事業	建物	45	3623.16	51.8.5	324186592	288641073	235066660			12038659
	補償 計	27		"	26282621	23408300	1749157			1125164
北部第1住宅地 区改良事業	建物	18	1743.56	51.12.7	126054888	114340100	6667592			5047196
	補償 計	17		"	5558154	5127300	174489			256365
北部第1住宅地 区改良事業	建物	1	120.94	52.2.25	4862928	4500000	108022			254906
	補償 計	4		"	4482421	4165200	108961			208260
北部第1住宅地 区改良事業	建物	48	4377.03	52.3.31	446829724	402403418	28773158			15653148
	補償 計	37		"	25389331	21948300	2366332			1074699
小計	土地	61	9099.09		562828549	465672518	80303459			16852572
	建物 補償 計	112 85	9867.69		901934132 61712527 1526475208	809884591 54649100 1330206209	59055632 4398939 143758030			32993909 2664488 52510969

境改善整備事業用地

地區內 3 號線用地	土地	2	332 00	52. 3.31	18290639	15770000	1640720	-	-	879919
地區內 4 號線用地	"	3	98 00	"	7999343	5285927	2448886	-	-	264530
地區內 5 號線用地	"	4	251 26	"	19169715	13428019	5039002	-	-	702594
地區內 7 號線用地	土地	5	153 24	"	11713378	9803173	1302140	-	-	608065
	建物	1	77 28	"	10261505	9300000	423663	-	-	537842
	計				21974883	19103173	1725803	-	-	1145907
環 境 改 善 整 備 事 業 用 地	土地	1	9 25	51. 4. 1	505908	405733	79888	-	-	20287
	"	3	233 41	51.11.30	13198192	10351036	2510731	-	-	336425
	建物	1	110 52	"	9258971	7534784	1222493	241162	27703	232829
	補償	3		"	2648119	2230000	306619	-	-	111500
	計				25105282	20115820	4039843	241162	27703	680754
旭 公 園 用 地	土地	1	452 00	52. 3.31	28994762	24614564	2860571	-	-	1519627
	建物	1	260 05	"	36779919	25232200	8508042	1584000	42681	1412996
	計				65774681	49846764	11368613	1584000	42681	2932623
王子西公園用地	土地	5	1345 14	52. 3.31	80663220	59001878	18530451	-	-	3130891
換地造成事業用地	"	1	158 22	"	18651000	10359154	5868315	1709000	140979	573552
合 計	土地	86	12131 61		762014706	614692002	120584163	1709000	140979	24888562
	建物	115	10312 54		958234527	851951575	69209830	1825162	70384	35177576
	補償	88			64360646	56879100	4705558	-	-	2775988
	計				1784609879	1523522677	194499551	3534162	211363	62842126

事業名	種目	筆数 又は 件数	面積	譲渡 年月日	譲渡価格	取得価格	利子相当額	工事費	利子 相当額	事務費及び その他経費
換地对策事業用地	土地	21	3902.13 m ²		258,148,953 円	208,661,062 円	448,377,511 円	483,476,511 円	58,597 円	△ 243,222 円
	建物	1	24.34		—	850,000	—	—	—	△ 850,000
	計				258,148,953	209,511,062	448,377,511	483,476,511	58,597	△ 1,093,222
総 合 計	土地	130	19,183.59		1,197,619,616	941,741,971	2,121,146,466	654,376,511	199,576	370,196,588
	建物	116	10,336.88		958,234,527	852,801,575	692,098,300	182,516,211	70,384	343,275,766
	補償	88			64,360,646	56,879,100	4,705,558	—	—	277,598,888
	計				2,220,214,789	1,851,422,646	2,860,300,344	836,892,722	269,960	741,232,222

(1) 府 施 行 事 業

(府 民 セ ン タ ー 用 地)

所在地	地番	目 地又 種目	面積	譲渡 年月日	譲渡価格	内 訳				
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	事務費及び その他経費
池上町	745-6	宅地	145.43 m ²	51. 9. 24	7,896,736 円	4,456,517 円	978,190 円	— 円	— 円	2,462,029 円
合 計	土地	1筆	145.43		7,896,736	4,456,517	978,190	—	—	2,462,029

(池上下宮線用地)

所在地	地番	地目 又は種目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内			訳		
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	工事費	事務費及び その他経費
伯太町5丁目	558-3	田	404.00 ^{m²}	52. 3. 18	20,796,266	19,129,872	782,596	—	—	—	883,798
伯太町6丁目	456-4	"	132.00	"	7,146,417	4,791,600	1,947,321	—	—	—	407,496
幸町	105-2	"	321.00	"	17,248,109	11,683,497	4,884,876	—	—	—	679,736
伯太町5丁目	556-4	"	14.00	52. 3. 26	805,800	549,810	222,584	—	—	—	33,406
合計	土地	4筆	871.00		45,996,592	36,154,779	7,837,377	—	—	—	2,004,436

(府立高校建設用地)

所在地	地番	地目 又は種目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内			訳		
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	工事費	事務費及び その他経費
伯太町2丁目	345	田	330.00 ^{m²}	52. 3. 26	17,671,500	9,068,400	6,233,589	—	—	—	2,369,511
"	349	"	472.00	"	25,275,600	12,970,560	8,919,809	—	—	—	3,385,231
合計	土地	2筆	802.00		42,947,100	22,038,960	15,153,398	—	—	—	5,754,742

(2) 一般事業

(肥子池公園用地)

所在地	地番	地又種目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内				事務費及びその他経費
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	
肥子町2丁目	68-1	溜池	556.00 ^{m²}	52. 3. 31	31,908,359 ^円	22,177,728 ^円	8,908,063 ^円	—	—	822,568 ^円
合計	±地	1筆	556.00		31,908,359	22,177,728	8,908,063	—	—	822,568

(北信太駅前線用地)

所在地	地番	地又種目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内				事務費及びその他経費
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	
太町	21-1	田	366.00 ^{m²}	51. 5. 31	31,372,043 ^円	19,300,000 ^円	11,479,543 ^円	—	—	592,500 ^円
合計	土地	1筆	366.00		31,372,043	19,300,000	11,479,543	—	—	592,500

(府中北通線用地)

所在地	地番	地又種目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内				事務費及びその他経費
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	
府中町7丁目	30-7	宅地	18.14 ^{m²}	52. 3. 31	5,256,701 ^円	3,868,246 ^円	1,200,620 ^円	—	—	187,835 ^円

合計	土地	1筆	1814	5,256,701	3,868,246	1,200,620	-	-	187,835
----	----	----	------	-----------	-----------	-----------	---	---	---------

(池上遺跡用地)

所在地	地番	地目 又は種目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内			事務費及び その他経費
						取得価格	利子相当額	工事費	
池上町	73-1	田	147.00 m ²	52. 3. 29	6,411,281	5,880,000	294,881	-	236,400
合計	土地	1筆	147.00		6,411,281	5,880,000	294,881	-	236,400

(唐国池田線用地)

所在地	地番	地目 又は種目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内			事務費及び その他経費
						取得価格	利子相当額	工事費	
池田下町	624-3	田	0.47 m ²	52. 3. 31	9,691	6,767	2,435	-	489
"	623-2	"	16.00	"	329,292	230,384	82,240	-	16,668
"	622-3	堤塘	2.00	"	41,146	28,798	10,266	-	2,082
"	559-3	"	19.00	"	439,601	321,860	94,785	-	22,956
"	619-3	溜池	34.00	"	786,665	575,960	169,626	-	41,079
"	3336-3	"	5.03	"	117,569	88,528	22,782	-	6,259
"	609-3	"	80.00	"	1,008,763	759,520	195,535	-	53,708

所在地	地番	地目 又種	面積	譲渡 年月日	譲渡価格	内			訳		
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	工事費	事務費及び その他経費
池田下町	609-4	堤塘	m ² 6.37	52. 3. 31	80,318	60,480	15,563	—	—	—	4,275
"	609-3	水利権		"	1,001,292	870,000	72,270	—	—	—	59,022
"	605	田	14 00	"	411,209	317,800	71,113	—	—	—	22,296
"	351	"	6 41	"	167,372	145,430	12,077	—	—	—	9,865
"	625	溜池	32 00	"	668,448	580,800	48,246	—	—	—	39,402
"	"	堤塘	29 00	"	605,779	526,350	43,722	—	—	—	35,707
合計	土地	1 2 筆	244 28		5,667,145	4,512,677	840,660	—	—	—	313,808

(3) 環境改善整備事業

(改良住宅第4ブロックA用地)

所在地	地番	地目 又種	面積	譲渡 年月日	譲渡価格	内			訳		
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	工事費	事務費及び その他経費
幸町	137	宅地	m ² 115 50	52. 3. 31	6,188,930	5,655,929	315,048	—	—	—	217,953
"	"	"	138 75	"	7,228,033	6,610,578	402,435	—	—	—	215,020
"	"	"	49 25	"	3,585,817	3,261,703	222,781	—	—	—	101,333

幸町	138	宅地	158.67	52.3.31	9,799,062	8,927,726	543,505	-	-	327,831
"	"	"	76.03	"	4,928,548	4,277,903	462,308	-	-	188,337
"	141	"	150.41	"	8,874,194	8,189,974	378,521	-	-	305,699
"	142	"	514.38	"	19,166,384	17,559,270	1,058,133	-	-	548,981
"	"	借地権		"	1,982,290	1,785,432	107,587	-	-	89,271
"	"	"	"	"	1,982,290	1,785,432	107,587	-	-	89,271
"	"	"	"	"	8,577,090	7,811,971	470,760	-	-	294,359
"	146	宅地	234.50	"	18,061,919	14,922,569	2,701,147	-	-	438,203
"	148-5	"	71.60	"	4,621,622	4,115,210	322,956	-	-	183,456
"	138	"	56.20	"	3,402,084	3,162,149	93,450	-	-	146,485
"	"	"	42.97	"	2,605,914	2,417,750	71,454	-	-	116,710
"	75-1	"	162.77	"	12,111,154	10,832,344	898,002	-	-	380,808
合計	土地	12筆	1,771.03		113,115,331	101,315,940	8,155,674	-	-	3,643,717

(改良住宅第5ブロック用地)

所在地	地番	地目 又は種目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内訳				
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	事務費及び その他経費
幸町	84	宅地	63.38 ^{m²}	52.3.31	4,189,821 ^円	3,834,416 ^円	182,594 ^円	- ^円	- ^円	172,811 ^円

所在地	地番	地種	目は	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内				訳	
							取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	事務費及びその他経費	
幸町	84	宅	地	65.88 ^{m²}	52. 3. 31	4,556,287	3,945,882	432,570	—	—	177,835	
"	85	"	"	139.50	"	10,700,531	8,882,702	1,502,195	—	—	315,634	
"	"	"	"	239.87	"	10,292,193	8,533,135	1,443,064	—	—	315,994	
"	"	"	借地権		"	7,257,365	5,688,756	1,337,947	—	—	230,662	
"	"	宅	地	172.95	"	11,259,068	10,254,205	638,508	—	—	366,355	
"	"	"	"	112.00	"	6,695,560	6,236,872	234,145	—	—	224,543	
"	86	"	"	20.00	"	1,216,213	930,718	238,959	—	—	46,536	
"	"	"	借地権		"	1,218,508	930,718	241,254	—	—	46,536	
"	"	宅	地	208.26	"	13,641,132	11,654,646	1,585,120	—	—	401,366	
"	"	"	"	156.75	"	9,900,056	9,003,166	598,478	—	—	298,412	
"	88	"	"	87.50	"	6,706,390	5,775,032	744,441	—	—	186,917	
"	"	"	"	63.00	"	4,909,233	4,242,739	503,383	—	—	163,111	
"	89	"	"	10.00	"	875,231	760,514	81,711	—	—	33,006	
"	"	"	"	156.36	"	10,869,634	9,412,558	1,114,700	—	—	342,376	
"	91	"	"	83.37	"	6,580,065	6,120,795	245,058	—	—	214,212	
"	78	"	"	166.08	"	11,799,329	11,052,624	360,390	—	—	386,315	
"	81	"	"	916.14	"	32,955,736	31,094,524	979,322	—	—	881,890	

幸町	81		借地権	52. 3. 31	2,111,912	1,952,274	62,025	-	-	97,613
"	"		"	"	4,543,560	4,223,819	133,027	-	-	186,714
"	"		"	"	8,443,155	7,896,666	249,590	-	-	296,899
"	"		"	"	3,745,717	3,478,027	108,569	-	-	159,121
"	"		"	"	3,427,038	3,178,895	100,988	-	-	147,155
合計	土地	12筆	2,661.04		177,893,734	159,083,683	13,118,038	-	-	5,692,013

(改良住宅第8.9.10ブロック用地)

所在地	地番	地目 又は種目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内 訳			
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額
旭町	188	宅地	126.32 ^m	52. 3. 31	8,162,235	7,430,502	452,354	-	279,379
"	221	"	69.86	"	2,298,110	2,089,177	105,366	-	103,567
"	"	借地権		"	1,526,012	1,392,785	63,588	-	69,639
"	218	宅地	110.00	"	3,598,248	3,277,184	173,183	-	147,881
"	"	借地権		"	2,410,962	2,184,789	121,988	-	104,185
山手町	9	宅地	76.03	"	6,802,819	5,289,864	1,294,260	-	218,695
"	26-3	"	66.37	"	3,170,158	2,110,009	964,243	-	95,906
"	26-5	"	29.64	"	1,410,929	986,300	375,314	-	49,315

所在地	地番	地又種	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内			訳		
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	工事費	事務費及びその他経費
山手町	63	宅地	49.45 ^{m²}	52. 3. 31	3,089,605	2,842,138	113,782	—	—	133,685	
"	64	"	46.80	"	2,948,887	2,689,830	131,464	—	—	127,593	
"	71	"	203.30	"	12,811,012	11,684,667	724,229	—	—	402,116	
"	68	"	57.09	"	3,983,363	3,626,642	191,656	—	—	165,065	
旭町	228-2	"	52.43	"	3,026,357	1,950,815	978,002	—	—	97,540	
"	259	"	99.17	"	4,932,062	3,299,980	1,480,083	—	—	151,999	
"	237-1	"	362.77	"	18,626,103	11,522,663	6,705,374	—	—	398,066	
"	218	"	29.40	"	1,533,038	1,434,844	45,588	—	—	52,606	
合計	土地	14筆	1,378.63		80,329,900	63,812,189	13,920,474	—	—	2,597,237	

(改良住宅第3団地)

所在地	地番	地又種	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内			訳		
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	工事費	事務費及びその他経費
幸町	40	宅地	153.52 ^{m²}	52. 3. 31	12,025,509	11,361,138	296,511	—	—	367,860	
"	37-1	"	52.90	"	3,261,449	3,040,480	79,350	—	—	141,619	
合計	土地	2筆	206.42		15,286,958	14,401,618	375,861	—	—	509,479	

(改良住宅第4ブロックB用地)

所在地	地番	地目 又は種目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内訳				事務費及び その他経費
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	
王子町	188-6	宅地	79.66 ^{m²}	52. 3. 31	4,303,411	2,771,212	1,401,391	—	—	130,808
"	186-5	田	69.00	"	3,567,224	2,400,372	1,050,838	—	—	116,014
"	186-3	宅地	201.65	"	12,242,939	10,370,052	1,503,636	—	—	369,251
"	186-4	"	165.28	"	8,920,188	8,049,631	569,069	—	—	301,488
"	186-9	"	66.11	"	3,501,704	2,299,834	1,089,877	—	—	111,993
"	186-8	田	66.00	"	3,412,996	2,296,008	1,005,148	—	—	111,840
"	186-11	"	16.00	"	872,700	605,008	237,442	—	—	30,250
"	186-12	"	115.00	"	6,245,697	4,348,495	1,706,748	—	—	190,454
"	188-1	宅地	422.61	"	26,628,520	20,454,746	5,552,406	—	—	621,368
"	186-15	雑種地	95.00	"	6,044,172	4,598,095	1,248,135	—	—	197,942
"	193-1	宅地	242.77	"	13,241,966	8,445,482	4,483,120	—	—	313,364
"	189	"	981.81	"	57,824,054	37,125,181	19,696,370	—	—	1,002,503
"	190-2	田	117.00	"	6,379,540	4,070,196	2,160,648	—	—	148,696
"	"	"	147.00	"	8,017,024	5,113,836	2,716,364	—	—	186,824
"	193-3	宅地	167.51	"	9,266,546	8,710,520	234,711	—	—	321,315
"	193-5	"	60.57	"	3,344,057	3,149,640	48,432	—	—	145,985

所在地	地番	地又種	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内 訳			
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額
王子町	186-10	田	69 ^m 00	"	2,389,888	2,250,780	29,077	-	110,031
合計	土地	17筆	3,081.97		176,202,626	127,059,088	44,733,412	-	4,410,126

(北部第1住宅地区改良事業)

所在地	地番	地又種	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内 訳			
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額
幸町	85	住宅	103 ^m 93	51.8.5	8,191,141	6,812,000	1,080,024	-	299,117
"	86	"	60.97	"	6,961,182	6,250,000	437,601	-	273,581
"	89	"	109.43	"	8,737,264	8,000,000	392,222	-	345,042
"	134	"	184.88	"	20,022,221	16,700,000	2,735,447	-	586,774
"	148	"	74.68	"	5,884,163	5,340,000	300,127	-	244,036
"	"	"	128.54	"	8,148,285	7,350,000	474,911	-	323,374
"	150	"	91.55	"	6,209,595	5,600,000	351,334	-	258,261
"	175	"	86.38	"	9,227,101	8,300,000	581,140	-	345,961
"	176	"	67.85	"	7,126,812	6,400,000	451,852	-	274,960
王子町	81-1	"	111.91	"	6,599,568	6,000,000	310,247	-	289,321

幸	町	176	住宅	85	84	51.	8.	5	6,546,740	5,810,000	473,825	-	-	262,915
王子	町	186-3	"	108	15	"	"	"	12,453,987	11,200,000	828,239	-	-	425,748
幸	町	86	"	27	57	"	"	"	3,245,606	2,915,000	184,896	-	-	145,710
"	"	"	"	29	98	"	"	"	3,343,768	3,000,000	193,863	-	-	149,905
"	"	"	"	25	61	"	"	"	1,059,313	942,800	60,913	-	-	55,600
"	"	88	"	101	00	"	"	"	9,387,057	8,500,000	528,266	-	-	358,791
"	"	"	"	61	37	"	"	"	3,879,337	3,464,000	234,104	-	-	181,233
"	"	138	"	52	10	"	"	"	5,001,120	4,600,000	180,837	-	-	220,283
"	"	147	"	44	26	"	"	"	4,360,037	3,960,000	202,399	-	-	197,638
"	"	56	"	41	82	"	"	"	4,470,968	4,000,000	263,263	-	-	207,705
"	"	89	"	49	53	"	"	"	4,351,004	4,000,000	154,918	-	-	196,086
"	"	132	"	97	45	"	"	"	8,480,579	7,200,000	973,343	-	-	307,236
"	"	"	"	42	57	"	"	"	4,271,125	3,990,000	84,003	-	-	197,122
"	"	75-2	"	44	97	"	"	"	3,334,915	3,088,400	83,493	-	-	163,022
"	"	75-1	"	89	35	"	"	"	9,270,960	8,668,000	234,342	-	-	368,618
"	"	148	"	55	50	"	"	"	3,444,089	3,200,000	73,246	-	-	170,843
"	"	175	"	117	55	"	"	"	10,716,843	10,000,000	306,541	-	-	410,302
"	"	88	"	102	12	"	"	"	8,555,673	7,700,000	520,395	-	-	335,278
"	"	"	"	70	09	"	"	"	8,126,444	7,350,000	472,777	-	-	303,667

所在地	地番	地目 又は種目	面積	譲渡 年月日	譲渡価格	内				訳	
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	事務費及び その他経費	
幸町	146	住宅	317.27 ^{m²}	51.8.5	29,890,334	26,000,268	3,028,333	—	—	861,733	
"	147	"	275.44	"	27,722,311	24,200,000	2,718,997	—	—	803,314	
"	15	"	76.26	"	9,493,462	8,720,000	427,523	—	—	345,939	
"	134	"	32.56	"	4,054,626	3,620,000	255,939	—	—	178,687	
"	135	"	152.15	"	18,431,929	16,666,400	1,207,700	—	—	557,829	
旭町	179	"	70.20	"	2,224,159	1,392,505	707,539	—	—	124,115	
幸町	137	"	88.16	"	6,881,350	6,500,000	86,716	—	—	294,634	
"	149	"	69.20	"	5,559,206	4,800,000	531,104	—	—	228,102	
"	"	"	112.37	"	10,592,421	9,200,000	1,017,963	—	—	374,458	
旭町	218	"	99.92	"	2,495,556	2,350,000	31,556	—	—	114,000	
幸町	85	倉庫	4.50	"	288,883	255,500	20,608	—	—	12,775	
"	148	物置	5.78	"	315,019	282,400	18,499	—	—	14,120	
"	147	上家	1.58	"	11,311	10,200	601	—	—	510	
"	134-1	住宅	15.41	"	2,457,361	2,190,000	154,835	—	—	112,526	
"	149	"	8.39	"	35,784	28,700	5,649	—	—	1,435	
"	56	"	27.02	"	2,325,983	2,084,900	124,730	—	—	116,353	
幸町	85	立退		51.8.5	216,055	201,000	5,005	—	—	10,050	

幸	町	85	立退		51. 8. 5	201,594	178,300	14,379	-	-	8,915
"	"	"	"		"	517,603	419,000	77,653	-	-	20,950
"	"	86	"		"	1,802,210	1,600,000	122,210	-	-	80,000
"	"	148	"		"	1,469,803	1,317,600	86,323	-	-	65,880
"	"	179	"		"	5,599,423	4,930,000	461,523	-	-	207,900
"	"	86	"		"	179,419	160,800	10,579	-	-	8,040
"	"	"	"		"	222,267	199,200	13,107	-	-	9,960
"	"	"	"		"	445,834	400,000	25,834	-	-	20,000
"	"	147	"		"	1,818,899	1,639,800	97,109	-	-	81,990
"	"	56	"		"	2,951,146	2,665,100	159,442	-	-	126,604
"	"	89	"		"	211,538	194,300	7,523	-	-	9,715
"	"	132	"		"	1,606,578	1,500,000	31,578	-	-	75,000
"	"	75-2	"		"	732,149	585,800	117,059	-	-	29,290
"	"	148	"		"	536,441	500,000	11,441	-	-	25,000
"	"	88	"		"	257,601	231,300	14,736	-	-	11,565
"	"	146	"		"	246,091	196,800	39,451	-	-	9,840
"	"	"	"		"	1,504,745	1,400,000	34,745	-	-	70,000
"	"	"	"		"	427,773	340,900	69,828	-	-	17,045
"	"	147	"		"	136,725	118,000	12,825	-	-	5,900

所在地	地番	地文種	目は目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内			訳		
							取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	事務費及びその他経費	
幸町	147	立	退	m ²	51. 8. 5	275,917	222,300	42,502	—	—	11,115	
"	"	"	"		"	253,468	202,700	40,633	—	—	10,135	
"	"	"	"		"	212,001	190,000	12,501	—	—	9,500	
"	134-1	"	"		"	1,766,612	1,565,000	123,362	—	—	78,250	
"	135	"	"		"	338,235	270,200	54,525	—	—	13,510	
"	149	"	"		"	224,731	180,200	35,521	—	—	9,010	
"	"	"	"		"	2,127,763	2,000,000	27,763	—	—	100,000	
合計	建物	4 5 件		3,623	16	324,186,592	288,641,073	23,506,860	—	—	12,038,659	
	補償	2 7 件				26,282,621	23,408,300	1,749,157	—	—	1,125,164	
	計					350,469,213	312,049,373	25,256,017	—	—	13,163,823	

(北部第1住宅地区改良事業)

所在地	地番	地文種	目は目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内			訳		
							取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	事務費及びその他経費	
幸町	86	住宅		m ²	51. 12. 7	10,848,156	10,000,000	395,527	—	—	452,629	
"	81	"	"	59	"	4,302,191	4,070,000	20,653	—	—	211,538	

幸	町	132	住宅	148 03	51. 12. 7	5,455,704	5,055,500	114,581	-	-	285,623
"	"	137	"	154 58	"	8,233,466	7,600,000	268,236	-	-	365,230
"	"	142	"	82 97	"	2,846,941	2,600,000	87,633	-	-	159,308
"	"	"	"	53 88	"	2,598,343	2,380,000	80,215	-	-	138,128
"	"	173	"	134 61	"	16,133,130	13,800,000	1,818,873	-	-	514,257
王	子 町	186	"	187 85	"	14,034,232	13,000,000	519,289	-	-	514,943
山	手 町	71	"	125 40	"	6,505,613	6,000,000	212,248	-	-	293,365
旭	町	221	"	38 01	"	1,997,704	1,850,000	36,216	-	-	111,488
幸	町	442	"	29 79	"	2,699,531	2,550,000	12,940	-	-	136,591
"	"	81	"	137 75	"	9,072,836	8,640,000	46,166	-	-	386,670
"	"	"	"	95 66	"	7,144,043	6,800,000	32,683	-	-	311,360
"	"	138	"	30 12	"	1,910,804	1,800,000	5,758	-	-	105,046
"	"	"	"	49 39	"	3,017,790	2,850,000	9,116	-	-	158,674
山	手 町	71	"	4 29	"	83,279	74,600	3,126	-	-	5,553
幸	町	172	"	204 50	"	26,820,396	23,050,000	2,993,067	-	-	777,329
"	"	81	"	21 63	"	2,350,729	2,220,000	11,265	-	-	119,464
幸	町	132	立退		51. 12. 7	568,395	528,100	13,890	-	-	26,405
"	"	"	"		"	227,724	212,300	4,809	-	-	10,615
"	"	142	"		"	441,536	405,100	16,181	-	-	20,255

所在地	地番	地種	目は目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内				訳	
							取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	事務費及び その他経費	
王子町	186	立退		m ²	51.12.7	233,246	214,000	8,546	—	—	—	10,700
"	"	"	"	"	"	191,828	176,000	7,028	—	—	—	8,800
"	"	"	"	"	"	173,300	159,000	6,350	—	—	—	7,950
"	"	"	"	"	"	165,669	152,000	6,069	—	—	—	7,600
"	"	"	"	"	"	165,669	152,000	6,069	—	—	—	7,600
"	"	"	"	"	"	94,824	87,000	3,474	—	—	—	4,350
"	"	"	"	"	"	621,267	570,000	22,767	—	—	—	28,500
"	"	"	"	"	"	148,231	136,000	5,431	—	—	—	6,800
山手町	71	"	"	"	"	174,114	160,000	6,114	—	—	—	8,000
"	"	"	"	"	"	1,312,685	1,200,000	52,685	—	—	—	60,000
"	"	"	"	"	"	332,346	305,400	11,676	—	—	—	15,270
幸町	81	"	"	"	"	267,672	253,700	1,287	—	—	—	12,685
"	"	"	"	"	"	208,377	197,500	1,002	—	—	—	9,875
"	"	"	"	"	"	231,271	219,200	1,111	—	—	—	10,960
合計	建物	18件		1,743.56		126,054,888	114,340,100	6,667,592	—	—	—	5,047,196
	補償	17件				5,558,154	5,127,300	174,489	—	—	—	256,365
	計					131,613,042	119,467,400	6,842,081	—	—	—	5,303,561

(北部第 1 住宅地区改良事業)

所在地	地番	地又種	目は目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内				事務費及びその他経費
							取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	
旭町	218	住宅	120 94	52. 2. 25	4,862,928	4,500,000	108,022	—	—	254,906	
旭町	218	立退		52. 2. 25	1,420,154	1,322,300	31,739	—	—	66,115	
"	"	"		"	1,450,911	1,346,900	36,666	—	—	67,345	
"	"	"		"	1,246,433	1,157,200	31,373	—	—	57,860	
"	"	"		"	364,923	338,800	9,183	—	—	16,940	
合計	建物	1件	120 94		4,862,928	4,500,000	108,022	—	—	254,906	
	補償	4件			4,482,421	4,165,200	108,961	—	—	208,260	
	計				9,345,349	8,665,200	216,983	—	—	463,166	

(北部第 1 住宅地区改良事業)

所在地	地番	地又種	目は目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内				事務費及びその他経費
							取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	
幸町	85	住宅	155 34	52. 3. 31	19,547,721	17,793,826	1,154,030	—	—	599,865	
"	"	"	139 11	"	10,921,621	9,900,000	616,449	—	—	405,172	
"	78	"	135 69	"	8,205,079	7,600,000	247,807	—	—	357,272	

所在地	地番	地目 又は種目	面積		譲渡 年月日	譲渡価格	内				事務費及び その他経費
			㎡	積			取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	
幸町	81	住宅	39	50	52. 3. 31	2,075,309	1,900,000	60,361	—	—	114,948
"	88	"	30	98	"	3,492,699	2,830,000	518,737	—	—	143,962
"	134-5	"	124	34	"	11,941,514	10,300,000	1,216,537	—	—	424,977
"	133	"	54	42	"	5,528,205	4,800,000	499,394	—	—	228,811
"	137	"	73	47	"	6,243,170	5,665,400	315,570	—	—	262,200
"	"	"	188	07	"	13,613,982	12,360,000	752,451	—	—	501,531
"	142	"	182	98	"	17,445,942	15,900,000	958,144	—	—	587,798
旭町	179	"	111	73	"	7,850,771	4,694,413	2,852,809	—	—	303,549
"	188	"	80	50	"	6,883,555	6,200,000	396,083	—	—	287,472
幸町	73	"	226	28	"	21,417,789	19,941,500	767,070	—	—	709,219
"	"	作業場	40	51	"	1,431,260	1,270,000	59,711	—	—	101,549
"	"	上家	3	26	"	867,082	790,400	37,162	—	—	39,520
"	"	物置	9	80	"	700,005	638,100	30,000	—	—	31,905
"	"	住宅	14	68	"	1,206,092	1,100,000	51,092	—	—	55,000
"	85	"	114	38	"	8,818,181	8,100,000	356,256	—	—	361,925
"	88	"	81	74	"	11,155,428	10,260,000	492,037	—	—	403,391
"	141	"	128	85	"	12,098,210	11,135,979	515,047	—	—	447,184

旭	町	218	住宅	189	21	52.	3. 31	13,625,672	12,600,000	504,463	—	—	521,209
山	手	町	64	35	22	"	"	1,853,018	1,670,000	81,612	—	—	101,406
"	"	68	"	80	14	"	"	5,702,907	5,173,400	273,394	—	—	256,113
"	"	26-5	"	24	45	"	"	1,683,223	1,172,000	445,981	—	—	65,242
幸	町	56	"	88	91	"	"	13,105,598	11,154,200	1,517,057	—	—	434,341
"	"	21	"	157	35	"	"	14,889,792	13,720,000	655,734	—	—	514,058
"	"	84	"	39	28	"	"	3,028,648	2,755,000	138,956	—	—	134,692
"	"	18	"	82	58	"	"	12,817,111	11,431,000	960,417	—	—	425,694
"	"	91	"	123	67	"	"	6,959,912	6,380,000	285,688	—	—	294,224
山	手	町	63	44	00	"	"	3,275,105	2,988,800	124,292	—	—	162,013
王	子	町	193-3	192	72	"	"	20,194,307	19,000,000	511,973	—	—	682,334
"	"	193-5	"	44	36	"	"	4,452,079	4,180,000	64,277	—	—	207,802
幸	町	137	"	38	73	"	"	6,119,209	5,500,000	375,656	—	—	243,553
"	"	88	"	245	69	"	"	39,167,689	34,109,000	4,003,672	—	—	1,055,017
"	"	93	"	293	62	"	"	45,787,244	42,311,000	2,236,040	—	—	1,240,204
"	"	40	"	238	93	"	"	25,542,767	24,060,000	627,937	—	—	854,830
山	手	町	64	11	82	"	"	1,381,559	1,248,400	64,730	—	—	68,429
幸	町	84	物置	2	37	"	"	110,699	100,000	5,431	—	—	5,268
"	"	"	住宅	37	93	"	"	5,718,441	4,950,000	542,651	—	—	225,790

所在地	地番	地種 又は 目	面積 m ²	譲渡 年月日	譲渡価格 円	内			訳		
						取得価格 円	利子相当額 円	工事費 円	利子相当額 円	事務費及び その他の経費 円	
											利子相当額 円
幸 町	138	住宅	102.68	52. 3. 31	9,254,490	8,385,000	512,882	—	—	—	356,608
"	"	"	64.31	"	7,506,182	6,800,000	413,962	—	—	—	292,220
"	86	"	90.74	"	12,584,528	10,670,000	1,505,531	—	—	—	408,997
"	144	"	168.36	"	17,198,002	16,130,000	469,722	—	—	—	598,280
"	36-1	"	2.30	"	249,972	200,000	39,198	—	—	—	10,774
"	86	"	4.00	"	127,782	100,000	22,782	—	—	—	5,000
"	13	店舗	6.68	"	1,360,802	1,087,700	218,717	—	—	—	54,385
"	"	住宅	21.15	"	965,428	769,800	157,138	—	—	—	38,490
"	"	"	10.20	"	723,943	578,500	116,518	—	—	—	28,925
幸 町	88	立退		52. 3. 31	1,088,215	847,200	198,655	—	—	—	42,360
"	133	"		"	1,477,691	1,276,000	137,891	—	—	—	63,800
"	137	"		"	196,458	173,700	14,073	—	—	—	8,685
"	"	"		"	287,848	256,800	18,208	—	—	—	12,840
山手町	64	"		"	187,959	171,600	7,779	—	—	—	8,580
旭 町	218	"		"	208,762	190,400	8,842	—	—	—	9,520
"	"	"		"	267,532	244,000	11,332	—	—	—	12,200
"	"	"		"	169,906	155,200	6,946	—	—	—	7,760

旭	町	218	立退		52. 3. 31	157,669	143,800	6,679	-	7,190
"	"	"	"		"	305,908	279,000	12,958	-	13,950
"	"	"	"		"	163,259	148,900	6,914	-	7,445
幸	町	84	"		"	1,015,339	919,400	49,969	-	45,970
王	子	193-3	"		"	197,407	182,000	6,307	-	9,100
"	"	"	"		"	239,167	220,500	7,642	-	11,025
"	"	"	"		"	234,176	215,900	7,481	-	10,795
"	"	"	"		"	199,579	184,000	6,379	-	9,200
"	"	"	"		"	187,644	173,000	5,994	-	8,650
幸	町	40	營業		"	1,936,973	1,800,000	46,973	-	90,000
"	"	88	"		"	4,805,320	4,135,800	485,446	-	184,074
"	"	93	"		"	1,334,742	1,200,000	74,742	-	60,000
"	"	134-5	"		"	911,121	780,000	92,121	-	39,000
"	"	137	"		"	446,056	400,000	26,056	-	20,000
"	"	142	"		"	897,894	800,000	57,894	-	40,000
"	"	73	"		"	219,288	200,000	9,288	-	10,000
"	"	85	"		"	438,214	400,000	18,214	-	20,000
"	"	138	立退		"	185,388	166,800	10,248	-	8,340
"	"	"	"		"	844,721	753,600	53,441	-	37,680

所在地	地番	地種 又は 目	面積 m ²	譲渡 年月日	譲渡価格 円	内				事務費及び その他経費 円
						取得価格 円	利子相当額 円	工事費 円	利子相当額 円	
幸町	138	立退		52. 3. 31	171,268	154,100	9,463			7,705
"	144	"		"	248,411	230,200	6,701			11,510
"	"	"		"	236,908	219,200	6,748			10,960
"	"	"		"	205,673	190,300	5,858			9,515
"	"	"		"	264,683	244,900	7,538			12,245
"	36-1	"		"	195,814	153,400	34,744			7,670
"	86	"		"	1,431,258	1,120,000	255,258			56,000
"	13	"		"	1,149,871	919,100	184,816			45,955
"	"	"		"	1,647,557	1,313,700	268,172			65,685
"	"	"		"	1,233,652	985,800	198,562			49,290
合計	建物	48件	4,377.03		446,829,724	402,403,418	28,773,158			15,653,148
	補償	37件			25,389,331	21,948,300	2,366,332			1,074,699
	計				472,219,055	424,351,718	31,139,490			16,727,847

(地区内3号線用地)

所在地	地番	地又種	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内				事務費及び その他経費
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	
尾井町	104 106 107 108	田	172.00 m ²	52. 3. 31	9,473,704 円	8,170,000 円	850,011 円	円	円	453,693 円
"	111-4	"	160.00	"	8,816,935	7,600,000	790,709	-	-	426,226
合計	土地	2筆	332.00		18,290,639	15,770,000	1,640,720	-	-	879,919

(地区内4号線用地)

所在地	地番	地又種	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内				事務費及び その他経費
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	
旭町	94	田	9.00 m ²	51. 3. 31	555,912 円	357,510 円	178,759 円	円	円	19,643 円
王子町	160	"	5.00	"	1,923,843	1,236,598	624,515	-	-	62,730
"	161	"	84.00	"	5,519,588	3,691,819	1,645,612	-	-	182,157
合計	土地	3筆	98.00		7,999,343	5,285,927	2,448,886	-	-	264,530

(地区内5号線用地)

所在地	地番	地又種	目は目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内 訳			
							取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額
幸町	3	宅地		15.14 ^{m²}	52. 3. 31	1,510,580	1,007,582	448,679	—	54,319
"	13	"		49.48	"	4,577,220	3,442,620	972,264	—	162,336
"	14	"		16.78	"	1,429,807	1,167,485	201,046	—	61,276
王子町	98-3	"		169.86	"	11,652,108	7,810,332	3,417,013	—	424,763
合計	土地	4筆		251.26		19,169,715	13,428,019	5,039,002	—	702,694

(地区内7号線用地)

所在地	地番	地又種	目は目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内 訳			
							取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額
幸町	54	田		58.53 ^{m²}	52. 3. 31	2,257,478	1,859,059	294,493	—	103,926
"	"	借地権			"	1,044,571	841,706	148,360	—	54,505
"	"				"	1,245,418	1,017,352	161,144	—	66,922
"	55	宅地		33.55	"	1,300,406	1,065,631	168,805	—	65,970
"	"	借地権			"	1,261,225	1,065,631	130,259	—	65,335
"	56	宅地		21.75	"	827,865	690,834	92,634	—	44,397

幸	町	56		借地権	52. 3. 31	829,428	690,834	94,171	-	-	44,423
"	"	"	宅地	16.73	"	637,838	531,386	71,253	-	-	35,199
"	"	"	借地権	22.68	"	638,868	531,386	72,267	-	-	35,215
"	"	"	宅地	22.68	"	1,670,281	1,509,354	68,754	-	-	92,173
幸	町	56	住宅	77.28	52. 3. 31	10,261,505	9,300,000	423,663	-	-	537,842
合 計	土地	5筆	153.24			11,713,378	9,803,173	1,302,140	-	-	608,065
	建物	1件	77.28			10,261,505	9,300,000	423,663	-	-	537,842
	計					21,974,883	19,103,173	1,725,803	-	-	1,145,907

(細街路用地)

所在地	地番	地種 又は 目	面積	譲渡 年月日	譲渡 価格	内 訳				
						取得 価格	利子 相当額	工事 費	利子 相当額	事務 費及び その他 経費
王子町	63	田	9.25 ^{m²}	51. 4. 1	505,908	405,733	79,888	-	-	20,287
合 計	土地	1筆	9.25		505,908	405,733	79,888	-	-	20,287

(細街路用地)

所在地	地番	地種又目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内 訳				
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	事務費及びその他経費
王子町	59	田	66.60 ^{m²}	51.11.30	3,827,352 ^円	2,921,275 ^円	811,045 ^円	— ^円	95,032 ^円	
"	60	"	92.14	"	5,309,531	4,041,536	1,122,069	—	145,926	
"	80	宅地	74.67	"	4,061,309	3,388,225	577,617	—	95,467	
王子町	80	住宅	110.52	51.11.30	9,258,971	7,534,784	1,222,493	241,162	27,703	232,829
王子町	80	立退		51.11.30	968,761	815,800	112,171	—	—	40,790
"	"	"		"	173,845	146,400	20,125	—	—	7,320
"	"	"		"	1,505,513	1,267,800	174,323	—	—	63,390
合計	土地	3筆	233.41		13,198,192	10,351,036	2,510,731	—	—	336,425
	建物	1件	110.52		9,258,971	7,534,784	1,222,493	241,162	27,703	232,829
	補償	3件			2,648,119	2,230,000	306,619	—	—	111,500
	計				25,105,282	20,115,820	4,039,843	241,162	27,703	680,754

(旭公園用地)

所在地	地番	地種又目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内 訳			
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額
旭町	85	田	452.00 ^{m²}	52.3.31	28,994,762 ^円	24,614,564 ^円	2,860,571 ^円	— ^円	1,519,627 ^円

旭町	85	住宅	260	05	52.	3.31	36,779,919	25,232,200	8,508,042	1,584,000	42,681	1,412,996
合計	土地	1筆	452	00			28,994,762	24,614,564	2,860,571	—	—	1,519,627
	建物	1件	260	05			36,779,919	25,232,200	8,508,042	1,584,000	42,681	1,412,996
	計						65,774,681	49,846,764	11,368,613	1,584,000	42,681	2,932,623

(王子西公園用地)

所在地	地番	地又種目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内訳				事務費及びその他経費
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	
王子町	77	田	155 ^{m²} 67	52. 3.31	9,396,488 ^円	6,828,154 ^円	2,187,294 ^円	—	—	381,040 ^円
"	76	"	285	02	17,166,450	12,501,833	4,004,780	—	—	659,837
"	79	"	385	63	22,852,566	16,914,889	5,048,506	—	—	889,171
"	63	"	30	49	1,861,739	1,337,383	428,398	—	—	95,958
"	62	"	488	33	29,385,977	21,419,619	6,861,473	—	—	1,104,885
合計	土地	5筆	1,345	14	80,663,220	59,001,878	18,530,451	—	—	3,130,891

(換地造成事業用地)

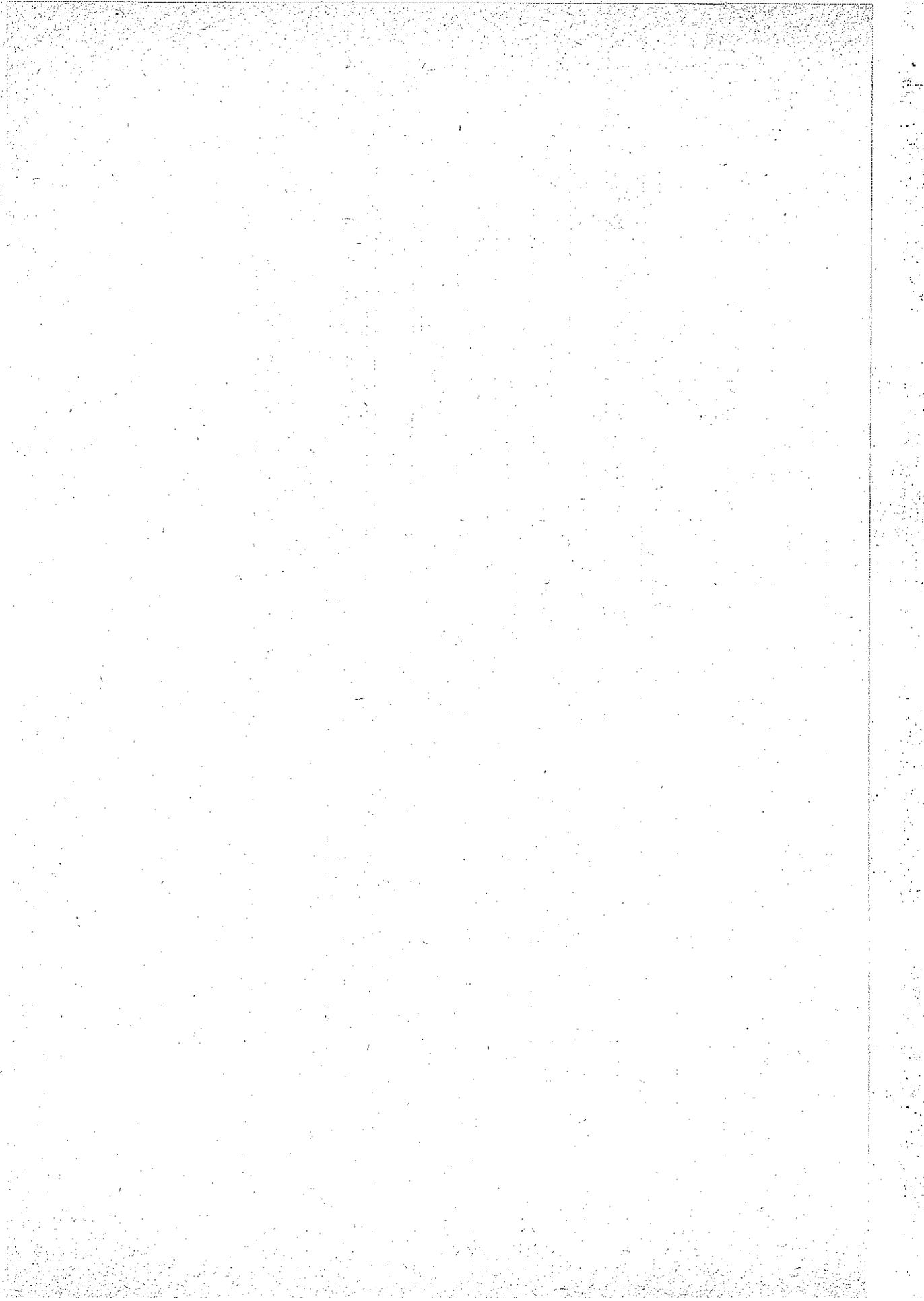
所在地	地番	地又種目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内訳				事務費及びその他経費
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	
池上町1丁目	423-9	宅地	158 ^{m²} 22	52. 3.31	18,651,000 ^円	10,359,154 ^円	5,868,315 ^円	1,709,000 ^円	140,979 ^円	573,552 ^円

所在地	地番	地又種目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内訳				
						取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額	事務費及びその他経費
合計	土地	1筆	158 ^m 22		18,651,000	10,359,154	5,868,315	1,709,000	140,979	573,552

(4) 換地对策事業
(換地对策事業用地)

区分	所在地	地番	地目又は種目	面積	譲渡年月日	譲渡価格	内訳				利子相当額	事務費及びその他経費	
							取得価格	利子相当額	工事費	利子相当額			
地区内1号線	幸町	9-1	宅地	175 ^m 00	51.6.3	6197250	10588105						
地区内5号線	池上町1丁目	423-8	"	141 ^m 51	51.6.5	10351225	8553937	1148912	356813				△4390855
公衆浴場	"	423-11	"	125 ^m 33	51.10.14	9593410	7576140	1585915	316026				115329
地区内5号線	"	423-10	"	127 ^m 60	51.10.21	9765079	7713156	1614852	321742				115329
改良住宅	"	423-6	"	189 ^m 63	51.11.30	13946912	11462581	1539503	478143				466685
地区内1号線	"	422-6	"	310 ^m 61	51.7.2	23020238	18420363	4588375					11500
改良住宅	"	422-7	"	155 ^m 55	51.7.15	11175738	9224711	1833027	118000				
地区内1号線	伯太町	1247-8	"	350 ^m 96	51.7.9	26541350	25071819	1439531					30000
改良住宅	"	1247-11	"	11 ^m 20	51.6.11	847000	800734	46266					

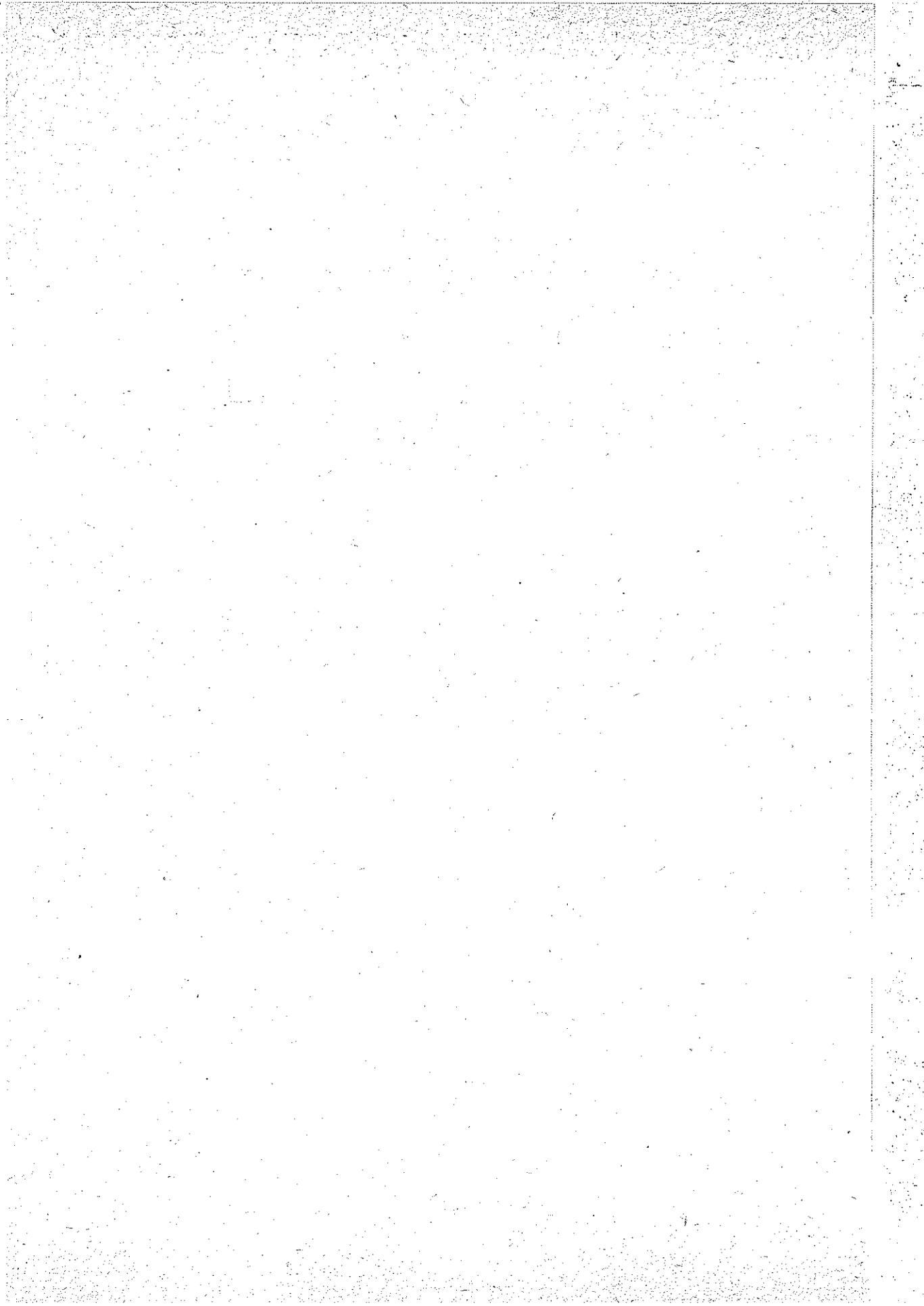
池上下宮線	伯太町5丁目	557-1	宅地	394	84	51. 7.29	191,298.72	127,194.44	603,271.5	—	—	377,713
地区内2号線	伯太町1丁目	298-7	"	265	18	51. 8. 6	188,508.50	117,400.53	542,514.4	1,383,257	—	302,396
地区内5号線	"	298-9	"	141	07	51. 9.29	100,282.43	624,572.8	288,574.4	735,896	—	160,875
改良住宅	池上町	824-8 824-9	"	562	74	51.12.20	425,572.12	348,977.58	765,945.4	—	—	—
"	"	824-10	"	28	30	52. 1.27	214,018.7	175,499.6	385,191	—	—	—
"	府中町5丁目	653-3	"	224	93	51. 7.12	1,248,361.5	654,484.5	255,879.9	1,124,888	58,597	219,648.6
地区内1号線	池上町	425-7	田	132	53	51.12.16	521,187.5	521,187.5	—	—	—	—
"	伯太町4丁目	1082-3	宅地	69	71	52. 1.22	286,193.0	241,729.1	364,882	—	—	79,757
幸小学校拡張	伯太町6丁目	144-11	"	171	55	51. 8.25	1,037,877.5	882,195.9	155,681.6	—	—	—
和泉南線	上町	743-1	"	117	86	52. 2.24	748,717.4	730,885.2	178,322	—	—	—
改良住宅	伯太町6丁目	596-8	"	206	03	52. 3.10	1,558,101.8	1,158,671.5	399,430.3	—	—	—
地区内1号線	幸町	9	住宅	24	34	51. 6. 3	—	850,000	—	—	—	△ 850,000
合計	土地	21筆		3,902	13		258,148,953	208,661,062	448,377.51	483,476.5	58,597	△ 243,222
	建物	1件		24	34		—	850,000	—	—	—	△ 850,000
	計						258,148,953	209,511,062	448,377.51	483,476.5	58,597	△ 109,322.2



昭和51事業年度

財 産 目 録

(昭和52年3月31日現在)



1. 公共事業用地

事業名	土		地		建		物		補		價		計	
	筆数	面積 ㎡	金額 円	件数	面積 ㎡	金額 円	件数	面積 ㎡	金額 円	件数	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円
府池上、下宮線用地	5	1,709.58	76,547,432				1		230,000				76,777,432	
府岸和田南海線用地	19	5,854.19	172,107,081	2	532.86	24,246,080	1		150,200				196,503,361	
府和泉、泉南線用地	9	1,339.57	70,891,172										70,891,172	
計	33	8,903.34	319,545,685	2	532.86	24,246,080	2		380,200				344,171,965	

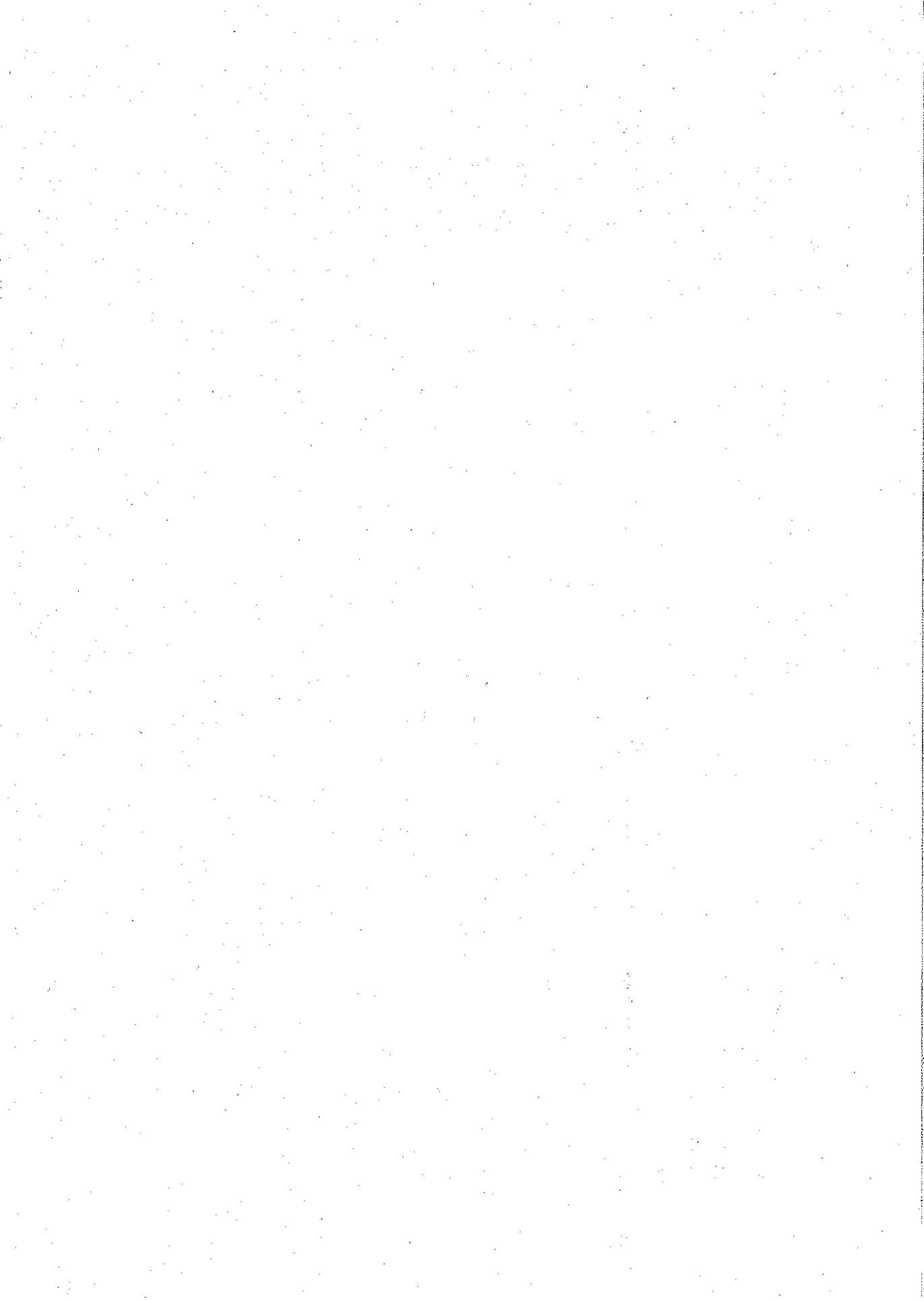
肥子池公園用地	1	669.64	26,687,506										26,687,506
小田池公園用地	3	15,835.00	292,930,000										292,930,000
松尾寺公園緑地整備用地	4	26,438.00	79,444,325										79,444,325
黒高山公園緑地整備用地	1	198.00	5,999,994										5,999,994
泉大津、阪本線用地	28	3,709.66	330,638,710				5		27,587,610				358,226,320
府中、北通線用地	2	170.14	47,875,353										47,875,353
東側2号線用地	1	223.00	11,192,500										11,192,500
府中駅前地区整備用地	1	865.00	172,169,600										172,169,600
(原)池上小学校用地	5	10,970.00	455,175,480	1	171.130	7,500,000	1		9,150,000				471,825,480
青少年会館用地	2	316.42	60,003,040										60,003,040
南松尾幼稚園用地	6	1,888.81	26,761,605				1		1,223,840				39,000,005
その他公共事業用地	36	16,522.40	742,979,286										742,979,286
計	90	77,806.07	2,251,852,399	1	171.130	7,500,000	7		48,976,010				2,308,328,409

改良住宅用地	33	3,984.32	220,687,481	30	2737.94	207,645,750	34		14,731,650				443,064,881
地区内1号線用地	35	4,713.51	281,788,542	5	579.21	49,950,880	1		14,500				331,884,422
地区内2号線用地	8	994.08	49,666,632				2		309,800				49,976,432
地区内4号線用地	1	819.83	59,272,069										59,272,069
地区内5号線用地	9	478.57	29,197,295	1	177.95	23,680,000							52,877,295
地区内7号線用地	3	152.89	985,6788										985,6788
細街路用地	3	317.83	16,097,558	2	237.19	11,918,600							28,016,158

事業名	土			地			建			物			補		債		計	
	筆数	面積㎡	金額	筆数	面積㎡	金額	件数	面積㎡	金額	金額	件数	金額	金額	金額	金額	金額	金額	
改 幸小学校用地	6	1,273.80	82,276,911	2		32,695	2		30,098,000								11,237,491	
普 (仮称) 青少年解放センター用地	3	176.34	6,934,736	1		7.86			500.00								6,934,736	
整 信大第2保育所用地	5	1,122.00	30,854,484														30,854,484	
備 保育所用地	5	808.94	37,025,966	1		27,465			21,270,000								58,295,966	
整 身体障害者解放会館用地	15	1,483.64	91,810,256	3		44,261			41,226,000								13,489,145	
備 共同浴場用地	9	901.22	54,936,401	1		140.14			15,200,000								70,136,401	
備 診療所拡張用地	1	203.44	12,923,526	1		201.72			29,076,474								42,000,000	
備 駐軍場用地	8	2,099.60	103,999,558	6		911.00			67,972,294								17,202,875	
備 公園用地	30	3,954.70	22,848,107	15		1,164.79			990,170								33,296,470	
備 王子西公園用地	5	1,252.22	58,123,280	1		28,295			2,233,500								80,958,280	
備 王子東公園用地	3	1,115.00	23,611,240														23,611,240	
備 旭公園用地	3	3,577.80	22,636,751														22,636,751	
備 児童公園用地	2	411.80	18,555,385	2		330.73			1,948,800								33,504,185	
備 公営住宅用地	4	1,005.74	5,142,653	2		620.32			61,899,400								125,669,131	
備 施設解放会館及び地区改良事務所用地	3	1,814.89	11,242,580	1		1,076.02			40,921,445								153,347,246	
備 その他公共用地	27	3,951.29	36,739,149	7		1,528.08			99,861,209								466,752,688	
備 代替用地	33	45,459.62	1,621,360,927	1		118.30			4,290,341								1,625,651,268	
計	309	87,073.07	37,950,714,34	32		1,115,841			84,134,589								467,167,277	

信太山丘陵開発事業用地																	
信太山丘陵開発事業用地	12	3,854.700	61,499,836														61,499,836
計	12	3,854.700	61,499,836														61,499,836

総 合 計	444	212,329.48	6,981,467,882	85		13,402.57			87,309,197								7,939,171,515
-------	-----	------------	---------------	----	--	-----------	--	--	------------	--	--	--	--	--	--	--	---------------



(1) 府施行事業用地

(池上、下宮線用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	池上町382	田	555 ^{m²}	27,701,160 ^円
"	" 773-1	"	742	28,281,330
"	" 772	"	267	10,176,705
"	" 1丁目398-3	宅地	118.58	9,326,435
"	伯太町4丁目11 ⁹ >-2	山林	27	1,061,802

補償	伯太町4丁目11 ⁹ >番地上	物件移転		230,000
----	----------------------------	------	--	---------

合計	土地	5筆	1,709.58	76,547,432
	補償	1件		230,000
	計			76,777,432

(岸和田南海線用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	伯太町4丁目953-4	宅地	568.39 ^{m²}	10,316,424 ^円
"	" " 1070-2	畑	477	5,771,600
"	" " 1071	"	264.46	3,200,000
"	" 5丁目768-5	田	246	11,162,496
"	" " 768-4	"	83	3,766,208
"	王子町756-3	畑	470	12,796,220
"	" 756-5	"	78	2,123,628
"	太町368-2	田	164	4,713,032

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	王子町749-3	畑	489	14,652,396
"	" 756-4	"	103	3,115,853
"	" 747-2	"	31	937,781
"	" 749-2	"	82	2,480,582
"	" 742-4	"	40	1,210,040
"	" 742-5	"	40	1,210,040
"	伯太町4丁目1083	宅地	386.77	18,720,054
"	上町401	田	948	26,382,840
"	伯太町4丁目950-1	"	468	15,295,176
"	" " 950-2	"	701	22,910,082
"	" " 1082-1	宅地	214.57	11,342,629

建物	伯太町4丁目1083	建物	127.14	5,006,000
"	" " 1082	"	405.72	19,240,080

補償	王子町749-3	井戸		150,200
----	----------	----	--	---------

合計	土地	19筆	5,854.19	172,107,081
	建物	2件	532.86	24,246,080
	補償	1件		150,200
	計			196,503,361

(和泉、泉南線用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	伯太町1丁目296-1	宅地	124.55	2,571,603
"	旭町90	田	36	2,170,725
"	伯太町6丁目307-1	宅地	344.83	18,693,839
"	池上町1丁目423-12	"	43.33	2,619,679
"	幸町9-2	"	14.80	895,400
"	伯太町6丁目326-3	"	246.46	14,617,297
"	" " 327	"	472.85	25,613,626
"	" " 325-3	"	29.75	1,666,804
"	旭町75	田	27	2,042,199

合計	土地	9筆	1,339.57	70,891,172
----	----	----	----------	------------

(2) 一般事業用地

(肥子池公園用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	肥子町2丁目68-1	溜池	596.86 ^{m²}	23,773,418 ^円
"	" " "	"	72.78	2,914,088

合計	土地	1筆	669.64	26,687,506
----	----	----	--------	------------

(小田池公園用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	小田町952-1	溜池	15,385 ^{m²}	279,654,635 ^円
"	" 78-2	"	19	345,365
"	" 135	雑種地	431	12,930,000

合計	土地	3筆	15,835.00	292,930,000
----	----	----	-----------	-------------

(松尾寺公園緑地整備用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	松尾寺町1996-7	畑	3,629 ^{m²}	14,516,000 ^円
"	鍛冶屋町534-1	山林	19,001	57,478,025
"	" "	"	2,700	4,098,600
"	" 534	"	1,108	3,351,700

合計	土地	4筆	26,438.00	79,444,325
----	----	----	-----------	------------

(黒鳥山公園緑地整備用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	黒鳥町 1670	原野	198 [㎡]	5,999,994 ^円

合計	土地	1筆	198.00	5,999,994
----	----	----	--------	-----------

(泉大津、阪本線用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	府中町 6丁目 310-2	田	113 [㎡]	25,542,500 ^円
"	伯太町 2丁目 311-2	"	39	1,657,500
"	府中町 6丁目 309-3	"	338	37,653,000
"	" " 362-3	"	250	13,370,000
"	" " 364-2	宅地	152.06	10,644,200
"	" " 365-2	"	119.00	8,330,000
"	" " 407-2	田	217	14,966,490
"	" " 507-2	"	6.61	489,887
"	" 5丁目 507-4	"	78.39	5,809,718
"	" " 502-5	"	2.33	171,255
"	" 6丁目 402-2	"	25	1,890,625
"	" " 401-2	"	114	8,621,250
"	" " 230	"	1.87	164,045
"	" " 366-2	"	107	8,415,550
"	" " 483	"	3.07	225,645
"	" " "	宅地	8.96	658,560
"	" 5丁目 518-4	田	154	11,319,000

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	府中町5丁目505-5	宅地	151.87	12,301,470 ^円
"	" " 518-5	田	147	10,804,500
"	" " 482-4	"	3.50	275,275
"	" 6丁目111	"	300	32,670,000
"	" " 110	"	222	22,832,700
"	" " 229	"	631	59,172,025
"	" " 406-2	"	66	5,741,450
"	" " 412-2	"	59	5,018,265
"	" " 368-2	"	119	9,438,000
"	" " 408-2	"	132	10,381,800
"	" " 400-2	"	149	12,069,000

補償	府中町6丁目364-2	物件移転		8,970,000
"	" " "	立退		3,330,000
"	" " 366-2	物件移転		500,000
"	" 5丁目505-1	"		14,687,610
"	" " 518-1	"		100,000

合計	土地	28 筆	3,709.66	330,633,710
	補償	5 件		27,587,610
	計			358,221,320

(府中北通線用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	府中町7丁目30-5	宅地	242.1 ^{m²}	6,812,403 ^円
"	" " 30-6	"	145.93	4,106,295.0

合計	土地	2筆	170.14	47,875,353
----	----	----	--------	------------

(東側2号線用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	府中町130-1	田	223 ^{m²}	11,192,500 ^円

合計	土地	1筆	223.00	11,192,500
----	----	----	--------	------------

(府中駅前地区整備事業用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	府中町1丁目1177-4	田	865 ^{m²}	172,169,600 ^円

合計	土地	1筆	865.00	172,169,600
----	----	----	--------	-------------

((仮称)池上小学校用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	池上町248-1	田	720 ^{m²}	41,163,840 ^円
"	" 249	"	990	56,600,280
"	" 249	"	180	8,575,920
"	" 393-1	溜池	7,758	298,046,844

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	池上町 393-2	堤	1,322 [㎡]	50,788,596 ^円

建物	池上町 248-1 249	倉庫	1,711.30	7,500,000
----	------------------	----	----------	-----------

補償	池上町 248-1 249	移植		9,150,000
----	------------------	----	--	-----------

合計	土地	5 筆	10,970.00	455,175,480
	建物	1 件	1,711.30	7,500,000
	補償	1 件		9,150,000
	計			471,825,480

(青少年会館用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	府中町 7丁目 7-1	宅地	214.51 [㎡]	40,677,745 ^円
"	" " 7-6	"	101.91	19,325,295

合計	土地	2 筆	316.42	60,003,040
----	----	-----	--------	------------

(南松尾幼稚園用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	久井町 512-1	山林	6 [㎡]	1,969,368 ^円
"	" 505-1	"	411	5,419,035
"	" 507	宅地	148.03	2,373,364
"	" 507-2	"	1,242.15	16,588,913

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	久井町511-3	山林	19 ^{m²}	304,627 ^円
"	" 511-4	"	6.63	106,298

補償	久井町 507 508	物件移転		12,238,400
----	----------------	------	--	------------

合計	土地	6筆	1,888.81	26,761,605
	補償	1件		12,238,400
	計			39,000,005

(その他公共事業用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	伯太町1丁目328	田	674 ^{m²}	37,737,260 ^円
"	" " 209	"	317	21,129,952
"	" " 206-2	"	9.91	554,860
"	" " 206-1	"	158	8,846,420
"	" " 208	"	366	19,948,883
"	" " 207	"	522	29,226,780
"	" " 210-1	"	611	41,244,333
"	" " 329	"	360	19,621,800
"	" " 197-1	宅地	1,081.12	60,437,851
"	" " 197-2	"	680.85	45,890,652
"	" " 200	"	618.18	37,372,072
"	" " 201	"	386.77	23,382,180
"	" " 196-3	田	135	9,099,270

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	伯太町1丁目213-2	宅地	13.22	891,055 ^円
"	" " 196-6	田	105	5,869,815
"	" " 330-2	"	494	29,887,000
"	" " 330-1	"	493	29,826,500
"	" 2丁目320	"	476	25,486,468
"	" " 321-1	"	270	14,456,610
"	" " 319	"	664	35,552,552
"	" " 321-2	"	258	13,814,094
"	" " 322	"	396	21,203,028
"	池上町197-2	宅地	694.57	36,600,475
"	葛ノ葉町739	田	433	22,299,500
"	伯太町4丁目103-2	雑種地	132	3,194,400
"	" " 104-1	"	1,527	36,953,400
"	" " 104-3	"	33	798,600
"	" " 119-2	"	0.52	12,584
"	" " 119-3	"	1,910	46,222,000
"	" " $\begin{matrix} 124 \\ 125 \end{matrix} > -2$	"	171	4,138,200
"	" " $\begin{matrix} 124 \\ 125 \end{matrix} > -3$	"	1,338	32,379,600
"	" " 135-2	"	148	3,581,600
"	" " 973-6	"	6.61	15,9962
"	" " 973-7	"	52	1,258,400
"	" " 1617	宅地	126.65	3,064,930
"	" " 135-5	雑種地	861	20,836,200

合計	土地	36筆	16,522.40	742,979,286
----	----	-----	-----------	-------------

(3) 環境改善整備事業用地

(改良住宅用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	山手町179-2	宅地	254.34	8,232,731 ^円
"	幸町161	"	87.17	3,032,469
"	"43	借地権		1,900,123
"	"175	宅地	72.56	4,609,374
"	"83-1	"	89.88	4,893,966
"	旭町189-1	"	99.17	5,702,275
"	幸町117	"	112.36	2,379,223
"	旭町218	"	119.01	3,697,759
"	"218	借地権		2,465,173
"	"218	宅地	144.48	7,569,534
"	"218	"	79.34	4,108,621
"	"219	借地権		1,412,384
"	"219	"		1,412,384
"	幸町173	"		3,359,964
"	"144	宅地	112.85	6,144,682
"	"173	"	132.23	5,039,946
"	"89	"	165.28	9,949,525
"	"137	"	202.50	11,332,508
"	"143	"	129.88	7,425,630
"	"81	"	171.90	10,191,951
"	"85	"	236.06	13,995,997
"	"85	"	79.32	4,702,882

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	幸町 173	宅地	125.78	7,990,174 ^円
"	" 173	"	58.16	3,694,614
"	山手町 35	"	208.26	10,332,611
"	" 34	"	221.48	12,801,544
"	王子町 196-3	"	185.12	13,050,960
"	旭町 218	"	83.97	4,348,386
"	" 217	"	42.98	2,299,430
"	" 217	"	115.71	6,190,485
"	" 217	"	16.53	884,355
"	" 217	"	33.06	1,768,710
"	" 217	"	66.12	3,537,420
"	" 217	"	92.87	4,968,545
"	幸町 182-1	"	151.57	8,711,485
"	" 143	"	84.26	4,817,397
"	" 143	"	160.60	9,181,984
"	王子町 188-7	"	49.52	2,550,280

建物	旭町 218	住宅	52.42	3,150,000
"	幸町 81	"	296.31	23,200,000
"	旭町 219	"	48.97	4,830,000
"	" 219	"	78.61	5,550,000
"	幸町 173	"	99.89	7,600,000
"	" 89	"	71.63	6,020,000
"	" 137	"	168.27	9,200,000

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
建物	幸町 143	住 宅	81.38 ^{m²}	7,805,000 ^円
"	" 81	"	154.05	13,400,000
"	" 85	"	143.75	11,300,000
"	" 173	"	32.61	3,381,000
"	" 157	"	84.97	7,105,000
"	山手町 $\frac{34}{35}$	"	116.93	11,400,000
"	" 35	"	42.62	1,870,000
"	" 34	"	187.82	13,000,000
"	王子町 196-3	"	108.84	8,430,000
"	旭町 217	"	17.76	1,000,000
"	" 217	"	79.39	4,800,000
"	" 218	"	82.33	4,900,000
"	" 217	"	33.00	2,410,000
"	" 217	"	63.00	3,200,000
"	" 217	"	156.35	5,320,000
"	" 217	"	181.94	6,940,000
"	" 217	"	2.53	160,600
"	" 217	物 置	1.25	12,750
"	幸町 182	住 宅	137.84	19,750,000
"	" 143	"	100.02	6,763,500
"	" 143	"	12.70	1,027,900
"	王子町 188-7	"	32.29	3,620,000
"	幸町 176	"	68.97	10,500,000

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
補償	幸町 41	立退補償	m ²	164,900 ^円
"	" 41	"		181,200
"	" 43	"		945,300
"	" 88	"		227,300
"	" 86	"		122,000
"	" 86	"		148,900
"	" 88	"		227,300
"	" 88	"		178,800
"	" 183	"		2,550,000
"	" 86	"		974,300
"	" 86	"		193,300
"	" 86	"		1,102,700
"	" 88	"		274,800
"	旭町 218	"		176,900
"	幸町 81	営業補償		400,000
"	" 81	立退補償		1,053,000
"	旭町 219	"		176,800
"	" 219	"		198,100
"	山手町 34	"		184,000
"	" 34	"		297,500
"	" 34	"		329,300
"	王子町 196-3	営業補償		900,000
"	旭町 217	立退補償		145,800
"	" 217	"		166,300

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
補償	旭町 217	立退補償	m ²	177,800 ^円
"	" 217	"		109,200
"	" 217	"		136,400
"	" 217	"		156,100
"	" 217	"		1,271,500
"	" 217	"		379,900
"	" 217	"		190,400
"	" 217	"		440,700
"	" 217	"		346,350
"	幸町 143	"		204,800

合計	土地	33 筆	3,984.32	22,068,748.1
	建物	30 件	2,737.94	20,764,575.0
	補償	34 件		14,731,650.0
	計			44,306,488.1

(地区内1号線用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	幸町 174	宅地	36.77	4,983,975 ^円
"	" 136	"	208.24	13,673,758
"	" 84	借地権		2,229,954
"	" 84	宅地	110.95	3,875,903
"	" 84	借地権		4,287,439
"	" 139	田	595.88	16,872,946

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	幸町 84	宅地	176.98 ^{m²}	6,431,158 ^円
"	" 139	借地権		5,092,857
"	" 86	"		558,430
"	" 86	宅地	33.22	558,430
"	" 134-3	"	187.28	1,246,367
"	" 175	"	100.65	5,272,177
"	" 84	借地権		2,459,767
"	" 84	宅地	102.67	3,689,651
"	" 175	借地権		3,514,784
"	" 140	宅地	114.53	7,445,148
"	" 84	"	89.10	3,307,752
"	" 84	借地権		2,205,168
"	" 146	宅地	162.19	10,277,163
"	" 183-1	"	535.21	3,154,625
"	" 183-4	"	79.41	5,117,816
"	" 147	借地権		3,768,350
"	" 85	宅地	36.63	1,560,045
"	" 147	"	127.50	5,652,525
"	" 86	"	53.22	2,978,296
"	" 135	"	287.33	19,122,098
"	" 86	"	106.47	5,958,274
"	" 175	"	45.14	2,996,613
"	" 88	"	234.34	14,390,350
"	" 175	借地権		1,078,827

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	幸町175	宅地	33.07	1,618,240 ^円
"	" 173	借地権		297,033
"	" 173	宅地	17.59	445,549
"	" 175	"	120.49	4,592,476
"	" 175	借地権		3,061,651
"	" 75-2	宅地	64.50	4,292,475
"	" 84	"	15.70	904,413
"	" 85	"	193.95	11,499,295
"	" 84	"	131.04	7,848,640
"	" 93	"	208.26	14,489,897
"	伯太町4丁目1081-2	"	155.36	6,991,200
"	幸町88	"	56.19	3,450,515
"	" 84	"	2.50	111,466
"	" 134-2	"	35.84	2,385,152
"	" 135	"	70.19	4,671,215
"	" 147	"	185.12	7,055,849
"	" 147	借地権		4,703,899

建物	幸町135	住宅	44.91	7,133,600
"	伯太町4丁目1081	"	138.59	10,054,080
"	幸町85	"	40.64	5,467,000
"	" 135	"	188.44	11,000,000
"	" 147	"	166.63	16,296,200

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
補償	幸町175	立退補償	m ²	145,000 ^円

合計	土地	35 筆	4,713.51	281,788,542
	建物	5 件	579.21	49,950,880
	補償	1 件		145,000
	計			331,884,422

(地区内2号線用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	山手町26-4	宅地	68.91	1,828,069 ^円
"	" 26-3	"	43.85	1,557,671
"	" 46	"	161.98	6,614,939
"	" 47	"	142.14	5,804,713
"	幸町137	"	274.71	14,868,070
"	" 137	"	122.40	8,004,159
"	" 132	"	169.98	9,615,428
"	" 137	"	10.11	1,373,583

補償	幸町135	立退補償		154,900
"	" 135	"		154,900

合計	土地	8 筆	994.08	49,666,632
	補償	2 件		309,800
	計			49,976,432

(地区内4号線用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	旭町95	宅地	819.83 ^{m²}	59,272,069 ^円

合計	土地	1筆	819.83	59,272,069
----	----	----	--------	------------

(地区内5号線用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	幸町77	宅地	144.6 ^{m²}	1,001,567 ^円
"	" 30	"	124.7	2,790,672
"	" 38	"	49.67	849,028
"	" 38	借地権		1,135,629
"	" 27	田	328.2	1,620,894
"	" 76	宅地	225.0	1,274,996
"	" 32	借地権		1,710,275
"	" 32	宅地	39.13	2,030,817
"	旭町257	"	47.90	2,929,001
"	王子町98-4	"	189.14	10,308,130
"	幸町40	"	70.48	3,546,286

建物	王子町98-1	住宅	177.95	23,680,000
----	---------	----	--------	------------

合計	土地	9筆	478.57	29,197,295
	建物	1件	177.95	23,680,000
	計			52,877,295

(地区内7号線用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	幸町86	借地権	m ²	907,972 ^円
"	"86	宅地	11.73	688,404
"	"86	"	84.57	4,501,583
"	"85	"	56.59	3,758,829

合計	土地	3筆	152.89	9,856,788
----	----	----	--------	-----------

(細街路用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	旭町213-1	宅地	35.39 ^{m²}	1,908,058 ^円
"	王子町92-7	"	45.82	1,663,311
"	旭町161	"	236.62	12,526,189

建物	王子町92-7	住宅	70.06	1,393,300
"	旭町161	"	167.13	10,525,300

合計	土地	3筆	317.83	16,097,558
	建物	2件	237.19	11,918,600
	計			28,016,158

(幸小学校拡張用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	幸町84	借地権	m ²	4,253,024 ^円

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	幸町 84	宅地	177.52	6,379,536 ^円
"	" 87	"	231.47	16,104,756
"	" 84	"	158.77	9,509,528
"	" 84	"	160.89	9,636,506
"	" 73	"	386.51	26,891,819
"	" 84	"	158.64	9,501,742

建物	幸町 84	住宅	196.46	20,298,000
"	" 84	"	130.49	9,800,000

合計	土地	6筆	1,273.80	82,276,911
	建物	2件	326.95	30,098,000
	計			112,374,911

(仮称 青少年解放センター用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	山手町 125-2	宅地	80.90	3,181,473 ^円
"	" 125-3	"	85.47	3,361,193
"	" 125-4	"	9.97	392,070

建物	山手町 125-4	住宅	7.86	50,000
----	-----------	----	------	--------

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
合計	土地	3 筆	176.34	6,934,736
	建物	1 件	7.86	50,000
	計			6,984,736

(仮称 信太第2保育所用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	王子町760	畑	217	4,531,664
"	" 761	"	254	5,378,704
"	" 762	"	102	2,159,952
"	" 771	"	89	1,884,664
"	" 742-1	"	463	16,899,500

合計	土地	5 筆	1,122.00	30,854,484
----	----	-----	----------	------------

(保育所用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	旭町179	宅地	319.00	10,615,044
"	山手町53-2	"	230.11	10,093,314
"	旭町188	"	11.00	465,398
"	" 218	借地権		417,096
"	" 218	宅地	15.61	625,644
"	" 178	"	233.22	14,809,470

建物	旭町178	住宅	274.65	21,270,000
----	-------	----	--------	------------

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
合計	土地	5 筆	808.94	37,025,966 ^円
	建物	1 件	274.65	21,270,000
	計			58,295,966

(身体障害者解放会館用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	幸町 52	宅 地	121.63	4,599,194 ^円
"	" 48	借 地 権		1,215,963
"	" 48	"		1,215,963
"	" 48	"		1,215,963
"	" 48	"		1,558,060
"	" 48	"		1,292,060
"	" 48	宅 地	257.85	8,892,112
"	" 54	借 地 権		2,099,818
"	" 54	"		2,876,094
"	" 51	"		1,204,222
"	" 54	宅 地	218.47	6,939,153
"	" 55	"	113.75	3,612,985
"	" 54	借 地 権		1,968,323
"	" 51	宅 地	89.87	2,990,424
"	" 56	借 地 権		2,890,070
"	" 55	"		824,872
"	" 56	"		2,114,430
"	" 56	宅 地	66.57	2,114,430

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	幸町 56	宅地	90.99	2,890,070 ^円
"	" 55	借地権		3,612,985
"	" 55	宅地	25.97	824,872
"	" 55	"	34.99	2,222,739
"	" 56	"	9.91	329,755
"	" 49	"	9.91	368,684
"	" 50	"	170.01	6,324,915
"	" 49	借地権		290,827
"	" 50	"		4,989,250
"	" 51	"		1,786,202
"	" 56	"		329,755
"	" 56	宅地	42.44	2,824,382
"	" 51	"	148.76	4,949,989
"	" 51	借地権		4,949,989
"	" 51	宅地	82.52	5,491,706

建物	幸町 55	住宅	95.92	8,860,000
"	" 50	"	182.85	16,570,000
"	" 51	"	163.84	15,796,000

補償	幸町 50	立退補償		355,200
"	" 51	"		600,000
"	" 51	"		400,000
"	" 51	営業補償		500,000

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
合計	土地	15 筆	1,483.64	91,810,256 ^円
	建物	3 件	442.61	41,226,000
	補償	4 件		1,855,200
	計			134,891,456

(共同浴場用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	幸町 89	宅地	18 ⁹ 4.2	6,841,623 ^円
"	" 89	借地権		4,561,082
"	" 88	"		893,117
"	" 88	宅地	363.6	1,339,676
"	" 88	"	115.70	7,104,905
"	" 88	"	155.67	9,157,551
"	" 88	"	145.45	8,931,793
"	" 88	"	52.70	2,862,166
"	" 89	"	64.88	3,717,013
"	" 91	"	74.77	4,881,953
"	" 92	"	66.77	4,645,522

建物	幸町 88	住宅	140.14	15,200,000
----	-------	----	--------	------------

合計	土地	9 筆	901.22	54,936,401
	建物	1 件	140.14	15,200,000
	計			70,136,401

(診療所拡張用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	旭町103-1	宅地	203.44	12,923,526 ^円

建物	旭町103-1	住宅	201.72	29,076,474
----	---------	----	--------	------------

合計	土地	1筆	203.44	12,923,526
	建物	1件	201.72	29,076,474
	計			42,000,000

(駐車場用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	旭町118-1	宅地	40.19	1,337,322 ^円
"	" 117	"	250.31	10,584,920
"	王子町82-7	"	136.01	6,089,303
"	旭町154	"	105.78	8,095,660
"	" 155-2	"	177.91	9,687,377
"	王子町81-3	"	675.68	34,747,519
"	" 80	"	536.58	24,347,855
"	" 81-1	"	177.14	9,109,602

建物	王子町82-7	住宅	147.24	7,917,555
"	旭町154	"	171.44	18,318,000
"	" 155-2	"	168.30	9,562,623
"	王子町81-1	"	96.43	12,723,400

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
建物	王子町 81-3	住宅	111.61 ^{m²}	6,011,300 ^円
"	" 80	"	215.98	13,439,416

補償	王子町 81-2	移転補償		43,400
"	" 81-1	"		13,500

合計	土地	8 筆	2,099.60	103,999,558
	建物	6 件	911.00	67,972,294
	補償	2 件		56,900
	計			172,028,752

(公園用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	旭町 295	宅地	154.38 ^{m²}	5,837,570 ^円
"	" 300	"	49.58	1,586,560
"	" 302	"	56.19	1,798,080
"	" 305	"	36.36	1,209,915
"	" 306-1	"	397.51	13,227,542
"	" 325	"	228.09	8,970,095
"	山手町 115	"	58.80	3,557,458
"	幸町 13	"	57.038	3,968,475.9
"	" 132	借地権		4,737,570
"	" 132	宅地	167.50	4,737,570
"	" 134-1	"	49.80	2,711,659

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	幸町132	宅地	132.56	7,498,654
"	" 128	"	81.88	5,696,882
"	" 134-5	"	31.61	1,721,196
"	" 132	"	99.19	5,609,848
"	" 133	"	71.40	3,887,801
"	" 20	"	21.48	1,494,492
"	" 14	"	176.60	12,287,121
"	" 17	借地権		1,394,376
"	" 17	宅地	157.10	6,273,097
"	" 17	借地権		2,787,688
"	" 15-1	宅地	79.33	4,559,571
"	" 18	"	127.27	8,469,819
"	" 132	"	101.52	5,742,783
"	" 132	"	105.78	5,983,763
"	" 132	"	98.86	5,592,314
"	" 21	"	176.95	12,311,473
"	" 128	"	113.81	7,918,444
"	" 14	"	204.37	14,219,247
"	" 14	"	137.02	9,533,304
"	" 133	"	54.21	2,951,788
"	山手町112-2	"	79.64	5,059,131
"	幸町129	"	135.53	9,429,500

建物	旭町295	倉庫	96.35	708,400
----	-------	----	-------	---------

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
建物	山手町115	住宅	88.33	5,554,400 ^円
"	幸町132	"	33.22	3,960,000
"	" 132	"	34.88	4,280,000
"	" 132	"	33.22	3,970,000
"	" 14-4	"	159.83	1,646,120
"	" 17	"	39.79	2,506,000
"	" 17	"	64.86	6,250,000
"	" 14-5	"	101.00	13,621,700
"	" 128	"	100.29	6,340,000
"	" 14	"	95.68	7,590,000
"	" 14	"	40.70	4,720,000

建物	幸町133	住宅	44.75	4,030,000
"	山手町112-2	"	107.39	6,710,000
"	幸町131	"	124.50	12,300,000

補償	幸町132	立退補償		695,300
"	" 132	"		196,700
"	" 14	"		1,164,700
"	" 14	"		1,000,000
"	" 14	"		2,757,000

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
合計	土地	30 筆	3,954.70	228,481,070 ^円
	建物	15 件	1,164.79	99,001,700
	補償	5 件		5,813,700
	計			333,296,470

(王子西公園用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	王子町 59	田	266.40	11,685,104 ^円
"	" 60	"	131.86	5,783,776
"	" 61	"	55.2	2,421,237.6
"	" 37-1	宅地	296.85	16,163,779
"	尾ノ井 223-3	"	5.11	278,245

建物	王子町 38	住宅	282.95	22,835,000
----	--------	----	--------	------------

合計	土地	5 筆	1,252.22	58,123,280
	建物	1 件	282.95	22,835,000
	計			80,958,280

(王子東公園用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	王子町 773	畑	300	6,352,800 ^円
"	" 774	"	224	4,743,424
"	" 801	"	591	12,515,016

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
合計	土地	3 筆	1,115.00	23,611,240 ^円

(旭公園用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	旭町 80	田	208 [㎡]	15,415,296 ^円
"	" 81	"	294	21,788,928
"	" 82	"	413	30,608,256
"	" 83	"	174	8,105,790
"	" 89	宅 地	816.52	62,489,908
"	" 86	"	165.28	12,649,374
"	" 72	田	1,117	54,071,736
"	" 85	"	390	21,238,230

合計	土地	8 筆	3,577.80	226,367,518
----	----	-----	----------	-------------

(児童公園用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	旭町 157	宅 地	325.58 [㎡]	14,773,518 ^円
"	" 129-3	"	86.22	3,781,867

建物	旭町 157	住 宅	288.30	11,130,000
"	" 129-3	"	42.43	3,818,800

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
合計	土地	2 筆	411.80 ^m	18,555,385 ^円
	建物	2 件	330.73	14,948,800
	計			33,504,185

(公営住宅用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	王子町127-2	宅地	26.08 ^m	1,341,191 ^円
"	" 127-3	"	198.66	10,216,290
"	" 122-9	雑種地	406	20,777,050
"	" 122-1	"	375	19,092,000

建物	王子町127-2	住宅	313.30	38,599,400
"	" 122-1	"	307.02	23,300,000

補償	王子町127	立退補償		10,843,200
"	" 127	"		1,500,000

合計	土地	4 筆	1,005.74	51,426,531
	建物	2 件	620.32	61,899,400
	補償	2 件		12,343,200
	計			125,669,131

(仮設解放会館及び地区改良事務所在地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	旭町7-1	宅地	319.33	19,802,930 ^円
"	" 8	"	644.62	39,975,465
"	池上町824-4	"	850.94	52,647,406

建物	旭町8	住宅	1,076.02	40,921,445
----	-----	----	----------	------------

合計	土地	3筆	1,814.89	112,425,801
	建物	1件	1,076.02	40,921,445
	計			153,347,246

(その他公共用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	幸町113-1	畑	184 ^{m²}	6,400,992 ^円
"	" 113-2	"	99	3,450,051
"	" 115-2	宅地	726.73	25,281,483
"	" 114	田	353	13,561,554
"	" 3	宅地	308.82	20,552,280
"	" 5	"	87.60	5,511,880
"	" 1-2	"	363.66	25,302,008
"	王子町387	田	528	12,017,808
"	" 388	畑	19	432,459
"	" 188-2	宅地	271.07	9,839,841
"	" 1104	山林	23	834,900

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	王子町 828	田	148	2,600,804
"	" 829	"	413	7,257,649
"	" 830	"	3.30	57,990
"	" 831	"	185	3,251,005
"	" 832	"	231	4,059,363
"	伯太町 4 丁目 936-1	"	733	19,530,785
"	" " 936-2	"	429	11,430,705
"	" " 948	"	780	20,783,100
"	王子町 98-3	宅 地	249.56	11,475,019
"	旭町 123-1	"	38.77	2,462,864
"	" 147	田	1,090	67,594,170
"	" 148	"	1,080	66,974,040
"	" 146	宅 地	52.89	3,279,866
"	" 145	田	13	806,168
"	王子町 82-16	宅 地	113.36	5,829,651
"	伯太町 4 丁目 1085-1	"	427.53	16,813,044

建物	幸町 3	倉 庫	185.58	6,830,058
"	" 1	住 宅	354.63	23,260,200
"	王子町 188-2	倉 庫	168.74	5,164,660
"	" 98-3	住 宅	76.00	2,174,000
"	旭町 123-1	"	102.59	6,737,136
"	王子町 82-16	"	77.74	8,021,855
"	伯太町 4 丁目 1085-1	"	562.80	47,173,300

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
合計	土地	27 筆	8,951.29	367,391,479 ^円
	建物	7 件	1,528.08	99,361,209
	計			466,752,688

(代替用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	伯太町4丁目1028-4	雑種地	38 [㎡]	689,400 ^円
"	" " 1031	畑	347	5,229,420
"	" " 1030	"	327	4,930,596
"	王子町718	"	614	1,207,308 ²
"	" 752	"	469	9,656,241
"	伯太町1317	"	816	23,450,208
"	" 1318	"	565	16,236,970
"	" 6丁目357-3	宅地	314.17	10,425,064
"	" " 357-4	"	17.33	575,059
"	" " 334	"	78.89	2,214,007
"	" " 155	"	423.73	14,081,072
"	" " 338	"	105.85	3,317,562
"	" " 348	"	28.264	9,398,473
"	池上町1丁目307-3	田	195	11,213,670
"	伯太町6丁目347-2	宅地	1,271.14	46,137,300
"	" " 347-1	"	928.57	32,271,900
"	" " 596-4	"	771.97	43,414,049
"	" " 141	"	634.71	22,080,318

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	伯太町6丁目147	宅地	482.64	17,520,218 ^円
"	" " 156	"	436.36	15,840,316
"	" " 144-7	"	211.71	10,887,700
"	" " 154	"	604.95	23,569,892
"	" " 143-1	"	664.21	25,916,735
"	" " 144-12	"	3.56	267,698
"	" " 146	"	671.07	26,184,433
"	" " 148	"	284.29	11,082,532
"	" " 149	"	1090.9	4,253,507
"	" " 150	"	56.19	2,185,288
"	" " 151	"	66.11	2,575,518
"	" " 152	"	727.2	28,096,56
"	" " 153	"	42.97	1,638,966
"	" " 343-3	"	694.21	46,200,369
"	" " 341-2	田	18	789,534
"	" " 341-3	"	681	29,870,703
"	" " 1丁目846	"	390	21,251,100
"	" " 847	"	786	42,829,140
"	" " 299-1	宅地	719.85	37,378,676
"	" " 230-3	田	33	1,300,002
"	" " 298-1	宅地	145.17	5,702,270
"	" " 298-2	"	166.17	6,528,116
"	" " 226	田	72	2,729,304
"	" " 231	"	323	12,243,961

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	伯太町1丁目232	田	558	2,115,210 ^円 6
"	" " 228	"	449	1,768,296.7
"	" " 227	"	13	511,979
"	" " 229	"	604	2,378,733.2
"	" " 245-1	"	253	1,113,984.3
"	" " 737-1	"	940	2,847,824.0
"	" " 737-4	"	982	2,975,067.2
"	" " 252-2	"	978	4,733,520.0
"	" " 245-2	"	992	4,367,875.2
"	" " 224-2	"	981	4,319,441.1
"	" " 737-3	"	581	1,760,197.6
"	" " 738-2	"	409	1,239,106.4
"	" " 224-1	"	85	3,742,635
"	" " 252-1	"	92	4,452,800
"	" " 217	"	499	2,100,889.8
"	" " 216	"	323	1,359,894.6
"	泉大津市豊中1-2	"	122	5,136,444
"	" " 1-1	"	859	3,616,561.8
"	伯太町1丁目215	"	919	3,869,173.8
"	泉大津市豊中2-1	"	542	2,281,928.4
"	富秋町498	"	1,097	3,702,045.9
"	" 1143	"	988	3,896,869.6
"	王子町185-1	"	36	1,570,073
"	池上町1丁目422-1	"	106	0

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	池上町 824-1	田	74 ⁷⁵	46,075,658 ⁸
"	" 824-3	"	47	2,914,611
"	尾井町 142-1	"	320	1,816,2416
"	王子町 1026-1	"	832	47,590,128
"	" 668-1	宅地	8,889.25	176,072,284
"	" 682	"	2,798.36	7,183,5690
"	" 1116-14	荒無地	297	10,017,513
"	伯太町 5丁目 557	田	58	2,025,751
"	" 6丁目 450-1 450-2	"	472	27,753,875
"	" " 459	"	315	17,362,447
"	" 5丁目 556-2	"	92	3,477,970
"	" " 547	"	185	8,351,128
"	" " 547	"	135	4,937,144
"	" " 600	"	482	18,768,195
"	" 1331-1	宅地	7.74	305,373
"	" 6丁目 460-1	田	47	2,889,470
"	" " 460-2	"	397	23,991,116

建物	伯太町 6丁目 144-7	住宅	118.30	4,290,341
----	---------------	----	--------	-----------

合計	土地	83 筆	45,459.62	1,621,360,927
	建物	1 件	118.30	4,290,341
	計			1,625,651,268

(4) 信太山丘陵開発事業用地

(信太山丘陵開発事業用地)

種別	所在地	地目又は種類	面積	取得価格
土地	一条院町 339-1	山林	13,188	195,101,560
"	黒鳥町 1642	田		
"	一条院町 847	山林	7,677	17,882,036
"	" 388	田	771	17,958,903
"	伯太町 3丁目 162-5	雑種地	3,882	5,121,768
"	" " 162-6	"	48	633,294
"	" " 208	"	1,143	15,080,323
"	" " 211	"	740	9,763,289
"	" " 212	"	1,186	15,647,650
"	" " 213-4	"	778	10,264,647
"	" " 247-1	"	8,925	117,753,181
"	" " 1242-3	堤	209	2,757,470

合計	土地	12 筆	38,547.00	614,998,364
----	----	------	-----------	-------------

備品残高調査

品名	数量	購入年月日	現在価格
自動車(カローラバン)	1	46. 5. 14	47,250 ^円
" (セドリック)	1	46. 10. 27	204,925
" (カローラ)	1	48. 5. 25	191,813
電気冷蔵庫	1	46. 5. 17	5,063
書類ロッカー	3	46. 4. 20	7,776
更衣ロッカー	3	46. 4. 20	7,400
折畳椅子	10	46. 4. 7	7,020
書類ロッカー	1	40. 1. 19	1,180
両袖机	1	46. 9. 23	15,820
回転椅子	1	"	2,822
片袖机	2	"	8,475
回転椅子	2	"	3,724
折畳椅子	10	"	7,345
扇風機	1	46. 8. 5	2,850
"	2	46. 8. 20	2,100
石油ストーブ	2	46. 12. 10	3,200
電子計算機	1	46. 12. 8	25,000
書類保管庫	1	46. 6. 30	6,600
キャビネット	1	46. 11. 18	11,673
ガスストーブ	3	46. 11. 7	3,375
書類保管庫	1	47. 1. 17	7,020
片袖机	7	47. 3. 31	43,260
サイドボード	1	"	17,065

品名	数量	購入年月日	現在価格
食器棚	1	47. 3. 31	5,905 ^円
パーティション	1	"	9,625
脇机	4	47. 8. 22	13,888
片袖机	1	45. 7. 30	3,713
更衣ロッカー	1	47. 12. 8	4,352
書類ロッカー	1	47. 12. 8	4,160
"	3	47. 12. 19	9,216
電気鉛筆削り	1	48. 2. 28	875
チェックライター	1	48. 4. 12	6,440
手提金庫	1	48. 4. 12	1,358
金庫	1	48. 4. 13	34,560
書類ロッカー	1	48. 4. 13	3,168
カメラ	1	49. 3. 30	13,248
電子計算機	1	49. 7. 9	19,247
脇机	4	49. 7. 9	33,734
肘付椅子	4	49. 7. 9	25,050
シューズロッカー	3	49. 7. 9	39,078
カラーテレビ	1	49. 12. 25	48,200
レベル	1	50. 3. 31	67,840
電子計算機	3	50. 5. 1	32,063
ファイルボックス	1	50. 4. 16	7,480
黒板	3	50. 5. 28	8,843
ユニパラ平行定規	2	51. 3. 31	41,574
製図器セット	1	51. 3. 31	12,177

品名	数量	購入年月日	現在価格
トランシット	1	51. 7. 15	190,300 ^円
電子計算機	1	51. 9. 9	11,680
合計			1,280,530

- 議長（坂上國治君） 報告の説明を願います。
- 用地担当理事（西川武雄君）

ただいま御上程をいただきました報告第4号昭和51事業年度和泉市土地開発公社の決算の内容について御説明申し上げます。

まず、事業実績の概要でございますが、本事業年度も、昨年に引き続き不況経済の情勢下における地方財政が困窮状態の中で、非常に厳しい情勢ではありましたが、北部第1住宅地区改良事業用地を初めとする環境改善整備事業用地を、年次別事業計画に基づき重点的に買収を進めてまいりました結果、環境改善整備事業用地1万8千177平方メートル、18億6千41万1千円、また（仮称）池上小学校用地等、一般公共事業用地として3万9千211平方メートル、6億4千4百11万5千円の用地を取得いたしました。

なお、これに要した資金については、住友、泉州、両銀行を初め、大阪府同和对策施設建設用地先行取得資金、尼崎浪速信用金庫等の貸付金融機関から26億7千万円を借り入れましたが、土地等の売却収入及び前年度よりの繰越金により65億4千2百万4千円を償還いたしましたので、本年度末の借入残高は107億5千50万円となり、昨年度末借入残高146億2千250万4千円に対して、38億7千2百万4千円の借入残高の減少と相りました。

また、公共事業の促進を図るため、当公社で先行取得いたしました用地等を、和泉市及び大阪府並びに公共用地の取得に伴う換地等に1万9千183平方メートル、22億2千21万4千円で譲渡いたしました。

以上は、本年度における事業概要であります。昨今の厳しい行財政運営の折ではございますが、効率的な資金運用により、借入金残金に伴う金利負担の軽減と、保育資産の効果的な処分の促進に全力を傾注し、和泉市の要望に沿って公共事業が円滑に推進できるよう努め、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与する所存であります。

それでは、3頁の事業実績から御説明申し上げます。

まず、公共事業用地等の先行取得の内訳でございますが、大阪府施行事業に係る用地として、池上下宮線用地土地404平方メートル、1千9百12万9千872円で取得いたしました。

次に、和泉市委託に係る一般公共事業用地として、松尾寺公園緑地整備事業用地、（仮称）池上小学校新設用地等、計6事業の土地3万8千8百7、41平方メートルと建物補償を合わせまして6億2千498万5千879円で取得いたしました。

また、本市行政の主要な柱でもある環境改善整備事業用地として、改良住宅用地、地区内道路用地、公園用地、学校用地及び各種施設用地等、計13事業の土地1万8千177、41平方メートルと建物補償を合わせまして、18億6千41万1千874円で取得いたしました。

以上、51事業年度で先行取得いたしました事業用地は、土地で136筆、5万7千388.82平方米、建物で延べ1万1千904.74平方米、補償で79件、金額にして25億452万7千625円でございます。

次に、公社で先行取得いたしております各事業用地の譲渡について、その内訳を御説明申し上げます。大阪府施行事業用地として、府民センター及び養護学校用地に充当する池上町の今池跡地の造成宅地で昨年度譲渡いたしました残りの用地を初め、都市計画街路池上下宮線用地並びに府立高校用地として、土地1千818.43平方米、9千6百84万428円で大阪府へ譲渡いたしました。

和泉市よりの委託に係る一般事業用地として、肥子池公園用地、北信太駅前線用地を初め、府中北通線用地、唐国池田線用地、池上遺跡用地の土地1331.42平方米、8千61万5千529円で譲渡いたしました。

環境改善整備関連事業用地として、住宅地区改良事業用地で土地、建物、補償を合わせて、15億2千647万5千208円、その他地区内道路用地を初め、公園用地換地造成事業用地の土地、建物、補償を合わせて2億5千813万4千671円、合計いたしまして土地1万2千131.61平方米、建物、補償を合わせて17億8千4百60万9千879円にて和泉市へ譲渡いたしました。

また、換地等事業用地3千902.13平方米を2億5千814万8千953円で、それぞれ対象者に譲渡いたしました。

以上、51事業年度で譲渡いたしました事業用地は、土地で130筆、1万9千183.59平方米、建物で延べ1万312.54平方米、補償で88件、合計22億2千21万4千789円でございます。

引き続きまして、これら事業を執行するために要した収入、支出予算の内容の御説明を申し上げます。4頁をお開き願います。

まず、収入の部でございますが、第一款事業収入は、さきにご説明を申し上げましたように、大阪府、和泉市等へ譲渡いたしました土地、建物等の売却収入でございまして、22億2千21万4千789円を執行いたしました。積算内容を申し上げますと、取得原価が18億5千142万2千646円、金利が2億8千603万34円、整備工事費等で863万8千887円、事務費及びその他の経費が7千412万3千222円でございます。この明細につきましては、別冊事業実績報告書31ページから63ページに事業別に記載しております。

なお、公社予算は、企業会計方式に準じて執行しておりますので、3月31日付で譲渡契約を完了したもので予算執行をしておりますが、市一般会計による買い戻し代金の納入が、補助

金及び起債の収入時期の確定により行われます。したがって、4月1日以降の収入予定額は、52事業年度へ繰り越すべく支出予算の繰越金で未収金として計上させていただきました。

第2款借入金は、用地等取得資金及び関連業務執行に必要な資金に充当すべく、住友銀行から7億円、泉州銀行から5億5千万円、大阪府同和対策施設建設先行取得資金として11億3千万円、尼崎浪速信用金庫から2億円、和泉市から9千万円、合計26億7千万円を借り入れました。期末の借入金の残高は107億5千500万円で、期首の残高に比較して38億7千200万4千814円の減と相りました。

第3款の事業外収入5千829万471円の内訳でございますが、歳計現金預金利子として2千376万1千670円、富秋中学校用地取得に伴う利子補給金として、2千855万3千円を大阪府から収入いたしました。また、借入金の利子戻入、土地賃貸料合わせて雑入として、3千452万8千801円の収入と相りました。

第4款の繰越金は、前年度からの繰越金で58億3千681万9千725円でございます。収入合計は、107億8千532万4千985円と相ります。

次に、支出の部でございます。

5ページをお開き願います。第一款の事業費は、土地等の取得に要する経費及び処分するために必要な造成費、調査費、計画策定経費でございます。総額25億4千120万8千413円を支出いたしました。

まず、第1項の土地取得費は、25億1千403万8千625円でございます。その主な内容は、さきに御説明申し上げました先行取得用地等の買収費及び土地、建物等の鑑定委託費等でございます。先行取得用地等の明細につきましては、別冊事業実績報告書3ページから31ページまでに事業名別に記載しております。

第2項土地造成費2千679万600円の内訳でございますが、宅地造成工事を行うための設計、測量委託料及び宅地造成工事、建物除却工事の請負費として2千378万7千円を遺跡調査費として伯太北遺跡調査費300万3千600円は、市教育委員会の指導のもとに調査した経費でございます。

第3項の信太山丘陵開発費37万9千188円は、信太山丘陵開発事業に伴います関係省庁の折衝に伴う旅費並びに交際経費でございます。

次に、第2款の管理費について御説明申し上げます。6ページでございます。

総額1億5千971万5千131円を支出いたしました。そのうち627万5千925円は、取得しております土地等の管理に要する草刈りの工事費並びに昭和51年11月に公社事務局事務所が現在地に移転いたしました際の庁舎移転工事の請負費でございます。

事務管理費は、1億5千343万9千206円でございます。職員37人分の給与費、共済費等の人件費及び登記業務並びに事務局の運営に必要な経費として支出いたしました。

8ページに記載しております第3款借入金償還金として、75億830万8千398円を支出いたしました。年度内に償還いたしました元金は65億4千200万4千814円、年度内に支払った借入金利息は、9億6千630万3千584円でございます。

第5款の繰越金は、期末における現金及び未収金並びに仮り払い金を加えた額から、期末における未払い金額を差し引きした額5億7千600万3千43円を翌年度予算へ繰り越しをいたすもので、支出の総計は、107億8千532万4千985円と相なり収入の総計と均衡いたします。9ページ以降に損益計算書、貸借対照表、財産目録等を添付いたしております。

なお、別冊の昭和51事業年度事業実績報告書につきましては、昭和51事業年度中に先行取得いたしました用地等を事業名別に、また、昭和51事業年度中に公社にて先行取得いたしました用地等を事業名別に売り渡し状況を記載しております。

別冊財産目録につきましては、昭和52年3月31日現在における公社保有財産を事業名別に取得原価で記載しております。

なお、金額につきましては、別冊は取得原価であり、決算書12ページにおける財産目録の金額は、金利等含む現在価格でありますので、その金額は一致いたしません。

以上、よろしく御参考に供していただきたく存じます。

以上、簡単ではございますが、報告第4号、昭和51事業年度和泉市土地開発公社の決算内容についての御説明を終わります。

最後に、土地開発公社の運営につきましては、かねてから御指摘のございます公社保有財産並びに、膨大な借入金に伴う金利負担につきましては、保有財産の効率的な処分を促進するため、厳しい行財政運営の折ではございますが、市、府等の関係機関の絶大なる御尽力をいただき、事業用地の早期買い上げ及び公社事業資産の早急な処分に全力を傾注するとともに、優良市場からの資金導入等の開拓と相まって、金利負担の一層の軽減に努力いたします。また、諸事業を効果的かつ円滑に実施するため、市長部局と密接な連携を保ちつつ、われわれ職員は一人丸となり、全力を挙げて厳正に業務を執行する決意でございます。

以上、よろしくお願いたします。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） もうお昼です。いまからとても質疑はできません。開発公社特別委員会から議長さんの方に要望も文書で送付しておりますので、そのお取り計らいをお願いしたいと思います。

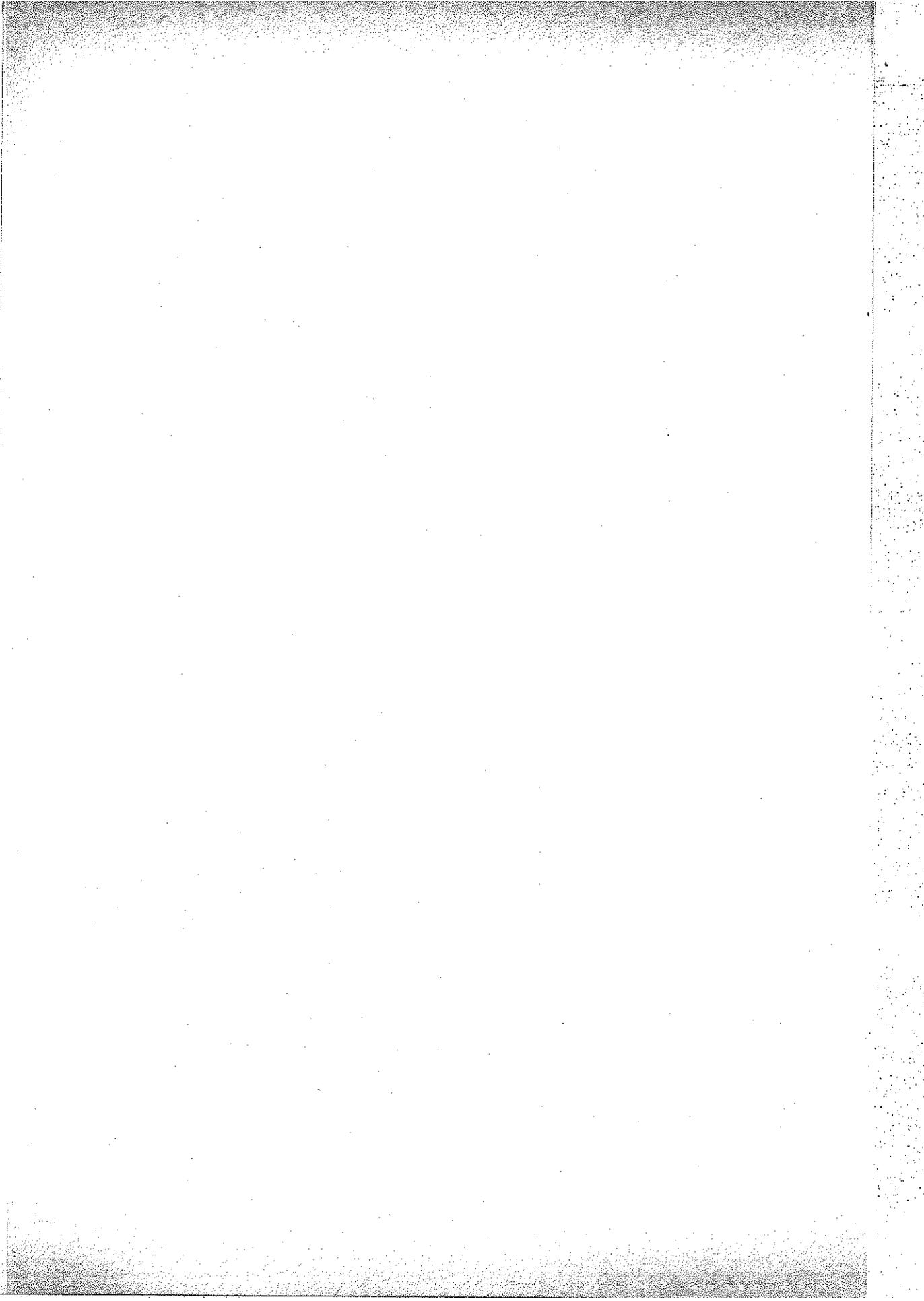
○ 議長（坂上國治君） もうおっつけお屋でございますので、昼食のため午後1時まで休憩いたします。なお先日、和泉市土地開発公社特別委員会の申し出によりまして、各派代表者会議で決定していただいておりますとおり、昼食後議員総会を開きたいと思っておりますので、よろしく
お願い申し上げます。

（午前11時58分休憩）

○

（なお、休憩後再開に至らず流会）

第 4 日



昭和52年6月28日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	18番	池辺秀夫君
3番	橋本佳行君	19番	貝淵博治君
5番	仁井明君	20番	田中包治君
6番	大谷昌幸君	21番	直村静二君
7番	金沢勝君	22番	勝部津喜枝君
8番	成田秀益君	23番	三井正光君
9番	松下定君	25番	竹内修一君
10番	山口義一君	26番	柳瀬美樹君
11番	上代卯之松君	27番	竹下義章君
12番	藤原要馬君	28番	坂上國治君
13番	赤阪和見君	29番	藤原利一君
15番	横田憲治郎君		

欠席議員(1名)

17番 富山敏治君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	市長公室長	西川喜久	
助	役	坂口禎之助	市長公室次長 兼企画室長	杉本弘文	
収	入	役	橋本炳	秘書広報課長	竹田明郎
参	兼建設部長事務取扱	与	中塚白	財務部長	吉岡昭男

財務部次長 兼財政課長事務取扱	麻生和義	病院事務局次長 兼庶務課長	藤原光夫
同和対策部長	佐原行雄	水道部長	田中稔
同和対策部次長	生田稔	水道部次長	福本喬久
市民部長	内田繁	消防長	和田増義
市民部次長	中西淳富	消防本部次長 兼消防署長	湯川行雄
福祉事務所長	青木孝之	教育委員長	堀内由延
産業衛生部長	山本俊兼	教育長	葛城宗一
産業衛生部次長	富田宏之	教育次長兼管理部長	広岡史郎
建設部次長	森保	教育次長兼指導部長	乾武俊
改良事業部長	林徳次	管理部次長	松村吉堯
改良事業部次長	逢野一郎	指導部次長	橋本昭夫
解放総合センター所長 兼総務課長事務取扱	萩本啓介	選挙管理委員会 委員長	味谷日吉
用地担当理事兼土地 開発公社事務局長	西川武雄	選挙管理委員会 事務局長	岸田秀仁
用地担当参事兼土地 開発公社事務局次長	岩井益一	監査委員	西口喜一郎
病院長	竹林淳	監査事務局長 兼公平委員会事務局長	向井洋
病院事務局長	平野誠蔵	農業委員会事務局長	信田種行

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 宇沢 清
次 長 吉田 種 義
議事係長 西垣 宏 高
議事係 佐土谷 茂 一
議事係 山本 雅 俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和52年度和泉市議会第2回定例会議事日程（6月28日）

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	報告 第 4号	和泉市土地開発公社昭和51事業年度決算書類の提出について	P 9
2	議案 第38号	昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	別冊 P 13
3	議案 第39号	工事請負契約締結について(市立緑ヶ丘小学校プール新設工事)	別冊 P 52
4	決議 第 1号	市新企業再開の要望決議	別 紙
5	決議 第 2号	朝鮮の自主的平和統一の促進に関する決議	別 紙
6	決議 第 3号	同和对策事業特別措置法の根本的改正を含む強化延長を要望する決議	別 紙

(午前10時26分開議)

- 議長(坂上國治君) おはようございます。議員の皆さんにはお忙しいところ連日の御出席まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(宇沢清君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、23名でございます。

- 議長(坂上國治君) ただいまの報告どおり、出席議員数23名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(坂上國治君) それでは、これより議案審議に入ります。本日の議事日程は、お手元に印刷配布したとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

日程第1、報告第4号「和泉市土地開発公社昭和51事業年度決算書類の提出について」を議題といたします。この件については昨日、報告の説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。

本件について質疑、御意見ありませんか。

- 20番(田中包治君) 実は、議会と開発公社の関係がちよつとわからないのですが、信太山丘陵の開発については、前の議会において特別委員会で審査しながら行うということになっておつたのですが、はつきり申しましたら、実際行つてゐるわけですね。また、問題の土地の進入路を買つておるといふことでございますので、当時のたしか市長だつたと思いますが、特別委員会の中で十分検討して開発行為についてはやるんだという答弁があつたと思うんです。単に開発公社の問題ですから、議会でどうこうという問題がないとするならばこの報告書の問題になつてくるし、その関係と、前の答弁の特別委員会で付託検討するということだつたが、実際買つておるのかどうか、どうなつておるのか、この点をはつきりしてもらいたいと思います。

- 議長(坂上國治君) 答弁。

- 用地担当理事(西川武雄君) 信太山丘陵問題につきましては、現在、用地買収問題等には一切入つてございません。ただいま御指摘の進入道路の買収等につきましては、以前から公社で買収しておつた土地を昨年8月ですか、進入道路として一筆買収いたしました。その後、これら進入道路につきましても、現時点でどうせよという問題につきましては最終的に御審議願つておりませんので、その後の買収はいたしておりません。

○ 20番(田中包治君) そうなると、進入道路を買いに行つたとか、どうだといううわさはどうですか、そこらをもう少しはつきりしてもらわんと、私たちはよくそういう話を聞くわけです。進入道路を買いに行つてるとか、坪1.8万とか20万とか値をつけてるとかいう話はうそだつたんですか。

○ 用地担当理事(西川武雄君) 先ほど御説明申し上げましたように、昨年8月、9月から買収に入つておりました。しかしその後、特別委員会で御審議願ひ中で最終の結論が出ておりませんので、現時点で断るといふことになる、もし了解を得られた時点で買収が非常に困難になりますので、金額は出ておりますが、その金額そのものにつきましては、当初から提示した線そのまま現在に至つてるのが現状でございます。

○ 議長(坂上國治君) 他に。

○ 21番(直村静二君) この損益計算書で単年度の赤字、当年度純損失が出てます。そこで明らかにしてほしいのは、損失とは何かということです。つまり単年度の損失というもの、4、5年先を見越してのそれは黒字に変わってくるという性質のものかどうか、この損失の性格について明快にお願いしたい。

それからこの損失について、財産管理費と事務管理費合わせたものがこの赤字相当分になつた場合、この人件費、管理費分が赤字になつて、実際の売買ではべたべたということなのか。

第三点は、人件費として公社が支払わなければならない職員の人数、そういうものを縮小できるかどうか。それとも、いまよりまだふやさなければいかんのか。

以上三点、お答願ひたい。

○ 議長(坂上國治君) 答弁。

○ 用地担当理事(岩井益一君) お答えいたします。

まず、御質問の第一点でございますが、純損失の性格とは何か、単年度損失は将来黒字になるかどうか、そういう可能性の問題でございます。この点につきましては今回、損益計算書に出ております損失というものは、形式的には損益収支勘定から見る限り、本年度の土地建物等売却収入約22億円でございまして、これに見合ひ事務費が約7千万円、こういう中から管理費が約1億5千9百万円要してございまして、これとの収支均衡が破れて、当年度純損失が約8千万円出てまいつたということでございます。

それから、第三点目の人件費の人数でございますが、現在、昭和51年度の人件費1億4千6百万円の給与対象人数は37名でございます。それと公社の負担する員数との関係でございますが、現在、公社の直接管理してある職員は12名でございまして、あとは用地買収に関連する市と公社との密接な関係のある中での員数ということでございます。

それから、第二点目のこの損失は将来どうなっていくのか、つまり事務費とか金利とかの関係ですが、それにつきましては、実は損益計算書の固定資産評価益という項目がございます。これが約9億円出てるわけでございますが、この中身を見ますと、実質昨年3月末から1年間の保育資産に対する金利相当分でございます。それらを固定資産評価益という項で挙げておるわけでございますが、これにつきましては将来、公共事業として買い戻された場合には、当然、損益計算書の項目の売却原価に組み入れてまいるわけですから、これは赤字が減少する要因でございます。ただし、補助対象とか、そういう裏づけのないものにつきましては、当然、将来処分した時点では、明確に欠損金という形で出てきますが、そういうふうな性格で私どもはとらえているわけでございます。

○ 21番(直村静二君) そうすると、いままでも固定資産評価益なんか挙げてなかつたが、いまの答弁では、結局3.5億分が売り先がない。その分は固定資産評価益に入れておく。それから、公共事業に乗った場合はいけるが、乗らない場合は赤字になるという性質で挙げておられるわけですか。いままでは、単なる原価ということで挙げておつたんじゃないですか。これを出した意図は何かということですか。

○ 用地担当参事(岩井益一君) そういう割り切り方ではなく、経営的な観点から当然、当該年度に生じた金利というものは、費用として計上しなければならないわけでございます。現在、公社の金利は毎年更新ということで負担しておりますので、非常に巨額になってまいります。したがって、損益計算書との関係は、費用の部で9億4千万円、たしか4千万円ぐらいの差がございます。この差が経常経費に対する金利相当分でございます。その他の分につきましては、公社保有の土地に対する金利で、この点を明確にしなければいけないということで、評価益という形で一応計上してるわけでございます。ただし、言葉の意味につきましては、若干会計で使う用語の意味とは異なつてございますが、とにかく経理を明確にしなければならないという点から一応、固定資産評価益というふうに計上してるわけでございまして、不安定な要素がございますが、今後、私どもはできるだけ補助の取りつけのできるような土地処分計画を立ててやつていきたいというのが本意でございます。

○ 議長(坂上國治君) 他に。

○ 15番(横田憲治郎君) 具体的な問題は、開発公社関係の委員ですので別として、基本的な命題としてやはり保有資産処分の問題、当該特別委員会でも今後審議されていくであろうと思いますが、理事長として、やはり実現可能な目標というか、プログラムを持たなければ、百7億数千万円の残り分があるわけです。これに伴う利子負担が51年度で9億5千万円、52年度で10億を越すという大変なことなんです。

これに対するやはり画一的な次元の取り組みではなく、一定の計画等、信太山丘陵云々を中心としたものは委員会でもお聞きはしておりますが、抜本的な対処のあり方があつてしかるべきではないか、基本的な考え方を御披瀝いただきたい。

それとお聞きしたいのは、金利負担軽減措置は、どのように当該52年度に向けてやっているのか。

さらに、この処分につきましては事業計画も出てますけれども、昨年度実績を踏まえての一定の努力は当然のことなんですが、具体的に委員会に報告される中で運営していかなければならないと思うので、金利負担軽減措置についてどのような対処のあり方をされているのか、その点について報告願つていきたいと思ひます。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 横田議員さんの御質問にお答え申し上げたいと存じます。

開発公社につきましては、議会の皆さんにいろいろ御心労を煩わしておりますことを、この席上をお借りして心から御礼を申し上げたいと思ひます。いま御指摘のとおり、一般会計と表裏一体をなす土地開発公社の経理運営につきましては、委員会の御指摘等を胸にいただき、一生懸命取り組みをしているわけでございます。なかんずく、膨大な借入金に伴う金利問題は焦眉の急でございまして、計画を公社と立案させている中で、府、市で買上げるべきもの、あるいはその他のもの、いろんな財産の識別の中で一日も早く計画を樹立し、多様化する需要に敏速におこたえするとともに、やはり保有しております財産処分につきましては、計画の樹立と相まつて的確に処分させていただき、一日も早くこうした借入金の減を目指して昨年度から取り組みをしておるわけでございます。お手元の決算書で昨年度よりも約40数億円の借入金の減ということで第一歩を踏み出している次第でございまして、遅々としておりますが、計画の立案と今後の対処ということで特別委員会の御指摘を胸にいただきつつ、一生懸命公社挙げて命題に取り組んでいるわけでございます。年次計画を立てる中、一歩ずつ処分の敏速化に伴つて公社経理が一日も早く身軽になれるよう最大の努力をしたいと思ひますので、よろしく御支援、御協力のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 次。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 二点目の金利負担軽減問題でございまして、第一点は、とにかく保有財産の処分をして借入金の元金を減らすことが目標でございまして。

それから、金融機関からの借入金利の軽減、現在、51年度は9.7の金利でございましてけれども、たまたま、4月末から5月にかけての公定歩合の問題が引き下げられた関係上、金融機関といろいろ交渉を重ねてまいつておりますが、現在では、4月1日以降8.7の金利、その他

大阪府の都市整備協会の資金の導入並びに同和対策施設建設先行取得資金の導入、これら低利の資金導入を積極的に取り組み、金利負担の軽減の努力をしていきたい、かよう考えてるわけでございます。

○ 議長（坂上國治君） 他に。

○ 6番（大谷昌幸君） 10ページの貸借対照表の固定資産の中で土地の89億9千8百万円、約90億というものは一応理解できるとして、建物の10億2千6百万円はどのようなもくろみになつてゐるわけですか。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 用地担当参事（岩井益一君） お答えいたします。

建物につきましては、主として環境改善整備事業でございまして、将来、除却対象になる物件でございます。

○ 6番（大谷昌幸君） そうすると、これは帳面上は当然、全部将来消えていくわけですね。それで、土地の取得原価で計算しますと79億、ざつと80億になるわけですね。それと、いままでのいろいろな手数料とか金利負担が加つて貸借対照表に出てる百13億余になつてくる。その間にざつと30億の開きが出てくるが、これはいま言われたように、8.7%の金利でも年々10億ぐらいのものが出てくる。

もう一つ、貸借対照表に初めて出た欠損金、負債の部の最後の欠損金千3百53万余円が、11ページの次年度に繰り越されていくわけですね。そうすると、今後ますます大きくなつていく、現時点で30億の差が出てますが、現在、約80億の資産の中で、いろんな計画が変更になつて速やかに処分しなければいけない資産は、この80億の中にどれぐらいあるものですか。

○ 議長（坂上國治君） この点につきましては、財産目録を御覧いただきましたらわかるかと思いますが、その中で大きく分けてございまして、府の施行事業、これは今後、府との折衝によつて100%買い戻しをやつていただくという努力が必要かと存じます。

それから一般事業用地、それから環境改善整備事業、こういった公共事業につきましてはあらゆる努力を重ねまして、やはり数年のうちに確実に100%買い戻しをやつてもらふ努力はすべきではないか、それだけにシビアな計画の策定も必要だと思います。

ただ問題は、換地対策事業というのは、先ほどの府施行事業、一般事業あるいは環境改善整備事業等は、府とか補助対象の場合には当然、金利、事務費、工事費等が含まれ、損益計算書の売却原価に組み入れられ、吸収されるということでございます。したがつて、それらの関係におきましては、赤字要因といつても将来、黒字要因に転換する可能性が非常に大きいわけで

ございます。

ただ、この中で市独自の施策でございます換地対策事業につきましては、いわゆる補助対象以外の分については、やはり慎重な処分計画を立て、そして処分すべきものは処分していく形でやっつけていくべきじゃないか。それによつてやはり資金の流動化が得られ、それでなおかつ残る分についての金利負担はやむを得ないと考えておりました、いずれにしても、今後、公社といたしましても、こういった土地利用計画あるいは処分計画、それから市の事業計画等と密接な連携を保つ中で適切に処理していくべきだと考えております。これによつてできるだけ公社の体質の建て直しを図っていきたいと考えております。

- 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第4号を終わります。

○

- 議長（坂上國治君） 次に、日程第2「昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第38号

昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第2号）

昭和52年度和泉市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142,935千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16,830,635千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

昭和52年6月23日提出

和泉市長 池田忠雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		4,022,533	111,682	4,134,215
	4. 市煙草消費税	226,650	111,682	338,332
10. 府 支 出 金		1,172,632	2,383	1,175,015
	1. 府 負 担 金	109,354	190	109,544
	2. 府 補 助 金	982,322	1,548	983,870
	3. 府 委 託 金	80,512	645	81,157
14. 諸 収 入		2,607,138	15,270	2,622,408
	5. 雑 入	2,373,326	15,270	2,388,596
15. 市 債		1,850,514	13,600	1,864,114
	1. 市 債	1,850,514	13,600	1,864,114
歳 入 合 計		16,687,700	142,935	16,830,635

2. 歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総 務 費		1,716,733	48,503	1,765,236
	1. 総務管理費	1,166,514	8,898	1,175,412
	2. 徴 税 費	243,631	11,735	255,366
	4. 選 挙 費	35,155	645	35,800
	7. 同 和 対 策 費	150,639	27,225	177,864
3. 民 生 費		4,310,626	19,790	4,330,416
	1. 社会福祉費	1,407,202	13,447	1,420,649
	2. 児童福祉費	1,667,977	6,343	1,674,320
4. 衛 生 費		1,214,250	8,020	1,222,270
	1. 予防衛生費	290,392	8,020	298,412
5. 労 働 費		67,585	300	67,885
	1. 失業対策費	67,585	300	67,885
6. 農 林 水 産 業 費		207,860	403	208,263
	1. 農 業 費	204,044	403	204,447

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		149,776	3,490	153,266
	1. 商工費	149,776	3,490	153,266
9. 消防費		379,329	1,073	380,402
	1. 消防費	379,329	1,073	380,402
10. 教育費		2,659,578	61,356	2,720,934
	1. 教育総務費	281,602	10,435	292,037
	2. 小学校費	1,193,862	16,138	1,210,000
	3. 中学校費	481,381	7,670	489,051
	4. 幼稚園費	290,382	19,293	309,675
	5. 社会教育費	399,469	7,020	406,489
	6. 保健体育費	12,882	800	13,682
歳出合計		16,687,700	142,935	16,830,635

第2表 債務負担行為補正

(単位千円)

事項	期間	限度額
(仮称) 光明台第一小学校新設事業	昭和52年度 } 昭和76年度	383,874
(仮称) 光明台中学校新設事業	昭和52年度 } 昭和76年度	283,909

第3表 地方債補正

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				資区分	償還期限	償還期間	償還の方法	その他
義務教育 施設整備 事業	千円 548,148	普通 貸借 又は 証券 発行	年% 以内 10.0	政府 その他	年 以内 25	年 以内 3	年賦又は半年 賦元利均等元 金均等又は当 初発行額の3 %以上半年賦 償還	左記の範囲内 において借入 先に融通条件 がある場合条 件に従うこと ができる。 但し財政の都 合により償還 期限及び据置 期間を短縮し 若しくは繰上 償還又は低利 に借り換える ことができる。
合計	1,850,514							1,864,114

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区 分	金 額	
① 市 税	4,022,533	111,682	4,134,215		千円	千円
(4) 市煙草消費税	226,650	111,682	338,332			
1. 市煙草消費税	226,650	111,682	338,332	1. 現年度課税分	111,682	現年度課税分追加
⑩ 府支出金	1,172,632	2,383	1,175,015			
(1) 府負担金	1,093,544	190	1,095,444			
1. 民生費負担金	1,082,229	190	1,084,199	1. 社会福祉費負担金	190	民生委員協議会事務費負担金
(2) 府補助金	982,322	1,548	983,870			
2. 民生費府補助金	257,170	1,548	258,718	2. 児童福祉費補助金	1,548	簡易保育所施設対策費補助金追加
(3) 府委託金	80,512	645	81,157			
1. 総務費府委託金	80,294	645	80,939	3. 選挙費委託金	645	大阪府条例制定直接請求審査費委託金
⑬ 諸収入	2,607,138	15,270	2,622,408			
(5) 雑収入	2,373,326	15,270	2,388,596			
1. 雑収入	2,373,326	15,270	2,388,596	4. 雑収入	15,270	(仮称)光明台第一小・中学校建設事業収入
⑮ 市 債	1,850,514	13,600	1,864,114			

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
(1) 市 債	千円 1,850,514	千円 13,600	千円 1,864,114		千円	千円
6. 教 育 費	476,875	13,600	490,475	1. 小 学 校 債	13,600	緑ヶ丘小学校プール新設事業債追加
歳 入 合 計	1,668,770	142,935	1,683,063			

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分 区 分	説 明
				特 定 財 源		一般財源	金 額		
				国庫支出金	地方債				
②総 務 費	千円 1,716,133	千円 48,503	千円 1,765,236	千円 343	千円	千円 47,833	千円	千円	
(1)総 務 管 理 費	1,166,514	8,898	1,175,412			8,898			
1. 一 般 管 理 費	851,181	3,112	854,293			3,112			
(5)職 員 福 利 厚 生 費	2,698	3,112	5,805			3,112	19.負担金補助及 交付金	職員厚生会補助金3,082 恩給受給者連盟補助金30	
5.財 産 管 理 費	46,302	36	46,338			36			
(3)車 輛 管 理 費	20,824	36	20,860			36	19.負担金補助及 交付金	和泉自家用自動車協会負担金	
13.諸 費	12,544	5,750	18,294			5,750			
(1)防 犯 対 策 費	1,670	600	2,270			600	19.負担金補助及 交付金	防犯灯設置補助金	

(2)同会等活動費	1,874	5,150	7,024			5,150	19.負担金補助及交付金	5,150	町会、連合会活動補助金追加 5,060 行政相談員活動補助金 30 人権擁護委員補助金 60
(2)徴収費	248,681	11,785	255,366			11,785			
3.徴収費	32,492	11,785	44,227			11,785			
(1)徴収費	32,492	11,785	44,227			11,785	19.負担金補助及交付金	11,785	市納税貯蓄組合補助金追加
(4)選挙費	85,155	645	85,800	645					
1.選挙管理委員会費	85,155	645	85,800	645					
(5)大阪府条例制定直接請求審査員		645	645	645			3.職員手当	333	時間外勤務手当
							9.旅費	5	府内旅費
							11.需用費	130	・消耗品費
							12.役務費	21	郵送料
							13.委託料	150	電子リコーワーナーマンス料
							18.備品購入費	6	事務用備品購入費
(7)同和对策費	150,639	27,225	177,864			27,225			
1.同和对策費	86,588	19,650	106,238			19,650			
(2)同和对策総務費	8,962	19,650	28,612			19,650	19.負担金補助及交付金	19,650	和泉支部補助金追加19,500 大阪府同和事業促進協議会負担金追加 150
2.購保館費	64,051	7,575	71,626			7,575			

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分	金 額	説 明
				特 定 財 源						
				国府支出金	地方債	その他	一般財源			
(2)隣保館運営費	千円 35,448	千円 7,575	千円 43,023	千円	千円	千円	千円 7,575	千円 7,575	同和对策事業活動補助金追加	
③民 生 費	4,310,626	19,790	4,330,416	1,738		18,052				
(1)社会福祉費	1,407,202	13,447	1,420,649	190		13,257				
1.社会福祉総務費	182,007	4,882	186,889			4,882				
(2)社会事務総務費	53,008	4,882	57,890			4,882	14.使用料及賃借料	400	自動車借上料	
							19.負担金補助及交付金	3,982	社会福祉協議会補助金追加 3,544 和泉地区保護司会補助金 108 母子福祉会補助金 80 手をつなぐ親の会補助金 100 傷病軍人会補助金 70 遺族会補助金 80	
(3)福祉事務総務費	4,261	450	4,711			450	14.使用料及賃借料	100	自動車借上料	
							19.負担金補助及交付金	350	老人クラブ連合会補助金 70 身体障害者福祉会補助金160 身体障害者スポーツ大会負担金 90	

												府患者同盟阪南ブロック文化祭補助金	30
2. 民生児童委員費	3,320	120	3,440	190					△	70			
(1) 民生児童委員費	3,320	120	3,440	190					△	70	19. 負担金補助及交付金	120	民生委員協議会活動補助金 民生委員総務研修会補助金
3. 身体障害者福祉費	42,971	175	43,146					175					
(1) 身体障害者福祉費	33,475	175	33,650					175		175	19. 負担金補助及交付金	175	身体障害者研修会補助金追加
5. 老人福祉費	107,011	3,485	110,496					3,485					
(1) 老人福祉費	92,146	3,485	95,631					3,485		3,485	19. 負担金補助及交付金	1,325	老人研修会補助金追加
9. 国民年金費	621,894	4,885	626,729					4,885			20. 扶助費	2,160	老人入浴扶助費
(2) 国民年金事務費	6,823	4,885	11,658					4,885		4,835	19. 負担金補助及交付金	4,835	国民年金保険料納付組合補助金追加
(2) 児童福祉費	1,667,977	6,343	1,674,320	1,548				4,795					
3. 保育所費	1,863,528	5,543	1,869,071	1,548				3,995					
(2) 保育所管理費	232,748	5,543	238,291	1,548				3,995		3,995	11. 需用費	2,748	・ 脂材料費追加
											13. 委託料	95	乳幼児解放研究会委託料追加
											19. 負担金補助及交付金	2,700	児童育成保育事業補助金追加

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明 説
				特 定 財 源		一般財源	区	分	金 額	
				国庫支出金	地方債					
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
6.母子福祉費	7	800	807			800				
(1)母子福祉費		800	807			800	20.扶 助 費	800		母子家庭見舞金
④衛 生 費	1,214,250	8,020	1,222,270			8,020				
(1)序 防 衛 生 費	290,392	8,020	298,412			8,020				
1.子 防 衛 生 総 務 費	177,692	3,020	180,712			3,020				
(2)預 防 衛 生 総 務 費	101,663	3,020	104,683			3,020	19.負 担 金 補 助 及 交 付 金	3,020		横山農協立病院補助金追加 1,700 和泉市医師会補助金 640 和泉市歯科医師会補助金 240 救急告示医療機関補助金 440
2.予 防 費	112,700	5,000	117,700			5,000				
(4)診 療 所 費	66,663	5,000	71,663			5,000	19.負 担 金 補 助 及 交 付 金	5,000		和泉診療所運営費補助金追加
⑤労 働 費	67,585	300	67,885			300				
(1)失 業 対 策 費	67,585	300	67,885			300				
2.一 般 失 業 対 策 事 業 費	45,386	300	45,686			300				
(1)一 般 失 業 対 策 事 業 費	45,386	300	45,686			300	19.負 担 金 補 助 及 交 付 金	300		日雇労働者研究会補助金追加

科 目	補正前の額	補正額	計 計	補正額の財源内訳				節 節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	明	
				国庫支出金	地方債					
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
(3)消費経済費	1,209	110	1,319			110	19.負担金補助及交付金	110	消費者の会育成補助金	
⑨消 防 費	379,329	1,073	380,402			1,073				
(1)消 防 費	379,329	1,073	380,402			1,073				
1.常備消防費	338,335	216	338,551			216				
(2)本部及署費	21,249	216	21,465			216	19.負担金補助及交付金	216	消防職員厚生会補助金	
2.非常備消防費	21,079	857	21,936			857				
(1)消 防 団 費	21,079	857	21,936			857	19.負担金補助及交付金	857	消防団員厚生会補助金	
⑩教 育 費	2,659,578	61,356	2,720,934	13,600	15,270	32,486				
(1)散 育 総 務 費	281,602	10,435	292,037			10,435				
3.教育指導費	23,962	2,405	26,367			2,405				
(1)教育指導費	23,509	2,405	25,914			2,405	13.委託料	400	教育振興会研究委託料	
							19.負担金補助及交付金	2,005	研究指定校助成金 990 学校保健会運営費補助金 400 小・中学校クラブ活動補助金 508 薬剤師会補助金 40 手をつなぐ親の会補助金 40	

5.同和教育指導費	75,418	8,030	88,448			8,030			へき地校補助金	27
〔2〕教育奨励費	72,429	8,030	80,459			8,030			同和教育研究会委託料追加 125 道路保障協議会委託料追加 260 同和教育推進委託料追加 2,085 乳幼児解放研究委託料追加 155	
(2)小学校費	1,193,862	16,138	1,210,000		13,600	8,778	△6,240		19.負担金補助及 交付金	5,405
1.小学校管理費	446,767	190	446,957			190				210 663
〔2〕一般管理費	102,667	190	102,857			190			19.負担金補助及 交付金	190
2.学校保健費	95,780	160	95,940			160				
〔1〕保健費	28,368	160	28,528			160			19.負担金補助及 交付金	160
4.学校建設費	620,798	15,788	636,586		13,600	8,778	△6,590		各種体育大会選手派遣補助金	160
〔5〕緑ヶ丘小学校 プールの新設事業費	38,646	6,950	45,596		13,600		△6,650		15.工事請負費	6,950
									プールの建設事業費追加	

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国枝出金	地方債	その他				
(6)(仮称)光明 台第一小学校 新築事業費		8,888	8,888	千円	千円	千円	千円	11.需用	千円 60	・消耗品費 ・印刷製本費 30 30
(3)中学校費	481,331	7,670	489,051			6,492	1,178	18.委託料	8,778	設計委託料
1.学校管理費	240,868	760	241,628				760	19.負担金補助及 交付金	760	修学旅行引込者補助金
(2)一般管理費	42,854	760	43,614				358			
2.学校保健費	36,922	358	37,280				358			
(1)保健費	11,914	358	12,272				358	19.負担金補助及 交付金	358	各種体育大会選手派遣補助金
4.学校建設費	207,266	6,552	213,818			6,492	60			
(3)(仮称)光明 台中学校新設 事業費		6,552	6,552			6,492	60	11.需用費	60	・消耗品費 ・印刷製本費 30 30
(4)幼稚園費	290,382	19,293	309,675				19,293	18.委託料	6,492	設計委託料
1.幼稚園管理費	208,711	19,293	228,004				19,293			
(2)一般管理費	26,141	19,293	45,434				19,293	19.負担金補助及 交付金	19,293	私立幼稚園整備費及び連絡 協議会補助金 900 私立幼稚園保育料補助金 18,393

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査書

(単位千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	財 源			一 般 財 源
							国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
公共用地先行取得事業 (昭和46年度分)	2,064,260	昭和46年度 昭和51年度	1,302,445	昭和52年度 昭和53年度	761,815	17,874	11,500	732,849	92	
財団法人和泉市開発協会 に委託し、先行取得した 上記用地取得事業資金の 元金及びその利子(昭和 46年度損失補償)	元金 761,815 及びその利子			昭和52年度 昭和53年度	元金 761,815 及びその利子				元金 761,815 及びその利子	
公共用地先行取得事業 (昭和47年度分)	600,815	昭和47年度 昭和51年度	421,528	昭和52年度 昭和53年度	179,287	59,762	113,500		60,25	
和泉市北部第1改良地区 指定内公共用地取得事業 (昭和47年度分)	184,060	昭和47年度 昭和51年度	151,603	昭和52年度 昭和53年度	32,457	22,014	10,300		143	
財団法人和泉市開発協会 に委託し先行取得した上 記用地取得事業資金の元 金及びその利子(昭和47 年度損失補償)	元金 211,744 及びその利子			昭和52年度 昭和53年度	元金 211,744 及びその利子				元金 211,744 及びその利子	
財団法人和泉市開発協会 が取得した用地の事業資 金の元金及びその利子 (昭和47年度損失補償)	元金 566,202 及びその利子			昭和52年度 昭和53年度	元金 566,202 及びその利子				元金 566,202 及びその利子	

旭公園用地取得事業 (昭和48年度分)	495,376	昭和49年度 昭和51年度	356,968	昭和52年度 昭和53年度	138,408	110,700	27,700	8
都市計画街路用地取得事業 (昭和48年度分)	73,038	昭和48年度 昭和51年度	25,163	昭和52年度 昭和53年度	47,875	23,900	22,700	1,275
和泉市土地開発公社に委託し先行取得した上記用地取得事業資金の元金及びその利子(昭和48年度損失補償)	元金 186,283 及びその利子			昭和52年度 昭和53年度	元金 186,283 及びその利子			元金 186,283 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得した用地の事業資金の元金及びその利子(昭和48年度損失補償)	元金 1,471,098 及びその利子			昭和52年度 昭和53年度	元金 1,471,098 及びその利子			元金 1,471,098 及びその利子
身体障害者福祉会館用地取得事業(昭和49年度分)	325,49	昭和50年度 昭和51年度	17,159	昭和52年度 昭和53年度	15,390		15,300	90
旭公園用地取得事業 (昭和49年度分)	378,82	昭和51年度	252,32	昭和52年度 昭和53年度	126,50	10,100	25,00	50
都市計画街路泉大津阪本線用地取得事業(昭和49年度分)	218,876			昭和52年度 昭和53年度	218,876	145,500	21,800	51,076
環境改善地区内道路用地取得事業(昭和49年度分)	505,193	昭和49年度 昭和51年度	388,195	昭和52年度 昭和53年度	116,998	93,500	23,400	98
小田池公園用地取得事業 (昭和49年度分)	292,930			昭和52年度 昭和54年度	292,930	97,300	146,700	48,930

事 項	限 度 額	前年度未までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国府支出金	地 方 債	そ の 他	
和泉市土地開発公社に委託し先行取得した上記用地取得事業資金の元金及びその利子（昭和49年度債務補償）	元金 656,344 及びその利子			昭和52年度 昭和54年度	元金 656,344 及びその利子				元金 566,344 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得した用地の事業資金の元金及びその利子（昭和49年度債務補償）	元金 1,316,744 及びその利子			昭和52年度 昭和53年度	元金 1,316,744 及びその利子				元金 1,316,744 及びその利子
都市計画街路泉大津阪本線用地取得事業（昭和50年度分）	64,616	昭和50年度 昭和51年度	21,967	昭和52年度 昭和54年度	42,649	28,400	4,100		10,149
環状改善地区内道路用地取得事業（昭和50年度分）	333,500	昭和50年度 昭和51年度	189,695	昭和52年度 昭和53年度	143,805	115,000	28,800		5
診療所整備用地取得事業（昭和50年度分）	42,261	昭和50年度 昭和51年度	261	昭和52年度 昭和53年度	42,000		42,000		
共同浴場整備用地取得事業（昭和50年度分）	114,267	昭和50年度 昭和51年度	53,658	昭和52年度 昭和53年度	60,609	10,000	50,600		9
学校用地取得事業（昭和50年度分）	62,179	昭和50年度 昭和51年度	52,669	昭和52年度 昭和53年度	95,10		9,000		510
南松尾幼稚園用地取得事業（昭和50年度分）	39,000			昭和52年度 昭和54年度	39,000		37,000		2,000

和泉市土地開発公社に委託し先行取得した上記用地取得事業資金の元金及びその利子(昭和50年度債務補償)	元金 337,573 及びその利子	昭和52年度 昭和54年度	元金 337,573 及びその利子						元金 337,573 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得した用地の事業資金の元金及びその利子(昭和50年度債務補償)	元金 694,649 及びその利子	昭和52年度 昭和54年度	元金 694,649 及びその利子						元金 694,649 及びその利子
学校用地取得事業(昭和51年度分)	571,894	昭和51年度	23940			110,000	416,000		21,954
黒鳥山公園用地取得事業(昭和51年度分)	6,000					3,000	2,200		800
環境改善整備事業用地取得事業(昭和51年度分)	1,141,644	昭和51年度	531,146			269,900	340,500		98
和泉市土地開発公社に委託し先行取得した上記用地取得事業資金の元金及びその利子(昭和51年度債務補償)	元金 1,164,452 及びその利子	昭和52年度 昭和53年度							元金 1,164,452 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得した用地の事業資金の元金及びその利子(昭和51年度債務補償)	元金 598,239 及びその利子	昭和52年度 昭和55年度							元金 598,239 及びその利子
昭和51年度以前分用地取得費合計	11,521,772		3,561,629			1,116,950	1,325,600	732,349	4,785,244
〔仮称〕光明台第一小学校新設事業	383,874					201,670	100,400		81,804

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国府支出金	地 方 債	そ の 他	
〔仮称〕光明台中学校新設事業	283,909			昭和52年度 昭和76年度	283,909	148,155	74,100		61,654

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込み				当該年度中現在高	
		借入済額	事業費繰越に よ る 延 伸 分	計	当該年度中起債見込額		当該年度中元金償還見込額		
					補正前の額	補正額			補正後の額
1. 普通債	15,948,474	18,045,496	1,108,040	19,153,536	1,748,614	13,600	1,762,214	525,923	20,389,827
(9) 教 育	9,069,482	9,528,294	526,700	10,054,994	875,448	13,600	889,048	1,662,08	10,777,834
計	16,399,959	18,641,318	1,108,040	19,749,358	1,880,514	13,600	1,894,114	539,197	21,104,275

○ 議長(坂上國治君) 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長(吉岡昭男君) それでは、ただいま御上程いただきました「昭和52年度和泉市一般会計補正予算」(第2号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、昭和52年度当初予算におきまして、本市行財政の健全化を図るため、各種団体補助金等、精査検討させていただくということで留保させていただいたものを今般、本市補助金等審議会におきまして御審議いただき、その答申の趣旨に基づき、検討いたしました補助金のほか、一部事業費の補正が主なものでございます。

それでは、予算書に基づき御説明申し上げます。

まず第1条でございますが、歳入歳出総額にそれぞれ1億4千2百93万5千円を追加し、補正後の予算額を百68億3千63万5千円と定めるものでございます。

なお、補正の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございますが、日本住宅公団光明池団地関連事業でございます。昭和53年4月開校に向けて事業着手できるよう、(仮称)光明台第一小学校並びに(仮称)光明台中学校新設事業費を補正するものでございます。

なお、期間、限度額については、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございます。起債の限度額、利率を変更させていただいたものでございます。内容は、第3表のとおりでございます。

以上が予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書について御説明申し上げたいと存じます。まず、歳出から御説明申し上げます。23ページでございます。

まず、総務費でございますが、総務管理費につきましては、一般管理費といたしまして、職員厚生会補助金等3百11万2千円。財産管理費といたしまして3万6千円。また諸費の防犯灯設置補助金60万円。町会連合会活動補助金等5百15万円のそれぞれ追加計上いたしました。

徴税費につきましては、市納税貯蓄組合補助金1千百73万5千円の追加計上でございます。

選挙費につきましては、大阪府条例制定直接請求審査費64万5千円を計上いたしました。

同和对策事業費につきましては、同和对策事業費の和泉支部補助金等として1千9百65万円を追加計上。隣保館費といたしまして、同和对策事業活動補助金7百57万5千円の追加計上でございます。

以上が総務費でございます。4千8百50万3千円の追加計上でございます。

次に、民生費でございますが、社会福祉費につきましては、社会福祉総務費の社会事務総務

費で社会福祉協議会活動補助金等4百38万2千円。福祉事務総務費で老人クラブ連合会補助金等45万円をそれぞれ追加計上いたしました。

民生児童委員費といたしまして、民生委員協議会活動補助金等12万円。身体障害者福祉費17万5千円。老人福祉費といたしまして、老人一日研修補助金等3百48万5千円。国民年金費といたしまして、納付組合に対する補助金4百83万5千円をそれぞれ追加計上いたしました。児童福祉費につきましては、保育所費の児童育成保育事業補助金等5百54万3千円。母子家庭見舞金80万円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

以上が民生費でございまして、1千9百79万円の追加計上でございます。

次に、衛生費でございまして、予防衛生費につきましては、予防衛生総務費として、横山農協立病院補助金等3百2万円。予防費として和泉診療所補助金50万円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

次に、労働費でございまして、失業対策費といたしまして、日雇労働者研究会補助金30万円を追加計上いたしました。

次に、農林水産業費でございまして、農業費につきましては、各種品評会補助金、各種農業団体補助金等40万3千円追加計上いたしましたものでございます。

次に、商工費でございまして、商工費につきましては、商工振興費として、中小企業経営指導育成費で中小企業輸出振興促進補助金等、59万円。その他振興費で小規模事業対策補助金等2百79万円。消費経済費で11万円。計3百49万円の追加計上いたしましたものでございます。

次に、消防費でございまして、消防職員、消防団員の厚生会補助金として、百7万3千円を計上いたしましたものでございます。

次に、教育費でございまして、教育総務費につきましては、教育指導費といたしまして、教育振興会研究委託料を初め各種補助金等2百40万5千円を、また、同和教育指導費といたしまして、同和教育推進委託料等8百3万円をそれぞれ追加計上いたしました。

小学校費でございまして、小学校管理費といたしまして、修学旅行引卒者補助金19万円。学校保健費といたしまして16万円それぞれ計上いたしました。

学校建設費でございまして、緑ヶ丘小学校ブルー新設事業費として6百95万円の追加。また、(仮称)光明台第一小学校新築事業費につきましては、一部設計委託料等8百83万8千円を計上したものでございます。

次に、中学校費でございまして、学校管理費といたしまして、修学旅行引卒者補助金76万円。学校保健費といたしまして35万8千円を計上いたしましたものでございます。

学校建設費につきましては、(仮称)光明台中学校新設事業費といたしまして、一部設計委託料等6億5,552千円を計上いたしました次第でございます。

次に、幼稚園費でございますが、私立幼稚園保育料補助金等1億9,299万3千円を計上いたしました。

社会教育費でございますが、社会教育総務費につきましては、婦人会行事委託料等25万円。青少年対策費につきましては、子供会行事委託料等26万円。同和教育費につきましては、サマースクール活動補助金等5億5,100万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

最後に、保健体育費でございますが、体育連合会行事委託料等80万円計上いたしましたものでございます。

以上が教育費でございますが、6億3,556千円の追加計上をさせていただきました。

以上が歳出予算の内容でございますが、歳出総額1億4,299万3千5百5千円の追加と相なる次第でございます。

引き続きまして、これら歳出予算に充当いたすべく歳入予算について御説明申し上げます。19ページでございます。

初めに市税でございますが、市たばこ消費税1億1,168万2千円の追加計上を見ておりますが、これは、今年度4月より課税算定基準額が約43.4%アップになったものでございます。

次に、府支出金でございますが、府負担金といたしまして、民生費負担金19万円。

府補助金といたしまして、簡易保育施設対策費補助金5,480千円の追加。

また、府委託金といたしまして、大阪府条例制定直接請求審査費委託金64万5千円。合計2億3,873千円の追加計上となっておりますが、(仮称)光明台小・中学校建設に伴います公団事業収入1億5,270万円計上いたしましたものでございます。

最後に、市債でございますが、緑ヶ丘小学校プール建設事業債1億3,600万円追加計上をいたしました次第でございます。

以上が昭和52年度和泉市一般会計補正予算第2号の内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(坂上國治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 15番(横田憲治郎君) 歳入の煙草消費税ですが、いとも簡単に提案理由の説明をされてましたが、今度の補正の歳入の8割を占めるもので、算定基準額が43.4%上昇したということですが、前年度実績が2億2千万円、今年度は3億4千万円、4月から煙草消費税が若干上がったということは一応認識してらるんですが、これは1億4千万円の補正の中で1億1千万円、

中心的な役割を占める歳入ですから、もう少し具体的に説明してもらわんといかん。説明していただいて再度、質問したいと思います。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 財務部次長（麻生和義君） 煙草消費税についてお答え申し上げます。

御指摘のとおり、前年度実績が2億5千万程度ですが、本年3月31日付で標準税率が改正されました。すなわち、以前はたばこ1本につき4円67銭4厘でありました市税が、4月1日から6円70銭1厘に改正されました。この差2円2銭7厘でございますが、それに基づいて増額されるという告示が行われました。それに伴いまして今回、約10%の伸びを見込みまして補正計上をさせていただいたわけでございます。

○ 15番（横田憲治郎君） 2円2銭7厘1本につき上がったということですが、これで前年度実績にすればどの程度、10%というのは購買の伸びのことを言ってるんだと思いますが、そういうことですか。その算定基礎は、例年実績10%ぐらいずつは上昇してるという見込みですか、その内容をお示し願いたい。

○ 財務部次長（麻生和義君） 前年度の売り上げ本数が2億5千3百59万本の実績がござい
ます。ただ、50年度から51年度への伸びが若干鈍化しております。

従前は、毎年約10%の伸びがございました。と申し上げますのは、50年度にたばこの値上げがございまして、51年度にかけて鈍化したという実績がございまして、現行のたばこの価格が一応市民の間に定着したという専売公社の見通しがございまして。

さらに、その上に新しく新銘柄「エブソン」というたばこを専売公社が大々的に宣伝し、売り上げ本数をふやしているという姿勢を示されております。それらを受けて、本年度見通しとしては約10%の伸びがあるんじゃないかということで、専売公社と連携をとりながら見通しを立てたわけでございます。

○ 15番（横田憲治郎君） これは決算実績で大体市税収入の5%から6%ということできると認識してるわけなんですけど、もうちよつときちんと教えてください。細かいことを聞いて悪いのですが、大事な歳入なのでね。アップ分が2円2銭7厘、それで前年度実績でいかれたのか、そこから10%アップしてこういう組み立てになるのか、それを私は聞いてる。背景も聞かせていただいて結構ですが、もう一遍その辺をお尋ねしたい。さつきはちよつとぼやかしたが、前年度実績2億5千万も出てないでしょう。

○ 財務部次長（麻生和義君） 51年度の煙草消費税の実績がまとまってございまして。2億1千3百65万8千円ですが、4円67銭4厘で割りますと総本数が出るわけです。その総売り上げ本数を基礎としてはじき出した金額でございまして。

- 15番(横田憲治郎君) だから、それをきちんと報告してください。
- 財務部次長(麻生和義君) 総売り上げ本数が2億5千3百59万本でございます。実績の本数でございます。
- 15番(横田憲治郎君) それで消費税は幾らになるんですか、6円70銭1厘で計算すればね。
- 財務部次長(麻生和義君) 3億3千8百33万2千円になります。
- 15番(横田憲治郎君) それは10%乗せてるわけでしょ。
- 財務部次長(麻生和義君) 10%を見なかつた場合は3億5百万円になります。
- 15番(横田憲治郎君) こういう見込み方をしているんですかね、内容的にね。たばこの消費が50年度値上げがあつて51年度実績が悪かつたが、それまでは10%できてるんだということであつて歳入が見込まれるのか。やはり今後、きちんとした見通しを持つていつてもらわなければ困ると思います。
- 財務部次長(麻生和義君) お答え申し上げます。
47年度から48年度にかけては9%の伸びでございます。48年度から49年度は9.9%、50年度は鈍化して1.1%の伸びとなつております。ただ御承知のように、地方交付税の基準財政収入額に煙草消費税も算入されることに相なるわけでございますが、それらの試算等も含めて実績の10%は伸びるであろうということでございます。
- 議長(坂上國治君) 他に。
- 20番(田中包治君) 実は、私は一般質問の中で藤原議員が言われた、いわゆる家へ来て話して3、4歳児が千5百円だと、教育長と市長が話した。それに対する市長の答弁はなかつたわけですが、私は非常に重大な問題だと思うんです。というのは、その家に行つてだれと會つて、どうしたのだということです。そういうことがあるとすると、ほかにも各種団体に行つて補正が決まつてここに出てきてる。そうなる、それを知つてるのは、そういう特定の人だけである。市長の与党である人たちだけが聞けるのか私は知りませんが、そういう問題が事実とするならば、議會の問題として取り上げなくてはならないと思う。
実際、行つて相手はだれであつたのか。そして、その中に第三者が入つておつたのか、あるいはそういう団体の役員も入つておつたのかどうか。それから、よその団体と話し合ひしたのかどうか、こつちを十分知らないと、私たち新人の議員が知らん中に裏で取り引きされ、それをこのままこつちへ出されてきているという觀念を持たざるを得ない。そういう問題を議會としてどう取り扱うのか、この点を議長にお願いしたいと思います。
- 議長(坂上國治君) 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 田中議員さんの御質問にお答え申し上げたいと存じます。

非常に先般の一般質問の中での私立幼稚園の補助金についての藤原議員さんの御質問に関連してお尋ねと理解し、お答えしたいと思います。

実は、あの質問の中でもお答えしましたように、未曾有の財政危機の中で補助金等の精査検討する中で、一つの事案でございました。あの御質問をいただいたのは、藤原議員さんがちようど御病気で静養中でございました。そういうことでお見舞いかたがた寄せていただいたのは事実でございます。その中で、私立幼稚園のことについては特に御熱心な従来の経過からして、いつも御意見をいただいている議員さんでございますので、他の人はおいてじゃございません。教育的見地から見れば、公私立の格差は正の中で補助をさせていただかなければならないのですが、財政的見地からは削減をしなければならない。こういう迷いの中で御意見をお聞かせいただき、私も御意見を述べたのは事実でございます。

しかし、その後厳しい精査検討の中で、公私立格差は正のため5歳児のみの予算にとどめさせていただき、お手元に議案として御提案させていただいてるわけでございます。事情はそういうことでございますので、精査検討の中で一つの事案として御指摘いただいているわけでございまして、決してどうこうということではございません。ひとつ御理解をお願い申し上げたいと思います。

○ 20番（田中包治君） この問題は、一回だけじゃないと思うんです。議事録を見れば結構だと思ひ。最初は千5百円の話が提案され、議案書ができる直前でそれが削られた。こういう発言をしてると思う。そうすると、一回や二回やないと思う。私が言いたいのは、議案の内容が、すでにそういう団体なりの人との話ができているのじゃないかと言つてゐるんです。それが突然、変わった問題を言つてない。なぜ千5百円という数字が出てきてるかということ。これが議会の中の少数の人だけに言つてゐるのか、あるいは与党と言われる人々だけに連絡してゐるのか、あるいはよそにも言つてゐるのか、この範囲がわれわれとしてわからない。あるいは他の解同支部とか、そういうところへ行つて話し合いの終わつたやつを出しておると言わざるを得ない。そういうことであるならば、審議するにしても非常に問題点があるのではないかと言つてゐる。

○ 議長（坂上國治君） 田中議員さんの質問に市長の答弁では、長らく病氣静養しておつたところへお見舞いに行つたとき、ちようどそういう話に触れたということでございますので、田中議員さんの御意見では一回だけと違ひんやないか、何回も行つたんやないかという御指摘ですが、それに対する市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） この件だけではなく、全般的な問題も含めて田中議員さんからお尋ね

をいただいと理解して御答弁させていただきたいと思ひます。

これは予算編成という過程の中で、もちろん理事者の主体性において予算の御提案を申し上げるわけでございますので、精査検討の中で御提案に至つてゐることは事実でございます。しかし、いわゆるどういふところと話してゐるんだということにつきましては、御相談して御提案をしてゐるという経過ではございません。理事者の主体性において精査検討させていただき、こういうこととでございます。たまたまいろんな経過もあり、陳情に來られる向きもあり、いろいろと接触のある機会には、理事者として検討の中で、やはり補助金等につきましては、補助団体の性格、活動ぶり、実態等いろんな角度から分類もさせていただき、予算編成をして御提案し、御意見をいただくことはまゝでございます。しかし、それによつて予算編成が即行されるということとはございません。いろんな団体の性格、活動ぶり等の実情の中、これらに基づいて、理事者として予算編成の経過で検討、接触もあろうかと思ひます。しかし、予算の御提案については、主体性をもつてやらせていただいとということ御理解いただいとと思ひます。

- 20番(田中包治君) 見舞いと言つてゐるが、実際に何人行つたんですか、数を言つてください。一人や二人と違ひでしょう。かなりの人数が行つてゐるでしょう。
- 市長(池田忠雄君) 先ほど來の御質問でございますが、私がお見舞いかたがた、教育長と参つたことは事実でございます。その中で平素、幼稚園のことについては特に御熱心に御活動いただき、御意見を寄せていただいとゐる藤原議員でございますので、御意見を申し上げ、いろいろさせていただいたことは事実でございます。しかし、予算は御案内のとおり、まことに私立幼稚園の父兄にとつては申しわけないこととでございますが、現下の実態の中で5歳児のみにとどめさせていただいた経過でございます。寄せていただいたのは、私と教育長でございます。
- 12番(藤原要馬君) 田中議員から私の一般質問によつて市長にお尋ねがあるわけでございますが、私は議會議員として、やはり地元の方々の要望とかがあれば、ともども陳情にも行き、要望もすると思ひます。たまたま要望してゐました中で、私が病気だつたためにその間、市長さんに関連的な交渉の中で來ていただいたわけですが、その中で一応、当初は千五百円というやつが、予算では削られて零になつた。それは真意がないんじゃないかと申し上げた。姿勢をただしただけなんです。

今後、われわれ議員があらゆる依頼、要望があつても理事者と話し合ひができないということでは、議会以外のことでは何もできないのか。それでは、われわれ議員としての活動は今後阻止されると思ひます。私が病気でなかつたなれば、市役所に來て市長らと話し合ひもできておつたと思ひますが、たまたま、自分がよう出てこなかつたもんですから、前の話のいきさつ上、見舞いかたがた來られて話を聞かせてもらつたわけですが。

今後、議員が地元の人たち、市民の要望にこたえてやれないのかどうか。決議するにしても議員が署名をしないのかどうか。協力しないのかどうか。したら悪いのか。話し合いに来てはいけないのかとなつてくるかと思つておりますので、議長、よろしく御配慮願ひたいと思つております。

○ 20番(田中包治君) 私ははつきり言つとるわけです。これは藤原議員さんの言われるように、庁舎の中で話し合い、陳情、要求することは自由です。しかし、和泉市民の代表者たる者が家へ行つてそういう話をするのがいいのか、悪いのかということです。市役所の中で論議するのならあたりまえのことです。しかし、わしらが寝ておつて市長が来てくれるか、絶対来ないでしょう。来る人と来ない人があるから問題があると言つて。その点を誤解せんようにしてもらいたい。

○ 議長(坂上國治君) いま、田中議員さんからいろいろ質問があり、市長からの答弁があり、藤原議員さんから関連の質問もありましたが、市長が見舞いに行つたということであり、藤原議員さんが見舞いに来ていただいたということでございますので、これはそういうことで一応おさめてもらいたいと思つて、ひとつ議事進行のためによろしく願ひたいと思つております。

他に。

○ 21番(直村静二君) この補正予算は3月予算の連続という認識に立つて3億ぐらい要るんじゃないかと言つてたのが、きよう出たのが1億4千万ということです。かなり先ほどの説明では、各種団体の補助金を精査検討したということでございますので、二、三点お尋ねしたい。

解放同盟の支部助成金の追加が出てますが、当初予算で7百50万円、合わせて2千7百万円、前年度は3千万円ですから約3百万円減になる。どういう理由で3百万円減つたのかをお聞きしたい。

関連して、3月予算のときには非常勤の嘱託員25名、男子12万円、女子9万5千円組まれていたと思うが、これは現在何人になつてゐるのか。減つておれば当然、更正減ということで出てこなければならぬと見ておりますが、ここではそういう更正減もない。その金はどこへ行つたのか、これもお答え願ひたい。

さらに、この4月1日付で解放同盟所属の支部役員、その他を含めて解放会館に市の職員として行きました。採用しましたが、これは何名で、人件費は幾らが、これもお答え願ひたい。

そして、この解放同盟のトータル2千7百万円は何に使つてゐるのか。また、この隣保館も今年補助金が出た。解放同盟の支部役員が非常勤嘱託員になつておつて、解放センターの職員に行つたので人数は減る。一般職員の人件費に出るが、あと何人残つて、その分が更正減に出て

るのかどうか。

さらに、解放同盟の2千7百万円には人件費が含まれてないという答弁ですから、一体何に使ってるか。どうして隣保館のところに解放同盟の執行委員が行ってるか。隣保館の方で非常勤が出てくる。支部員がおるという場合、この精査検討はどのようにされているのかわかりませんので、明快にお答え願いたい。

あと二、三点ありますが、まず、これから御答弁願いたい。

- 議長(坂上國治君) 答弁。
- 同和対策部長(佐原行雄君) お答えいたします。

支部助成金の昨年から3百万円減の理由、2千7百万円の使途についてお答えしたいと思えます。

まず、五十年度は約3千2百万円、51年度は3千万円、本年度は2千7百万円と3百万円減ですが、活動は、従来の運動から発展していることは事実ですが、もちろん、これらの事業の中では、決して活動が少なくなつたとか、そういう形の減ではございません。あくまでも、市の助成する内容を精査検討する中での3百万円減でございます。

それから、2千7百万円の使途でございますが、これも従来からるる御説明申し上げてる支部行事あるいは府連行事、全国行事等に使い金でございます。

- 人事課長(稲田順三君) お答えいたします。

3番目の解放センターに所属する正規職員は12名でございます。人件費の内訳につきましては、2千7百43万4千円必要となります。

- 21番(直村静二君) 非常勤嘱託員の数が25人当初予算で組んでおつた。そこから12名の支部役員が解放センターに行つたが、あと残つてる分は同じように出してるんかということです。

- 同和対策部長(佐原行雄君) 非常勤嘱託員の関連ですが、13名は従来どおりの額でございます。

- 21番(直村静二君) いままで25名やつたんでしょ。

- 同和対策部長(佐原行雄君) 現在、非常勤嘱託員は13名でございます。

- 21番(直村静二君) そうすると、非常勤嘱託の人件費は減りませんか。支部助成金の3百万円の減はちょうど一人の人件費ぐらいなものでしょ。いまの同和部長の答弁では、3百万円減つた理由がわからない。しかも、私のもつと減らしてもらわないかんと思つてます。解放同盟で2千7百万円も要らんと違うか。事務費が変わつてるのか。執行委員の役員は皆隣保館とかへ勤めてるわけでしょ。人件費も出てるんでしょ。その辺がちよつと判断しにくい

ので聞いている。

執行委員であつた人が解放センターに行つた。あとまた執行委員の補充をするのか。活動の量はふえてるというのが、解放センターに行つた人がそのまま執行委員でおるわけですか。その執行委員が一般質問したように対市交渉に出てくる。その場合ややこしくなるからね。正直言つて同和对策特別委員会が開かれない。だから、本会議で一つ一つ聞かないとなかなかわからん。

私は意見として言うときですが、3百万円ぐらい削つたかて、実質上はふえてると思う。

12名が職員になつたが、その人たちは支部員として活動しておつた。1割ぐらい減つたかて解放センター自身は、市の同和行政の一環として全部人件費などは出る。

解放同盟という団体は市長ね。同盟員が毎月、会費を払う。そして、何百人かの同盟員が集まつて運営していくという自主的な団体でしょう。そこへ市からお金を渡すということは、よけい渡したらよけい運動してくれる。少なかつたら少ないように運動してくれる。解放運動そのものは勝手に運動です。だから、金をもらわんでもせないかん。頼んだからといつてしてくれるものやない。だから、お金が多ければいいんやとか、活動の量は減つてませんということですが、活動の量をふやそうとしたら、もつと1億も出さなあきまへん。逆に削つたら削つたて運動が小さくなるという、そんなことは一切精査検討の中で論議されなかつたのかどうか。

未曾有の財政難で、しかも、行政の中に解放同盟の推薦で職員を入れて同和行政をやつていく。片方は、そういう活動そのものについて、どんな運動をしてくれと市長が頼んで金を出してますんか。そうではなく、あくまでも同盟員によつて会費を払つて、それでどうしても足らんという場合、自立できるようにするのが市の調整機関としての役目である。その辺の精査検討をどのように行つたのか。お答え願いたいと思います。

- 3番(橋本佳行君) 回答の前に、ただいま共産党の直村議員から同和对策関係予算についての補正の中でする具体的な質問がありますが、私も部落解放同盟の一員として所属する和泉市議会議員でございますので、共産党の直村議員の質問については、行政の立場ではつきりと明確にそれぞれの皆さんにも、なおかつ諸議員にも理解のできるような御回答を特に要望いたします。
- 21番(直村静二君) 同盟員が集まつて会費制でやつておつて、自主自立できるようにという立場からの助成金です。ところがその中から同盟の執行委員が職員になつて行つた。また、非常勤嘱託員として25名おつたが現在13名。活動量をそのままとするならば、新たに執行委員を補充しなければならない。その場合、自立をしていく立場の精査検討をされたのかどうか。それが1割の3百万円の減ではわからない。同盟だつて何で1割減つてるのかわからない。

精査検討した中での答弁をしてください。

- 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。

昨年度 3 千万円の支部助成金が今年度 3 百万円減らしたのはなぜかとの御質問がございました。端的にお答え申し上げますが、現下の和泉市の財政実態の中、精査検討を加えさせていただきました結果、どの団体の補助金についてもいろんな御活動をしていただき、行政としては、市民皆さんの団体でございますので、より増額しなければならないというのが理事者の考えるところでございますが、各界ともにごしんぼういただき、和泉市財政の自主再建に御協力いただきたいということでございます。それぞれ昨年度実績よりも幾らか皆ごしんぼういただきたいという願いを込めた議案でございますので、部落解放同盟和泉支部に対しても御協力いただきたいという趣旨でカットさせていただいた次第でございます。

なお、いろいろと御指摘をいただいておりますけれども、従来行政が支部に補助金を出してきた経過等もございます。国民的課題である部落差別をなくしていこう。本当に差別のない民主的な和泉市をつくっていく中で御活動いただいている団体に補助をさせていただいてきているわけでございます。特別措置法の中で部落差別の解消のために活動を主体的にさせていただいて、こういう中で従来からお答えしてとおりでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

なお、この非常勤嘱託の職員採用に伴う問題でございますが、従来 25 名、現在 13 名というところでございますが、非常勤嘱託費の従来の分につきましては、いずれ改めて減ということ御提案をさせていただくことになろうと思っております。25 名の予算化をさせていただいたが、職員になつていただいて 13 人が残る中で、いわゆる非常勤嘱託費の予算の御質問と思っておりますので、現在、嘱託員の減に伴う扱いについては精査をいたしておりますので、何かそのまま人数がふえていくのではないかと御指摘でございますが、精査しておりますので御理解いただきたいと思っております。

- 21 番（直村静二君） 意見だけ。間違つたことを言つてます。解放センターへ職員として行つたので人数が減つた。執行委員がふえたか、減つたか知りませんが、この際、活動の量がふえたというのなら、解放センターの中でも活動してるのだから、その点で精査検討の内容としては、自立ができる運営、どうしても足らん分の助成ということにしていかないかと思つてます。

部落差別をなくす立場から支部助成金を出す、これは間違つてます。答申に何も書いてません。団体は、解放同盟特定ではありません。自立できるようにする。しかも同じ活動しているのに金をやらんということを決めてる。私は、支部助成金は上がれば上がるほどよろしくない

と思います。意見だけ申し上げておきます。

それから、身障者福祉会の補助金についてお尋ねしたいが、本年度は身障者スポーツ大会として9万円出てます。ところが、福祉会が前年度よりも6万9千円下がってる。そうすると、身障者福祉会の活動が前年よりも6万9千円少なく、身障者大会だけは9万円やるから分けていけという発想に聞こえます。

しかし、請願で出てますように、身障者の団体助成金を上げてくれというのが厚生文教委員会にかかっています。その中で身障者大会の分が出てきた。しかし、精査検討というのが、ちよつと筋が通らんような感じがします。片方の身障者大会があるうがなからうが、福祉会の活動はやってる。今度は身障者大会に9万円出したから、片方は7万円引く。差し引き2万余だということですが、福祉はどう判断してるのか。団体の助成金はふえたという判断なのか。それとも身障者大会に9万円であとは削った。大会の方だけ力を入れて結局2万余円というテクニックになつてるのか、その点ちよつとわかりかねるので、お答え願いたいと思います。

○ 市民部長（内田繁君） 身障福祉会の補助金につきましては、先ほど市長も述べておりますように、諸団体に対する精査検討の中で、この身障者福祉会としての陳情もございましたし、前年度の約30%ですか、それだけの御協力をお願いしたい。今度の身障者スポーツ大会は、昨年度から当番制で実施していましたが、各当番市で全額負担ということは非常に困難である、各市ともに財政事情が悪化しておりますので、やはりこれを各市で負担してもらおうということで、今度初めて9万円組ませてもらったということでございます。

○ 21番（直村静二君） 身障者大会の方に予算をつけるのはかめへんが、片方はなぜ削ったのか。今年は貝塚が当番市、来年和泉市と違いますか。テクニックのように見えて仕方がない。

まだほかにふえてるのがありますよ。高校大学友の会が3千2百万から3千6百万円とかね。上げるのはかめへんが、理屈が合うようにしてもらわんといかん。たまたま、差し引きしたら身障者の分は2万円ふえてますね。無認可保育所のことも出ましたが、共同保育で皆集まつて困ってます。大阪府がふやしてますよ。住民の要求ですので、府並みに出してくれと要求していた。府は上げてるのにそれを上げへんというのはどういうことか。

今度の補正で住民福祉というのを本当に考えたのかどうか。藤原議員からも千500円が出たり消えたり、私ら聞いておつてそういう折衝もあろうかと思うが、そんなことで答弁ができないとか、迷つたとか、私は今回の予算は全面的に信用できないと思います。

精査検討というのは、何も削るだけやないと思う。もつと福祉向上の立場から組みかえをせないかん。市長自身も深く反省してもらつて何らかの善処方を強く要望したい。各議員から指摘された中で、あるいは内容についてもテクニックだけという感じがします。どの団体でも1

円でもよいほしい。公共料金は上がつるし、負担が重くなつて苦しんでるが、そのときの精査検討の中心は何か。筋の通つた、しかも主体性のある予算議員から指摘されて市長の不手際ではないんですか。

- 市長（池田忠雄君） いろいろ直村議員さんから御指摘をいただいております。予算編成の中でいろいろ精査検討をさせていただいたのは事実でございます、お手元に御提案した議案となつてございます。未曾有の財政危機の中で、諸活動をしていただいております各団体に対する補助金につきましては、いろいろ補助効果とかについて、行政なりにあらゆる角度から検討いたしました。各団体にも御不満、御意見もあろうかと思いますが、現下の実態を勘案させていただき、曲げてひとつ御了承賜りたいと思います。
- 21番（直村静二君） さつきも言うたが、福祉関係は絶対に値切らんようにしてほしい。これは困つてるから補助してるという立場でしょう。活動がどうのというのと、実際に個人の負担が軽くなるというお金の利用の仕方とは明確に区分していかないと、ごつちやになつたらいけませんよ。あなたが未曾有の財政危機だという場合、私はむだを省きなさいと申し上げたいし、補助金の精査については、市民として楽になる分と、活動をやつてもらわないかん、自立していただくという立場で検討するならば削減できるんじゃないかと思つて、支部助成金について言いました。しかし、他の身障者については、その団体の個人負担が軽くなるということですので、そういうものはぐんと組むべきだ。その二つを分けて精査検討すべきだと思いますので、そのようにやつてもらいたいと思います。
- 議長（坂上國治君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（正午休憩）

（午後1時10分再開）

- 議長（坂上國治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。天堀君。
- 2番（天堀博君） 私は地場産業の振興につきまして一般質問でも出させていただきましたが、補正予算の中でまず一点、先にお聞きしたいのは、35ページの輸出振興補助金27万円出ておりますが、これはどういうところへ、どういう目的で出されている補助金なのか、ひとつ先にそれだけお聞きしておきたいと思つてます。
- 議長（坂上國治君） 答弁。
- 産業衛生部長（山本俊兼君） ただいま天堀議員さんの中小企業輸出振興補助金につきましては、大阪府貿易振興会に地場産業の製品を出品するための経費でございます。
- 2番（天堀博君） 主に中身としては、真珠とかの関係ですか。そうではなくて全般を含む

わけですか。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 真珠だけではございません。和泉市の綿スプ織物など全般の商品についてでございます。

○ 2番（天堀博君） 私、質問というよりも、商工業の関係あるいは農業の関係の補助金とか、そういう面が全面的に削られてる部分かなり出てるわけです。特に全国的にも非常に厳しい情勢の中、市長さんの地場産業育成の点については一般質問でも言いましたので余りくどく言いませんが、非常に大事やないかと思えます。

その中でも花卉生産組合に対する補助金が2万円ということになってしまってます。実際には、たかが、と言つては怒られるかもしれませんが、2万円ぐらいの補助金を出してどういう役に立てていただくとしておるのか、その辺が納得できないわけです。もともと4万円ぐらいしか出してなかつたものですから、半分に削つてしまつたということです。

それ以外にも市の果樹振興会に対する補助金も削り、軒並みに削つている。もともと余り出してなかつたのですが、せめてこういう少ない補助金については、全額出してもそれ大きな負担になる問題じゃないと思うんです。一般的に見直しを図るということですから、われわれはもつと増額せよという要求ですが、ある程度は削られるにしても、かなりパーセントでいくとかなり削られている。

こういう点では、市長が言つておられるように、本当に地場産業を振興させていくという立場に立っていないんじゃないかと思えますので、今後、十分努力をしていただきたいということと、それから、せんだつての一般質問で大谷議員さんから出された山間医療問題に関してですが、横山病院の補助金も1割ほどカットされてるということです。産衛部長さんあたりからも御答弁がありましたように、横山病院にお世話になつてるのは、かなり大なるものがあると思います。私は、横山病院だけに力を入れてということではないんですが、山間部の医療体制を確立していく、大谷議員さんの質問の中にも老人医療の問題も出されておりましたが、南横山地区の診療も横山病院におんぶしている。その点からいけば、南横山診療所の委託になるが、この分は多少増額されたものの、横山病院そのものの運営が現段階でもしんどい状況だと聞いてます。お医者さんの確保とか、他方、和泉診療所の場合と比べると、まだまだもつと市は補助金だけではなく、力を入れていかなければならぬ問題点があるんじゃないかと思えます。

今回の補正予算、そういう面での補助金の点は非常に弱いと思いますが、今後とも私どもは要求、要望するわけです。ちよつと基本的な面も含めて産衛部長さんなり市長さんなりからの御答弁を願つておきたいと思えます。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） まず、第一点目の農林行政の関係についての御質問でござい

ますが、各団体の助成、補助金等につきましては、先刻、市長からもるる御説明されたとおりでございます。

片や、それ以外の一つの方針といたしましては、御存じのとおり、花卉栽培等につきましては、50年度に大阪府の園芸団地整備事業にもつとつて60%の大阪府の補助、特に近代化施設につきましては市が10%の補助を出し、また、果樹振興関係につきましてもお説のとおりですが、これについても抜本的な振興策としては、農業基本法に定める構造改善事業を大幅に推進していく。このためには、国、府の補助合わせて75%、近代化施設は10%、土地基盤整備については20%といったように、効率的な振興策を図る措置が必要ではないかという観点から取り組んでるところでございます。

そういった状況にあわせまして、各果樹振興会、花卉生産組合等の助成措置についても、われわれもできるだけ多く出していくことを願つてるところでございますが、現下の諸般の事情の中で御協力を賜つていきたいと考えてるところでございます。

二点目の横山病院の関係につきましては、過日も申し上げましたように、特に山間地域の医療体制につきましては、横山病院の関係各位に格別の御協力をいただき、市民の健康管理面に御協力をいただいている現状でございます。本件の補助関係についてもお説のとおり、非常に現下の病院業務がむずかしい現状にあることはわれわれもよくわかつております。しかしながら、市のこういつた財政事情の中で、本年度についても申し上げにくいのですが、御賢察を賜り御協力をいただくようお願いしたいと考えてる次第でございます。

○ 議長（坂上彌治君） 他に。

○ 6番（大谷昌幸君） 実質的な赤字財政を建て直すため行財政健全化委員会をつくれ、いろいろ努力されてるということにつきましては大いに評価したいと思います。しかしながら、現下の情勢では、実質的に経費が過大になつていくもの。いわゆる去年は指数を1とした場合、ことは絶対的に1.1要するというものは減らそうとしても減らせないと思うのです。いろんな面で補助金の精査検討をされたということはよくわかるのですが、その中で特に義務教育の絶対的に必要とする経費、たとえば40ページの中学校費の中の学校保健費、各種体育大会選手派遣補助金35万8千円が昨年どおり支出されているわけなんです。しかし、消費者物価指数などが当然去年以上に上がつていく中で、昨年並みということは実質的な後退ではなからうかと思ひます。現在、学習塾等が云々されてるとき、これにはクラブ活動の補助とかいろんなものがあるわけですが、ひつくるめて言えば、特に課外教育がやかましく叫ばれているときにこういうものが昨年並みであるということ、これはいかなる観点にお立ちの上で決められたものか、そういう点をお伺いしたいと思います。

もう一点は、39ページの小学校の管理費の中で修学旅行引卒者補助金19万円が計上されております。昨年はたしかもつとこの3倍ぐらいの額だったと記憶しておりますが、これでは16校ある小学校の1校当たりわずかに1万2千円ぐらいですか、それでは校長先生以下10人近い先生方が引卒に付き添って行かれるのにどういふ観点からこれを計上されましたか、お伺いしたいと思います。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 教育次長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

御指摘ございました40ページの体育大会選手派遣補助金でございますが、これは51年度実績と同額、100%でございます。学校側とも校長会等を通じいろんな要望をいただいております。一般質問の当初に市長からも市の行財政需要についてお説もございましたが、昨年実績100%を上回るものはすべて抑えるという現状の中、35万8千円で効率的な運営を図つてまいりたいと思うわけでございます。

それから、小学校の修学旅行引卒者補助金でございますが、御指摘のように小学校16校ございまして、その引卒者先生方の旅費実費額の補償についてかなり低いという御指摘でございます。これにつきましては、40ページにございます中学校の一般管理費にも関連いたしますが、両方合わせて効率的な運営を図りたいと考えてございます。

○ 6番（大谷昌幸君） そういう意味はわかるのですが、どういふ大会があつて派遣されるか私は知りませんが、必ず運賃は上がつていくわけです。それが昨年と同額であるということは、たとえば監査報告書の12ページを見ますと、幸小学校の体育大会だけでも26万8千3百円という額が要つてるんです。中学校の選手を校外に派遣する、当然先生方も付いて行かれるでしょうし、いま申し上げたように、そういう一般的な経費が上がってくるわけです。これは教育委員会あるいは市長さんは、超過分は学校いわゆるPTAで負担せよという意味合いですか。それとも、去年10人派遣していた分は8人とか7人にせよということですか、その点も十分お考えいただきたいと思ひます。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

お説至極ごもつともでございますが、中学校の選手派遣費についても、実は市教委が主催する体育大会、水泳、陸上大会の記録会、また、中体連等の関係するクラブ活動、大会等に対する選手派遣費でございます。各学校から一堂に会して大会を開催するについて、余りにも経費が低いという御指摘でございますが、そのとおりでございます。しかし、努めてバス等を利用願つて実費支給に見合うようにと配慮するところでございます。

なお、PTA本来の子供の成長を願いつつ会員相互の教養を高めるという趣旨に反して、P

TA会費あるいは徴収金の中に多くの公費的支出を御負担いただいていることも十分承知しております。今回の御指摘の趣旨を踏まえ、それらの対処にも当たつていきたい。

なお、課外クラブ活動あるいは正規のクラブ活動費についても同様な点が見られるわけでございまして、万難を排してこれらの当然公費的負担について対処してまいりたい、かよう考えるのでございます。

○ 議長（坂上國治君） 他に。

○ 5番（仁井明君） 43ページの保健体育費の体育連合行事委託料55万円について少し質問させていただきます。

これは恐らくスポーツの各部門に補助金を出している金と思います。ところが、年々人口は急増しスポーツをやられる方もふえてると思うんです。先日の春季大会でも百5チーム、人数にして約2千人の方が市長杯に参加していただいているわけでございます。これからも11月の文化祭に向けて各部門の体育を一生懸命やられることと思いますが、これの補助金としては非常に少ないと考えております。これも昨年と同じではなからうかと思うんですが、人口は12万あるいは13万に急増していく、スポーツマンもだんだんふえてくると思うんですが、やはり補助金も年々上げていつてやらなければならない。市が発展しないと思うんですが、昨年とことしの比率、また、物価上昇も考えた上での委託料であるのかどうか、ひとつ質問させていただきます。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 教育次長（広岡史郎君）御指摘の体育連合行事委託料でございますが、御承知のように、野球を初め剣道、柔道、唐手及びバレーボール、バスケット、ソフトボール等あらゆる種目の行事に市が委託を申し上げてるわけでございます。

申すまでもなく、各種目のスポーツを通じてみずからの体力を向上し、スポーツの振興に大きな役割を果たしておられます。補助金そのものの額は昨年度と同額でございますが、市にも体育指導員等々の教職員も各中学校等に配置されております。これらの補助金は、ほとんど審判の手当あるいは優勝から3倍に入賞される方々個人に対する賞品賞状等の関連だと思えます。これらの審判等の経費節減のため、体育指導員等の派遣の計画を立て、より広く皆様方の御参加を得たい、かように取り組んでまいりたいと思えます。

○ 5番（仁井明君） 部長の説明では、財源が苦しいからこういう委託料になつたと聞いておりますが、やはり人口がふえスポーツマンも年々ふえるのですから、市のスポーツ大会に参加してもらおうという意味で今後、こういう問題にも理事者の方々が十分認識され、委託料等についても考えていただきたいと思えます。

○ 議長（坂上國治君） 勝部議員。

○ 22番（勝部津喜枝君） 三点ほどお尋ねいたします。

31ページの母子家庭見舞金80万円ですが、この内容について、お金の見舞いなのか品物なのか。それと該当世帯数をお尋ねしたいと思います。

次に、35ページの消費者の会育成補助金ですが、これは現在、会員さんが何名おられるのか。

次に、先ほど大谷議員さんが御質問されました修学旅行引卒者の件ですが、中学校の方と合わせて効率的な運用という御答弁をいただいておりますが、中学校の方が76万円ですから両方合わせて95万円、これを両方の学校数で割って使っていくと理解しているのかどうか。

以上三点、お尋ねいたします。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 福祉事務所長（青木孝之君） 第一点目の母子家庭見舞金につきまして、これは1万6千円の約50世帯でございます。

○ 議長（坂上國治君） 次。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 35ページの消費者の会の関係につきましては、会員の方々が各婦人層にまたがるわけですが、一応、今の組織の中で御活躍いただいておりますのは60人程度でございます。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 教育次長（広岡史郎君） 小中学校合わせて修学旅行引卒者補助金が95万円になります。小学校は比較的近距离、お伊勢参りという形で実施されておりますが、中学校は四国とか東京方面へ出かける場合が多いのでございます。過去の実績を見ますと、中学校は引卒者がかなり多数行かれますが、各学校の教科等によつて担任の先生が行けないということもあり、両方の金額の中で運用したいという趣旨でございます。

○ 22番（勝部津喜枝君） 母子家庭見舞金ですが、過日の厚生文教委員会で母子家庭の医療費無料化の請願審議の中で、実数をつかめていないということがありましたが、さしあたり50世帯ということで把握しておられるということで理解してよろしいのですか。

○ 市民部長（内田繁君） 説明不足がございましたので、補足かたがた御説明申し上げたいと思います。

これにつきましては同和施策でございまして、同和地区の母子家庭に対しての見舞金制度でございまして、同和地区で現在、約50世帯だろうとつかんでるという意味でございまして、市全体の母子家庭ではございません。

○ 議長（坂上國治君） 他に。

○ 20番（田中包治君） 実は、過日の一般質問でも問題になつたんですが、光明台の債務負担行為の問題についてですが、立てかえ工事なら私もわかるんです。ところが、債務負担行為となつてくると、起債あるいは地方債がついてくる。約7億円の中に光明台団地の負担金と地方債の関係が出てくるわけです。そういう中で一体これをどう考えてるんですか。やはり地方債の返済は和泉市でやるんですか、そこらが問題やと思ひ。

それともう一つ、前にも問題になりましたが、公共施設をやるということ、この中学校及び小学校と並行して幼稚園及び保育所が建設される見通しがあるのかどうか。これも妥結したんだという話からこうしてるんだと思いますが、いつも平行線になつてるが、この中でどういふふうにして光明台団地の造成をやるうとしてしているのか。こころをはつきりしてもらいたと思います。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からお答えいたします。

御承知のとおり、小中学校の教育は義務教育でございまして、これは児童の発生に伴いまして、それを收容、教育していくための施設は、市町村の責任において建設すべきだという、団地の場合にしろ、一般であろうと、この方式に変わりございません。ただ、住宅公団のように、かなりの規模を持つて開発された場合には、ここにも御提案しておりますように、その団地開発に伴つて直ちに小学校、中学校をつくらなければならない。それには補助あるいは起債等の特定財源のみでは建設ができないわけなんです。したがつて、国の方では公共関連事業費につきましては、住宅公団側で立てかえるための資金を用意して下さつてるわけです。したがつて、補助金は補助がついた段階で住宅公団に立てかえてもらつたものを返済していく。地方債の許可があつた場合は、その地方債相当分につきましては、そのまま住宅公団に返済する。残つた一般財源相当分は長期間にわたつて返済していく、こういう形式になつておるわけです。したがつて、地方債そのものの償還も当然、市が当たつていくこととなります。

○ 20番（田中包治君） そこで私は問題があると思ひ。立てかえ施行というならわかるんですよ、はつきり言ひましたら。そうすると、あなた方が妥結してないと言ひが、妥結してるといふことですか。

それと、光明台団地に入居した場合、好むと好まざるとにかかわらず、市民の要望として保育所などが出てくる。あなた方は民間に委託すると言つてるが、民間でもよろしい。ところが妥結した、妥結してないと言ひが、ややこしい。団地計画、住みよい団地生活の中でどのような方向で処理するのか。後からどう考えるのか。すでに見取り図ができてると思ひます。それができ

てるとなると、小中学校はあなたに教えてもらわなくて義務教育だからあたりまえですよ。しかし、団地がくることによつて財政は決してよくなることは事実なんです。各市町村ではそれがために公共負担が問題になつてゐる。モンロー主義とか言われますがね。

その中で、あなた方が来年4月に入居するんだと言つてゐる。新聞報道なので別としても、われわれは何も知らない。そして、突然債務負担行為が出てきてゐるわけです。中身は全然わからない。恐らく26人おりますが、光明台団地の造成計画、その他を知つてゐる人はないと思ふんです。だから、ここに出してくるのはおかしいやないかと言つてゐる。

○ 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

光明台団地の造成計画、いわゆる基本的な計画等につきましては、開発事業特別委員会の席上で図面等もお見せして御説明してきた経過がございます。ただ、それらの団地造成に伴う公共負担金の内容等は、現在、まだ事務当局側でいろいろと議論してゐる段階でございます。それらにつきましては、委員会にも御説明はしておりませんが、計画そのものは十分に御説明してきておりますので、その点ひとつ御理解願ひたいと思ひます。

○ 20番（田中包治君） いつでも一般質問から平行線になります。この問題についてはどうしても理解できない。理解せよと言つてもできつこないんです。ただ、45年に基本協定が結ばれたということはわかつてゐる。どういふ協定か知りませんが、これは聞いております。しかし、入居する場合、地方自治体ができるだけ負担の少ない方向で処理するように公団側と折衝してゐるでしょう。してなかつたら、来年3月ということは出てこない。そしたら、私が言つてゐるのは、終着点を3月にしておいて、いまだに妥結してありませんとなると問題やと思ふんです。この間も言いましたが、終着点を先に決めといてやる。土端場であかなんたらどうしますね。うちは入れますと言つてゐるんです。そうなると、宅造の指導要綱の中では、3軒、5軒の家を建てた場合50万円負担してゐる。普通の小さい会社はね。そうなると、大きい団地だけはかまわないんだ、小さいやつは払つてくださいという問題がからんではせんかと言つてゐる。宅造法に基づくやつと小規模のものは違いますよ。しかし、市民の権利として、50万円払わなったら水道入れませんと言つてゐる。団地の場合、要求を聞かなんたら水道を入れないなんてことはできるのか、できないのか。

○ 助役（坂口禮之助君） 水道事業等につきましても、一般の開発指導要綱を全く同じように適用してありまして、現在、住宅公団の予定してあります光明台団地内における水道事業の費用は、一切、全額公団の負担でやつてあります。個人入居の場合も団地の場合も差はございません。むしろ大規模の場合の方が高額になつてゐるんじゃないかと存じてあります。

○ 議長（坂上國治君） 他に。

- 13番(赤阪和見君) 多く言いませんが、一点だけ。

防犯対策費の中で防犯灯設置補助金の件ですが60万円、昨年は70万円でしたか、これで昨年からの申し込みでまだ残ってる分、未設置の分はどのぐらいあるのか。

それから、次の町会活動費は、去年と比べて大分減つてると思うが、いかがですか。

- 議長(坂上國治君) 答弁。

- 秘書広報課長(竹田明郎君) お答え申し上げます。

防犯灯の件ですが、防犯灯補助金の補正がおくれておりましたので、現在、15団体から25灯ほどの予約を承っております。

それから、町会の補助金でございますが、昨年は6百82万5千円、52年度が6百76万円になつておりました、6万5千円の減になつております。しかし、51年度から52年度にかけて約12ほどの町会がふえておりますので、積算すると、約1割減の補助になつてると考えております。

- 13番(赤阪和見君) 町会というのは、市を何等分かって綿密に細かい単位の作業をしてるんです。市の補いきれない点をカバーしてくれてるという点に立つて、各種のいろんな補助金の要求団体については、細かく言えば個々の問題ですが、町会活動費は、すべての人に関する費用です。そういう発想に立てば、まだまだ和泉市行政の中の落ちこぼれを救つていくべき方向にあるのが町会活動だと思ふんです。広報の配布にしてもしかり、いろんな活動は細かくなつてと思ふ。そういうものを削るのは少しおかし。補助金の精査は財政の悪化云々と言われますが、もつと全般にわたるものは、また、必要欠くべからざるものはきつちりしてもらいたい。そういうことを要望しておきます。

- 議長(坂上國治君) 他に。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。勝部議員。

- 22番(勝部津喜枝君) 採決に当たりまして、共産党議員団として意見を申し上げておきたいと思ひます。

まず第一点に、財源の確保をもつと明確にすべきだと思います。その第一は、行財政上のむだを省くことであります。さらに、開発行政の中で市民負担がふえてることが明らかになつてきております。今日の時点で民主的な規制の措置を早急に明らかにすべきではないかと思ひます。さらに、超過負担や地方交付税の増額を初めとして、政府への要求を強く行つていく、こうした問題を明らかにしていかなければならないと思ひます。

第三点は、不公正を正すということです。この点については、支部助成金の問題を初め、直村議員の質問の中でも明らかになってきております。

第三点に、福祉の関係で身体障害者の問題を含まして、こうした福祉関係は一切引き下げてはならないと考えます。

さらに、本日の毎日新聞の報道では、泉佐野市は、タオル業界に対して非常に積極的な姿勢を示したことが報道されております。本市の深刻な打撃を受けてる地場産業については、もつと積極的な姿勢を打ち出すべきだと考えます。

こうした点を申し上げ、採決に当たつての共産党議員団の意見といたします。

- 議長（坂上國治君） 本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第38号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長（坂上國治君） 次に、日程第三「工事請負契約締結について」（市立緑ヶ丘小学校プール新設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第39号

工事請負契約締結について

市立緑ヶ丘小学校プール新設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和52年6月23日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 市立緑ヶ丘小学校プール新設工事 |
| 2. 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3. 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4. 契約金額 | 33,000,000円 |
| 5. 契約の相手方 | 大阪府和泉市北田中町219
大高建設株式会社
代表取締役 奥野喜八郎 |

6. 工 期 自 昭和52年6月28日(議決の日)
至 昭和52年7月15日
7. 契約保証金 免除
8. 保証人 大阪府和泉市箕形町437-4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳一

議案第39号参考資料

市立緑ヶ丘小学校プール新設工事概要

1. 工事場所 和泉市緑ヶ丘地内
2. 敷地面積 23,630㎡
3. 工事種別 新設
4. 構 造 鉄筋コンクリート造 25m×6コースプール 1面
" 小プール 5m×5m 1面
" 保育園児用プール 5m×6m 1面

コンクリートブロック造屋根鉄板葺平家建

附属棟 1棟 延90.84㎡

(更衣室・便所・教官室・倉庫・機械室)

- 議長(坂上國治君) 提案理由の説明を願います。
- 参与(中塚白君) 議案第39号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

本件は、市立緑ヶ丘小学校プール新設工事で、契約の相手方、大阪府和泉市北田中町219、大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎と契約金額3千3百万円をもつて、工期は御議決の日より昭和52年7月15日までにて契約しようとするものでございます。

工事概要については、鉄筋コンクリート造り25メートル6コースプール1面、小プール1面、保育園児用プール1面でございます。詳細は参考資料のとおりでございます。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

なお、議長のお許しを得まして、この席上から一言お断り申し上げたいと存じます。

工期につきましては、いま提案理由の中で御説明申し上げましたような状況でございますけれども、実質上、事前着工いたしてございます。これにつきましては在来、所属委員会で御承

認をいただいておりますが、本件につきましては、委員会開催のいとまがございませんでしたので、各委員さんの御承認を求めべく委員長の御指示を受けておつたわけでございますが、十分その意が御認識いただけなかつたということで、この席をお借りして一言おわびを申し上げたいと存じます。

なお、今後こういう事態の発生しないよう、十分の注意を払うこととお誓い申し上げまして終わります。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 89 号を原案どおり可決決定いたします。

- 議長（坂上國治君） 次に、日程第四「市新企業再開の要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第 1 号

市新企業再開の要望決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 13 条の規定により提出します。

昭和 52 年 6 月 27 日提出

和泉市議会議員

横 田 憲 治 郎

竹 下 義 章

柳 瀬 美 樹

寺 田 茂

市新企業再開の要望決議

市新株式会社（和気町430番地）は去る2月1日企業閉鎖全員解雇の申し入れ、又さらに2月28日からは全面的に閉鎖に至り、従業員307名、家族を含めると約1,000名の生活が不安にさらされる事態に立ち至っています。

市新は、この5年間においても約25億円もの設備投資をなし、その機械設備は公害施設を含めて染色業界では高く評価されており、生産量に於いても月産250万メートルの生産能力を有する業界のトップクラスに値する染色加工工場です。

しかし会社は繊維市況の悪化、受注減、加工賃の低廉等を理由としているようです。

従業員は、市新の受注先である三陽樹や丸紅に対し今迄と同様に営業、経営の両面での支援を要請しています。

これらの事実に基づき市民生活の向上を図る一貫として、また、地場産業基盤の高揚を図る主旨から当市議会は市新の企業再開に市長が努力するよう要望する。

以上決議する。

昭和52年6月27日

和 泉 市 議 会

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を求めます。
- 1番（寺田茂君） いまの要望決議の中で趣旨説明をさせていただきました。特に私は、家族千名が3月から不安の中で生活を送っている。それと、日ごろ言われております地場産業をもっと充実させていく観点から、財政面の問題も含めまして決議されますようお願いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。
- 議長（坂上國治君） 本決議文に御意見ありませんか。
- 20番（田中包治君） 構造不況によるところの市新の企業閉鎖の再開で通産省、その他に議会から要望することはわかるわけです。市新の企業閉鎖については、労使の紛争の解決であるのか。市長がどう決議してもろうても、実際、労働者の税金をまけるとか、そういうことで援助することは問題をいわけですが、再開について、市長がどういう指導性というものがあるのかどうか。というのは、労使の紛争であつた場合は、労働三法によつて解決される。すなわちストライキ権あるいは工場閉鎖に対しては生産管理という立場で労使が闘うようになりたわわっているわけです。

そして、この問題は恐らく労働委員会に提訴されてると思います。だから、労働委員会に提訴されているものを、市会の中で、あるいは市長という肩書の中で何ができるだろうかという

ことです。私たちは企業再開という問題の中で、繊維の構造不況に対して通産省なり内閣に、その是正と地場産業の発展ということとするのが正しいのではないかと。

もう一つ、私たちが心配するのは、和泉市の企業は現在、繊維が相当倒産、その他の問題に出食わしております。しからは、それらの問題についても市長があつせんするのがどうか、ここらが非常に問題の焦点になつてくるのではないかと。大きいから、これだけについて市長が動くんだ、小さいから動かないんだ、こういうかつかうになつていだろうか。ここに決議後における問題として、私は心配せざるを得ないと思います。

したがつて、私は決議になつたとしても、一応、関係の機関で審議する方が、労働三法あるいは行政権の問題、市会の権限等々の中でもう少し慎重に考えることが正しいあり方ではないだろうか。そこらをお互いにはつきりする方が、市新の企業再開と和泉市政のあり方、市長の権限、いわゆる行政権の問題と労働三法における労使紛争の問題等で、この問題の締めくくりをはつきりする方がいいのではないかと考えます。

- 1番(寺田茂君) この要望決議については、地場産業を守つていくという立場、また、財政面から見ても、52年度は恐らく市新からの収入が全く零になるんですね。だから、和泉市の財政面からも、市長にひとついろんな力をお願いしたい。

いま、田中議員が言われた労使の問題、私はそんな問題じゃないと思う。労使の問題なら、田中議員も労働組合の出身だし、そのことはよく御存知だと思います。ただ、私たちは市新だけを助けてくれという問題ではなく、和泉市の中小企業あるいは繊維を守るという立場から、天知議員からも出ますように、市民の福祉のため繊維、地場産業を守る立場からお願いを申し上げておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

- 議長(坂上國治君) 他に御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、決議第1号を決定いたします。

-
- 議長(坂上國治君) 次に、日程第五「朝鮮の自主的平和統一促進に関する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第2号

朝鮮の自主的平和統一の促進に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和52年6月27日提出

和泉市議会議員

富	山	敏	治
三	井	正	光
田	中	包	治
上	代	卯	之松
仁	井		明
竹	内	修	一
赤	阪	和	見
直	村	静	二
寺	田		茂
金	沢		勝

朝鮮の自主的平和統一促進に関する決議

朝鮮の自主的平和統一の促進については、近隣邦国である日本国民並びに世界の平和愛好諸民族の最も切実なる望みであり、且つ願ひである。

一つの血筋を受け継いだ民族が長い期間二つの国家に分断され、次第に民族の共通性が薄れていく現実には誠に憂慮の念に堪えないところである。

こうした現実のもと、朝鮮人民が自国の永久分裂に終止符をうち、戦争の危険をとりぞき、国の自主的平和統一のためとつている救国方案を支持すると共に其の目的達成の早期実現を切に望むものである。

以上決議する。

昭和52年6月27日

和泉市議会

○ 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を求めます。

○ 7番（金沢勝君） ただいま御上程されました「朝鮮の自主的平和統一に関する決議」につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

この内容につきましては、ただいま事務局長より朗読されたとおりでございます。アジアの平和と民主主義を守るためにも、同じ民族が長い間二つの国家に分断されておりますことは道義上許されません。この事実を十分御理解いただきまして、ぜひとも議員各位の御協力と御理解をいただきますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 本決議文について御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、決議第2号を決定いたします。

○

○ 議長（坂上國治君） 次に、日程第六「同和对策事業特別措置法の根本的改正を含む強化延長を要望する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第3号

同和对策事業特別措置法の根本的改正を含む強化延長を要望する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和52年6月27日提出

和泉市議会議員

橋本佳行

藤原要馬

富山敏治

横田憲治郎

藤 原 利 一
仁 井 明
三 井 正 光
竹 下 義 章
金 沢 勝
大 谷 昌 幸

同和对策事業特別措置法の根本的改
正を含む強化延長を要望する決議

内閣同和对策審議会答申が出されて12年。それを受けて制定された「同和对策事業特別措置法」もすでに8年の経過をみている。

本市に於いては、10年で同和問題の解決を実現するという同法の精神にのっとり総力をあげて対策事業のより適正かつ効果的な推進に努力してきたところであるが、しかし未曾有の財政危機に直面した現在、しかも全国でも屈指の同和地域をもつ本市の事情を見るならば「同和对策事業特別措置法」のこり1年余りの期限内では、同和問題の解決の為の同和对策事業の完遂はもはや期し難い状態である。また、現行の国庫補助方式では「超過負担」の全面的な解消は出来ないといえる。

よつて、政府ならびに関係機関におかれては、「超過負担」の全面的な解消、生活、労働、農林水産、産業、教育、人権等の各分野における抜本的な「同和对策」の施策遂行を可能とするべく「特別措置法」の根本的な改正を含む強化延長を行うことを強く要望する。

以上、決議する。

昭和52年6月27日

和 泉 市 議 会

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を求めます。
- 3番（橋本佳行君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をされました「同和对策事業特別措置法の根本的改正を含む強化延長を要望する決議」について趣旨説明をさせていただきます。

趣旨説明に入ります前に、議長さん初め、諸議員の皆さん方、さらには、市長を初めとする理事者の皆さん方には、平素部落問題解決に向けて鋭意努力されていることに対し、衷心より

厚く御礼申し上げます。

それでは、本要望決議の趣旨説明を行わせていただきます。皆様すでに御承知のように、内閣同和対策審議会答申が出されてすでに12年間経過しており、答申には、同和問題は人類不偏の原理であり、人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によつて保障された基本的人権にかかわる問題であるという認識の上に立つた中で、同対審答申以来12年が経過した中で、この答申の精神を受けてつくられたいわゆる同和対策特別措置法が残り1年有余カ月に迫つた現在、部落解放を達成するためには、政府は前期5カ年でこれらに投じた同和予算は千八百83億円にすぎません。したがって、後期5カ年の中でも総額3千八百68億円となっており、したがって、全予算は約10年間合わせて5千億円にすぎないところであります。

昭和50年に総理府が全国の同和地区の実態調査を行いましたところ、実質、物質的に関する計画でも、すでに総理府が発表している金額は1兆2千億円が必要と言われる現在、昨今の状況の中で私たち、和泉部落を見ましても、全体のまだ20%ないし25%にすぎない状況の中です。したがって、本議会の名のもとに要望する決議案を提出いたしますので、皆様方のよろしくの御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案趣旨の説明にかえさせていただきます。

- 議長(坂上國治君) 本決議文について御意見ありませんか。
- 21番(直村静二君) 本要望決議につきまして、反対理由の意見を述べます。

最初に、部落差別をなくす立場から、同和事業そのものについては、共産党議員団は基本的には賛成である。したがって、住民の統得するよう各階層の意見なりが十分くみ尽くされたいうえで、公正民主の同和行政を主張しているのもそのためであります。

しかし、本市の同和行政の現状は、全く非民主的、独善的な、部落民以外は差別者であるという勝手な理論で、同和行政の独占的私物化、いわゆる窓に一本化方式を行っております。そのため多くの市民から逆差別の意見も大きく上がっております。同じ地区住民であつても同和施策を等しく受けられない二重差別も行つてます。

さらに、同和事業についても、計画を立案、実施するについても超デラックスなものをやつてきた。富秋中や解放センターなど、これらも市民から大きな批判が上がつてます。

次に、同和予算の市財政に対する圧迫、本市の起債2百10億の半分以上が同和関連起債であり、この負担が市財政を強く圧迫し、未曾有の財政危機を強めている大きな要因の一つでもあります。

民間の特定団体と市当局が癒着して非常勤嘱託員並びに支部助成金、市職員への無原則的な採用など、膨大な人件費、みずからの独自の活動を放棄して市の公金を運動資金として運用す

るなど、全く民主主義に反する行政が行われております。

以上のような問題点がある今日、和泉市の同和行政の中でぜひとも各市民、各議員が関心をもち、これを是正することが最大の急務ではなからうか。同和行政関係者はこの実態を深く再考すべきではないか。いま、このような要望決議を出すことについては早計ではないか。

次に、共産党議員団は本来の同和行政、公正民主の立場から若干の提言、対案的なものを申し上げます。

同和对策特別措置法の民主的な改正を迫ります。それは国の財政責務を明記させることです。さらに、公正民主の同和行政の立場から、朝田、松井派の解放同盟に対する公費の支出をやめること。デラツクスな施設で逆差別をする行政、これも改めることです。その中心点である差別行政を行ひ、部落住民に等しく同和施策を与えない、そういう独占的管理の窓口一本化を廃止すること。また、同和施策は地区住民に等しく与えられるように支給条件を改正すること。そのためにも市同促などの協議機関は民主的な措置をする。そのためには関係団体が十分市同促に参加し、さらに、住民代表が参加し、運営を公正にすること。このようにしてこそ、真の部落解放の立場に立つた同和行政ができるものと思います。したがって、本要望決議につきましては、以上の点から現時点では反対する意見といたします。採決を願います。

- 議長（坂上國治君） 本件に反対の方もありますので、挙手により採決したいと思います。本件について賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

賛成多数につき、決議第三号は、原案どおり決議いたしました。

- 議長（坂上國治君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。よつて、昭和52年第二回定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よつて、第二回定例会を閉会いたします。

この際、市長のあいさつを許します。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る23日、本年第二回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には公私ともに特に御繁忙の折にもかかわりませず、連日にわたり慎重御審

議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本議会を通じ議員皆様方より御指摘いただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政の運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後ともなお一層の御支援、御協力をお寄せ賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに臨みまして、これからは暑さも日増しに厳しさを加えてまいります。議員皆様におかれましては、十分に御自愛くださいますようお願いいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての心を込めての御礼のごあいさつといたします。どうも本当にありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(坂上國治君) 私より一言、御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、議員皆様には大変お忙しいところ、連日、終始御熱心に、しかも慎重御審議を賜り、まことにありがとうございました。また、議会運営につきましては格別の御協力を賜り、全議案を日程内に処理でき得ましたことを、議長として心から厚く御礼を申し上げます。

なお、理事者におかれましては、いろいろと指摘、御要望のあつた諸事項につきましては謙虚にこれを受けとめ、鋭意邁進せられるようお願いを申し上げます。

最後に、気候不順の折から、皆様方には御健康に御留意せられ、市政発展に一段の御尽力を賜らんことをお祈り申し上げまして、御礼のお言葉にさせていただきます。まことに長時間ありがとうございました。

(午後2時43分開会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員